

大学機関別認証評価

自己評価書

平成19年6月

鳴門教育大学

目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
	基準 1 大学の目的	4
	基準 2 教育研究組織（実施体制）	12
	基準 3 教員及び教育支援者	28
	基準 4 学生の受入	50
	基準 5 教育内容及び方法	63
	基準 6 教育の成果	116
	基準 7 学生支援等	132
	基準 8 施設・設備	157
	基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	173
	基準 10 財務	186
	基準 11 管理運営	196

I 対象大学の現況及び特徴

1 現況

(1) 大学名 鳴門教育大学

(2) 所在地 徳島県鳴門市鳴門町

(3) 学部等の構成

- 学部：学校教育学部（学士課程）
- 大学院：学校教育研究科（修士課程）
- 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科（博士課程に構成大学として参加）
- 附置研究所：なし
- 関連施設：附属図書館ほか6センター

(4) 学生数及び教員数（平成19年5月1日）

学生数：学部 477名，大学院 553名

教員数：158名

2 特徴

本学は、実践的指導力のある優れた教員の養成に資するため、主として現職教員に高度の研究・研鑽の機会を確保する大学院と、初等教育教員及び中学校教員の養成を目的とする学部をもち、学校教育に関する理論的、実践的な教育研究を進める「教員のための大学」及び学校教育の推進に寄与する「開かれた大学」として、昭和56年10月1日に開学した新構想の教員養成系単科大学である。

本学の使命は、教育に関する実践的・理論的学問体系を構築するとともに、それらを踏まえ、指導者となる優れた人材を育成し、教育をとおして広く社会に貢献することにある。

本学の教育課程の特徴を一言でいえば、学校現場の諸課題や社会のニーズに応える実践型重視の教育内容に特化していることである。そのために新たな「教育実践学」の開発と構築、さらにその理論と実践の往還を通して、「知と技の統合」及び「心の教育」の充実に向けて努力している。その成果として本学では「教員養成コア・カリキュラム」を開発し、学部における新教育課程の軸として導入した。これは、実践的指導力を育成する目的から教育課程の中核に「教育実践コア科目」を置き、他の教養基礎科目、教職共通科目、教科専門科目との構造化を図り、有機的に関連させ編成したカリキュラムである。

大学院の基本理念は、学校教育に関する専門職として必要な資質と能力の向上を図り、学校教育の創造に主体的に取り組むことのできる高度な実践的力量を有する人

材を育成することにある。大学院のカリキュラム編成では、「教育実践学」を中核に据え、「教職教養・教育科学」、「教科専門」、「教科教育」の三者を構造化し、有機的関連を図っている。

本学の教育理念に基づいた教育課程、国際交流及び地域連携の特徴を以下に掲げる。

①早期から教職への理解と志向を促し、教育実践力を培うため、附属学校園や地域の公立学校の協力の下に、学部1、2年次の「観察実習」、「ふれあい実習」、3年次「実地教育」（4週間）、4年次「実地教育」（協力校実習2週間及び副実習2週間）、その他介護等体験等の実践型重視の教育課程を編成している。

②実践的指導力を育成するため、学部では本学独自の教員養成コア・カリキュラムを開発し、コア科目として「教育実践基礎演習」、「初等中等教科教育実践Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」及び1年次から4年次を見通した実地教育を構築した。また、大学院では「教育実践学」を中核に置き、「教育実践研究」、「教育課題探究」を必修科目として設定している。

③教育実践力を養うことを目的として、学部では教員を志望する者に教員インターンシップの受講資格を与え、平成17年度入学生から単位化し、また、フレンドシップ事業を通して公立学校等での体験活動を実施している。

④学校教育の現状に鑑み、学部では各専修に応じ卒業要件として複数免許（幼稚園教諭・小学校教諭・中学校教諭・特別支援学校教諭等）の取得を義務づけている。また、これ以外の資格（保育士、学校図書館司書教諭、学芸員）が取得可能なカリキュラムを整備している。

⑤社会のニーズに応じて、大学院に長期履修学生制度を活用した学校教員養成プログラムを導入するほか、昼夜開講の授業も開設している。

⑥大学院では、海外からの留学生を積極的に受け入れるとともに、諸外国の大学等との交流協定を締結し、教育・研究協力を推進している。また、各締結大学と学生の相互交流短期留学も積極的に実施している。

⑦徳島県や各市の教育委員会、小中学校等との緊密な連携によって、教育関連文化講演等の企画や共同研究等を積極的に推進している。また、県教育委員会との協定に基づく教員の人事交流を行い、教育現場の諸課題を取り上げ、教育に反映させている。

II 目的

本学は、昭和46年6月「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」（中央教育審議会）の答申及び昭和49年5月「教員のための新しい大学・大学院構想」（新構想の教員養成大学等に関する調査会）の報告を基に設立された新しい教員養成大学である。**本学の目的は**、「創設の趣旨・目的」を踏まえ学則第1条において、「本学は、学校教育にかかる諸科学の理論的及び実践的研究を総合的に推進するとともに、豊かな教養を培い、人間性に対する多面的な理解と深い人間愛とに支えられた教育者としての使命感をもつ有為な教員を育成し、もって教育、学術及び文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。

学部の目的は、学則第29条において「学校教育学部（以下「学部」という。）は、学術の中心として広く豊かな知識を授けるとともに、学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開しうる優れた初等教育教員及び中学校教員を養成することを目的とする。」と定めている。

大学院の目的は、学則第57条において「本学大学院は、広い視野に立って精深な学識を授け、学校教育に関する理論と応用及び教育実践の場における高度の教育研究能力を養うとともに、教育にたざざる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進することを目的とする。」と定めている。

1 鳴門教育大学の中期目標

本学は、平成16年度の国立大学法人への移行に際し、**大学の基本的な目標として**、「鳴門教育大学は、21世紀に生きる人間として豊かな教養を培い、地球的視野に立って総合的に判断できる力量の形成に努め、教育者として子どもに対する愛情と教育に対する使命感を醸成し、教育に関する専門的知識を深めるとともに、教育の今日的課題に応えることのできる教員養成を目的とする「教員のための大学」である。この目的のもとに、学部では、教員としての必要な基礎的・実践的な資質や能力を習得し、広い視野に立って教育活動を実施し、地域の教育課題に応え、教育の改善に役立つことのできる教員の養成を行う。大学院では、教育に関する専門職として必要な資質や能力の向上を図り、学校教育の創造に主体的に取り組むことのできる高度な実践的力量を涵養する。さらに、学部、大学院が連携した教育を推進して優れた教育実践力をもつ教員を養成し、新しい時代にふさわしい学校教育の発展に寄与することを基本的な目標とする。」と定めている。

2 鳴門教育大学憲章

「創設の趣旨・目的」、「目的」、「教育理念・目標」及び「中期目標」を遵守し、改めて本学の目指すべき方向性を明確にするとともに、広く社会に具体的・簡潔・魅力的にアピールするものとして、**大学憲章の前文では**、「鳴門教育大学は、主として現職教員に高度な研究・研鑽の機会を提供する大学院学校教育研究科、および初等中等教育の教員を養成する学校教育学部をもつ教員養成大学である。教育は国の基である。次代を担う若い世代を心身ともに健康な市民に育てることは、すべての人間にとって最も崇高で重要な使命であり、かつ困難な営みである。とりわけ、これに専門家として携わる教員は、豊かな人間性と幅広い教養、そして高度な専門的能力をそなえていなくてはならない。かかる優れた教員を養成することが鳴門教育大学の目的である。われわれは、この目的を達成するため、日本国憲法、教育基本法、ユネスコの諸宣言の精神を踏まえて、基本理念、教育目標、研究目標、教育研究運営指針を定め、ここに「鳴門教育大学憲章」として宣言する。」と定めるとともに、「1. 基本理念」、「2. 教育目標」、「3. 研究目標」、「4. 教育研究運営指針」を定めている。

3 教育理念・目標

「創設の趣旨・目的」及び「目的」を遵守し、現代の諸課題に応え社会の変化に応じた要件、観点等を打ち立てるとともに、教育実践を志向することを含め、本学が学部・大学院において何を目指し、達成しようとしているかを時代の変化に応じた形で明確化するため、**本学の目標を**、「21世紀に生きる人間として豊かな教養を培い、地球的視野に立って総合的に判断できる力量の形成に努めるとともに、教育者として子ども

への愛情と教育に対する使命感を醸成し、教育に関する専門的知識を深め、教育実践力を身につけることによって、専門職としての教員を育成することを目指す。」と定めている。

(学士課程と修士課程等ごとの独自の目標等)

(1) 【学部】

学部の目標は、「教員として必要な基礎的な資質や能力を養うとともに、広い視野に立って教育活動を行い、地域の教育課題に応え、教育の改善に役立つことのできる教員の養成を行う。」と定めている。

〔重点目標〕

- ① 豊かな教養を身につけ人間としての成長を図るとともに、個性を伸ばし、得意分野の学識と教職に関する専門的見識をもち、教員として熱意をもって教育ができる教員の養成を行う。**重点項目**；ア) 教養基礎科目と専修専門・教科の専門科目との有機的関連を図る。イ) 教育専門家としての見識と使命感の育成を図る。ウ) 課外活動の充実を図る。
- ② 地域の特色や文化を尊重するとともに、科学技術の進展、国際化の拡大、環境問題等に関心をもち、グローバルな視野に立って教育実践ができる教員の養成を行う。**重点項目**；ア) 「総合演習」の充実を図る。イ) ボランティア活動の推進を図る。
- ③ 子どもの問題行動に適切に対処し、心の教育を徹底するとともに、一人ひとりの子どもの個性を大切にし、分かる授業を通して学びがいのある学級や学校をつくることのできる教員の養成を行う。**重点項目**；ア) 実践的指導力の涵養を図る。イ) 児童生徒理解及びカウンセリングマインドの育成を図る。
- ④ 情報通信技術の活用能力やコミュニケーション能力を実際の教育活動に生かすとともに、物作りの技術、サバイバルなど人間として生きる力を身につける。**重点項目**；ア) コミュニケーション能力の育成を図る。イ) コンピュータ活用能力の伸展を図る。ウ) 野外活動・フレンドシップ事業等のふれあい活動の充実を図る。

(2) 【大学院】

大学院の目標は、「教育に関する専門職として必要な資質や能力の向上を図り、学校教育の創造に主体的に取り組むことのできる高度な実践的力を涵養する。」と定めている。

〔重点目標〕

- ① 教育実践の経験の中から得た教育課題に基づき、自ら探究しようとする専門性を自覚し、最新の研究成果を取り入れながら理論化を図り、あわせて問題解決の方法を修得して学校教育の改善・創造に貢献できる能力を育成する。**重点項目**；現代の教育課題を探究し、学校教育の改善に貢献できる力を養成する。
- ② 学校病理といわれる「いじめ・不登校・非行」等の現象に取り組み、“臨床の知”を活用し、地域や関係諸機関と連携・協働して、これらの諸課題を解決することができる能力を育成する。**重点項目**；地域や関係諸機関とコミュニケーションを図り、連携・協働できる能力を育成する。
- ③ 学校教育において現代的諸課題を取り上げる場合、単一科学の理論や方法をもっては解決できないことが多く、パラダイム・チェンジの必要がある。これまでの学校教育の「知」を再構築し、新たな“総合の知”をもってその解明と解決に当たる。このことから、課題の研究に当たっては他領域との関連に留意し、広い視野から総合的にアプローチできるようにする。**重点項目**；“総合の知”に基づく実践力の育成を図る。
- ④ 教育に関する研究は教育現象を客観的に解明することにとどまることなく、教育課題を見出し、それらを解決に導くため、あるいは子どもの人格形成を支援するための理論と方法を確立することが求められている。このことから、教育理論と実践の一体化（理論と実践の架橋）を図る必要がある。そのために教科内容の研究、教材の選択、学習指導計画の立案、授業による子どもの変容と学習内容の修得という一連の事象の有機的関連と展開を対象とした教育実践研究を行い、授業に関する高度な教育実践学を構築する。**重点項目**；教育実践研究の充実を図る。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①: 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学は新しい教員養成大学として昭和56年10月に開学し、その基本構想は昭和46年6月の中央教育審議会の最終答申や新構想の教員養成大学等に関する調査会（いわゆる鯨坂調査会）の報告書を基に定められている。創設の趣旨（貼付資料1-1-①-1）を踏まえた目的は、創設時から学則第1条に「学校教育にかかる諸科学の理論的及び実践的教育を総合的に推進するとともに、豊かな教養を培い、人間性に対する多面的な理解と深い人間愛とに支えられた教育者としての使命感をもつ有為な教員を育成し、もって教育、学術及び文化の推進に寄与すること」（貼付資料1-1-①-2）と、規定している。

資料 1-1-①-1 「創設の趣旨・目的」

創設の趣旨・目的

現在、教員には、教育者としての使命感と人間愛に支えられた豊かな教養、教育の理念と方法及び人間性に対する多面的な深い理解並びに教科・領域に関する専門的学力、優れた教育技術など、専門職としての高度の資質能力が強く求められている。

本学は、このような社会的要請に基づき、主として現職教員に高度の研究・研鑽の機会を確保する大学院と、初等教育教員及び中学校教員の養成を行う学部をもち、学校教育に関する理論的、実践的な教育研究を進める「教員のための大学」及び学校教育の推進に寄与する「開かれた大学」として昭和56年10月1日に創設された新しい構想の国立大学である。

このような大学創設の趣旨に基づき、本学大学院学校教育研究科（修士課程）においては、広い視野に立って精深な学識を授け、学校教育に関する諸科学の総合的、専門的研究をとおして、その理論と方法の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者となりうる能力を養い、初等中等教育教員としての高度の資質と力量の涵養を図ることを目的としている。

したがって、入学定員の3分の2程度は、初等中等教育における3年以上の教職経験を有する者をもって充てることとしている。

また、学校教育学部においては、幼児・児童・生徒の成長と発達に関する総合的な理解にたち全教科・領域にわたる優れた指導能力を備えた初等教育教員及び中学校教員を養成することを目的としている。

（出典 ウェブページ [大学概要 創設の趣旨・目的]）

URL http://www.naruto-u.ac.jp/01_soumu/0102_kikaku/syusil.htm

資料 1-1-①-2 「鳴門教育大学学則」(第 1 条抜粋)

(目的)

第 1 条 国立大学法人鳴門教育大学(以下「本法人」という。)は、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)の規定に基づき、鳴門教育大学(以下「本学」という。)を設置する。

2 本学は、学校教育にかかる諸科学の理論的及び実践的研究を総合的に推進するとともに、豊かな教養を培い、人間性に対する多面的な理解と深い人間愛とに支えられた教育者としての使命感をもつ有為な教員を育成し、もって教育、学術及び文化の進展に寄与することを目的とする。

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 学則 国立大学法人鳴門教育大学学則])

URL <http://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/01gakusoku/101.pdf>

貼付資料 1-1-①-1 「創設の趣旨・目的」

貼付資料 1-1-①-2 「鳴門教育大学学則」(第 1 条抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的は、創設の趣旨・目的を踏まえ、学則において定めている。したがって、研究教育活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められている。

観点 1-1-②： 目的が、学校教育法第 52 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものではないか。

【観点到に係る状況】

本学の学部の目的は、学則第 29 条(貼付資料 1-1-②-1)に示したように、「学術の中心として広く豊かな知識を授けるとともに、学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開しうる優れた初等教育教員及び中学校教員を養成する」と定めている。この目的を達成するため、平成 12 年 11 月に「学部の目標」(貼付資料 1-1-②-2)を定め、「広い視野に立って教育活動を行い、地域の教育課題に応え、教育の改善に役立てることのできる教員の養成を行う」と明記している。

資料 1-1-②-1 「国立大学法人鳴門教育大学学則」(第 29 条抜粋)

(目的)

第 29 条 学校教育学部(以下「学部」という。)は、学術の中心として広く豊かな知識を授けるとともに、学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開しうる優れた初等教育教員及び中学校教員を養成することを目的とする。

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 学則 国立大学法人鳴門教育大学学則])

URL <https://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/01gakusoku/101.pdf>

資料 1-1-②-2 「学部の目標」(抜粋)

学部の目標

(1) 目 標

教員として必要な基礎的な資質や能力を養うとともに、広い視野に立って教育活動を行い、地域の教育課題に応え、教育の改善に役立てることのできる教員の養成を行う。

(2) 具体的目標

1. 豊かな教養を身につけ、人間としての成長を図るとともに、個性を伸ばし、得意分野の学識と教職に関する専門的見識をもち、教員として熱意をもって教育できるようにする。
2. 地域の特色や文化を尊重するとともに、科学技術の進展、国際化の拡大環境問題等に関心をもち、グローバルな視野に立って教育実践ができるようにする。
3. 子どもの問題行動に適切に対処し心の教育を徹底するとともに、一人一人の子どもの個性を大切に、分かる授業を通して学びがいのある学級や学校をつくることのできるようにする。
4. 情報通信技術の活用能力やコミュニケーション能力を実際の教育活動に生かすとともに、物作りの技術、サバイバルなど人間として生きる力を身につけるようにする。

(3) 重点項目

具体的目標①に主として関連する重点目標

- 教養教育と専門教育の有機的関連を図る。
- 教育専門家としての見識と使命感の育成を図る。
- 課外活動等の充実を図る。

具体的目標②に主として関連する重点目標

- 「総合演習」の充実を図る。
- ボランティア活動の推進を図る。

具体的目標③に主として関連する重点目標

- 実践的指導力の涵養を図る。
- カウンセリングマインドの育成を図る。

具体的目標④に主として関連する重点目標

- コミュニケーション能力の育成を図る。
- コンピュータ活用能力の伸張を図る。
- 野外活動・フレンドシップ事業等のふれあい活動の充実を図る。

(出典 ウェブページ [学部受験生の方へ 学部の目標 (抜粋)])

URL http://www.naruto-u.ac.jp/01_soumu/0102_kikaku/mokuhyou-gakubu.htm

貼付資料 1-1-②-1 「国立大学法人鳴門教育大学学則」(第 29 条抜粋)

貼付資料 1-1-②-2 「学部 of 目標」(抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

学則第 29 条及び「学部 of 目標」に定めた学部 of 教育方針は、学校教育法第 52 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものではない。

観点 1-1-③： 大学院を有する大学においては、大学院 of 目的が、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点に係る状況】

本学 of 大学院 of 目的は、学則第 57 条(貼付資料 1-1-③-1)に示したように、「広い視野に立って精深な学識を授け、学校教育に関する理論と応用及び教育実践の場における高度 of 教育研究能力を養うとともに、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進する」と定めている。この目的を達成するため、平成 12 年 11 月に「大学院 of 目標」(貼付資料 1-1-③-2)を定め、「教育に関する専門職として必要な資質や能力 of 向上を図り、学校教育 of 創造に主体的に取り組むこと of できる高度な実践的力を涵養する」と明記している。

資料 1-1-③-1 「国立大学法人鳴門教育大学学則」(第 57 条抜粋)

(目的)

第 57 条 本学大学院は、広い視野に立って精深な学識を授け、学校教育に関する理論と応用及び教育実践の場における高度 of 教育研究能力を養うとともに、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進することを目的とする。

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 学則 国立大学法人鳴門教育大学学則])

URL <https://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/01gakusoku/101.pdf>

資料 1-1-③-2 「大学院 of 目標」(抜粋)

大学院 of 目標

1. 目標

教育に関する専門職として必要な資質や能力 of 向上を図り、学校教育 of 創造に主体的に取り組むこと of できる高度な実践的力を涵養する。

2. 具体的目標

- (1) 教育実践の経験の中から得た教育課題に基づき、自ら探究しようとする専門性を自覚し、最近 of 研究成果を取り入れながら理論化を図るようにする。あわせて、問題解決 of ための方法を習得して学校教育 of 改善や創造に貢献できるようにする。
- (2) 学校教育 of 基本は子ども of 個性を尊重し、その「よさ」を伸ばさせ価値ある人間として育成することにあるが、現代社会 of 物質主義的傾向や人間関係 of 希薄化等様々な要因により、子どもが心的疎外を被る場合が多くなって

いる。こうした教育病理といわれる現象を解明し、克服するための“臨床の知”を深め、教育問題に取り組むことができるようにする。

- (3) 学校教育において現代の諸課題を取り上げる場合、単一科学の理論や方法をもっては解決できないことが多い。むしろ、知を再構築し新たな“総合の知”をもってその解明と解決に当たる必要が生じている。このことから、研究に当たっては他領域との関連に留意し広い視野から総合的にアプローチできるようにする。
- (4) 教育に関する研究は教育現象を客観的に解明することにとどまることなく、教育課題の解決に導いたり、子どもの人格形成を支援したりするための理論と方法を確立することが求められている。このことから、教育理論と実践の一体化を図る必要がある。例えば、各教科のコースでは教科の専門的内容の研究と教科教育が並存しているが、むしろこれらの関係を一層密接にするとともに、教育実践を通して子どもが学習していく過程を明らかにし、検証することができるようにする。すなわち、教科内容の研究、教材の選択、学習指導計画の立案、授業による子どもの変容と学習内容の習得という一連の事象の有機的関連と展開を対象とした教育実践研究を行い授業に関する高度な実践論を構想できるようにする。

3. 重点項目

具体的目標(1)に主として関連する重点項目

- 現代の教育課題を探究し、学校教育の改善に貢献できる力量の育成を図る。

具体的目標(2)に主として関連する重点項目

- 子どもの心の安らぎを促すための“臨床の知”に基づく実践力の育成を図る。

具体的目標(3)に主として関連する重点項目

- “総合の知”に基づく実践力の育成を図る。

具体的目標(4)に主として関連する重点項目

- 教育実践研究の充実を図る。現在、教員には、教育者としての使命感と人間愛に支えられた豊かな教養教育の理念と方法及び人間性に対する多面的な深い理解並びに教科・領域に関する専門的学力、優れた教育技術など、専門職としての高度の資質能力が強く求められている。

(出典 ウェブページ [大学院受験生の方へ 大学院の目標 (抜粋)])

URL http://www.naruto-u.ac.jp/01_soumu/0102_kikaku/mokuhyou-in.htm

貼付資料1-1-③-1 「国立大学法人鳴門教育大学学則」 (第57条抜粋)

貼付資料1-1-③-2 「大学院の目標」 (抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

学則第57条及び「大学院の目標」に定めた大学院の教育方針は、学校教育法第65条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものではない。

観点1-2-①： 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点到に係る状況】

本学の目的及び教育方針は、大学のウェブページ及び学部・大学院の履修の手引（別添資料1-2-①-1、1-2-①-2）、学生生活案内（別添資料1-2-①-3）に掲載し、周知している。

また、新入生オリエンテーション、合宿研修において同冊子等を配付（貼付資料1-2-①-4）し、さらに、

新任職員研修においても本学の目的（別添資料1-2-①-5）を学長・理事自らが説明を行っている。

資料1-2-①-4 「新入生オリエンテーション配付資料一覧」

平成19年度新入生オリエンテーション配付資料一覧

	資料名	大学院	学部
日程表等	新入生オリエンテーション（大学院）	○	
	新入生オリエンテーション（学部）		○
	鳴門教育大学構内建物配置図	○	○
施設概要説明関係	図書館オリエンテーションの実施について	○	○
	図書館利用案内	○	○
	心身健康研究教育センターのしおり	○	○
	健康調査票(No. 1)(No. 2)	○	○
	エイズハンドブック2007	○	○
	実技教育研究ノート えぼっく		○
	実技教育研究指導センター美術教育分野グレードテキスト		○
	高度情報研究教育センター関係資料一式（封筒入り）	○	○
	心理・教育相談室ご利用の案内	○	
学生課関係	学生生活案内	○	○
	現住所届	○	
	なくそうハラスメント	○	○
	学園だより 第55号	○	○
	学校教育学部新入生合宿研修資料		○
	構内駐車許可申請書	○	○
教務課関係	平成19年度入学者用履修の手引（大学院）	○	
	平成19年度大学院授業時間割表	○	
	平成19年度授業概要シラバス（大学院）	○	
	平成19年度入学者用履修の手引（学校教育学部）		○
	平成19年度学校教育学部授業時間割表		○
	平成19年度授業概要シラバス（学校教育学部）		○
その他	献血のおはなし	○	○
	アルコールハラスメントパンフレット		○
	部・サークル紹介（学生会発行）		○

（出典 「平成19年度新入生オリエンテーション配付資料」）

- 別添資料1-2-①-1 「平成19年度鳴門教育大学学部履修の手引」
- 別添資料1-2-①-2 「平成19年度鳴門教育大学大学院履修の手引」
- 別添資料1-2-①-3 「平成19年度鳴門教育大学学生生活案内」
- 貼付資料1-2-①-4 「新入生オリエンテーション配付資料一覧」
- 別添資料1-2-①-5 「新任職員研修日程表」

【分析結果とその根拠理由】

大学のウェブページを通じて全職員・学生が本学の趣旨・目的を常時、見ることができる状況にあり、さらに大学概要、学生生活案内、学部履修の手引、大学院履修の手引等の冊子を配付していることや新入学生及び新任

職員に対して本学の趣旨・目的について、口頭で説明を行っていることから、目的は周知している。

観点 1-2-②： 目的が、社会に広く公表されているか。

【観点に係る状況】

本学の趣旨・目的は、大学のウェブページに掲載することで広く社会に公表している。また、大学概要、大学院ガイドブック、大学案内等の冊子を教育委員会や、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、教育研修センター等の教育機関に送付・配付し、周知に努めている（貼付資料 1-2-②-1）。さらに、大学が企画する公開授業や大学説明会等においてもこれらの資料等を通して周知している。

資料 1-2-②-1 「大学概要送付先リスト」(抜粋)

学 外

1	役員	2
2	学長特別補佐	1
3	経営協議会委員	6
4	名誉教授	48
5	文部科学省 (文書管理班, 広報室, 高等教育企画課, 大学振興課, 教員養成企画室 学生支援課, 法人支援課 5)	11
6	国立大学 (徳島大学を除く)	85
7	徳島大学 (事務局, 総, 医, 歯, 薬, 工, 図)	7
8	各国立大学教員養成学部	37
9	徳島県内私立大学・高等専門学校 (四国大学, 徳島文理大学, 阿南工業高等専門学校)	3
10	国立短期大学 (高岡短期大学, 筑波技術短期大学)	2
11	各都道府県・指定都市教育委員会 (徳島県を除く)	58
12	徳島県教育委員会	15
13	鳴門市教育委員会	15
14	鳴門市役所	15
15	徳島県立図書館	5
16	国立大学協会	2
17	日本教育大学協会	2
18	国立国会図書館	5
19	公立大学	51
20	独立行政法人教員研修センター (パネル展示用)	20
21	国立特殊教育総合研究所 (パネル展示用)	20
22	諸機関 (別紙 1-2 のとおり)	32

小 計 442

(出典 「大学概要送付先リスト」)

貼付資料 1-2-②-1 「大学概要送付先リスト」(抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

本学のウェブページに趣旨・目的を明示し、また、趣旨・目的等を記載した大学概要、大学院ガイドブックや大学案内等の冊子を教育機関等に配付し、公開講座や大学説明会等で機会あるごとに同冊子を配付することで社会に対し広く公表している。

(2) 優れた点及び改善を要する点**【優れた点】**

- ・ 大学の趣旨・目的、学部・大学院の目的を明確に定めていること、さらにこれを、大学ウェブページ等で明示し、広く社会一般に周知するほか、新入生オリエンテーションや合宿研修及び新任職員研修において、学長・理事自らがこれらの説明を行っている。

【改善を要する点】

- ・ 特になし。

(3) 基準 1 の自己評価の概要

本学は新しい教員養成大学として昭和 56 年 10 月に開学し、その創設の趣旨を踏まえ、大学の目的を創設時に学則第 1 条に「学校教育にかかる諸科学の理論的及び実践的教育を総合的に推進するとともに、豊かな教養を培い、人間性に対する多面的な理解と深い人間愛とに支えられた教育者としての使命感をもつ有為な教員を育成し、もって教育、学術及び文化の推進に寄与すること」と規定しており、大学概要等にも明示している。また、この目的を達成するために「学部の目標」、「大学院の目標」を定め、学校教育法第 52 条及び第 65 条の規定に外れない教育を実施している。

本学の趣旨・目的は、大学のウェブページ等に明示するだけでなく、新入生オリエンテーション等で大学概要を配付するほか、全国の教育委員会、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、教育研修センター等の教育関係機関への送付・配付を始め、社会に対する本学の目的の周知に努めている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点 2-1-①： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

学部の構成は、学則第 29 条で示した「学部の目的」に基づき、初等教育教員及び中学校教員を養成するため 4 専修を置き、その下に特定の分野についての専門性を深めるため、21 コースを置いている（貼付資料 2-1-①-1）。

資料 2-1-①-1 「教育・研究組織図」 (学部)

学校教育学部	幼児教育専修	
	小学校教育専修	学校教育コース
		国語科教育コース
		英語科教育コース
		社会科教育コース
		算数科教育コース
		理科教育コース
		音楽科教育コース
		図画工作科教育コース
		体育科教育コース
		技術科教育コース
		家庭科教育コース
		中学校教育専修
	英語科教育コース	
	社会科教育コース	
	数学科教育コース	
	理科教育コース	
	音楽科教育コース	
	美術科教育コース	
	保健体育科教育コース	
	技術科教育コース	
家庭科教育コース		
障害児教育専修		

(出典 ウェブページ [大学概要 教育・研究組織図 (学部)])
 URL http://www.naruto-u.ac.jp/01_soumu/0102_kikaku/sosiki-gakubu.htm

貼付資料 2-1-①-1 「教育・研究組織図」 (学部)

【分析結果とその根拠理由】

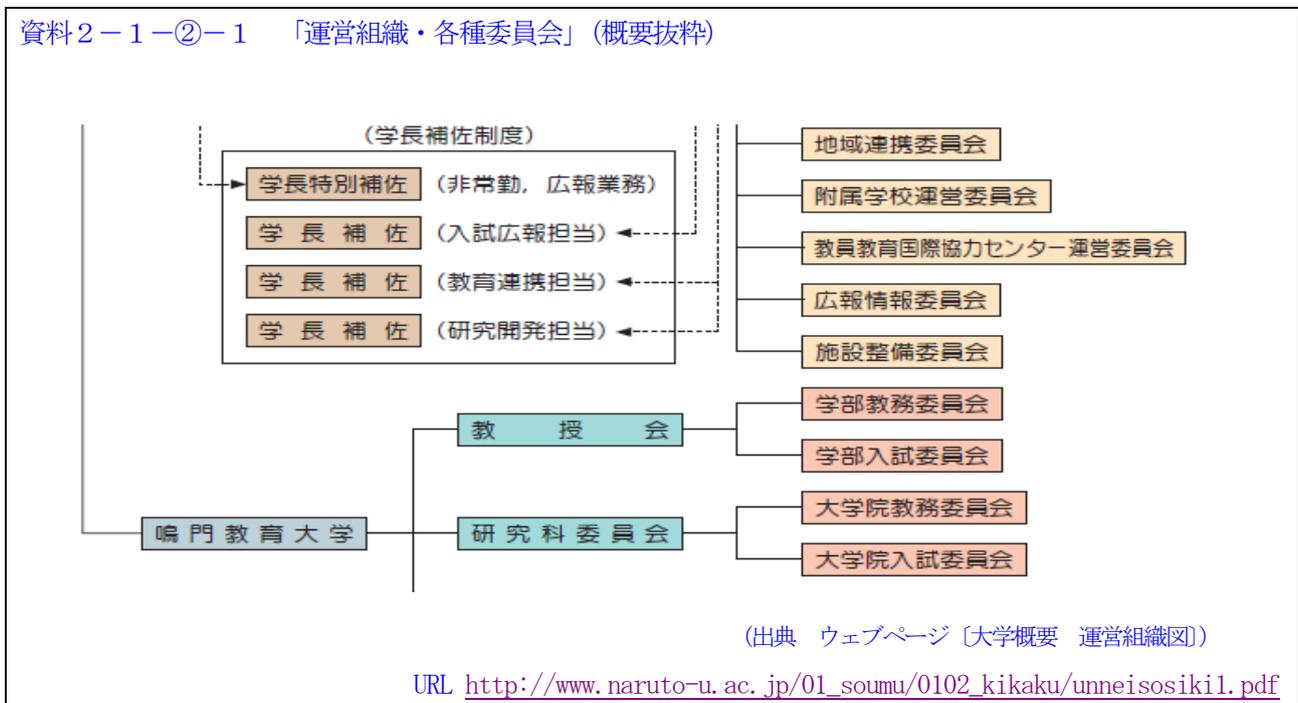
学則第 29 条に基づき、初等教育教員及び中学校教員を養成する上で必要な専修・コースを備えており、学部の構成が教育研究の目的を達成する上で、適切なものとなっている。

観点 2-1-②： 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

教養教育の体制としては、カリキュラム編成段階において学部教務委員会の下に教養運営専門部会を設置している。教養教育の根幹となる「教養基礎科目」の設置とその基本理念を検討した上で、実施方法について定めている（貼付資料 2-1-②-1～2）。

現在、教養基礎科目は、「現代社会の諸問題」と「身体運動・表現コミュニケーション」の2領域を柱としている。カリキュラム編成後の運営を担当する学部教務委員会では、月1回の定例会議を開催し、審議結果等は関係各委員等に、メールにより送付するとともに、各委員を通じて各講座の教員すべてに周知している。さらに、学部教務委員会の下に設置している「学生による授業評価専門部会」の検討により、各授業の最終回に受講生による授業評価を実施し、その習得内容、今後の改善点などを教員側で把握し、より質の高い教養教育の在り方を絶えず検討している（別添資料 2-1-②-3）。



資料 2-1-②-2 「第9回学校教育学部教務委員会会議議事録」(平成16年11月議事要録抜粋)

4 議事要録

(3) 学校教育学部教務委員会開設責任授業科目について

委員長から資料3に基づき、平成17年度学校教育学部開設責任授業科目である「阿波学(地域文化研究)」の取りまとめについて説明後、審議の結果、原案どおり承認された。

なお、「阿波学(地域文化研究)」の分野①「ドイツ俘虜収容所」②「遍路」③「藍」④「吉野川」は、2年連続で開講することとした。

続いて、委員長指名により松原委員から資料3-2に基づき、前回委員会で調整することとなっていた「学習指導と学校図書館」及び「読書と豊かな人間性」について授業担当者が決定した旨の報告が行われた。

(出典 平成16年第9回学校教育学部教務委員会議事録 抜粋)

貼付資料 2-1-②-1	「運営組織・各種委員会」 (概要抜粋)
貼付資料 2-1-②-2	「第9回学校教育部教務委員会会議議事録」 (平成 16 年 11 月議事要録抜粋)
別添資料 2-1-②-3	「第1回学生による授業評価専門部会議事要録」 (平成 18 年 5 月)

【分析結果とその根拠理由】

教養教育の内容について慎重に吟味を重ね、編成した経緯と、授業評価によって絶えず質の高い教養教育のあり方を検討し、改善努力している現況から、教養教育の体制は適切に整備し、機能している。

観点 2-1-③： 研究科及びその専攻の構成 (研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成) が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到に係る状況】

大学院の構成は、学則第 57 条で示した「大学院の目的」に基づき、学校教育に関する理論と応用及び教育実践の場における高度な教育研究能力を養うために 3 専攻を置き、その下に特定の分野についての専門性を高めるため、12 コースを置いている (貼付資料 2-1-③-1)。

資料 2-1-③-1 「教育・研究組織図」 (大学院)

大学院学校教育研究科	学校教育専攻	人間形成コース
		学校改善コース
		授業開発コース
		生徒指導コース
		臨床心理士養成コース
		幼年発達支援コース
		総合学習開発コース
	特別支援教育専攻	
	教科・領域教育専攻	言語系コース
		社会系コース
		自然系コース
		芸術系コース
生活・健康系コース		

(出典 ウェブページ [大学概要 教育研究組織図 (大学院)])
 URL http://www.naruto-u.ac.jp/01_soumu/0102_kikaku/sosiki-in.htm

貼付資料 2-1-③-1	「教育・研究組織図」 (大学院)
--------------	------------------

【分析結果とその根拠理由】

学則第 57 条に基づき、学校教育に関する理論と応用及び教育実践の場における高度な教育研究能力を養う上で必要な専攻・コースを備えており、大学院の構成が教育研究を達成する上で、適切なものとなっている。

観点 2-1-④： 別科, 専攻科を設置している場合には, その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 2-1-⑤： 全学的なセンター等を設置している場合には, その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

全学的なセンターとしては、センター部に「地域連携センター」、 「実技教育研究指導センター」、 「高度情報研究教育センター」、 「心身健康研究教育センター」の4センターを、また、現代的社会の教育に関わるニーズに応えるべく、時限的措置として「小学校英語教育センター」、 「教員教育国際協力センター」の2センターを設置している（貼付資料2-1-⑤-1）。

「地域連携センター」は、地域連携分野と実地教育分野からなり、前者は学校教育の特に教育課程開発、授業開発に関する実証的・実践的研究等、後者は実地教育に関する企画・運営、指導と評価等といった事業を実施している（貼付資料2-1-⑤-2）。

「実技教育研究指導センター」は、実技教科（音楽、美術、体育、言語）に関する学習支援と、その指導力の涵養を図ることを目的としている（貼付資料2-1-⑤-3）。

「高度情報研究教育センター」は、情報に関する学術研究と教育の推進及びその支援を目的としている（貼付資料2-1-⑤-4）。

「心身健康研究教育センター」は、学生、職員の心身の健康保持、増進に関する研究と教育の実施、定期健康診断、救急治療、健康相談、精神保健相談を業務とする「心身医療・健康管理分野」と心理的問題で悩む幼児、児童、生徒、成人及びその家族に対する臨床心理的サービスの提供、教育現場からの求めに応じた生徒指導上の問題に関する助言、大学院生の相談活動に関する教育・訓練の実施、就学前教育・学校教育に携わる教員に向けての研修等の活動を業務とする「心理・教育相談分野」から成る（貼付資料2-1-⑤-5～7）。

「小学校英語教育センター」は、指導法の研究・教材開発、カリキュラムに関する研究推進、研究会の開催等を業務とする「カリキュラム開発分野」と、現職教員の研修プログラムの実施、相談窓口の開設、遠隔教育を業務とする「研修・支援プログラム開発分野」で構成している（貼付資料2-1-⑤-8～9）。

「教員教育国際協力センター」は、理数科教育協力事業に関する研究開発及びその成果の蓄積を行う「理数科教員養成研究分野」、IT教育システム・カリキュラム開発、開発途上国におけるIT指導計画を進める「IT教育人材養成研究分野」、大学教員及び現職教員を対象にした派遣人材の養成及び開発途上国の教員養成、現職教育に関わる評価方法の開発を行う「派遣人材養成・事業評価研究分野」で構成している（貼付資料2-1-⑤-10）。

資料 2-1-⑤-1 「図書館・各センター」 (抜粋)

■センター

地域連携センター, 実技教育研究指導センター, 高度情報研究教育センター, 心身健康研究教育センター
 小学校英語教育センター, 教員教育国際協力センター

■センター部

鳴門教育大学はセンター部を置く。センター部は、地域連携センター, 実技教育研究指導センター, 高度情報研究教育センター及び心身健康研究教育センターの4つのセンターから構成され, 各センターは学内共同利用機関として, センター運営委員会のもとで運営が行われる。

(出典 ウェブページ [図書館・各センター])

URL <http://www.naruto-u.ac.jp/menu/center.html>

資料 2-1-⑤-2 「地域連携センター」 地域連携センターについて

鳴門教育大学
 地域連携センター

検索

メインメニュー

- ホーム
- お知らせ
- リンク集
- 講義情報
- 当センターについて
- 申請書等ダウンロード
- ログイン

地域連携センターについて

地域連携センターは、鳴門教育大学学校教育学部、鳴門教育大学大学院学校教育研究科、各種教育関係機関、地域社会との密接な連携のもと、学校教育に関する諸課題を解決することを目的として、学校教育の実践に関する研究、教育実践・研究成果の交流、学生に対する効果的な実地教育を行います。

地域連携センターには、地域連携分野と実地教育分野が設置されています。それぞれの仕事は、次の通りです。

【地域連携分野】

- 学校教育、とりわけ教育課程開発や授業開発に関する実証的・実践的研究
- 学部と附属学校園及び公立学校等との連携の推進
- 教育研修及び教育事業の企画・運営
- 「研究プロジェクト」の推進と各種広報資料の作成・配布

【実地教育分野】

- 実地教育に関する企画・運営
- 実地教育の指導と評価
- 実地教育関係諸機関との連携強化
- 実地教育に関する研究の推進
- 介護等体験実習の推進

地域連携センター内には、学内共同の諸施設・設備があり、学部生・院生が利用できます。

(出典 ウェブページ [図書館・各センター 地域連携センター 当センターについて])

URL <http://www.indigo.naruto-u.ac.jp/xoops/ccc/about.php>

資料 2-1-⑤-3 「実技教育研究指導センター」 (トップページ)

実技教育研究指導センター

RESEARCH AND TRAINING CENTER FOR PRACTICAL SKILLS



- ▶ [音楽教育分野](#) …[ピアノ、声楽]
- ▶ [美術教育分野](#) …[鉛筆素描、着彩、立体表現]
- ▶ [体育教育分野](#) …[陸上運動、ボール運動、水泳、器械運動、表現運動]
- ▶ [言語教育分野](#) …[書写・書道、英語]
- ▶ [「鳴門教育大学実技教育研究」\(Journal of Practical Education\)](#)

 [「鳴門教育大学実技教育研究」\(Journal of Practical Education\)第17号の原稿を募集しています](#)
詳細は[こちらをクリックしてください](#)

1. 実技教育研究センターの特性とねらい

人間教育の基礎の場である初等・中等教育に携わる教員には、教育者としての強い使命感と専門職としての高度の中等教育教員には全ての教科・領域にわたる優れた実践的能力が求められています。

一方、実技を伴う教科については、従来しばしばその指導力が不十分であるとの指摘がなされてきました。その原因としては、大学入学時までの学習過程において、これら実技教科のもつ比重が必ずしも大きいものとは言えない、実技教科に関する教育方法等の研究を深化することに幾多の問題があったこと等が考えられます。

本学では特にこれらの点に注目し初等教育教員の資格取得をめざす全ての学生を対象に、実技に関わる教科・領域力の向上を図ることをねらいとして、昭和61年4月学校教育学部附属実技研究指導センターが開設されました。

その後、昭和62年4月中学校教員養成課程が新設され、本センターとして同課程に所属する学生の実技能力等の向上を目指しています。

本センターでは、こうした理念に基づいた教育・研究・指導に関する論文を、毎年一回発行の「鳴門教育大学実技教育研究」に掲載しています。

[「鳴門教育大学実技教育研究」\(Journal of Practical Education\)については、こちらをクリックしてください。](#)

(出典 ウェブページ [図書館・各センター 実技教育研究指導センター])

URL <http://www.naruto-u.ac.jp/~training/index.html>

資料2-1-⑤-4 「鳴門教育大学高度情報研究教育センター規則」 (第1~4条抜粋)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則(平成16年学則第1号)第20条の規定に基づき、鳴門教育大学高度情報研究教育センター(以下「センター」という。)について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、鳴門教育大学(以下「本学」という。)の学術研究及び情報教育に資するほか、学内の情報環境の推進を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学の情報環境の推進に関すること。
- (2) 学術研究のための利用に関すること。
- (3) 情報教育のための利用に関すること。
- (4) 学内ネットワークの運営に関すること。
- (5) その他必要な情報環境に関すること。

(組織)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター所長
- (2) 教員
- (3) その他の職員

(出典 ウェブページ [図書館・各センター 高度情報研究教育センター センター規則集])

URL <http://www.indigo.naruto-u.ac.jp/airec/>

資料2-1-⑤-5 「心身健康研究教育センター」 (トップページ)

鳴門教育大学
心身健康研究教育センター

心身健康研究教育センターは、学生と職員の心身の健康の保持と増進を図ることを目的として、保健管理に関する専門的業務を行っています。
医師と看護師による病気や怪我の応急治療、定期健康診断および健康相談を行うほか、臨床心理士による精神保健相談も行っています。

お知らせ 2006/7 「所長の健康手帳」を更新しました。
2006/6 ホームページ開設

◇**診療部門**

- 定期健康診断
- 応急処置
- 所長の健康手帳
- 日常の健康管理

◇**相談部門**

- 健康相談
- 精神保健相談
- 心理・教育相談室
学外の方はこちらの相談室をご利用ください。

開館時間 午前8時30分～午後5時30分(月～金)
電話 088-687-6631(事務室)

STAFF & ACCESS

このページに関する問い合わせは下記までお願いします。
〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748番地
鳴門教育大学心身健康研究教育センター kg.syukusya@jim.naruto-u.ac.jp
鳴門教育大学HOME

(出典 ウェブページ [図書館・各センター 心身健康研究教育センター])

URL http://www.naruto-u.ac.jp/06_gakusei/0666_health-c/health-top.htm

資料 2-1-⑤-6 「心身健康研究教育センター」健康相談

鳴門教育大学心身健康研究教育センター


健康相談

健康に不安を感じていませんか？

自分の健康について不安がある人は、気軽にご相談ください。

秘密は厳守します。**相談日時** 月曜日から金曜日(10時00分～16時00分)**場 所** 心身健康研究教育センター**電 話** 088-687-6631

(出典 ウェブページ [図書館・各センター 心身健康研究教育センター 健康相談])

URL http://www.naruto-u.ac.jp/06_gakusei/0666_health-c/soudan1.htm

資料 2-1-⑤-7 「心身健康研究教育センター」精神保健相談

鳴門教育大学心身健康研究教育センター


精神保健相談

本センターでは、不安や悩みなど心理的なことで心配がある人に対して、相談室を設けています。

修学上または生活上の問題を初めとして、どんな小さな問題や心配ごとにも心おきなく相談を受け、解決への糸口を見いだしてもらいたいことを願っています。

相談については、精神保健やカウンセリングの専門家が担当しています。

相談内容の**秘密は守られます**ので、気軽にご相談ください。

なお、予約が必要です。事前に電話で照会してください。

相談日時 本学担当教員への相談：随時
カウンセラーへの相談：月曜日(12時00分～17時00分)**場 所** 心身健康研究教育センター内**電 話** 088-687-6631**相談員** 本学教員及びカウンセラー(相談員名簿)

(出典 ウェブページ [図書館・各センター 心身健康研究教育センター 精神保健相談])

URL http://www.naruto-u.ac.jp/06_gakusei/0666_health-c/soudan2.htm

資料 2-1-⑤-8 「小学校英語教育センター」(トップページ)

小学校英語教育現場の先生や子どもたち、ご両親をサポートする。

小学校英語 教育センター

鳴門教育大学
トップページにもどる

小学校英語教育センター
トップページにもどる

日本語のページ
for English

This page is for Japanese.
For English please click the button above.

センター紹介

先生のページ

こどものページ

保護者のページ

センターからのお知らせ

Q & A

各種申込書ダウンロード

アンケート

サイトマップ

サイト内全文検索

TOPIX 平成18年度小学校英語教育研究会シンポジウム「小学校英語必修化に向けて」に多数。

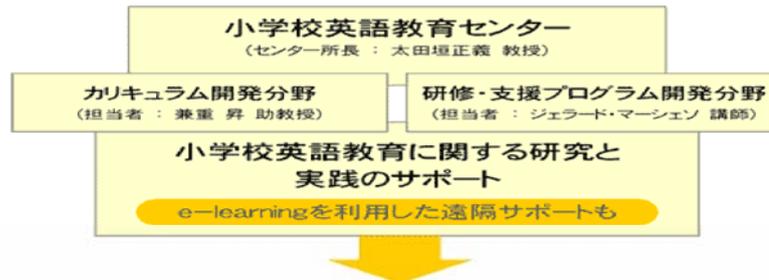
- このホームページは、Internet Explorer 5.5以上、Netscape Navigator 7.1以上で動作確認しております。
- 画面サイズは、1024px × 768pxで最適化しております。
- このホームページは、全ページでJavascriptを使用しております。Javascriptの設定をオンにしてください。

COPYRIGHT © SINCE 2008 鳴門教育大学 小学校英語教育センター ALL RIGHTS RESERVED.

(出典 ウェブページ [図書館・各センター 小学校英語教育センター])

URL <http://celees.naruto-u.ac.jp/>

資料 2-1-⑤-9 「小学校英語教育センター」センター紹介



小学校英語教育担当者研修

英語運用能力向上
英語教育に関する基礎理論と授業実践力育成

研究

小学校英語教育の現状調査・成果調査
指導法に関する研究
カリキュラムに関する研究、教材開発
小学校英語教育研究会の開催：平成18年10月28日(土)
[パンフレットのダウンロード\(PDF\)](#)

教育支援・交流

小学校英語教育に関する窓口開設(Web、電話)
県内・県外小学校への助言指導
国内・海外研究機関との交流・情報交換
小学校英語教育ネットワークの構築
(※小学校英語活動のための検討会開催)
附属学校(園)授業支援

(出典 ウェブページ [図書館・各センター 小学校英語教育センター センター紹介])

URL http://celees.naruto-u.ac.jp/center_information.html

資料 2-1-⑤-10 「教員教育国際協力センター」センター概要

鳴門教育大学 Naruto University of Education

教員教育国際協力センター

International Cooperation Center for the Teacher Education and Training (INCET)

- ▶▶ English
- ▶▶ Access
- ▶▶ Site map
- ▶▶ Contact

センター概要 センター活動 センター企画 開発教材・刊行物

- TopPage
- Staff
- Links
- Project Links
 - Laos
 - South Africa
 - Afghanistan

センター所長挨拶



教員教育国際協力センターは、国際化に主体的に対応できる人材養成を目指した教員養成・現職教育はもちろんのこと、「万人のための教育」の実現、国際社会の発展と平和に貢献することを責務と考えております。地域の教育力を活かし、実践に根付いた国際教育協力を進める本学は、ラオス、南アフリカ、タイ、アフガニスタン、エチオピア等への豊富な国際協力経験を有しています。多くの皆様方に国際教育協力について関心をお持ちいただき、ご参加・ご協力くださることを心から願っております。 (センター所長 服部勝憲)

センター目的

教員教育国際協力センターは、関係諸国、機関、大学等との連携のもと、教育改善を目指す諸国・地域の国際協力事業の計画・実施・評価に関わる研究開発、実践を進めています。同時に、本学の培ってきた教員養成・現職教育の内容・方法や国際教育協力経験をもとに、社会に提案、還元することを通して、国際化に主体的に対応できる人材養成を目指しています。平成17年4月の開所以来、本学の国際協力資料のデータベース化を進めると共に、ラオス人民民主共和国、南アフリカ共和国、アフガニスタン・イスラム共和国への専門家派遣、エチオピア共和国、エジプト・アラブ共和国の教育事情の実態調査、韓国、フィリピン、タイ等より招聘した客員教授との共同研究に取り組んでいます。

センター組織



本センターは、理数科教育協力事業に関する研究開発及びその成果の蓄積を行う「理数科教員養成研究分野」、IT教育システム・カリキュラム開発、開発途上国におけるIT指導計画を進める「IT教育人材養成研究分野」、そして、大学教員及び現職教員を対象にした派遣人材の養成及び開発途上国の教員養成、現職教育に関わる評価方法の開発を行う「派遣人材養成・事業評価研究分野」の3分野で構成されています。

3分野には、それぞれ専属の担当教員があり、独自のワーキンググループと共に、協力経験の共有・集約、教材教具の開発と実践を進めています。

研究員制度

共同研究員制度は、教員教育国際協力センターの計画に基づく共同研究に参画し、協同的に研究を行うための制度です。共同研究員は大学その他の教育・研究機関の研究者又はこれと同等の教育研究能力を有する方々であり、鳴門教育大学教員が嘱任する学内研究員とその他の機関に属する者が嘱任する学外研究員からなります。

平成18年度教員教育国際協力センター共同研究員一覧

(出典 ウェブページ [図書館・各センター 教員教育国際協力センター センター概要])

URL <http://incet.naruto-u.ac.jp/outline.html>

- 貼付資料 2-1-⑤-1 「図書館・各センター」 (抜粋)
- 貼付資料 2-1-⑤-2 「地域連携センター」 地域連携センターについて
- 貼付資料 2-1-⑤-3 「実技教育研究指導センター」 (トップページ)
- 貼付資料 2-1-⑤-4 「鳴門教育大学高度情報研究教育センター規則」 (第1～4条抜粋)
- 貼付資料 2-1-⑤-5 「心身健康研究教育センター」 (トップページ)
- 貼付資料 2-1-⑤-6 「心身健康研究教育センター」 健康相談
- 貼付資料 2-1-⑤-7 「心身健康研究教育センター」 精神保健相談
- 貼付資料 2-1-⑤-8 「小学校英語教育センター」 (トップページ)
- 貼付資料 2-1-⑤-9 「小学校英語教育センター」 センター紹介

貼付資料 2-1-⑤-10 「教員教育国際協力センター」センター概要

【分析結果とその根拠理由】

各センターの活動及び事業等は、教員養成に関わる内容であることから、その構成が本学の教育研究の目的を達成する上で適切なものになっている。

観点 2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

国立大学法人法に規定する教育研究評議会、学校教育法に規定する教授会、研究科委員会を設置し、各規則（貼付資料 2-2-①-1～3）の定めるところにより、教育活動に係る重要事項をはじめ、以下の資料に示す事項を審議している。また、教育研究評議会は毎月 1 回開催し、大学としての教育活動の基本的な方針等について審議している。教授会、研究科委員会は毎月 1 回の定例会議に加え、必要に応じ臨時に開催し、それぞれの議事内容を、全職員に向け、本学ウェブページ「教職員向け情報」上に公開している（貼付資料 2-2-①-4）。

資料 2-2-①-1 「国立大学法人鳴門教育大学教育研究評議会規則」(第4条抜粋)

(審議事項)

第4条 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち教育研究に関するもの
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち教育研究に関するもの
- (3) 学則(本法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他教育研究に関する重要事項

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 管理運営 国立大学法人鳴門教育大学教育研究評議会規則])

URL <https://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/02kanriunei/203.pdf>

資料 2-2-①-2 「鳴門教育大学教授会規則」(第3条抜粋)

(審議事項)

第3条 教授会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学部の教育課程の編成に関する事項
- (2) 学部学生の入学、卒業その他在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (3) その他学部の教育又は研究に関する重要事項

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 管理運営 鳴門教育大学教授会規則])

URL <https://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/02kanriunei/204.pdf>

資料 2-2-①-3 「鳴門教育大学大学院学校教育研究科委員会規則」(第3条抜粋)

(審議事項)

第3条 研究科委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学院学生の入学、退学、転学、留学及び休学に関する事項
- (2) 学位論文及び試験並びに課程の修了に関する事項
- (3) 大学院の教育課程の編成に関する事項
- (4) 学位の授与に関する事項
- (5) 大学院における授業科目及び研究指導の担当教員の認定に関する事項
- (6) その他大学院の教育研究に関する重要事項

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 管理運営 鳴門教育大学大学院学校教育研究科委員会規則])

URL <https://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/02kanriunei/205.pdf>

資料 2-2-①-4 「大学運営情報」(ウェブページ)

Naruto University of Education
 国立大学法人 鳴門教育大学
 English

トップページへ
 教育の一環礼所
 大学院受験生の方へ
 学部受験生の方へ
 教育関係者の方へ
 一般の方へ
 卒業・修了生の方へ
 在学生の方へ

教職員向け情報
 TOP > 教職員向け情報

お知らせ(教職員向け情報)
 07/05/01 労使協定のページを公開しました。
 07/04/25 ウェブページ更新時のトラブルで大変ご不便をおかけしました。(文書・I

大学概要
 入学案内
 教育・キャンパスライフ
 産学連携
 教育・研究活動
 国際交流
 広報・公開
 社会貢献・生涯学習
 法人情報

大学運営情報
 経営協議会議事要録
 教育研究評議会議事要録
 教授会議事要録
 研究科委員会議事要録
 学事情報「鳴風」
 規則集
 学内委員会委員名簿

人事労務
 労使協定
 安全衛生について
 平成17年度職員給与の改定
 (参考)国家公務員の給与助告の骨子
 「公正採用選考人権啓発推進員」の設置について
 「機会均等推進責任者」「短時間雇用管理者」「職業家庭立推進者」の選任について

各種システム
 教職員掲示板(お知らせ)
 ライブキャンパス(教員用)
 旅費システム
 物品請求システム
 補助金・助成金(科研費)情報
 法人文書ファイル管理システム

研究者総覧
 関連リンク
 教職員募集
教職員向け情報

事務局からのお知らせ
総務課情報
 各種事務手続きのしおり
 ハラスメントについて

施設課情報
 学内電話帳

教務課情報
 大学院授業評価
 学部授業評価

(出典 ウェブページ [教職員向け情報])
 URL <https://www.naruto-u.ac.jp/private/staffonly/staff.html>

- 貼付資料 2-2-①-1 「国立大学法人鳴門教育大学教育研究評議会規則」(第4条抜粋)
 貼付資料 2-2-①-2 「鳴門教育大学教授会規則」(第3条抜粋)
 貼付資料 2-2-①-3 「鳴門教育大学大学院学校教育研究科委員会規則」(第3条抜粋)
 貼付資料 2-2-①-4 「大学運営情報」(ウェブページ)

【分析結果とその根拠理由】

教授会等は、その規則に規定する審議事項に係る教育課程の編成に関する方針や教育に関する具体的案件を審議し、その結果を全職員にウェブページ等を通して報告しており、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っている。

観点 2-2-②： 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【観点に係る状況】

本学には、教育課程や教育方法等を検討する全学的組織として学部教務委員会及び大学院教務委員会を設置し、毎月1回開催している。それぞれの構成及び審議事項は貼付資料 2-2-②-1～2のとおりである。また、学部及び大学院教務委員会の下には、教務関連の主要事項を検討する専門部会がある(貼付資料 2-2-②-3)。

また、常設の専門部会の他に、本学の教育目的を達成するために随時、学部カリキュラム編成小委員会(平成15年10月)、学部カリキュラム編成専門部会(平成16年5月)や「教養基礎科目のねらいと内容」を検討するための教養運営専門部会(平成16年6月)等を設置し、本学の教養教育の基本理念を導くとともに現行の教養基礎科目、教員養成コア・カリキュラムを開発した(別添資料 2-2-②-4)。また、学部教務委員会(実地教育専門部会)は地域連携センターとの協働により実地教育に関する全学的な連絡調整を主導して教育実践力の向上

を担っている（別添資料 2-2-②-5）。

資料 2-2-②-1 「鳴門教育大学学校教育学部教務委員会規程」（第 2・5 条抜粋）

（組織）

第 2 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事
- (2) 各部に属する教授のうちから各 2 人
- (3) 地域連携センター所長
- (4) 地域連携センターの実地教育分野担当の教授、准教授、講師及び助教のうちから 1 人
- (5) 教務課長
- (6) その他学長が指名する者

2 前項第 2 号の規定にかかわらず、同号の委員のうち 1 人については、准教授、講師又は助教をもって充てることができる。

（審議事項）

第 5 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成及びその実施に関する事項
- (2) 学生の身分（賞罰を除く。）に関する事項
- (3) 卒業の認定に関する事項
- (4) その他教務に関する事項

（出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 学務 鳴門教育大学学校教育学部教務委員会規程]

URL <https://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/07gakumu/703.pdf>

資料 2-2-②-2 「鳴門教育大学大学院学校教育研究科教務委員会」（第 2・5 条抜粋）

（組織）

第 2 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長が指名する理事
- (2) 各部に属する研究科担当を命ぜられた教授のうちから各 2 人
- (3) 教務部教務課長
- (4) その他研究科長が指名する者

2 前項第 2 号の規定にかかわらず、同号の委員のうち 1 人については、研究科担当を命ぜられた准教授、講師又は助教をもって充てることができる。

（審議事項）

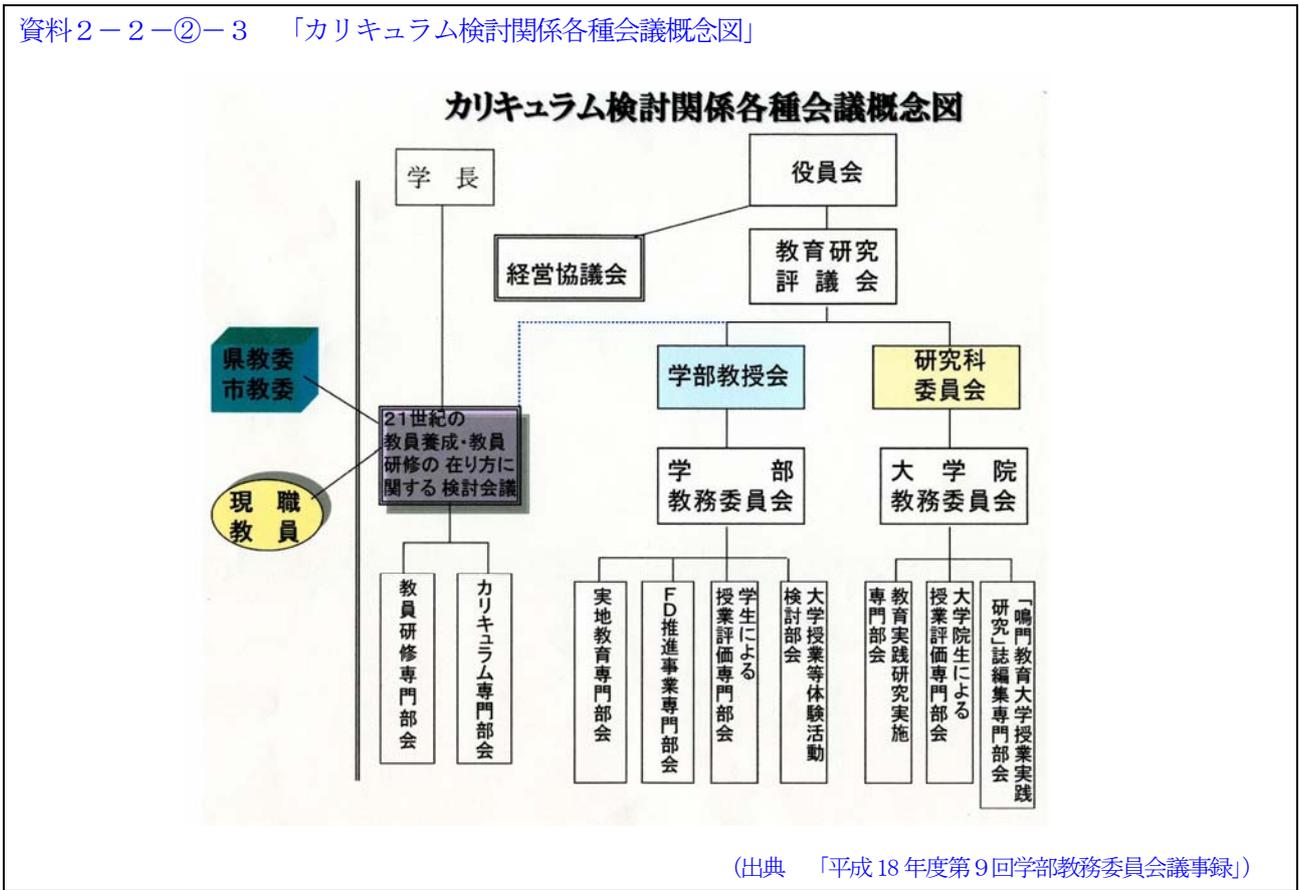
第 5 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成及びその実施に関する事項
- (2) 学生の身分（賞罰を除く。）に関する事項
- (3) 課程修了の認定に関する事項
- (4) その他教務に関する事項

（出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 学務 鳴門教育大学大学院学校教育研究科教務委員会規程]

URL <https://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/07gakumu/704.pdf>

資料 2-2-②-3 「カリキュラム検討関係各種会議概念図」



- 貼付資料 2-2-②-1 「鳴門教育大学学校教育学部教務委員会規程」(第 2・5 条抜粋)
- 貼付資料 2-2-②-2 「鳴門教育大学大学院学校教育研究科教務委員会規程」(第 2・5 条抜粋)
- 貼付資料 2-2-②-3 「カリキュラム検討関係各種会議概念図」
- 別添資料 2-2-②-4 「学部カリキュラムの再編成について (案)」(平成 16 年度第 3 回教授会資料- 2)
- 別添資料 2-2-②-5 「実地教育専門部会議事要旨」

【分析結果とその根拠理由】

本学では学部と大学院にそれぞれ教務委員会、その下に設置した教務関連の主要事項を検討する 7 つの専門部会及び関連センターが有機的な連携を図り、教育課程や教育方法等を検討する組織を適切に構成している。また、教務委員会は毎月 1 回の定例会議に加え、必要に応じ臨時に開催し、教務関連事項に関して実質的な検討を行い、審議や検討の結果は教育研究評議会、教授会、研究科委員会へ報告している。これらの各議事要録はウェブページ上に掲載し、全職員に周知している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 大学の教育理念に基づき、全学的に教育課程の編成、教員養成の在り方、授業開発や改善等を常時に検討す

る体制（教育研究評議会、教授会、研究科委員会、学部・大学院教務委員会、学部カリキュラム編成専門部会、学生による授業評価専門部会等）を十分に整え、有機的に機能している。

【改善を要する点】

- ・ 特になし。

（3）基準 2 の自己評価の概要

学部の構成は、学則第 29 条で示した「学部の目的」に基づき 4 専修を置き、その下に特定の分野についての専門性を深めるため、21 コースを置いている。このことは、初等教育教員及び中学校教員を養成する上で必要な専修・コースを備え、学部の構成が教育研究の目的を達成する上で、適切なものである。

大学院の構成は、学則第 57 条で示した「大学院の目的」に基づき 3 専攻を置き、その下に特定の分野についての専門性を高めるため、12 コースを置いている。このことは、学校教育に関する理論と応用及び教育実践の場における高度の教育研究能力を養う上で必要な専攻・コースを備えており、大学院の構成が教育研究を達成する上で、適切なものである。

教養教育の体制としては、学部教務委員会等の主導で検討、改善され、現在、教養基礎科目は、「現代社会の諸問題」と「身体運動・表現コミュニケーション」の 2 領域を柱とし、学校教育、言語系教育、社会系教育、芸術系教育、生活・健康系教育の各領域の教員体制で適切に実施している。

本学のセンターは、各センターが企画する事業の他、学校教育に関わる諸課題を理論、方法、教育実践、情報技術、専門技能等の側面からの研究とその成果をもって、教育研究を支援し、また、現代的社会の教育に関わるニーズに応えるべく、教員教育国際協力、小学校英語教育に関わる研究等を実施している。

教育活動に係る審議組織としては、大学の教育に係る基本的な方針や計画を扱う教育研究評議会と、教育に係る具体的案件を扱う教授会及び研究科委員会を置き、教育研究に係る重要事項を適切かつ迅速に審議できる体制を整備し、機能させている。

教育課程の編成や教育方法、内容等を検討する組織として、学部、大学院にそれぞれ教務委員会を設置し、さらにその下に常設の専門部会を置き、各委員会の役割分担を明確に規定するとともに、相互の連携を図り、教育に関わる審議について、それぞれの目的と個々の審議内容に応じた実質的な検討を行っている。

基準3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-①: 教員組織編制のための基本方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

【観点到係る状況】

実践的指導力のある優れた教員を養成するという本学の教育目標を実現するため、教員組織編成のための基本方針を鳴門教育大学学則及び鳴門教育大学部組織運営規則に示している(貼付資料3-1-①-1~2)。そして、それらの方針に基づいて教員組織を第1部から第5部に分けて編制し、さらにそれぞれの部を構成する組織として17の講座を設けている。なお、教員の配置に当たっては、上述の基本方針に基づき、「教員配置に関する基本方針」(貼付資料3-1-①-3)を含めた平成16年度「中期目標期間中の教員の定員管理計画」を策定し、平成21年度までの定員管理計画を実施している。

4センターから成るセンター部及び時限的措置として、「小学校英語教育センター」及び「教員教育国際協力センター」を設置している。なお、センターに所属する教員は、それぞれのセンター業務に従事するとともに、各自の研究分野に応じて、第1部から第5部のうち、いずれかひとつの部を併任し、学部生・大学院生の教育も担当している。

資料3-1-①-1 「鳴門教育大学学則」(第15・16・19・21条抜粋)

(学内教育研究施設)

第15条 本学に、地域連携センター、実技教育研究指導センター、高度情報研究教育センター、小学校英語教育センター及び教員教育国際協力センターを置く。

(厚生補導施設)

第16条 本学に心身健康研究教育センターを置く。

(部及び講座)

第19条 本学に、教育研究を推進するための組織として、部及び講座を置く。

(センター部)

第21条 本学に、地域連携センター、実技教育研究指導センター、高度情報研究教育センター及び心身健康研究教育センターを総括するセンター部を置く。

2 センター部の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 学則 国立大学法人鳴門教育大学学則])

URL <https://www.naruto-u.ac.jp/ki-soku/img/01gakusoku/101.pdf>

資料3-1-①-2 「鳴門教育大学部組織運営規則」(第1・2条抜粋)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則(平成16年学則第1号。以下「学則」という。)第19条の規定に基づき、鳴門教育大学(以下「本学」という。)の部の組織及び運営等について、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 本学の部及び部を構成する講座は、次のとおりとする。

部	部 を 構 成 す る 講 座
第1部	人間形成講座, 学校改善講座, 授業開発講座, 教育臨床講座, 幼年発達支援講座, 特別支援教育講座
第2部	総合学習開発講座, 言語系(国語)教育講座, 言語系(英語)教育講座, 社会系教育講座
第3部	自然系(数学)教育講座, 自然系(理科)教育講座
第4部	芸術系(音楽)教育講座, 芸術系(美術)教育講座
第5部	生活・健康系(保健体育)教育講座, 生活・健康系(技術)教育講座, 生活・健康系(家庭)教育講座

2 地域連携センター, 実技教育研究指導センター, 高度情報研究教育センター, 小学校英語教育センター, 教員教育国際協力センター及び心身健康研究教育センターに所属する教員は、それぞれの研究分野に応じて、前項のいずれかの一の部に併任するものとする。

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 管理運営 鳴門教育大学部組織運営規則])

URL <https://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/02kanriunei/206.pdf>

資料3-1-①-3 「教員配置に関する基本方針」(抜粋)

人件費の継続的削減という厳しい状況に対処するため、次の基本方針のもとに中期目標期間中の定数管理計画を策定・実施する。

- 1 各年度の教員の職名別総定数並びに各講座等の職名別定数を設定し、管理する。
- 2 各講座等の職名別定数の設定に当たっては、平成15年度職名別定数及び大学院設置基準の教員数を基本とする。その際、各講座等の現員を考慮するほか、大学院生数を勘案し、大学院設置基準の教員数は確保するよう努める。
- 3 現員が設置基準ベース定員を上回っている講座においては、同定員の範囲内となるまで退職等の補充は行わない。
- 4 助手定員は、各講座の現在員をもって配置するが、助手が退職等した場合は補充を行わず、定員削減に充てるほか学長が中央管理する。
- 5 新設2センターの設置は時限措置とし、中期計画期間ごとに業務実績を評価し、存続・改廃について検討する。
- 6 言語系(国語)教育講座には日本語・日本事情担当教員1人を、言語系(英語)教育講座には共通教育担当教員及び外国人教員各1人を、生活・健康系(保健体育)教育講座には共通教育担当教員1人を、それぞれ含む。
- 7 平成18年度以後の定員配置については、各講座・センターの組織再編等を考慮し、各年度の職名別総定数の範囲内でそれぞれ前年度に最終決定する。

平成16年7月14日 教育研究評議会承認

(出典 「第6回教育研究評議会資料」)

- 貼付資料3-1-①-1 「鳴門教育大学学則」(第15・16・19・21条抜粋)
- 貼付資料3-1-①-2 「鳴門教育大学部組織運営規則」(第1・2条抜粋)
- 貼付資料3-1-①-3 「教員配置に関する基本方針」(抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

教員組織編成のための基本方針を、鳴門教育大学学則及び鳴門教育大学部組織運営規則に示し、それに基づき、「教員配置に関する基本方針」を含めた「中期目標期間中の教員の定員管理計画」を定め、教員配置を実施している。したがって、教員組織編成のための基本方針を有し、それに基づいた教員組織編成がなされている。

観点3-1-②： 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

【観点到に係る状況】

教員は各講座及びセンターに所属するが、それぞれの定員配置については大学院設置基準に準拠した定員管理計画(貼付資料3-1-②-1)に基づき、教育研究評議会及び役員会の審議を経て行っている。教員採用に当たっては、国立大学法人鳴門教育大学の教員選考手続に関する申合せ(貼付資料3-1-②-2)に基づき、原則公募制とし、選考調書の業績目録の中に、研究業績に加え「教育上の能力」に係る項目を設け、教育・研究の両面で適確な資質を持つ教員を選考している(別添資料3-1-②-3)。その結果、常勤及び非常勤159人の教員を確保している(貼付資料3-1-②-4)。そのほか、授業を担当する嘱託講師を57人確保している。

資料3-1-②-1 「教員配置」

【平成19年度教員配置(暫定)】

	平成15年度定員			設置基準等の数		設置基準ベース定員			平成18年度定員			平成19年度定員				
	教授	助教授	助手	M マル合	M合	教授	助教授	助手	教授	助教授	助手	教授	准教授	助教		
人間形成講座	3	2	1	6	4	3	2		3	2						
学校改善講座	3	3				3	2				3	2	1			
授業開発講座	3	3	1			3	2				2	2				
教育臨床講座	6	4	1			6	4				6	5				
幼年発達支援講座	3	2	1			3	2				3	2				
障害児教育講座	4	2	1			3	2				3	2	1			
総合学習開発講座	4	4						3	2		3	4				
言語系(国語)教育講座	6	3	1			4	3	4+1	3		5	3				
言語系(英語)教育講座	5	3	1			3	2	3+1	2+1		4	3				
社会系教育講座	8	6	2			6	6	6	6		6	6				
自然系(数学)教育講座	5	3	1			4	3	4	3		4	3		4	3	
自然系(理科)教育講座	7	6	4			6	6	6	6		6	6	3			
芸術系(音楽)教育講座	5	4	1			4	3	4	3		5	4				
芸術系(美術)教育講座	6	4	1			4	3	4	3		5	5				
生活・健康系(保健体育)教育講座	5	5	2			4	3	4+1	3		5	5				
生活・健康系(技術)教育講座	5	3	1	3	2	3	2		5	2	1					
生活・健康系(家庭)教育講座	4	4	1	4	3	4	3		4	3						
小計	82	61	20	51	40	69	51		72	59	6					
地域連携センター	4	4				4	4		2	1		2	2			
高度情報研究教育センター		2					2		1	2						
実技教育研究指導センター	4	3				4	2		4	2						
心身健康研究教育センター	1					1			2	1						
小計	9	9	0			9	8		9	6	0					
教員教育国際協力センター						1	1		1	1						
小学校英語教育センター						1			1							
教員採用試験対策業務担当教員						1			1							
教育臨床講座(入学定員60人対応)						1			1							
学校管理職養成分野(危機管理を含む)						1			1							
日本語教育分野							1			1						
附属学校現給保障分									1							
特別支援教育コーディネーター										1						
教職大学院教員												1				
学長留保分 残									3	2	9	1	1	9		
合計	91	70	20			83	61		90	70	15	89	70	15		
												175		174		

(出典 「平成19年度教育研究評議会資料」)

資料3-1-②-2 「国立大学法人鳴門教育大学の教員選考手続に関する申合せ」(抜粋)

- 1 国立大学法人鳴門教育大学教員選考委員会要項第4条第2項に規定する教員の公募の申出は、別記様式第1号の教員公募申請書を提出して行うものとする。
- 2 国立大学法人鳴門教育大学教員選考規程第6条の規定に基づき学長に提出する教員選考候補者決定報告書及び国立大学法人鳴門教育大学教員選考委員会要項第7条の規定に基づき人事委員会委員長に提出する教員選考候補者選定報告書に添付する教員選考調査及び業績目録は、別記様式第2号により作成するものとする。

(出典 「国立大学法人鳴門教育大学の教員選考手続に関する申合せ」)

資料3-1-②-4 「部・講座別専任教員人員」

部局別職名別人員表(H19.5.1現在)

区 分	職 名	常 勤										非 常 勤	非 常 勤 計	総 計	
		大 学 教 員					就 職 支 援	非 常 勤			非 常 勤 計				
		教 授	准 教 授	講 師	助 教	小 計		T A	R A	小 計					
高 島 地 区	第一 部	人間形成講座	3	2			5	5			2	2	2	7	
		学校改善講座	3	3		1	7	7				0	0	7	
		授業開発講座	3	1			4	4		1		1	1	5	
		教育臨床講座	3	8	1		12	12		2	1	3	3	15	
		幼年発達支援講座	2	1	2		5	5				0	0	5	
		障害児教育講座	2	4		1	7	7				0	0	7	
		小 計	16	19	3	2	40	40	0	3	3	6	6	46	
	学 校 教 育 部	第二 部	総合学習開発講座	4	2	1		7	7				0	0	7
			言語系(国語)教育講座	5	3	1		9	9				0	0	9
			言語系(英語)教育講座	3	3	1		7	7			1	1	1	8
			社会系教育講座	6	6			12	12				0	0	12
	小 計	18	14	3	0	35	35	0	0	1	1	1	36		
	第三 部	自然系(数学)教育講座	4	3			7	7		1		1	1	8	
		自然系(理科)教育講座	6	6		2	14	14		1		1	1	15	
		小 計	10	9	0	2	21	21	0	2	0	2	2	23	
	第四 部	芸術系(音楽)教育講座	5	4			9	9				0	0	9	
		芸術系(美術)教育講座	5	4			9	9		1		1	1	10	
		小 計	10	8	0	0	18	18	0	1	0	1	1	19	
	第五 部	生活・健康系(保健体育)教育講座	5	5			10	10		3		3	3	13	
		生活・健康系(技術)教育講座	5	1		1	7	7		3		3	3	10	
		生活・健康系(家庭)教育講座	4	3			7	7		2		2	2	9	
		小 計	14	9	0	1	24	24	0	8	0	8	8	32	
	そ の 他		1			1	1	1				1	1	2	
	計	68	60	6	5	139	139	1	14	4	19	19	158		
セ ン タ ー	センター部	地域連携センター	1	3			4	4				0	0	4	
		異技教育研究指導センター	3	2			5	5				0	0	5	
		高度情報研究教育センター	1	2			3	3				0	0	3	
		心身健康研究教育センター	1	0	1		2	2				0	0	2	
		小 計	6	7	1	0	14	14	0	0	0	0	0	14	
	時 限 付	小学校英語教育センター		1	1		2	2				0	0	2	
		教員教育国際協力センター	1	1	1		3	3				0	0	3	
小 計	1	2	2	0	5	5	0	0	0	0	0	5			
計	7	9	3	0	19	19	0	0	0	0	0	19			
総 合 計	75	69	9	5	158	158	1	14	4	19	19	177			

(出典 平成19年度「部・講座別専任教員人員数表」)

貼付資料3-1-②-1	「教員配置」
貼付資料3-1-②-2	「国立大学法人鳴門教育大学の教員選考手続に関する申合せ」(抜粋)
別添資料3-1-②-3	「業績目録」教育上の能力の書式(抜粋)
貼付資料3-1-②-4	「部・講座別専任教員人員」

【分析結果とその根拠理由】

本学の専任教員の定員配置は、大学設置基準に準拠し、教育研究評議会及び役員会の審議を経て決定した定員管理計画に基づいて行っている。また、教員の選考に当たっては、原則公募制とし、研究業績に加え、「教育上の能力」を審査の対象とすることにより、教員の質を保証している。したがって、教育課程を遂行するために必要な教員を確保している。

観点3-1-③： 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

本学の学士課程における授業科目は、教養基礎科目、教育実践コア科目、教職共通科目、専修専門科目、卒業研究に区分し、従来の一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、教科及び教職に関する科目の有機的統合を図っている(貼付資料3-1-③-1)。観点3-1-②で示したように、本学の専任教員は大学院設置基準に準拠した定員管理計画に基づいて配置しており、ここに記した助教以上の教員が自分の専門性に応じて学士課程の教育を担当しており、設置基準に示された専任教員数(55人)を上回るとともに、各教育職員免許状に対応した課程認定上の教員を適切に配置している(貼付資料3-1-③-2)。また、それぞれの専任教員は、別添資料3-1-③-3～6に示すように教育職員免許状取得に必要な科目を担当している。

資料3-1-③-1 「各専修別・授業科目区分等別の所要修得単位数一覧表」(第1表)

第1表 各専修別・授業科目区分等別の所要修得単位数一覧表

(学校教育教員養成課程)

区 分		幼児教育専修	小学校教育専修	中学校教育専修	障害児教育専修
教 養 基 礎 科 目	現代社会の諸問題	6	8	8	8
	日本国憲法 科学と環境ほか				
	健康・スポーツ科学Ⅰ・Ⅱ 英語リーディングⅠ・Ⅱ 英語コミュニケーションⅠ～Ⅴ 基礎情報教育Ⅰ～Ⅲ 実践情報教育Ⅰ～Ⅲ	14	14	14	14
計		20	22	22	22
教 育 実 践 コ ア 科 目	幼児教育実践基礎演習 幼児教育実践基礎演習 初等中等教育実践Ⅰ・Ⅱ 初等中等教科教育実践Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 特別支援教育実践基礎演習 特別支援教育実践Ⅰ 特別支援教育実践Ⅱ	5	8	8	12
	計				
教 職 共 通 科 目	第一欄 教職の意義等に関する科目	2	2	2	2
	第三欄 教育の基礎理論に関する科目	8	6	6	6
	第四欄 教育課程及び指導法に関する科目	36	30	24	26
	生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	6	4	4	4
	第五欄 総合演習	2	2	2	2
	第六欄 教育実習	11	7	7	9
計		65	51	45	49
専 修 専 門 科 目	教職の専門科目	0	4	4	
	教科の専門科目	8	28	34	10
	乳幼児教育科目	26			
	特別支援教育科目				26
	計	34	32	38	36
卒 業 研 究		4	4	4	4
自 由 選 択 科 目		0	11	11	5
合 計		128	128	128	128

(注1) 自由選択科目は、教職基礎科目、教育実践コア科目、教職共通科目及び専修専門科目の授業科目の中から自由に選択することができます。(所属する専修等以外の授業科目でも可)ただし、「必修・選択等の区分」の「自由」科目は卒業要件には含まれません。

(出典 「平成19年度学部履修の手引」)

資料3-1-③-2 「学科等ごとの専任教員数」

平成19年5月1日現在

学部	学科・課程	収容定員	専任教員数(現員)					設置基準で必要な専任教員数	備考
			教授	准教授	講師	助教	計		
学校教育学部	学校教育教員養成課程	400	75	69	9	5	158	0	55

(出典 「学科等ごとの専任教員数」)

貼付資料3-1-③-1 「各専修別・授業科目区分等別の所要修得単位数一覧表」(第1表)

貼付資料3-1-③-2 「学科等ごとの専任教員数」

別添資料3-1-③-3 「認定を受けようとする学部・学科等の教育課程及び教員組織の概要(教科又は教職に関する科目)」

別添資料3-1-③-4 「認定を受けようとする学部・学科等の教育課程及び教員組織の概要(教職に関す

る科目)」
別添資料3-1-③-5 「認定を受けようとする学部・学科等の教育課程及び教員組織の概要(小学校教科に関する科目)」
別添資料3-1-③-6 「認定を受けようとする学部・学科等の教育課程及び教員組織の概要(中学校に関する科目)」

【分析結果とその根拠理由】

学士課程においては、大学設置基準に示された教員数（55人）に対し、本学の助教以上の専任教員数は158人を擁し、基準を十分に満たすとともに、課程認定上の教員を適切に配置している。また、課程認定を経て、主要科目は専任教員が担当している。したがって、学士課程において必要な専任教員は確保されている。

観点3-1-④： 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

本学の助教以上の教員は、ほとんどが修士課程の研究指導教員（75人）及び研究指導補助教員（76人）となっており（貼付資料3-1-④-1）、大学院研究科担当教員数についても大学院設置基準等の教員数を確保し、課程認定上の教員を適切に配置している（別添資料3-1-④-2）。

資料3-1-④-1 「専攻等ごとの研究指導教員数及び研究指導補助教員数」

平成19年5月1日現在

研究科	専攻・課程	現員			設置基準で必要な研究指導教員及び研究指導補助教員			備考
		指導教員数		研究指導補助教員数	指導教員数		研究指導補助教員数	
		小計	教授数(内数)		小計	教授数(内数)		
学校教育研究科	学校教育専攻	18	18	21	6	0	4	
	障害児教育専攻	2	2	5	3	0	2	
	教科・領域教育専攻	48	48	42	42	0	34	
	センター所属教員	7	7	8				

※学生収容定員に応じた研究指導教員数は30人

(出典 「専攻等ごとの研究指導教員数及び研究指導補助教員数」)

貼付資料3-1-④-1 「専攻等ごとの研究指導教員数及び研究指導補助教員数」
別添資料3-1-④-2 「認定を受けようとする研究科・専攻等の教育課程及び教員組織の概要」

【分析結果とその根拠理由】

大学院課程においては、大学院設置基準に示された研究指導教員数（51人）、研究指導補助教員数（40人）に対し、それぞれ75人、76人を擁し、基準を十分に満たすとともに、課程認定上の教員を適切に配置している。したがって、大学院課程において必要な研究指導教員及び研究指導補助教員は確保されている。

観点 3-1-⑤： 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

【観点到係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 3-1-⑥： 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

【観点到係る状況】

本学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するために必要な以下の措置を講じている。

自己点検・評価等の評価結果に基づき、教育面、研究面で優れた業績を有する教員を対象とした「優秀教員表彰制度」（貼付資料 3-1-⑥-1）を制定し、教員の教育・研究に対する意欲の増進を図っている。

女性教員の占める割合は約 18%であり（貼付資料 3-1-⑥-2）、外国人教員は 4 人である（別添資料 3-1-⑥-3）。女性教員の採用に関しては、「鳴門教育大学における女性大学教員の割合を引き上げるための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」を制定（貼付資料 3-1-⑥-4）し、女性教員の割合増加に努めている。また、性別・国籍にとらわれず、適切な候補者を教員選考規則に則り採用している。本学の教員採用は原則として公募制としており、任期制も既に導入している（貼付資料 3-1-⑥-5）。

現職教員の経験を有し教育実践上の能力の高い教員を確保する努力も行っている（貼付資料 3-1-⑥-6）。また、その一例として、平成 16 年度に徳島県教育委員会との人事交流に関する協定を締結（貼付資料 3-1-⑥-7）し、人事交流を行っている。

なお、教員の年齢構成については、分布に大きな偏りはない（貼付資料 3-1-⑥-8）。

資料 3-1-⑥-1 「優秀教員表彰制度」（第 1～4 条抜粋）

（目的）

第 1 自己点検・評価の評価結果等を活用し、優秀な教員を表彰するために、ベストティーチャー賞を設ける。

（表彰）

第 2 学長は、当該年度において、教育部門、研究部門から各 1 名をベストティーチャーとして表彰することができる。

2 表彰は、賞状に併せて副賞（財源は学長裁量経費）を授与する。

（受賞者の決定）

第 3 受賞者の決定は、「自己点検・評価」の総合評価における S 評価の教員を対象に、分野別 自己点検・評価項目の「教育・学生生活支援」、「研究」における自己点検・評価に基づき学長が行う。

(公表)

第4 学長は、受賞者の教育・研究内容、授業方法等を、本学ウェブページに掲載し、学内外に公表する。

2 学長は、受賞者の優れた教育・研究手法を、次年度適当な時期に公開し、教員の資質向上に資する。

(出典 「優秀教員表彰制度」)

資料3-1-⑥-2 「女性教員の比率」

【女性教員の比率（平成19年5月1日現在）】

区 分	現員	男性	女性	比率 (%)
教 授	75	64	11	14.7
准教授	69	60	9	13.0
講 師	9	3	6	66.7
助 教	5	3	2	40.0
合 計	158	130	28	17.8

(出典 「女性教員の比率」)

資料3-1-⑥-4 「鳴門教育大学における女性大学教員の割合を引き上げるための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」

1 要旨

鳴門教育大学は（以下「本学」という。）、女性大学教員の割合を引き上げるための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）として、教員選考に際して複数の候補者の業績が同等であった場合に女性を積極的に採用することとします。

2 実施理由

本学では、大学教員の採用は原則公募によって行っており、これまでも性別にとらわれない厳正な選考を行って参りました。これにより平成18年10月1日現在の本学における女性教員比率は18.01%であり、これは国立大学法人の中では上位に位置する数字です。（別紙「女性大学教員の割合の比較（平成18年度）」参照）

しかし、平成16年4月、国立大学法人化に伴い策定された本学の中期計画において「中期目標期間中に、国籍・性別にとらわれない人事を行うという理念に基づき、女性教員の割合を20%に引き上げる」としており、中期計画終了の平成22年3月末までにこの目標を達成するために積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を実施するものです。

3 実施内容

「本学においては、国籍・性別にとらわれない人事を行うという理念に基づき、教員選考に際して複数の候補者の業績が同等であった場合に女性を積極的に採用しています。」

この文章を教員の公募を行う際に、関係大学及び関係機関宛て依頼文書並びにウェブサイト（本学ウェブサイト及び公募要領を掲載する研究者就職支援サイトを含む。）の教員公募要領を掲載したページに明記します。

4 実施上の留意点

本積極的改善措置（ポジティブ・アクション）は、あくまでも業績が同等であった場合にのみ女性を優先するという趣旨であり、業績において下位の女性が上位の男性を逆転して採用される事態を認めるものではなく、業績の審査において女性であることを勘案して男性よりも高く評価するものでもありません。

本積極的改善措置（ポジティブ・アクション）における業績とは、教育上の能力、著書・訳書、研究論文、学会

発表、制作・演奏・記録等、社会における活動、人格・識見などを総合的に評価したものです。

備考

本積極的改善措置（ポジティブ・アクション）で使用されている数値は、大学教員の異動があるたびに最新の数値に更新するものとする。

（出典 「鳴門教育大学における女性大学教員の割合を引き上げるための積極的改善措置(ポジティブ・アクション)」）

資料 3-1-⑥-5 「国立大学法人鳴門教育大学教員の任期に関する規程」（第 1 条抜粋）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成 9 年法律第 8 2 号。以下「任期法」という。）第 5 条第 1 項、第 2 項及び労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）第 1 4 条並びに国立大学法人鳴門教育大学職員就業規則（平成 1 6 年規則第 2 3 号）第 3 条の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）の教員（附属学校における副校園長、教頭、教諭及び養護教諭を除く。）の教育研究の活性化を図ることを目的として、本学における教員の任期に関し必要な事項を定める。

（出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 人事 国立大学法人鳴門教育大学教員の任期に関する規程]

URL <http://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/03jinji/313.pdf>

資料 3-1-⑥-6 「現職教員の経験者数」

【現職教員の経験者数（平成 19 年 5 月 1 日現在）】

職 名	現員	経験年数					計
		1 年未満	1 年～ 5 年未満	5 年～ 10 年未満	10 年～ 20 年未満	20 年以上	
教 授	75	0	1	5	5	3	14
准教授	69	0	4	3	5	9	21
講 師	9	0	1	0	0	1	2
助 教	5	0	0	0	0	0	0
計	158	0	6	8	10	13	37

（出典 「現職教員の経験者数」）

資料3-1-⑥-7 「徳島県教育委員会と国立大学法人鳴門教育大学の人事交流に関する協定書」

徳島県教育委員会と国立大学法人鳴門教育大学の人事交流
に関する協定書

徳島県教育委員会（以下「甲」という。）と国立大学法人鳴門教育大学（以下「乙」という。）は、教員の人事交流について、以下のとおり実施することを協定する。

（目的）

第1条 甲と乙との間で、学校教育における実務経験を有し、かつ、高度の教育実践能力を有する教員の人事交流を実施することにより、広く教育実践力のある教員の育成を図ることを目的とする。

（人事交流の協議）

第2条 甲及び乙は、人事交流を実施する前年度に、当該人事交流について協議するものとする。

（人事交流の期間）

第3条 人事交流の期間は、3年とし、原則として4月1日付けで交流を行う。ただし、甲乙の協議の上、人事交流の期間を延長又は短縮することができる。

（人事交流の内容）

第4条 乙は、甲の推薦する複数の教員のうちから1人を採用し、乙において一定期間勤務の後、甲は、当該教員を再び甲の教員に復帰させるものとする。

2 前項の採用に当たっては、当該教員は甲の教員の職を免ぜられ、引き続き乙の教員として採用する。

3 第1項の復帰に当たっては、当該教員は乙の教員の職を免ぜられ、引き続き甲の教員として採用する。

（昇任選考審査）

第5条 甲は、前条の規定により乙に採用された教員（以下「交流教員」という。）のうち、甲が行う昇任選考審査の選考条件を満たす者に対し、受審資格を与えるものとする。

（研修）

第6条 甲は、交流教員のうち、甲が行う研修の受講資格を有し、かつ、乙の推薦がある者に対し、受講の機会を与えるものとする。

2 乙は、交流教員の義務研修について、受講の機会を保障するものとする。

（分限及び懲戒）

第7条 乙は、交流教員に対し分限又は懲戒の処分を行おうとするときは、甲と協議の上、これを行うものとする。

（その他）

第8条 この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

2 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙の協議の上決定する。

平成17年2月17日

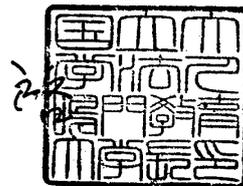
甲 徳島県教育委員会教育長

松村 通 洋



乙 国立大学法人鳴門教育大学長

高橋 謙



（出典 「徳島県教育委員会と国立大学法人鳴門教育大学の人事交流に関する協定書」）

資料3-1-⑥-8 「教員の年齢構成」

【教員の年齢構成（平成19年5月1日現在）】

区 分	35才未満	35-39才	40-44才	45-49才	50-54才	55-59才	60才以上	計
教授	0	0	0	5	26	23	21	75
准教授	3	13	15	18	13	4	3	69
講師	7	1	0	0	1	0	0	9
助教	0	2	2	1	0	0	0	5
計	10	16	17	24	40	27	24	158

(出典 「教員の年齢構成」)

貼付資料3-1-⑥-1 「優秀教員表彰制度」(第1～4条抜粋)

貼付資料3-1-⑥-2 「女性教員の比率」

別添資料3-1-⑥-3 「外国人教師一覧」

貼付資料3-1-⑥-4 「鳴門教育大学における女性大学教員の割合を引き上げるための積極的改善措置
(ポジティブ・アクション)」

貼付資料3-1-⑥-5 「国立大学法人鳴門教育大学教員の任期に関する規程」(第1条抜粋)

貼付資料3-1-⑥-6 「現職教員の経験者数」

貼付資料3-1-⑥-7 「徳島県教育委員会と国立大学法人鳴門教育大学の人事交流に関する協定書」

貼付資料3-1-⑥-8 「教員の年齢構成」

【分析結果とその根拠理由】

本学では、優秀教員表彰制度、ポジティブ・アクション、任期制等を実施している。したがって、教員組織の活動を活性化するための適正な措置を講じている。

観点3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。
特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

本学の教員の採用基準及び昇格基準は「教員選考基準に関する規則」、「教員選考規程」、「教員選考手続きに関する申合せ」(貼付資料3-2-①-1～3)に明確かつ適切に定め運用しており、学士課程における教育上の指導能力の評価、また大学院課程における教育研究上の評価を十分に行っている。なお本学の教員選考基準に採用基準と昇格基準を明記しており、これに基づいて教授、准教授、講師、助教については教員選考委員会を組織し、人事委員会、教育研究評議会の審議を経て決定している。

資料3-2-①-1 「国立大学法人鳴門教育大学教員選考基準に関する規則」(第1～2条抜粋)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学の教員(教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。)の選考基準について定める。

(選考基準)

第2条 教員の選考は、次条から第7条までに規定する資格を有する者について、人格、識見、教育研究業績、経歴、学会及び社会における活動、健康状態等を総合的に審査して行う。

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 人事 国立大学法人鳴門教育大学教員選考基準に関する規則])

URL <https://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/03jinji/310.pdf>

資料3-2-①-2 「国立大学法人鳴門教育大学教員選考規程」(第1条抜粋)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学教員選考基準に関する規則(平成16年規則第21号)に基づく教授、准教授、講師及び助教(以下「教員」という。)の選考を適正かつ円滑に行うために必要な手続きについて定める。

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 人事 国立大学法人鳴門教育大学教員選考規程])

URL <https://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/03jinji/311.pdf>

資料3-2-①-3 「国立大学法人鳴門教育大学の教員選考手続きに関する申合せ」(抜粋)

- 1 国立大学法人鳴門教育大学教員選考委員会要項第4条第2項に規定する教員の公募の申出は、別記様式第1号の教員公募申請書を提出して行うものとする。
- 2 国立大学法人鳴門教育大学教員選考規程第6条の規定に基づき学長に提出する教員選考候補者決定報告書及び国立大学法人鳴門教育大学教員選考委員会要項第7条の規定に基づき人事委員会委員長に提出する教員選考候補者選定報告書に添付する教員選考調書及び業績目録は、別記様式第2号により作成するものとする。

(出典 「国立大学法人鳴門教育大学の教員選考手続きに関する申合せ」)

貼付資料3-2-①-1 「国立大学法人鳴門教育大学教員選考基準に関する規則」(第1～2条抜粋)

貼付資料3-2-①-2 「国立大学法人鳴門教育大学教員選考規程」(第1条抜粋)

貼付資料3-2-①-3 「国立大学法人鳴門教育大学の教員選考手続きに関する申合せ」(抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

本学の教員の採用・昇格については、基準等を「教員選考基準に関する規則」、「教員選考規程」、「教員選考手続きに関する申合せ」に定めており、学士課程及び大学院課程それぞれに必要なとされる教育上の指導能力及び教育研究上の指導能力の評価を行っている。

観点3-2-②： 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

教員の教育・研究活動に関する評価は、評価委員会の下、「自己点検・評価」及び「業績評価」として実施している（貼付資料3-2-②-1）。その結果は、教員個人の教育・研究活動に対する自己啓発に資するとともに、教育研究費の配分及び給与に反映している。

このほか、学生による授業評価については、学部教務委員会主導のもと、各教員に、担当する学部授業2科目及び大学院授業1科目以上について「学生による授業評価アンケート」の実施を義務づけており（貼付資料3-2-②-2～3）、毎年その結果を公表している。学生による授業評価アンケートの結果を受けて、教員が報告書を作成し、授業の改善に活用している。

資料3-2-②-1 「国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価実施要領」（抜粋）

I 趣旨・目的

教育研究体制の一層の充実、教育研究水準の向上を図り、社会的貢献等に資するため、大学運営全般について、積極的かつ主体的に自己点検・評価を行い、その結果を大学運営等に活用、反映するとともに公表する。

II 評価の実施

1 評価の実施体制

- (1) 学長は、本学における当該年度の活動状況全般について、総括し、自己点検・評価を行う。
- (2) 国立大学法人鳴門教育大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、自己点検・評価を円滑に実施するための方策等について、審議し、必要な措置を講ずる。

2 評価事項

(2) 自己点検・評価

講座及び教員は、学長が定める重点目標及び別に定める自己点検・評価項目について、自らが設定した目標により自己点検・評価を行い、学長はこれに基づき絶対評価を行う。

(4) 業績評価

学長は、教育研究活動等の評価項目（別紙1「教育研究活動等の業績評価項目一覧」）により、相対評価を実施する。

III 評価の方法

1 自己点検・評価

(1) 目標の設定及び自己点検・評価

イ 学長は、原則として毎年10月に、次年度に係る重点目標を設定する。

ロ 講座及び教員の自己点検・評価項目は、「学長の定める重点目標」、及び分野別の「教育・学生生活支援」、「研究」、「大学運営」、「附属学校・社会との連携、国際交流」、「本学への総合的貢献」、その他学長が必要と認めた事項とする。

ハ 講座及び教員は、評価対象期間の前年末にそれぞれに目標を設定し、別紙様式第1号の「自己点検・評価報告書」により学長に提出する。なお、目標を設定するにあたっては、本学の中期目標・計画、年度計画を

踏まえることとする。

- ニ 学長は、提出された目標・計画について問題があると認められる場合は、再提出を求めることができる。
- ホ 講座及び教員は、各目標・計画ごとの「自己点検・評価水準」欄に評価記号を付すとともに、その根拠をそれぞれの「点検・評価」欄に併せて記述する。また、「本学への総合的貢献（特記事項）の項目」に、特色ある取組み、様々な工夫等特記する事項を記載するとともに、自己点検・評価の結果を総合的に判断し、「自己点検・評価水準」欄に評価記号を付し、自己点検・評価報告書を提出する。（この際、学長の定める重点目標及び分野別の各項目における自己評価水準の平均と必ずしも一致しなくてもよい。）
- へ 講座及び教員は、学長による前年度に係る評価結果を踏まえ、既に提出している当該年度に係る自己点検・評価報告書（目標設定）を修正することができる。

(2) 講座及び教員が行う自己点検・評価は、次の5段階（S, A, B, C, D）とする。

【評価水準の位置付け】

- S・・・年度当初の目標を大幅に上回って実施できた（非常に優れている）。
- A・・・年度当初の目標を上回って実施できた（優れている）。
- B・・・年度当初の目標を予定どおり実施できた（相応である）。
- C・・・年度当初の目標を十分に実施できなかった（努力は見られるが、改善の余地もある）。
- D・・・年度当初の目標を（ほとんど）実施できなかった（問題がある）。

(出典 ウェブページ〔法人情報 自己点検・評価 国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価実施〕)

URL http://www.naruto-u.ac.jp/01_soumu/0102_kikaku/hyoukajissiyouryou.pdf

資料3-2-②-2 「平成19年度学生による授業評価実施要項」(抜粋)

1. 授業評価の概要

平成10年10月26日の大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」の中では、責任ある授業運営と厳格な成績評価を目的とした教育方法の改善が求められている。そして、「学生による授業評価」も教員個々の教育の質の向上を図る1つの方法として実施すべきことが指摘されている。

各大学の教育活動及び研究活動に関する自己点検・評価の実施とその結果の公表が、各大学の義務として位置づけられている現在においては、「学生による授業評価」も公表することを前提として実施する必要がある。

そこで、平成12年度以降本格的にアンケート調査を実施し、調査結果の数値化・グラフ化とそれに基づく分析などを含んだ「学生による授業評価実施報告書」を公表している。

今年度についても、前年度同様にすべての授業科目を評価対象とし、別紙のような授業評価アンケートを実施することとする。

2. 授業評価の実施方法

- (1) 調査は、教養基礎科目・教職（基礎・共通）科目・専修専門科目の全授業科目の中から、各教員が原則として前期、後期それぞれ1授業科目以上を選択して実施する。（複数の教員で担当する授業の場合は、最終授業を行う教員が実施することとする）。
- (2) アンケート調査は、学校教育学部教務委員会から配付される所定のアンケート用紙を用いて「無記名」で実施する。当該授業科目の授業形態に応じて「主として講義用」、 「主として演習用」及び「主として実験・実習・

実技用」の中から自由に選択することができる。なお、アンケート用紙の裏面については、同用紙末尾の注を参照することとする。

- (3) 教育実践コア科目については、学校教育学部教務委員会が指定した授業科目について実施する。なお、アンケート用紙は「教育実践コア科目用」の中から授業科目名に応じて選択する。
- (4) 調査実施にあたっては、アンケート用紙の評価実施日、授業科目名、学期及び曜日、時限、授業区分、担当教員名及び受講者数の項目を授業担当者自らが記入し、必要に応じて授業概要（シラバス）のコピーを付して、学生に配付する。
- (5) 調査項目の該当しないものには、授業担当者の手で調査実施前に調査項目に取り消し線（二重線）を入れておく。
- (6) 授業担当者は、原則としてそれぞれの最終授業の後、10～15分程度を割いてアンケート調査を行い、学生が回収し、封筒に入れてただちに教務課学部教務係へ提出する。
- (7) 学生より提出されたアンケートは、コンピュータ処理によって集計する。
- (8) 回収したアンケート用紙は、後日授業担当者に返還し、授業担当者は「学部授業評価の結果報告書」にコメントを付したものを学部教務係へ提出する。
- (9) 学校教育学部教務委員会は、これらを分析し、コメントを付して公表する。

(出典 「平成19年度学生による授業評価実施要項」)

資料3-2-②-3 「平成19年度大学院生による授業評価実施要項」(抜粋)

大学院授業評価アンケート調査は、以下のように実施する。

- (1) アンケート調査は、平成18年度に引き続き、基本的には、大学院教務委員会が作成したアンケート調査用紙（A4判）を用い、無記名とする。
- (2) 実施時期は、前期又は後期のいずれかに開講される1科目について、最終回の授業終了後に実施する。
- (3) 調査対象授業は、教職基礎科目（教育課題探究A・B）及び専門科目とし、講義、演習、実験及び実習の中から1科目を選択する。
なお、教育実践研究及び課題探究は、調査対象外とする。
- (4) 調査実施にあたっては、アンケート用紙の評価実施日、授業科目名、学期及び曜時限、授業区分及び担当教員名の項目を実施教員自らが記入し、授業概要（シラバス）のコピーとともに学生に配付する。
- (5) アンケート調査用紙は、調査終了後、学生が回収し、所定の封筒に入れ、大学院教務係へ提出する。
- (6) 回収されたアンケート調査用紙は、授業担当者に返却された後、授業担当者自身が調査結果の集計・分析を行い、コメントを付して報告する。
- (7) アンケート項目が調査対象授業の内容に該当しないと判断される場合、授業担当者は、事前にその回答欄に斜線を入れ、回答を求めない。
- (8) アンケート項目が調査対象授業に適合しない場合は、授業担当者が独自のアンケート項目を付加するか、新たなアンケート調査用紙を用いてよい。

(出典 「平成19年度大学院生による授業評価実施要項」)

貼付資料3-2-②-1 「国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価実施要領」(抜粋)

貼付資料3-2-②-2 「平成19年度学生による授業評価実施要項」(抜粋)

貼付資料3-2-②-3 「平成19年度大学院生による授業評価実施要項」(抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

本学では、教員の教育活動について、大学による評価及び学生による評価を実施する体制・組織を整備し、教員の教育活動に関する定期的な評価を行っている。その結果、把握された事項に対して適切な取り組みがなされている。

観点 3-3-①： 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

【観点に係る状況】

教員の教育・研究の状況については、研究者総覧、自己評価結果報告書、シラバスに明記し、公開している（貼付資料 3-3-①-1～2、別添資料 3-3-①-3）。

本学の教育目的を達成するための、授業担当教員の研究活動内容は「教育内容等と関連する研究活動」（貼付資料 3-3-①-4）のとおりである。

資料 3-3-①-1 「教育研究者総覧データベースの案内」

【教育研究者総覧】

国立大学法人鳴門教育大学教育研究者総覧データベースの御案内

所属組織別索引	氏名別索引	データベース 検索画面へ
<p>1. 本データベースは、本学教員の教育研究の状況を広く社会に公表し、本学と社会との相互理解と協力関係をより一層強化することを趣旨として構築したものです。</p> <p>2. 掲載対象者は、本学の学長、理事並びに専任の教授、助教授、講師、助手です。</p> <p>3. データ項目は、次の15項目です。なお、データ項目で記載のない個所は表示されません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 【1】氏名 【2】よみがな 【3】ローマ字表記 【4】職名 【5】所属 【6】TEL、FAX、E-mail、個人サイトURL(任意項目です。) 【7】学位 【8】学位論文 【9】現在の研究分野 【10】現在の研究分野の概要 【11】主要担当授業科目 【12】所属学会 【13】学会および社会における主な活動 【14】主要研究業績 【15】学術関係の受賞状況 <p>4. データの索引は、【1】所属組織別索引(講座等順)と【2】氏名別索引(50音順)があります。</p> <p>5. 【1】氏名、【2】所属組織、【3】職名、【4】キーワードによる検索が行えます。</p> <p>6. 本データベースの内容は、随時更新されます。</p> <p>7. 本データベースの内容を無断転載することを禁止します。</p> <p>8. 本データベースに関するお問い合わせは、国立大学法人鳴門教育大学総務部総務課企画・評価係 (ss.kikaku@jim.naruto-u.ac.jp) へお願いします。</p>		
所属組織別索引	氏名別索引	データベース 検索画面へ

(出典 ウェブページ「教育研究者総覧データベースの案内」)

URL <http://www.naruto-u.ac.jp/db/faculty/>

資料 3-3-①-2 「学部授業シラバス事例」

【授業シラバス(学部授業の一例)】

The screenshot shows the website for Naruto University of Education. At the top, there is a navigation bar with the university's name in English and Japanese, along with logos and links for 'お問い合わせ' (Contact Us), '定員申請' (Application for Enrollment), 'サイトマップ' (Site Map), 'English', and '携帯サイト' (Mobile Site). Below the navigation bar, there is a main menu with links for '大学院受験生の方へ' (For Graduate School Applicants), '学部受験生の方へ' (For Undergraduate Applicants), '教育関係者の方へ' (For Education Related Personnel), '一般の方へ' (For General Public), '卒業・修了生の方へ' (For Graduates/Alumni), and '在学生の方へ' (For Current Students). The main content area is titled '学部シラバス' (Department Syllabus) and includes a breadcrumb trail: 'TOP > 教育・キャンパスライフ > 学部シラバス'. Below this, there is a section for '▼学校教育学部' (School Education Department) with a list of links: '学校教育学部(2004年度以前入学者用)' (School Education Department (For Applicants from 2004 and before)) and '学校教育学部(2005年度以降入学者用)' (School Education Department (For Applicants from 2005 and after)). At the bottom of the page, there is a footer with the text '(出典 ウェブページ [教育・キャンパスライフ 学部シラバス])' and the URL 'http://www.naruto-u.ac.jp/05_kyoumu/0500_kyoumu-kyoutuu/gakubu-syllabus.html'.

(出典 ウェブページ [教育・キャンパスライフ 学部シラバス])

URL http://www.naruto-u.ac.jp/05_kyoumu/0500_kyoumu-kyoutuu/gakubu-syllabus.html

資料3-3-①-4 「教育内容等と関連する研究活動」(抜粋)

教員名	研究活動及び主な研究業績等	授業科目名
麻生多聞	<p>【現在の研究分野】 平和主義をめぐる憲法理論・国際政治理論</p> <p>【主要論文例】 ○『平和主義の倫理性－憲法9条解釈における倫理的契機の復権』(日本評論社, 2007) 単著 (近刊) ○『カントと現代の平和論－世界市民意識の形成と永久平和』(獨協大学ドイツ年企画委員会, 2007) 共著 ○『いまなぜ憲法改正国民投票法なのか』(蒼天社出版, 2006) 共著</p>	(学部) 日本国憲法, 法律学概論, 法律学特論, (大学院) 法学・政治学研究・演習
西園芳信	<p>【現在の研究分野】 音楽科教育学, 芸術教育実践学</p> <p>【主要論文例】 ○『中学校音楽科の指導と評価』暁教育図書, 2003, (編著) ○『小学校音楽科の指導と評価』暁教育図書, 2004, (共編著) ○『小学校音楽科カリキュラム構成に関する教育実践学的研究－「芸術の知」の能力の育成を目的にして』(博士学位論文) 風間書房, 2005(単)</p>	(学部) 初等音楽科教育論, 中等音楽科教育論, 初等音楽科教育内容論 (大学院) 音楽科授業研究, 音楽科授業演習
佐竹勝利	<p>【現在の研究分野】 教職論</p> <p>【主要論文例】 ○新世紀の教職論 コレール社 共編著 2001 ○学校改善につながる校内研修 兵庫教育 第58巻第1号(18-23頁) 単著 2006年4月 ○こんなとき、こう臨む教員評価・人材育成 教育開発研究所 編著 2006</p>	(学部) 教職論 (大学院) 教職研究, 教師職能開発演習
木内陽一	<p>【現在の研究分野】 教育哲学, 教育思想史</p> <p>【主要論文例】 ○寺崎昌男他編『教育名言辞典』(東京書籍, 1999年)(篠原助市他6項目執筆) ○Arata Osada(1887-1961) als Frobelianer. In: Heiland, H./Neumann, K., Gebel, M.(Hrsg.): Friedrich Frobel Aspekte international vergleichender Historiographie. Weinheim (BELTZ/Deutscher Studien Verlag)1999, S.196-202. ○近代日本におけるヘルバルト派教育学の受容と展開(森川直他編著『近代教育思想の展開』福村出版, 1999年, 所収)108-127頁</p>	(学部) 人間形成原論, 学校と人間形成 (大学院) 教育哲学研究, 教育哲学演習

(出典 「研究者総覧データベース」)

URL <http://www.naruto-u.ac.jp/db/faculty/>

- 貼付資料3-3-①-1 「教育研究者総覧データベースの案内」
 貼付資料3-3-①-2 「学部授業シラバス事例」
 別添資料3-3-①-3 「鳴門教育大学自己評価結果報告書」(平成17年度版)
 貼付資料3-3-①-4 「教育内容等と関連する研究活動」(抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

貼付資料3-3-①-4「教育内容等と関連する研究活動」のとおり、本学の教員の研究と教育の整合性は図られている。したがって、教育内容等と関連する研究活動は行われている。

観点3-4-①： 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

教育課程を展開するための教育支援者として、教務課に教育企画・教育支援・地域連携担当の事務職員を配置している。このほかに、高度情報研究教育センターには、技術職員を配置し、情報教育の支援者及び情報機器に関するテクニカル・アドバイザーとして役割を果たしている（貼付資料3-4-①-1～3）。また、TAは、平成19年度については延べ47人を採用し、学部授業の実験助手等として活用することとしている（別添資料3-4-①-4～5）。

資料3-4-①-1 「鳴門教育大学事務組織図」

【鳴門教育大学事務組織図】

Naruto University of Education 国立大学法人 鳴門教育大学

事務組織図

▼事務局のご案内

事務組織図<事務局の業務案内>

- 総務部
 - 総務課
 - 会計課
 - 施設課
 - 情報図書課
- 教務部
 - 教務課
 - 学生課
 - 入試課

【この件に関してのお問い合わせ先】
 総務部総務課文書・広報係
 TEL 088-687-6029, 6030
 E-mail: ss_bunsvo@im.naruto-u.ac.jp
 個人情報保護について

Copyright (c) 2006 Naruto University of Education. All rights reserved.

(出典 ウェブページ [大学概要 事務組織図])

URL http://www.naruto-u.ac.jp/01_soumu/0103_bunsvo/jimusosikizu.html

資料3-4-①-2 「国立大学法人鳴門教育大学事務局事務分掌細則」(第6条抜粋)

(教務課)

第6条 教務課に、次のチームを置く。

- (1) 教育企画チーム
- (2) 教育支援チーム

(3) 地域連携チーム

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 国立大学法人鳴門教育大学事務局事務分掌細則])

<https://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/02kanriunei/209.pdf>

資料3-4-①-3 「高度情報研究教育センター規則」(第4条抜粋)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター所長
- (2) 教員
- (3) その他の職員

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 鳴門教育大学高度情報研究教育センター規則])

<http://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/10center/1006.pdf>

- 貼付資料3-4-①-1 「鳴門教育大学事務組織図」
 貼付資料3-4-①-2 「国立大学法人鳴門教育大学事務局事務分掌細則」(第6条抜粋)
 貼付資料3-4-①-3 「高度情報研究教育センター規則」(第4条抜粋)
 別添資料3-4-①-4 「ティーチング・アシスタントの採用を必要とする授業科目」
 別添資料3-4-①-5 「平成19年度ティーチング・アシスタント採用計画」

【分析結果とその根拠理由】

本学は、教員養成大学としての教育課程を円滑に展開するために、教務課、高度情報研究教育センターに必要な事務職員、技術職員を配置している。また、講義や演習、実習等に教育補助者としてTAを採用している。これらのことから、大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 教員の定員配置は、大学院設置基準に準拠した教員配置の基本方針を含めた中期目標期間中の教員配置計画に基づき行っている。
- ・ 教員の選考については、「教員選考基準に関する規則」、「教員選考規程」、「教員選考手続きに関する申合せ」を定め、研究業績だけでなく、「教育上の能力」も審査の対象にすることによって、本学の教育目標実現に寄与できる質の高い教員を採用している。
- ・ 教員組織の活性化を図るため、教員の任期制を導入し、また、教育面、研究面で優れた業績を有する教員を対象とした「優秀教員表彰制度」を制定した。
- ・ 教員の教育研究活動に関する評価結果を、教育研究費の配分及び給与へ反映している。

【改善を要する点】

- ・ 特になし。

(3) 基準3の自己評価の概要

実践的指導力のある優れた教員を養成するという本学の教育目標を実現するため、明確な基本方針を定めて教員組織の編成を行っている。また、教員の定員配置は、大学院設置基準に準拠した定員管理計画に基づいて行っており、学部及び大学院の教育組織に対応した教員組織となっている。教員の採用や昇格に当たっては、教員選考規程や教員選考手続きに関する申合せ、教員選考基準を定め、教育上の指導能力や研究上の指導能力に対する厳密な審査によって本学の教育課程を遂行するために必要な教員を確保している。その結果、学士課程に必要な専任教員は無論のこと、大学院課程において必要な研究指導教員及び研究指導補助教員も十分に確保できている。このようにして編成された教員組織は、年齢構成においてバランスのとれたものとなっており、性別や国籍にとらわれず、適切な候補者を教員選考規則に則り、採用している。

教員組織の活動を活性化するための措置として、教員採用に当たっては公募を原則とするとともに、平成18年度以降に採用される教員については任期制を適用している。また、学士課程、大学院課程ともに学生による授業評価を実施し、その結果を公表している。さらに、各教員の教育・研究活動は定期的に評価され、その結果をそれぞれの教育研究費の配分及び給与にも反映している。

また、これらの教育・研究活動を支援するため、事務職員や技術職員等を適切に配置し、TA等の活用も有効に行っている。

基準 4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点 4-1-①： 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

【観点到係る状況】

学部の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、本学の教育理念に基づき、「求める学生像」（貼付資料 4-1-①-1）として明確に定めている。また、各専修・コースごとにも「求める学生像」を設定、それに則した学生の受け入れを行っている。大学院では、学部のような入学者受入方針は設けていないが、「大学院の目的」に則して、学生募集要項を作成し、各専攻・コースの目的、研究内容等を明記し、学生を受け入れている。

「求める学生像」は、本学ウェブページをはじめ、学部・大学院の募集要項及び大学案内等に掲載し、都道府県教育委員会・各国公立大学をはじめ、県内・県外を問わず広く配付している（貼付資料 4-1-①-2～3）。また、大学説明会等でも、大学案内等を活用し、周知に努めている。

資料 4-1-①-1 「鳴門教育大学の求める学生像」（抜粋）

平成 19 年度 鳴門教育大学学生募集要項

鳴門教育大学の求める学生像

鳴門教育大学は、21 世紀に生きる人間として豊かな教養を培い、地球的視野に立って総合的に判断できる力量の形成に努めるとともに、教育者として子どもに対する愛情と教育に対する使命感を醸成し、教育に関する専門的知識を深め、教育実践力を身につけることによって、専門職としての教員を育成することを目指しています。

この目的に沿って本学では、新時代を築くにふさわしい卓越した洞察力と豊かな個性を持った有能な学生を求めます。

幼児教育専修

現代社会の乳幼児や保護者・保育者が抱える現実的かつ具体的な問題状況、教育問題に対するおう盛な好奇心を有する者の入学を期待します。特に、学習によって得られた知識を体系化する論理的構築力と表現力を実践の場で創造的に活用しようとする意欲あふれる学生を求めます。

小学校教育専修

子どもと心を交流させ、熱意と使命感をもって教育に取り組むことができるとともに、幅広い基礎学力とおう盛な問題意識を有し、小学校教員として十分な教育実践力を身につけようとする意欲あふれる学生を求めます。

中学校教育専修

子どもと心を交流させ、熱意と使命感をもって教育に取り組むことができるとともに、おう盛な知的探究心と志望する教科の基礎学力を有し、中学校教員となる者にとって欠かすことのできない教育実践力を身につけようとする意欲あふれる学生を求めます。

障害児教育専修

現代の学校教育の現場では、障害や発達上の問題をかかえている多くの子どもたちが学んでいます。こうした子どもたちを教師として支援することに深い関心を示し、愛情をもって積極的にかかわろうとする、意欲あふれる学生を求めます。

(出典 ウェブページ [学部受験生の方へ 学部学生募集要項 平成19年度学生募集要項])

URL http://www.naruto-u.ac.jp/07_nyuusi/0702_gakubu-nyuusi/19gakubu%20bosyuuyoukou.pdf

資料4-1-①-2 「平成19年度大学院学校教育研究科修士課程学生募集要項」(トップページ)

平成19年度 大学院学校教育研究科修士課程学生募集要項

学生募集要項

平成19年3月実施 第2次一般選抜学生募集要項 (PDF)

実施済 学生募集要項：一般選抜・後期選抜 (PDF)

実施済 学生募集要項：前期選抜試験 (追加) (PDF)

実施済 学生募集要項：一般選抜・前期選抜 (PDF)

学生募集要項：私費外国人留学生特別選抜・前期選抜 (PDF)

特色ある制度・分野の案内 (PDF)

(出典 ウェブページ [大学院受験生の方へ 大学院学生募集要項])

URL http://www.naruto-u.ac.jp/07_nyuusi/0701_daigakuin-nyuusi/inbosyuuyoukou.html

資料4-1-①-3 「平成19年度学部案内配付先一覧」

平成19年度学部案内配付先一覧(学外)

配付先名	箇所数等	配付部数	備考
各国立大学長(センター試験利用大学)	81	1 × 81 = 81	
徳島県知事	1	1 × 1 = 1	
徳島県教育委員会教育長	1	1 × 5 = 5	
徳島県教育委員会(学校政策課)	1	1 × 3 = 3	
各高等学校長(昨年度に志願者実績がある高等学校。徳島県を除く。)	340	1 × 340 = 340	
徳島県内高等学校長(高専、養護学校含む。)	43	1 × 43 = 43	本学附属養護学校を除く。
城東、城南、城北、城ノ内、徳島北、徳島市立、脇町高等学校長	7	1 × 5 = 35	
文科省高等教育局大学振興課大学入試室長	1	1 × 3 = 3	
独立行政法人 大学入試センター理事長	1	1 × 1 = 1	
事業部事業第一課長	1	1 × 1 = 1	
管理部情報課長	1	1 × 1 = 1	
上越教育大学教務部入試課長	1	1 × 3 = 3	
兵庫教育大学教務部入試課長	1	1 × 3 = 3	
合計	480	520	

(出典 「平成19年度学部案内配付先一覧」)

貼付資料4-1-①-1 「鳴門教育大学の求める学生像」(抜粋)

貼付資料4-1-①-2 「平成19年度大学院学校教育研究科修士課程学生募集要項」(トップページ)

貼付資料4-1-①-3 「平成19年度学部案内配付先一覧」

【分析結果とその根拠理由】

学部及び各専攻・コースにおいては「求める学生像」を明示し、それに基づいた学生の受け入れを行っている。「求める学生像」の公表、周知については、本学ウェブページをはじめ、大学案内や募集要項を、県内外を問わず広く配付（480 箇所）し、説明会も多く開催している。大学院については、学部のような入学者受入方針は設けていないが、「大学院の目的」や各専攻・コースの目的や研究内容等を明記した募集要項等により公表・周知し、それに則した学生の受け入れを行っている。したがって、教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されている。

観点 4-2-①： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

【観点到に係る状況】

学生の受け入れに関しては、入学者受入方針に見合った適切な学生を受け入れるため、学部入試、大学院入試を多様な選抜方法で実施している。学部では、「個別学力検査等による一般選抜」と「推薦による特別選抜」を実施している。一般選抜では大学入試センター試験及び個別学力検査等の成績、調査書等の内容を総合的に判断して入学者を選抜し、推薦による特別選抜では、出身学校長の推薦に基づき、個別学力検査を免除し、大学入試センター試験の成績、推薦書及び調査書、面接、小論文又は実技検査の成績等を総合して入学者を選抜している（貼付資料 4-2-①-1）。

大学院では、前期と後期の2度にわたり、選抜の機会を設けており、それぞれ学部卒業者に対しては筆記試験又は実技試験及び口述試験を実施し、現職教員（教職経験者：3年以上の教職経験を有する者を含む）に対しては、一部筆記試験に代え、口述試験を実施している。さらに3年間で幼稚園、小学校、中学校の教員免許のいずれかが取得できる長期履修学生制度・学校教員養成プログラムでの入学希望者には、前述の試験に加え、教職に対する意欲等を審査する面接を実施している（貼付資料 4-2-①-2～3）

資料 4-2-①-1 「入学者選抜方法」(抜粋)

入学者選抜方法

大学入試センター試験及び個別学力検査等の成績、調査書の内容等を総合して、入学者を選抜します。

大学入試センター試験の受験を要する教科・科目及び配点並びに個別学力検査等の教科・科目及び配点は10ページ～13ページの別表4を参照してください。

なお、小論文、実技による適性検査、実技検査、面接の内容は、15ページ～16ページの別表6及び別表7を参照してください。

(出典 ウェブページ [入学案内 学部入試案内 入学者選抜要項 平成19年度入学者選抜要項])

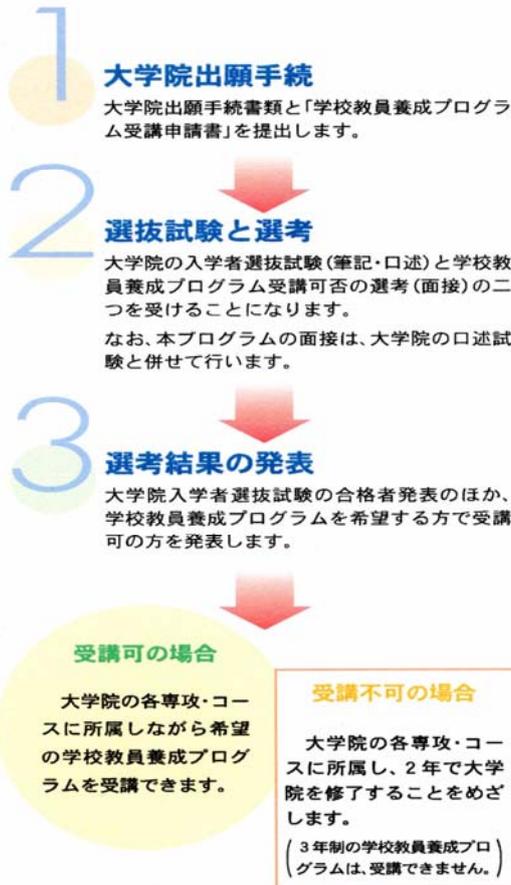
URL http://www.naruto-u.ac.jp/07_nyuusi/0702_gakubu-nyuusi/19sennbatuyoukou.pdf

資料4-2-①-2 「特色ある制度・分野の案内」(ウェブページ)

プログラムに申し込むには？

入学者選抜試験受験のための出願書類等とともに、学生募集要項出願書類10「学校教員養成プログラム受講申請書」を提出してください。

出願手続から受講許可までの流れ



● 申請期間(出願期間)

前期:平成18年7月19日(水)~平成18年7月26日(水)
後期選抜試験の公表は、10月下旬(予定)

● 申請書類(出願書類)の提出先

鳴門教育大学教務部入試課
〒772-8502 鳴門市鳴門町高島字中島748番地

● 受講可否の選考方法

受講希望者の教職への意欲などをみるために面接を実施し、その結果により受講者を決定します。

● 受講可否の発表

前期:平成18年9月8日(金)午前10時
後期選抜試験の公表は、10月下旬(予定)

受講を許可する方の受験番号を掲示するとともに、選考結果を受講希望者全員あて文書で通知(郵送)します。

注 ①臨床心理士養成コースへの出願者は、このプログラムの受講はできません。

②昼・夜開講では受講できません。

③受講の可否に関する問い合わせは、一切受け付けません。

(出典 ウェブページ [大学院受験生の方へ 大学院学生募集要項 特色ある制度・分野の案内])

URL http://www.naruto-u.ac.jp/07_nyuusi/0701_daigakuin-nyuusi/annnai.pdf

資料4-2-①-3 「選抜方法, 選抜試験の内容」(抜粋)

10 選抜方法

入学者の選抜は、選抜試験の成績及び成績証明書の評価の結果を総合して行います。

11 選抜試験の概要

各専攻・コース別の選抜試験の内容等は次のとおりです。

* 教職経験者(臨床心理士養成コースは除く。)は、筆記試験を行いません。

ただし、「教育実践の記録」(出願書類5)を提出してください。

学校教育専攻

コース	区分	筆記試験	
		内容等	留意事項
人間形成コース	教職経験者	* _____	
	上記以外	○教育学を中心とする分野 ○教育心理学を中心とする分野	試験当日に2分野のうちから1分野を選択し、受験してください。
臨床心理士養成コース	教職経験者	○臨床心理学を中心とする分野	専門的知識に関する設問及び小論文です。
	上記以外	○臨床心理学を中心とする分野	専門的知識に関する設問及び英語の問題です。英和辞典1冊の持込みを認めます。
幼年発達支援コース	教職経験者	* _____	
	上記以外	○保育・教育支援, 心理発達支援, 福祉支援, 幼児教育内容の分野	左の各分野を総合した内容について出題します。
総合学習開発コース	教職経験者	* _____	
	上記以外	○現代の教育課題に関する分野	総合学習を含む現代の教育課題(国際化, 情報化, 環境など)に関する一般的な内容を出題します。

(注) 1 「教職経験者」とは、初等中等教育における3年以上(平成19年4月1日現在)の教職経験を有する者です。また、幼年発達支援コースを志望する者は、保育所(認可外を除く。)における保育士の勤務経験を含むことができます。なお、非常勤の職員であっても、勤務の形態が常勤の職員と同様である者を含みます。
2 筆記試験 出願書類提出後は、選択する志望分野の変更は認めません。

(出典 ウェブページ [入学案内 大学院学生募集要項 平成19年度一般選抜・前期試験])

URL http://www.naruto-u.ac.jp/07_nyuusi/0701_daigakuin-nyuusi/ippann.pdf

貼付資料4-2-①-1 「入学者選抜方法」(抜粋)

貼付資料4-2-①-2 「特色ある制度・分野の案内」(ウェブページ)

貼付資料4-2-①-3 「選抜方法, 選抜試験の内容」(抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

学部の選抜方法によって、教員となるに相応しい基礎的学力、論理的思考力や独創性、表現力、人間性が適切に評価でき、本学が求める、洞察力に優れた者、豊かな個性を持った者を選抜することができる。大学院の選抜方法によって、論理的思考力、独創性、人間性が評価でき、教育実践の場における教育研究の推進者になりうる

能力を持った者、初等中等教員としての高度の資質と力量の涵養を図りうる者を選抜することができる。

これらの選抜方法から、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能している。

観点4-2-②： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

【観点到係る状況】

本学では、留学生、社会人等に特定した入学者受入方針は示していないが、前述した「鳴門教育大学の求める学生像」及び観点1-1-③に前述した「大学院の目的」に沿って、留学生、社会人を受入れることとしている。

学士課程では、私費外国人留学生、帰国子女特別選抜試験については、開学から平成17年度まで制度を設けていたが、以後は毎年志願状況を考慮し、入試を実施するか否かの方向性を検討している。

大学院課程では、私費外国人留学生特別試験を実施している。大学院の入学者選抜方法として、創設の趣旨・目的で現職教員を定員の3分の2程度を受け入れることが明記されていることから、現職教員においては、筆記試験を一部免除して口述試験に代えることにより、教員としての資質や大学院で学ぶことに対する熱意を重視して入学者を選抜している（貼付資料4-2-②-1～2）。

資料4-2-②-1 「出願資格」(抜粋)

4 出願資格

次の(1)から(8)のいずれかに該当する者です。

なお、日本国籍を有しない者で、(3)、(4)、(8)のいずれかに該当する者は、私費外国人留学生特別選抜にて、出願してください。

- (1) 大学を卒業した者又は平成19年3月までに卒業見込みの者
 - (2) 学校教育法第68条の2第4項の規定により学士の学位を授与された者又は平成19年3月までに授与される見込みの者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又は平成19年3月までに修了見込みの者
 - (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者又は平成19年3月までに修了見込みの者
 - (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
大学を卒業していない者であって、教育職員免許法による小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭若しくは養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者で、平成19年3月31日までに22歳に達するもの等
 - (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、平成19年3月31日までに22歳に達する者
短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業生やその他の教育施設の修了者等
 - (9) 特別支援教育専攻の特別支援教育コーディネーター養成分野を志望する者は、保育所（認可外を除く。）・初等中等教育における3年以上（平成19年4月1日現在）の教職経験を有することが必要となります。
- なお、非常勤の職員であっても、勤務の形態が常勤の職員と同様である者を含みます。

(出典 ウェブページ[入学案内 大学院学生募集要項 平成19年度一般選抜・前期試験])

URL http://www.naruto-u.ac.jp/07_nyuusi/0701_daigakuin-nyuusi/ippann.pdf

資料 4-2-②-2 「平成 19 年度大学院学校教育研究科修士課程学生募集要項
(私費外国人留学生特別選抜)」(英文・抜粋)

“Qualifications

Those who are not of Japanese nationality and who satisfy any of the qualifications below.

- (1) Those who have completed or will have completed at least 16 years of formal school education outside of Japan by the end of March, 2007.
- (2) Those who have completed or will have completed at least 16 years of formal school education of a country outside of Japan by the end of March, 2007 through completion of the country's correspondence school courses in Japan.
- (3) Those who will be confirmed by the qualification review at the Graduate School of Naruto University of Education as having achieved academic standards equivalent to those of university or college graduates in Japan, and will have reached the age of 22 by 31 March, 2007: such as those who have graduated from junior colleges, technical colleges, vocational schools and other educational institutions.

Notes:

(i) Those who apply under Qualification (3) must obtain the document “Procedure of Application Qualification Review for Individual Entrance Examination” through the Admission Office and must apply during the following periods:

Admission Office, Naruto University of Education

748 Aza-Nakajima, Takashima, Naruto-cho, Naruto, Tokushima 772-8502, Japan

Application Period: the First Examination, 1 June to 6 June, 2006.

(ii) For more details about the qualifications, please contact the Admission Office.

(出典 ウェブページ [入学案内 平成 19 年度大学院学生募集要項 (私費外国人留学生特別選抜)])

URL http://www.naruto-u.ac.jp/07_nyuusi/0701_daigakuin-nyuusi/sihi.pdf

貼付資料 4-2-②-1 「出願資格」(抜粋)

貼付資料 4-2-②-2 「平成 19 年度大学院学校教育研究科修士課程学生募集要項 (私費外国人留学生特別選抜)」(英文・抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

本学では、留学生、社会人等に特定した入学者受入方針は示していないが、研究科の目的に沿って、留学生、社会人を受け入れている。

観点 4-2-③： 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点到係る状況】

入学者選抜は、学部及び大学院の入学試験委員会規程（貼付資料 4-2-③-1～2）に則り、各入学試験委員会が所掌している。

試験問題の作成・管理に当たっては、各入学試験委員会に総括班及び試験班を置き、担当理事及び入学試験委

員会副委員長の下、問題作成責任者によるチェック、試験班によるチェック、試験当日の問題点検者によるチェックと、三段階の点検を行っている。また、試験問題は責任者等により厳重に管理している。

試験の実施に当たっては、実施本部を設け、試験班、総括班、入試課による完全管理のもと、適切な体制で行い、採点においては、複数の採点者が対応することにより、ミスの防止を図っている。合否判定については、各講座での選考会議、各入学試験委員会、教授会・研究科委員会等での慎重な審議を経て、公正に決定している。

資料 4-2-③-1 「鳴門教育大学学校教育学部入学試験委員会規程」(第 5 条抜粋)

(審議事項)

第 5 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学入試センター試験の実施に関する事項
- (2) 第 2 次の学力試験等による入学者選抜についての実施計画に関する事項
- (3) 学生募集要項等の作成に関する事項
- (4) 第 2 次の学力試験等の問題の作成、管理に関する事項
- (5) 試験場の設定、監督その他第 2 次の学力試験等の実施に関する事項
- (6) 第 2 次の学力試験等の採点及び合格者判定資料の作成に関する事項
- (7) その他入学者選抜方法の調査研究に関する事項

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 学務 鳴門教育大学学校教育学部入学試験委員会規程])

URL <http://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/07gakumu/701.pdf>

資料 4-2-③-2 「鳴門教育大学大学院学校教育研究科入学試験委員会規程」(第 5 条抜粋)

(審議事項)

第 5 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 入学者選抜試験の実施計画に関する事項
- (2) 学生募集要項等の作成に関する事項
- (3) 入学者選抜試験問題の作成及び管理に関する事項
- (4) 試験場の設定、監督その他入学者選抜試験の実施に関する事項
- (5) 入学者選抜試験の採点及び合格判定資料の作成に関する事項
- (6) その他入学者選抜方法の調査研究に関する事項

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 学務 鳴門教育大学大学院学校教育研究科入学試験委員会規程])

URL <http://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/07gakumu/702.pdf>

貼付資料 4-2-③-1 「鳴門教育大学学校教育学部入学試験委員会規程」(第 5 条抜粋)

貼付資料 4-2-③-2 「鳴門教育大学大学院学校教育研究科入学試験委員会規程」(第 5 条抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

入学者選抜は、各入学試験委員会規程に則り、各入学試験委員会が所掌している。

試験問題の作成・管理に当たっては各入学試験委員会の総括班及び試験班が、また、試験の実施に当たっては実施本部を設置し、適切な体制により公正に実施している。

観点 4-2-④： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

【観点に係る状況】

より適切な入学者選抜方法の在り方を探るため、本学担当理事・入学試験委員会委員と徳島県内の高等学校の進路担当課長との懇談会を開催、率直な意見交換を行い、推薦入試、募集人員、個別試験の在り方について検討している（別添資料 4-2-④-1）。

アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するために、学校教育学部入学試験委員会の専門部会として、入学者選抜方法研究専門部会を平成元年度から設置（貼付資料 4-2-④-2）し、追跡調査・分析し、入学者選抜方法の改善策を検討している。これらの結果は、入学試験委員会に報告し、かつ報告書を作成している（貼付資料 4-2-④-3～4）。

資料 4-2-④-2 「鳴門教育大学学校教育学部入学試験委員会専門部会要項」（抜粋）

（趣旨）

第1 この要項は、鳴門教育大学学校教育学部入学試験委員会規程第8条の規定に基づき、鳴門教育大学学校教育学部入学試験委員会（以下「委員会」という。）に置く専門部会の運営に関し必要な事項を定める。

（専門部会の名称及び調査検討事項）

第2 設置する専門部会の名称及び調査検討事項は、次のとおりとする。

専門部会の名称	調査検討事項
入学者選抜方法研究専門部会	入学者選抜に関する追跡調査及び研究

（組織）

第3 専門部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各部に属する教授、准教授、講師及び助教のうちから各1人
- (2) その他委員会の推薦に基づき、学長が指名する者

（任期）

第4 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（主査）

第5 専門部会に主査を置き、第3に規定する委員のうちから委員会委員長が指名する者をもって充てる。

- 2 主査は、専門部会を招集し、その議長となる。
- 3 主査に事故があるときは、あらかじめ主査が指名する委員が、その職務を代理する。

（委員会への報告）

第6 主査は、第2に定める調査検討事項について、その審議の結果を委員会に報告するものとする。

（実施細則）

第7 この要項に定めるもののほか専門部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（出典 「鳴門教育大学学校教育学部入学試験委員会専門部会要項」（入学者選抜方法研究専門部会）

資料4-2-④-3 「第4回入学者選抜方法研究専門部会議議事要旨」(抜粋)

第4回入学者選抜方法研究専門部会議議事要旨

日 時 平成17年7月19日(火) 13:00～14:50
 場 所 小会議室(本部棟2F)
 出席者 兼松主査, 成川委員, 長島委員, 鳥井委員
 欠席者 村井委員
 陪席者 松本入試課長, 鎌村学部入試係長, 新居専門職員
 議 題

- (1) 平成20年度以降の学校教育学部入学者選抜について
 主査から資料に基づき説明があり, 前回の本専門部会で未審議となっていた検討課題の(4)から検討することとなった。
- (4) 推薦, 前・後期日程の選抜方法の見直し, 及び多様化
 審議の結果, 新しい選抜方法が18年度入試から実施される関係上, 大幅な変更は行わず, 18年度入試の追跡調査を行ってから改めて検討してもよいのではないかとの意見があり了承された。また, 推薦入試については, センター試験を課さない推薦は今後も実施しないことで調整を行うこととなった。
- (5) 前期日程はすべての専修・コースで実施, 推薦, 後期日程の実施の有無, 募集定員等については各専修・コース毎に決定する
 審議の結果, 大学として推薦, 前期日程, 後期日程の特色を持たせることとし, 各専修・コースに判断を委ねることとした。

(出典 「第4回入学者選抜方法研究部会議事要旨」)

資料4-2-④-4 「第5回入学者選抜方法研究専門部会報告書」(抜粋)

第5回入学者選抜方法研究専門部会

平成17年8月23日

1 調査検討事項：平成20年度以降の学校教育学部入学者選抜方法について

検討項目

- (1) 募集単位は幼児教育専修、小学校教育専修学校教育コース、教科教育コース、障害児教育専修の4区分とする。また、教科教育コースは各教科ごとに募集する。
- (2) 教科教育コース入学生の小学校教育専修、中学校教育専修の決定は入学後とする。
- (3) 専修・コース間の第2志望を認める。
- (4) 推薦入学、前期日程、後期日程の選抜方法を見直し、選抜方法の多様化を図る。
- (5) 前期日程はすべての専修・コースで実施するものとする。また、推薦入学及び後期日程の実施の有無、募集定員等については、各専修・コースごとに決定するものとする。

2 検討経過

- 第1回 平成17年6月21日 調査検討事項について
- 第2回 平成17年6月28日 調査検討事項についてフリーディスカッション
- 第3回 平成17年7月5日 検討項目(1)(2)(3)について協議
- 第4回 平成17年7月19日 検討項目(4)(5)について協議
- *** 平成17年7月29日 村田委員長に検討経過を報告

3 検討の概要

平成18年度以降の学校教育学部入学者選抜については、主として(1)入試の簡素化、(2)本学の求める学生像の2点を基本方針として改善が図られた。すなわち、(1)については、志願者の確保、出題ミスの防止の必要性などから入試の簡素化が図られ、(2)については、基礎学力、現代社会の諸問題に対する関心や教員になろうとする意欲、表現力やコミュニケーション能力を有する者という学生像をもとに、入学者選抜の改善が図られた。

専門部会では、平成20年度以降の学校教育学部入学者選抜方法について、平成18年度以降の入学者選抜方法の改善の基本方針を継承しつつ、また平成18年度から実施しているコア・カリキュラムの趣旨を踏まえつつ、高等学校教育との関連、選抜方法の多様化、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性、入学後の本学の教育、教員採用などの視点から、上記1の(1)～(5)の項目について検討した。

検討の結果、次の結論を得た。

- 検討項目(1)(2)(3)については、平成20年度の入学者選抜から実施する。
- 検討項目(4)(5)については、平成18年度以降の入学者選抜の実施状況をみながら改めて検討する。

(出典 「第5回入学者選抜方法研究専門部会報告書」)

- 別添資料4-2-④-1 「鳴門教育大学と徳島県内高等学校進路担当課長との懇談会資料」
- 貼付資料4-2-④-2 「鳴門教育大学学校教育学部入学試験委員会専門部会要項」(抜粋)
- 貼付資料4-2-④-3 「第4回入学者選抜方法研究専門部会議議事要旨」(抜粋)
- 貼付資料4-2-④-4 「第5回入学者選抜方法研究専門部会報告書」(抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

入学者選抜方法研究専門部会において、推薦入学試験、個別学力試験(前期・後期)別に、本学のアドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜方法を実施しているか、その学力・意欲・進路等の観点から検証し、その結果を学部入学試験委員会に報告している。これらの結果を基に、入学者選抜方法の改善を検討し、平成20年度以降の学力検査と面接・口述試験の具体的な方策立案を行っている。また、より適切な入学者選抜方法の在り方を

探るため、本学担当理事・入学試験委員会委員と高等学校の進路担当課長との懇談会において様々な取組を行っており、これらの結果を入学者選抜の改善に役立てている。

観点 4-3-①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

本学の学部の入学定員は100人、修士課程の入学定員は300人である。過去5年間における実入学者及び入学定員に対する実入学者の割合は貼付資料4-3-①-1に示した通りである。学部においては、定員充足率は平均115%であり、入学定員を超えているが大幅に超えている状況ではない。

大学院においては、定員充足率は平均85%であり、入学定員を下回っているため、改革推進委員会、入試委員会等で選抜方法の改善、入学試験の実施時期、各コース間の定員配置、コースの新設等、定員を充足させる方策について検討を行っている。

資料4-3-①-1 「学部及び大学院入学定員推移」

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
募集人員	300	300	300	300	300
志願者	370	363	383	432	385
合格者	313	286	301	322	317
入学者	268	250	261	259	247
充足率	89	83	87	86	82

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
募集人員	100	100	100	100	100
志願者	701	891	772	875	495
合格者	121	119	126	126	121
入学者	111	117	117	117	115
充足率	111	117	117	117	115

(出典 「学部・大学院入学定員資料」)

貼付資料4-3-①-1 「学部及び大学院入学定員推移」

【分析結果とその根拠理由】

学部は定員を超過しているが、教員1人当たりの担当学生数は1.4人で、教育の質の面から問題はない。

大学院では実入学者数が入学定員を下回っていることから、これらの関係の適正化を図るため、様々な取組について検討を行っている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 大学院入試においては、現職教員の筆記試験を一部口述試験に代えることにより、教員としての資質や大学院で学ぶことに対する熱意を重視して入学者を選抜している。
- ・ より適切な入学者選抜方法の在り方を探るため、本学担当理事・入学試験委員会委員と徳島県内の高等学校の進路担当課長との懇談会を開催し、率直な意見交換を行い、推薦入試、募集人員、個別試験の在り方について検討している。

【改善を要する点】

- ・ 大学院の実入学者数は入学定員を下回っており、定員を充足させるのため、さらなる方策を講じる必要がある。

(3) 基準4の自己評価の概要

学部の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）として、学部及び各専修・コースごとに「求める学生像」を明確に定め、学生を受け入れている。大学院については、学部のような入学者受入方針は設けていないが、「大学院の目的」に則して、学生募集要項等で各専攻・コースの研究内容等を明記し、学生を受け入れており、学部・大学院とも公表・周知を行っている。

学生の受け入れに関しては、入学者受入方針に見合った適切な学生を受け入れるため、学部入試、大学院入試を多様な選抜方法で実施している。

本学では、留学生、社会人等を特定した入学者受入方針は示していないが、大学院の入学者選抜方法として、現職教員においては、筆記試験を一部口述試験に代えることにより、教員としての資質や大学院で学ぶことに対する熱意を重視して入学者を選抜している。

入学者選抜は、学部及び大学院入学試験委員会規程に則り、各入学試験委員会が所掌し、適切かつ公正に実施している。

本学担当理事・入学試験委員会委員と徳島県内の高等学校の進路担当課長との懇談会や入学者選抜方法研究専門部会により、より適切な入学者選抜方法の在り方を検討している。

学部における定員充足率は平均 115%であり、入学定員を超えているが大幅に超えている状況ではないが、大学院における定員充足率は平均 85%であり、入学定員を下回っているため、改革推進委員会、入学試験委員会等で、定員を充足させる方策について検討を行っている。

基準5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

<学士課程>

観点5-1-①： 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）、教育課程が体系的に編成されているか。

【観点到る状況】

学部の教育課程は、広い学問領域にわたる基礎知識の上に、幼稚園・小学校・中学校及び特別支援学校教員としての総合的な能力を修得させることを目的に、4年間を通じて全体の調和と総合性を配慮して編成している（別添資料5-1-①-1）。

授業科目は前掲貼付資料3-1-③-1に示したように教養基礎科目、教育実践コア科目、教職共通科目、専修専門科目、卒業研究に区分し、また、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目も適切に配当しており、総合的志向と専門的志向が調和するように配置している。特に教育実践の中核となる科目として、教育実践能力の育成を重視する教育実践コア科目（別添資料5-1-①-2）を1年次から3年次まで系統的に展開し、さらに教職共通科目に実地教育（学年進行における旧カリキュラム）・ふれあい実習等（同新カリキュラム）（貼付資料5-1-①-3）を体系的な計画の下に1年次から4年間にわたって実施している。

資料5-1-①-3 「各専修別・授業科目区分等別の所要修得単位数一覧表」(第3表 実地教育計画表)

第3表 実地教育計画表

授 業 科 目	単位数	実施学年	受 講 対 象	主な実施場所
ふれあい実習	1	1	全専修必修	協力校(幼稚園)附属学校園
附属校園観察実習		3	全専修必修	附属学校園
主免教育実習事前指導	4	3	全専修必修	大 学
主免教育実習		3	全専修必修	協 力 校 校 園 附 属 学 校 園
主免教育実習事後指導		3	全専修必修	大 学
副免教育実習	2	4	小学校・中学校教育専修必修(ただし、特別支援免取得希望者は除く。)	附 属 学 校 園
特別支援教育観察実習	1	4	障害児教育専修必修	大 学 附 属 特 別 支 援 学 校
特別支援教育実習	3	4	障害児教育専修必修(特別支援免取得希望者必修)	附 属 特 別 支 援 学 校
教員インターンシップ	2	4	選 択	協 力 校
保育所実習Ⅰ	2	2	幼児教育専修必修	保 育 所
保育所実習Ⅱ	2	4	幼児教育専修必修	保 育 所
施設実習	2	2	幼児教育専修必修	施 設

(出典 「平成19年度学部履修の手引き」 実地教育計画表)

別添資料5-1-①-1 「平成19年度学校教育学部時間割表」(1~4年次)

前掲貼付資料3-1-③-1 「各専修別・授業科目区分等別の所要修得単位数一覧表」(第1表)

別添資料5-1-①-2 「各専修別・授業科目区分等別の所要修得単位数一覧表」(第2表鳴門教育大学学校教育学部履修規程別表第4 [第5条関係] 抜粋)

貼付資料5-1-①-3 「各専修別・授業科目区分等別の所要修得単位数一覧表」(第3表実地教育計画表)

【分析結果とその根拠理由】

本学では、教育の目的や授与する学位に照らして、4年間を通じた授業科目(教養基礎科目、教育実践コア科目、教職共通科目、専修専門科目、卒業研究)の配置、必修・選択科目の配当は適切であることから、教育課程は体系的に編制している。

観点5-1-②: 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点到る状況】

授業の内容は、「4年間を通じて全体の調和と総合性を配慮して編制」するという方針に則して設定している。教養基礎科目は、高等学校までに獲得した知識と大学で習得する知識を関連づけるために、学問横断的な「現代社会の諸問題」と、自己表現力などの習得をめざす「身体運動・表現コミュニケーション」という2領域の授

業科目からなっている（貼付資料5-1-②-1，前掲別添資料5-1-①-1～2）。

教育実践コア科目は、あるべき教師像を考える「初等中等教育実践基礎演習」と、教師としての実践的指導力を育成する「初等中等教科教育実践」により構成している。教職共通科目は、教職に関する専門科目で、学校教育の理論的・実践的分野に関わる科目を含んでいる。専修専門科目では、学生の専修・教育コースに応じて、それぞれの分野での指導力を高め、教育実践と教育研究を進めていく能力・態度を培う授業科目を開設している。卒業研究は、教養基礎科目、教職共通科目及び専修専門科目などの学習を基に、自らの課題を設定し研究を行うものである。

資料5-1-②-1 「平成19年度学部授業概要」(教養基礎科目/科学と環境抜粋)

【教養基礎科目 現代社会の諸問題】

05020010 科学と環境
(Environments and philosophy of sciences)

担当教員・所属 ○武田 清(自然系理科講座・C404)

・研究室番号 工藤 慎一, 近森 憲助

標準履修 学部1・2・3年

開講時期 前期 月 1

授業形態 講義

単位区分

単位数 2

備考

キーワード 科学論 科学史 環境 社会 意思決定

連絡先・オフィスアワー

連絡先: 工藤 (skudo@naruto-u.ac.jp), 武田 (takeda@naruto-u.ac.jp)
オフィスアワー: 火曜日16時(工藤, 武田, 近森)

【授業の目的及び主旨・到達目標】

自然科学とはどのような構造をもち、その意義はどこにあるのかを理解することは、科学・技術をベースに急速に移り変わる現代社会を生きる我々にとって今後ますます重要となるだろう。特に環境を巡る諸問題を読み解くには、この自然科学自体の理解が欠かせない。この講義では、科学論・科学哲学(科学史を含む)並びに環境自体の理解に必要な基礎を紹介するとともに、時事的な問題も取り上げながら自由討論を行い、教育者に必要であろう自然科学観と広範な社会的問題に対して自ら合理的判断を下せる力を養うことを目的・目標とする。

【授業計画】

主な講義内容は以下の通りである。ただし受講生の理解や興味に合わせて、講義内容を変更する場合がある。

週	授 業 の 内 容
1	オリエンテーション
2	科学史：自然観の発展，物質観の発展
3	科学史：自然観の発展，物質観の発展
4	常識的な科学観とその限界
5	科学とは何か？科学と非科学の境界問題
6	討論：科学的判断とは？
7	環境を巡る諸問題の構造
8	生物的環境を理解する
9	生物的環境を理解する
10	無機的環境を理解する
11	現実社会の対応
12	現実社会の対応
13	環境問題と意思決定
14	討論：科学，環境そして社会
15	まとめ

【履修上の注意事項】

講義形式での授業を基本とするが、一部集団討論を含む。講義中であっても、疑問や意見を積極的に発言することを奨励する。

【成績評価方法】

学期末の試験成績に、授業への参加態度やレポート等の評価を合わせて総合的に判断する。

【テキスト・参考文献】

参考書として以下の文献を示す。
村上陽一郎著「文化としての科学/技術」岩波書店(2001)
村上陽一郎著「新しい科学論(ブルーバックス373)」講談社(1979)
橋本敬造, 市川米太, 宮下三郎著「自然観の変遷 -宇宙・物質・生命-」学術図書出版(1982)
鷲谷いずみ・矢原徹一著「保全生態学入門：遺伝子から景観まで」文一総合出版(1996)
プリントなども適宜使用する。

(出典 「平成19年度授業概要」)

貼付資料5-1-②-1	「平成19年度学部授業概要」(教養基礎科目/科学と環境抜粋)
前掲別添資料5-1-①-1	「平成19年度学校教育学部時間割表」(1~4年次)
前掲別添資料5-1-①-2	「各専修別・授業科目区分等別の所要修得単位数一覧表」(第2表鳴門教育大学学校教育学部履修規程別表第4 [第5条関係] 抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

授業の内容は、別添資料5-1-①-1に示したとおり、「4年間を通じて全体の調和と総合性を配慮」という教育課程の編成の趣旨に沿ったものとなっている。

観点5-1-③： 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものであるか。

【観点到る状況】

本学の授業の内容は、教育実践力のある教員の養成という目的に則して、各授業の目的及び趣旨、到達目標を掲げ、シラバスにおいてもその内容を明示している(貼付資料5-1-③-1)。

それらの授業と担当教員の研究成果の授業への反映状況については、鳴門教育大学自己評価結果報告書においては全教員の教育活動、担当授業の改善、研究活動等を記載している(前掲別添資料3-3-①-3)。また、それらの反映状況については、貼付資料5-1-③-2のとおりである。本学の教育実践コア科目については、最新の教育内容・方法等に係る研究成果を反映した授業を実施している(貼付資料5-1-③-3)。

資料5-1-③-1 「平成19年度学部授業概要」(教育実践コア科目/幼児教育実践基礎演習抜粋)

【学校教育学部(2005年度以降入学者用) 教育実践コア科目】

05060010 幼児教育実践基礎演習

(The Basic Seminar in Practice of Early Childhood Education)

担当教員・所属	○橋川 喜美代(幼年発達支援講座・A605)
・研究室番号	田村 隆宏, 浜崎 隆司, 塩路 晶子, 木村 直子, 豊成 哲
標準履修年次	学部1年
単位区分	開講時期 前期 水 1 授業形態 演習 単位数 2
備考	
キーワード	生きる力の基礎としての保育 職業意識 保育者観・子ども観 子ども理解 発達理解
連絡先・オフィスアワー	Email: hasikawa@naruto-u.ac.jp オフィスアワー: 火曜日 4限

【授業の目的及び主旨・到達目標】

本演習は、教員としての実践指導力育成のための基礎になるもので、「教育実践学」の立場から乳幼児期から小学校低学年までの保育・教育を考える。高等学校までの学習と大学における学びとの根本的違いを理解し、子どもの人権を踏まえるべき保育士・幼稚園教諭に求められる職業意識を乳幼児の生命と発達に関わる保育・教育という営みから問い直し、①保育内容5領域を発達との関連から理解する力、②保育士・幼稚園教諭という職業を理解する力、を育むことを目的とする。

【授業計画】

1. 保育・教育に関わる乳幼児の理解や発達の理解
 - (1) 乳幼児期の発達の理解: 運動・操作面、情緒面、認知・言語面の発達について
 - (2) 乳幼児期の子ども理解: 乳幼児期の仲間関係、母子関係について
 - (3) 乳幼児期の子どもの現状: 養育環境と虐待について
2. 保育者の仕事
 - (1) 保育内容「領域」の性格と幼稚園・保育所での子どもの生活について
 - (2) 今求められる地域の中の幼稚園・保育所、保育者の役割について
 - (3) 認定こども園の誕生と保護者のニーズについて
3. 保育士・幼稚園教諭に求められる職業意識
 - (1) 乳幼児期の子どもの園生活と保育所保育士・幼稚園教諭の仕事について
 - (2) 乳幼児期の子どもと保育所保育士・幼稚園教諭という職業について
 - (3) 小学校教員の立場から見た幼児期の子どもと教員という職業について
4. 実務家教員から教育現場の問題点等を聞き、あるべき教員の姿について考える。

【履修上の注意事項】

受講生の積極的な参加が望まれる。

【成績評価方法】

成績は、生きる力の基礎としての保育、保育者・子ども観、教師という職業への理解、子ども・発達の理解といった演習課題への取り組みに4割、学期末レポートに4割、出席に2割を配分し、その到達状況を総合的に勘案して評価する。

【テキスト・参考文献】

①文部省『幼稚園教育要領解説』フレーベル館、1998年 ②厚生省『保育所保育指針』フレーベル館、1999年

(出典 「平成19年度学部授業概要」)

資料5-1-③-2 「学部授業科目及び担当教員研究内容一覧」(抜粋)

授業科目名	担当教員	所属講座等	研究内容等(抜粋)
教職論	佐竹勝利	学校改善講座	工藤文三編「学力を育てる教師力の向上」教育開発研究所 2005 p.223 (共著)
学習指導評価論	川上綾子	授業開発講座	○教師のパフォーマンス評価におけるルーブリックの有効性の研究—中学校社会科教師の「社会的思考・判断」の評価のプロセスの基づく検討—
表現コミュニケーション基礎演習	井上和臣	教育臨床講座	CD-ROMで学ぶ認知療法, 非対面心理療法の基礎と実際 —インターネット時代のカウンセリング— (岩本隆茂・木津明彦 共編) 培風館
総合学習論	村川雅宏	総合学習開発講座	○豊かな心を育てる「社会性育成」力 ぎょうせい 2005 (共著)
阿波学	赤松万里	国語教育講座	○「阿波名所図会」挿画の構造的検索と解明の研究—モチーフ・インデックスの作成を通路とした読解— 鳴門教育大学研究紀要 第21巻 (共著)

(出典 「平成17年度自己評価結果報告書」)

資料5-1-③-3 「教育実践力を育成する教員養成の在り方」(抜粋)

教育実践力を育成する教員養成の在り方

—教育実践学を中核とした教員養成コア・カリキュラム開発(鳴門プラン)を中心として—

鳴門教育大学

0. 開発の経過

- ・平成13年11月「国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会」(在り方懇)における「体系的な教員養成カリキュラム編成の必要性」の提案
- ・本学法人化後の中期目標・中期計画において、「平成16年度までに、教育実践に貢献できる教育者を育成するためのコア・カリキュラムを開発し、平成17年度から実施し、教員養成として必要な基礎的・基本的資質を養う」ことが明示される。
- ・平成14年10月に本学の教員3名によるプロジェクト研究「教員養成カリキュラム構築のための教科内容学の研究」(研究代表 西園芳信)が立ち上がる。研究は、文部科学省・教育委員会・教育現場との連携・情報交換を図りながら推進された。
- ・平成16年7月、上記プロジェクトの研究成果報告書『教科内容学を基盤とした教員養成コア・カリキュラム開発(第二次)』が発行された。
- ・本学の教員養成コア・カリキュラムは、上記プロジェクトの研究成果をたたき台に、大学改革推進委員会教育研究組織等再編成特別検討専門委員会のなかの「学部カリキュラム編成小委員会」(主査 西園芳信)により検討され(平成15年10月から平成16年3月まで11回の会議を開催)、平成16年3月10日の大学改革推進委員会にカリキュラム構成と授業科目別の単位一覧表が提案された。
- ・平成17年4月入学生より新カリキュラムが実施される。

(出典 「教育実践力を育成する教員養成の在り方」)

貼付資料5-1-③-1 「平成19年度学部授業概要」(教育実践コア科目/幼児教育実践基礎演習抜粋)

前掲別添資料3-3-①-3 「鳴門教育大学自己評価結果報告書」(平成17年度版)

貼付資料5-1-③-2 「学部授業科目及び担当教員研究内容一覧」(抜粋)

貼付資料5-1-③-3 「教育実践力を育成する教員養成の在り方」(抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

教養基礎科目，教育実践コア科目，教職共通科目，専修専門科目において，授業担当教員の研究成果はそれぞれの授業内容に関連づけられており，研究の成果を反映したものとなっている。

観点5-1-④： 学生の多様なニーズ，学術の発展動向，社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば，他学部の授業科目の履修，他大学との単位互換，インターンシップによる単位認定，補充教育の実施，編入学への配慮，修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

【観点到に係る状況】

学生や社会の多様な要請に応えるため，教育上有益と認めるときは，60単位を超えない範囲で，他の大学や短期大学における授業の履修，大学以外の教育施設等における学修，本学入学前の既修得単位の認定が可能となっている（貼付資料5-1-④-1）。

単位互換は放送大学及び徳島大学総合科学部との間で協定を締結している（貼付資料5-1-④-2～4）。

「教員インターンシップ」を実地教育における選択科目とし，単位化している（前掲貼付資料5-1-①-3）。また，社会のニーズにより教育職員免許状以外にも保育士，図書館司書教諭，学芸員の資格取得のための授業を開講している。

編入学は，欠員のある場合に限り，選考の上，短期大学や高等専門学校を卒業した者を受け入れる制度を設けている（貼付資料5-1-④-5）。

資料5-1-④-1 「国立大学法人鳴門教育大学学則」（第50～52条抜粋）

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修）

第50条 教育上有益と認めるときは，他の大学又は短期大学とあらかじめ協議の上，学生に当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は，60単位を超えない範囲で，卒業の要件となる単位として本学において履修したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は，外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第51条 教育上有益と認めるときは，学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は，前条第2項の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第52条 教育上有益と認めるときは，学生が本学入学前に大学若しくは短期大学（以下「大学等」という。）又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位（第90条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を，本学入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは，学生が本学入学前に行った前条第1項に規定する学修を，本学入学後の本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし，又は与えることができる単位数は，第40条，第41条及び43条

に規定する編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第50条第2項及び前条第2項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 国立大学法人鳴門教育大学学則])

URL <https://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/01gakusoku/101.pdf>

資料5-1-④-2 「放送大学と鳴門教育大学との間における単位互換に関する協定書」(抜粋)

放送大学と鳴門教育大学との間における単位互換に関する協定書

放送大学及び鳴門教育大学は、双方の大学の規則に定めるところにより、両大学の学生が、それぞれ相手大学の授業科目を履修し、単位を修得することを認めることとし、次の事項について合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

(受入れ)

第1条 鳴門教育大学に在学する学生が、放送大学の授業科目の履修及び単位の修得を希望するときは、放送大学長は当該学生を受け入れることができる。

2 放送大学に在学する学生が、鳴門教育大学の授業科目の履修及び単位の修得を希望するときは、鳴門教育大学長は当該学生を受け入れることができる。

(特別聴講学生)

第2条 両大学は、前条により受け入れた学生を「特別聴講学生」として取り扱う。

(履修期間)

第3条 特別聴講学生の履修期間は、放送大学においては1学期間ごととし、鳴門教育大学においては1学期間ごと又は1か年ごととする。

(授業科目の範囲及び単位数)

第4条 履修できる授業科目の範囲及び修得できる単位数は、別に定める。

(学生数)

第5条 両大学の受け入れる学生数は、別に定める。

(受入れ手続)

第6条 特別聴講学生の受入れ手続は、別に定める。

(単位の授与等)

第7条 特別聴講学生の履修方法、単位の授与等については、受入れ大学の学生の場合と同様とする。

(授業料等)

第8条 放送大学においては、特別聴講学生の授業料は、放送大学学則に定める額とし、入学金は徴収しない。

2 鳴門教育大学においては、特別聴講学生の授業料は、鳴門教育大学学則に定める額とし、検定料及び入学金は徴収しない。

平成12年10月31日

放送大学長

吉川弘



鳴門教育大学長

溝上



(出典 「放送大学と鳴門教育大学との間における単位互換に関する協定書」)

資料5-1-④-3 「鳴門教育大学と徳島大学総合科学部との単位互換に関する協定書」(抜粋)

鳴門教育大学と徳島大学総合科学部との単位互換に関する協定書

鳴門教育大学と徳島大学総合科学部は、相互の交流と協力を促進し、教育内容の充実を図ることを目的として、下記に基づき単位互換を行うことに合意する。

記

- 1 学生の身分
この協定により受け入れる学生の身分は、特別聴講学生とする。
- 2 履修できる授業科目等
特別聴講学生が履修できる授業科目、単位数及び受入手続等は、別に定める。
- 3 履修期間及び受入時期
 - ① 特別聴講学生の履修期間は1年以内とし、当該年度を超えないものとする。
 - ② 特別聴講学生の受入時期は、学年及び学期の初めとする。
- 4 受入学生数
各大学が受け入れる特別聴講学生数は、授業に支障のない範囲で、受入大学が決定する。
- 5 履修方法等
特別聴講学生の履修方法及び試験実施方法については、受入大学の規則の定めるところによる。
- 6 単位の授与等
 - ① 特別聴講学生が履修した授業科目の成績の評価及び単位の授与については、受入大学の規則の定めるところによる。
 - ② 特別聴講学生が履修した授業科目の単位の認定については、派遣大学の規則の定めるところによる。
- 7 検定料、入学料及び授業料
特別聴講学生の検定料、入学料及び授業料は徴収しない。
- 8 実施要項
この協定による単位互換を円滑に実施するため、実施要項を別に定める。

(出典 「鳴門教育大学と徳島大学総合科学部との単位互換に関する協定書」)

資料5-1-④-4 「鳴門教育大学と徳島大学総合科学部との単位互換に関する実施要項」 (抜粋)

鳴門教育大学と徳島大学総合科学部との単位互換に関する実施要項

- 1 対象学生
第2年次以上の学部学生とする。
- 2 履修科目及び単位数
 - ① 特別聴講学生が履修できる授業科目は、受入大学が定め、派遣大学へ通知する。
 - ② 特別聴講学生が履修できる単位数の上限は、両大学において定めるところによる。
- 3 受入手続き等
 - ① 派遣大学は、出願書類を取りまとめ、授業科目ごとに学生の推薦順位を付して、受入大学に申請する。
 - ② 受入大学は、受入学生及び履修を許可する授業科目を決定し、派遣大学に通知する。
 - ③ 派遣大学は、出願学生に速やかに受入れの可否を通知する。
- 4 オリエンテーションの実施及び履修登録
 - ① 派遣大学は、特別聴講学生を希望する学生に対するオリエンテーションを実施する。
 - ② 受入大学は、特別聴講学生に対するオリエンテーションを実施する。
 - ③ オリエンテーションの際に履修登録手続きを行う。
- 5 特別聴講学生証
受入大学は、特別聴講学生に対して特別聴講学生証を発行する。
- 6 試験の実施方法
 - ① 受験上の取り扱い及び追・再試験の実施については、受入大学の規則の定めるところによる。
 - ② 派遣大学と受入大学の試験日時が重複した場合は、派遣大学の授業科目について追試験等の措置を講ずるものとする。
- 7 成績の通知、管理及び成績証明書の発行
 - ① 受入大学は、特別聴講学生の成績を試験終了後速やかに派遣大学へ通知する。
 - ② 受入大学は、特別聴講学生の成績原簿を保管する。
 - ③ 特別聴講学生の成績証明書は、原則として派遣大学が発行する。なお、必要な場合は、受入大学においても発行することができる。
- 8 施設等の利用
受入大学は、特別聴講学生の履修上必要な施設・設備の利用について、便宜を供与する。

(出典 「鳴門教育大学と徳島大学総合科学部との単位互換に関する実施要項」)

資料5-1-④-5 「国立大学法人鳴門教育大学学則」 (第40条抜粋)

(編入学)

第40条 次の各号の一に該当する者で、学部へ編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に編入学を許可することがある。

- (1) 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- (2) 専修学校の専門課程のうち学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第77条の8第1項に定める基準を満たすものを修了した者で学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条に定める大学入学資格を有す

るもの

(3) 学校教育法施行規則第92条の3に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 国立大学法人鳴門教育大学学則])

URL <https://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/01gakusoku/101.pdf>

貼付資料5-1-④-1	「国立大学法人鳴門教育大学学則」(第50～52条抜粋)
貼付資料5-1-④-2	「放送大学と鳴門教育大学との間における単位互換に関する協定書」(抜粋)
貼付資料5-1-④-3	「鳴門教育大学と徳島大学総合科学部との単位互換に関する協定書」(抜粋)
貼付資料5-1-④-4	「鳴門教育大学と徳島大学総合科学部との単位互換に関する実施要項」(抜粋)
前掲貼付資料5-1-①-3	「各専修別・授業科目区分等別の所要修得単位数一覧表」(第3表実地教育計画表)
貼付資料5-1-④-5	「国立大学法人鳴門教育大学学則」(第40条抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

本学では、他大学との単位互換、教員インターンシップによる単位認定、保育士、図書館司書教諭、学芸員の資格取得を可能とするなど、学生や社会からの要請に対応した教育課程の編成となっている。

観点5-1-⑤： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

本学では単位の实質化に鑑み、「学習指導体制」、「授業目的等の明確化」、「成績評価の具体化」を指向している。「学習指導体制」ではクラス担任・指導教員・授業担当教員による直接的指導や教務課職員による間接的教育支援を行っている(貼付資料5-1-⑤-1)。「授業目的等の明確化」、「成績評価の具体化」については、シラバスに各授業の目的や趣旨、さらに到達目標を明示し、各単元の授業内容を提示するとともに授業形態、成績評価の方法、評価配分率、履修上の留意点、使用するテキストや参考文献を明記し、学生の学習の方法(事前・事後学習)や姿勢を示す一方、各学期の最後に試験週間を設け、講義科目の試験を実施している。この結果、授業の到達目標を示すことにより、学生の努力目標が明確となり、学生の自主学習意欲を促すとともに、教員は評価の判定を適切に行っている。

資料5-1-⑤-1 「クラス担当教員の業務」(抜粋)

1 クラス担当教員の業務内容について(参考資料1)

(1) クラス担当教員は、「鳴門教育大学クラス制度に関する要項」第11項の規定に基づき次のとおり指導助言等を行ってください。
指導不案内の場合は、担当課・係等に問い合わせ詳細を把握してください。

事項	内容	担当課・係・内線電話
1 履修状況の把握並びに履修上の相談及び助言に関する事。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の履修登録に当たって、教員免許状取得及び卒業に必要な科目をチェックし、助言を与える。 ・学年末ごとに履修状況を把握し、特に主免教育実習及び教員インターンシップを受講するまでに履修すべき必要な授業科目の履修を指導する。 	教務課教育支援チーム (内線 6093・6094) 教務課教育支援チーム (内線 6095・6096)
2 学業不振者に対する修学指導に関する事。	<ul style="list-style-type: none"> ・学業不振の原因について自己分析を促し、学生の自主的・自立的な履修を支援する。 	教務課教育支援チーム (内線 6093・6094)
3 休学、復学、転学、留学、退学及び進学等の進路相談に関する事。	<ul style="list-style-type: none"> ・休学、復学等の学生の意志を確認し、必要に応じて父母又は学資負担者と連絡調整を行う。 ・当該学生及び父母又は学資負担者との合意に達した場合に「休学願」等に認印を押す。 	教務課教育支援チーム (内線 6093・6094) *留学のための休学については学生課国際交流チーム (内線 6115)
4 附属学校園の教育実習における授業参観、保育参観及び助言等に関する事。	<ul style="list-style-type: none"> ・各学期ごとに開催する学年連絡会に出席する。 ・上記連絡会での意向を学生に周知する。 ・ふれあい実習の受講に当たっての必要な指導・助言を行う。(附属校園及び鳴門市内幼稚園での実習について引率を行う) 	教務課教育支援チーム (内線 6095・6096) *連絡会の世話役を中心として実施する。
5 新入生合宿研修、2年次合宿研修及び3年次合宿研修に関する事。	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生合宿研修、2年次合宿研修及び3年次合宿研修に参加し、学生の履修相談・進路相談に応じる。 ・合宿研修に参加したクラス学生とのコミュニケーションを図る。 	学生課長 (内線 6110) 学生課学生生活支援チーム (内線 6118) 学生課就職支援チーム (内線 6112・6113)
6 進路希望調査、教員採用試験の調査及び就職先の追跡調査に関する事。	<ul style="list-style-type: none"> ・各年次ごとに行う進路希望調査を取りまとめ、及び把握する。 ・指導教員と協力し、クラス学生の教員採用試験の出願・受験状況を調査する。 ・指導教員と協力し、クラス学生の就職先を追跡調査する。(各調査用紙は就職支援室が送付します。) 	学生課就職支援チーム (内線 6112・6113)
7 就職相談及び就職情報の提供に関する事。	<ul style="list-style-type: none"> ・当該部の就職委員会委員及び就職支援室と連携をとり、就職情報を提供する。 ・本学が行う就職支援行事に学生の参加を促す。 ・就職相談に応じる。 	学生課就職支援チーム (内線 6112・6113)
8 不祥事を起こした学生への生活指導に関する事。	<ul style="list-style-type: none"> ・当該学生が所属する部の学生支援委員会委員と連携を密にし、不祥事(交通違反、万引き、強制わいせつ等)の真相を究明し、生活指導を行う。 ・学生の更正のための手助けをする。 	学生課長 (内線 6110) 学生課学生生活支援チーム (内線 6118)
9 学生支援委員会等が行う調査の協力等に関する事。	<ul style="list-style-type: none"> ・調査のとりまとめに協力する。 	学生課・教務課 *調査の内容によって、その都度担当係を明記します。
10 その他厚生補導に関する事。	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的に問題のある学生を把握し、授業料等の免除や各種奨学金制度の紹介を行う。 ・学生の生活状況(メンタル面及び健康面を含む)を把握し、心身健康研究教育センター、学生総合相談室等へのつなぎを行う。 ・不登校学生及び長期欠席学生を把握し、当該学生や父母兄弟等と連絡を取り、学生の将来設計の相談に応じる。 	学生課長 (内線 6110) 学生課学生生活支援チーム (内線 6119・6120) 学生課学生生活支援チーム (内線 6118) 心身健康研究教育センター (センター所長室 6630) (事務室 6631)

(出典 「平成19年度クラス担当教員の手引」)

貼付資料5-1-⑤-1 「クラス担当教員の業務」(抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

本学では、「学習指導体制」、「授業目的等の明確化」、「成績評価の具体化」を指向し、学生の学習上の取り組みやシラバスにおける授業目的、到達目標、評価方法等の明示及び試験週間を設定し、単位の実質化に配慮している。

観点 5-1-⑥： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

【観点に係る状況】

授業形態は教員養成という目的に照らして、講義、演習、実験、実習等を設けており、その割合は貼付資料 5-2-①-1 のとおりである。

学習指導法の工夫としては、以下のとおりである。

「教育実践コア科目」では、平成 18 年度「特色ある大学教育支援プログラム」に採択された『教育実践の省察力をもつ教員養成—教育実践力自己開発・評価システムを組み込んだ教員養成コア・カリキュラムの展開を通して—』における「鳴門プラン」の成果を反映している。

「実地教育」では、大学の他の講義（初等中等教科教育実践Ⅰ～Ⅲ等）と関連性を持たせ、4年間を通じた体系的な編制としている。また、附属学校園や地域の協力校園における実習が必修であることに加えて、協力校園での教員インターンシップが選択可能である。

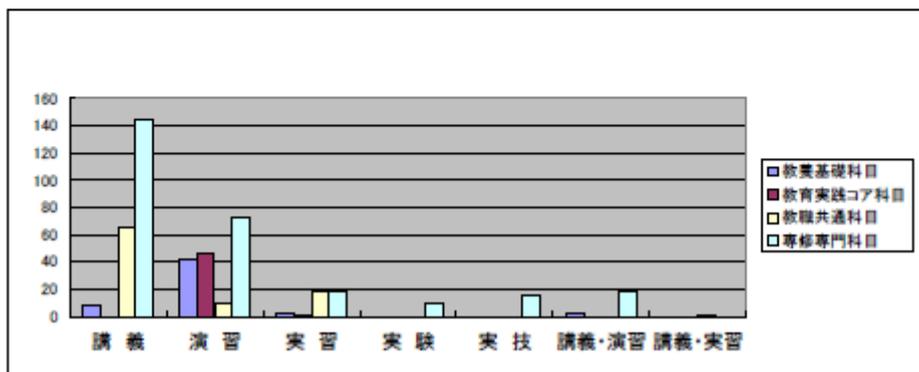
「英語コミュニケーションⅠ～Ⅴ」では、「Ⅰ・Ⅱ」、「Ⅲ・Ⅳ」をステップアップとし、「Ⅴ」を実体験としての語学研修としている。また、学生を入学時の受講生のレベルに応じて4クラスに分け、嘱託外国人講師による比較的少人数グループ教育を実施し、5段階のカリキュラム構成としている（貼付資料 5-2-①-2～3）。

「総合演習」では、教師にとって必要な創造性や協調性を養うために、作業的、体験的な学習活動について少人数グループごとにフィールド型授業を実施している（貼付資料 5-2-①-4）。

また、TAについては、演習・実験等において活用している（別添資料 5-2-①-5、前掲別添資料 3-4-①-4～5）。

資料5-2-①-1 「学校教育学部開設授業科目形態一覧」

区 分	講 義	演 習	実 習	実 験	実 技	講義・演習	講義・実習	計
教養基礎科目	8	42	3			2		55
教育実践コア科目		46	1					47
教職共通科目	65	9	19				1	94
専修専門科目	144	73	18	10	16	18		279
合 計	217	170	41	10	16	20	1	475



(出典 「平成19年度鳴門教育大学学部履修の手引」)

資料5-2-①-2 「少人数教育履修者数」(平成18年度)

授業科目名	履修者数
英語コミュニケーションⅠA	28
英語コミュニケーションⅠB	31
英語コミュニケーションⅠC	32
英語コミュニケーションⅠD	32

(出典 「少人数教育履修者数」)

資料5-2-①-3 「平成19年度学部授業概要」(教養基礎科目/英語コミュニケーションI抜粋)

【教養基礎科目 身体運動・表現コミュニケーション】

05050010 英語コミュニケーション I
(English Communication I)担当教員・所属 プレント ロジャース(嘱託講師)
・研究室番号

標準履修年次 学部1年

単位区分

開講時期 前期 火 3

授業形態 演習

単位数 1

備考

キーワード

連絡先・オフィスアワー

【授業の目的及び主旨・到達目標】

The goal of the course is to acquaint students with typical everyday situations as presented in the selected text, with appropriate side trips on related situations. The object is to introduce and be able to reproduce intelligible conversations in current English. The 2 themes will be unambiguous and direct communication, and listening comprehension of main meanings in English speech and in essential documents such as travel, telephone, or daily life encounters.

natural
imagination

【授業計画】

The topics covered will be as follows:

Unit 1 What an Interesting Person!

Unit 2 Is Your Family Like Mine?

Unit 3 There's No Place Like Home

Unit 4 Let's Go Driving

Unit 5 Just Charge It

Unit 6 Baseball, Sumo, Soccer, and the NBA

Unit 7 Place Your Bets!

Unit 8 Sightseeing in Japan

Unit 9 When's Vacation?

Unit 10 Let's Celebrate!

How to teach English to Japanese students.

【履修上の注意事項】

The classes will emphasise humour and, hopefully, activity. There will be minimum discipline, as befits adults, however, no behaviour which impedes the learning of other students will be accepted. The manners required of all members will be those found in educated and well-mannered U.S. society.

【成績評価方法】

A written and an oral test will be given to all members to establish their level at the beginning of the course, and similarly at the end, to evaluate their progress.

Scores will be on a curve, that is the top scoring student shall determine the A, and the bottom, the F.

To achieve natural speech and English manners.

【テキスト・参考文献】

教科書: Airwaves (Dale Fuller and Clyde W. Grimm, Macmillan, 1995)

(出典 「平成19年度学部授業概要」)

資料5-2-①-4 「平成19年度学部業概要」(教職共通科目/総合演習抜粋)

【教職共通科目 第五欄】

05100100 総合演習
(Comprehensive Studies)

担当教員・所属 ○西村 宏(総合学習開発講座・C703)
・研究室番号 太田 直也, 小西 正雄, 近森 憲助, 村川 雅弘, 藤村 裕一, 谷村 千絵
標準履修年次 学部3年 | **開講時期** 後期 金 5
単位区分 | **授業形態** 演習
備考 | **単位数** 2
キーワード 総合的な学習の時間 教育 環境 情報 文化

連絡先・オフィスアワー

各グループ担当教員の連絡先: 大学ウェブページの総合学習開発講座内各教員のメールアドレス参照のこと。
 オフィスアワー: 7人の担当教員ごとに異なるため、グループごとのCA活動の際に必要なに応じて指示する。

【授業の目的及び主旨・到達目標】

<目的及び主旨>

(1) 作業的、体験的な学習活動に共同でチャレンジさせることを通じて、複雑な教育課題を抱える現代社会に生きる教師にとって必要な創造性や協調性を養う。

(2) 環境問題や国際化に伴う諸問題、福祉や情報に関わる諸問題等の合科的、総合的な学習課題に触れる機会を提供し、課題の山積する現代社会に生きる教師として必要な幅広く柔軟な洞察力を養う。

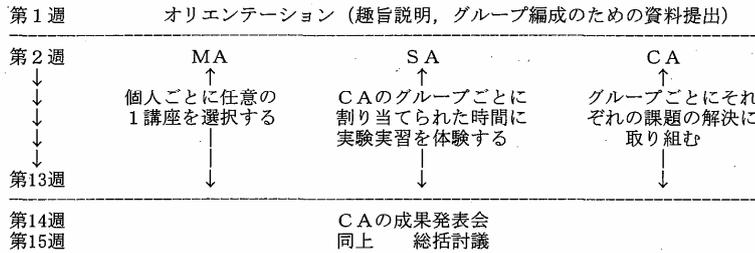
<到達目標>ともすると個人的学習や受身的に偏ってしまっている授業の現状を打開し、異なるコースに所属する学生が共同で能動的に問題に対処し、創造性や協調性さらには柔軟な洞察力を養う。

【授業計画】

上記の目標を達成するため、授業は、受講生自身が「自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し適切に問題を解決する」過程として位置づけられ展開される。

<授業計画>本授業は大きく次の3つに分けられ、計画は下表の通りである。

- (a) MA (Meeting Activity) = 情報化、福祉等現代の諸課題を考えるための教養講座(6講座を予定)
- (b) SA (Science Activity) = 自然科学へのいざないとしての簡易な実習・実験講座(1講座必修)
- (c) CA (Creative Activity) = グループに分かれた課題への挑戦及びその成果の発表と報告



<参考>平成17年度における6つのCAそれぞれのメニューは次の通りであった。

- ①自然を生かした手作り遊びを開発・発信しよう ②詩集を編むー自己表現にこだわってみようー ③八重山の自然と歴史に学ぶ ④TOKUSHIMA・NARUTO探検倶楽部/ふるさとを誇りに思える教材を開発しよう! ⑤情報・メディア・コミュニケーション☆リサーチ ⑥シイタケによる地域の活性化への提言ー徳島県勝浦郡上勝町での体験をもとにしてー

【履修上の注意事項】

CAについては、グループ共同で課題の解決にあたるという場面が少なくなく、また、学外に出て一定の期間に集中して実施する場合もあるので、欠席したり、与えられた役割をきちんと果たさなかったりすると、自分自身のみならず仲間にも多大の迷惑をかけることになり、ひいてはグループ全体の評価の低下にもつながる。最終学年にこの授業を再履修することの困難さを十分に認識して、真剣に受講されたい。

【成績評価方法】

MAとSAに関しては、出席状況及び担当教員による提出物の精査をもとに評価を行う。CAについては、担当教員の所見と成果発表会の際の受講生による相互評価とを合算する。これら2評価を総合して評定を決する。

【テキスト・参考文献】

テキストや参考文献については、CAの担当各教員が必要に応じて授業中に指示する。

(出典 「平成19年度学部授業概要」)

貼付資料 5-2-①-1	「学校教育学部開設授業科目形態一覧」
貼付資料 5-2-①-2	「少人数教育履修者」(平成 18 年度)
貼付資料 5-2-①-3	「平成 19 年度学部授業概要」(教養基礎科目/英語コミュニケーション I 抜粋)
貼付資料 5-2-①-4	「平成 19 年度学部業概要」(教職共通科目/総合演習抜粋)
別添資料 5-2-①-5	「ティーチング・アシスタント実施要項」
前掲別添資料 3-4-①-4	「ティーチング・アシスタントの採用を必要とする授業科目」
前掲別添資料 3-4-①-5	「平成 19 年度ティーチング・アシスタント採用計画」

【分析結果とその根拠理由】

貼付資料 5-2-①-1 のとおり、教養基礎科目及び教育実践コア科目は演習中心、教職共通科目及び専修専門科目は講義中心であり、教員養成大学の目標に照らして、授業形態の割合は科目区分の性質に則した適切なバランスといえる。

それぞれの教育内容に応じて討論、少人数教育や附属学校園・近隣の幼・小・中学校及び特別支援学校等との連携等によるフィールド型授業など、指導方法も工夫している。

したがって、教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスは適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導方法の工夫がなされている。

観点 5-2-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

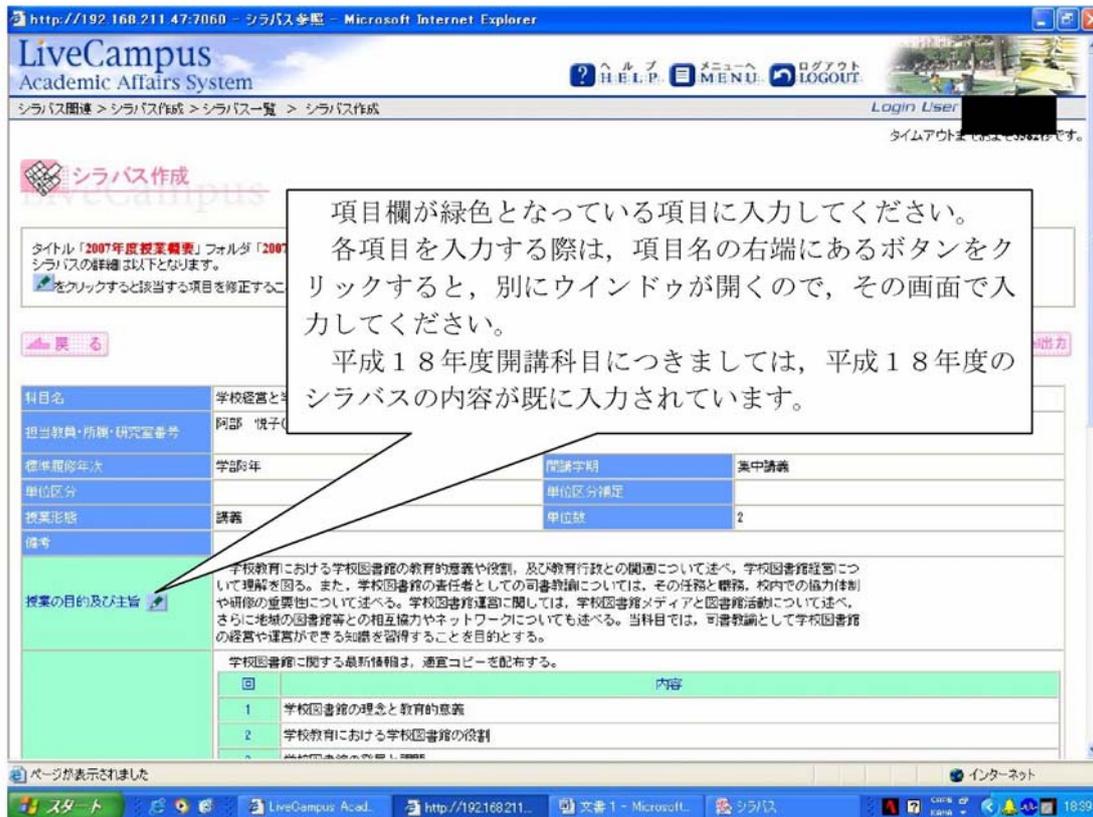
【観点到に係る状況】

本学はシラバス作成要領(貼付資料 5-2-②-1)を策定しており、個々の教員は、それに従い授業計画を作成している。その構成は「授業科目」、「標準履修年次」、「担当教員・所属・研究室番号」、「授業の目的及び主旨」、「授業計画」、「成績評価基準」、「テキスト・参考文献」及び「履修上の注意事項」等の項目で統一している(貼付資料 5-2-②-2)。

シラバスは、全学生に配付するとともに、ウェブページに紹介している。

活用については、学生は履修、授業科目選択及び学習準備の際に、教員はガイダンス及び授業の評価の際に、それぞれ活用している。また、シラバスは学生によるアンケート調査(別添資料 5-2-②-3)結果を踏まえ、毎年 12 月に次年度版を作成している。

資料5-2-②-1 「平成19年度学部・大学院授業概要作成要領」



なお、各項目において、入力可能最大文字数は下記のとおりとなっています。下記文字数を超えた文字はエラーとなり表示されませんので、留意願います。

項目名	入力可能最大文字数	備考
授業の目的及び主旨・到達目標	50文字×7行	
授業計画（テキスト形式）	50文字×27行	
授業計画（15週形式）	50文字×5行+45文字×15週	
授業計画（30週形式）	50文字×5行+20文字×30週	
履修上の注意事項	50文字×5行	
成績評価方法	50文字×5行	
テキスト・参考文献	50文字×6行	
キーワード	15文字×5個	
連絡先・オフィスアワー	50文字×2行	

(出典 「平成19年度学部・大学院授業概要作成要領」)

資料5-2-②-2 「平成19年度学部授業概要」(教育実践コア科目/初等中等教科教育実践I 抜粋)

【学校教育学部(2005年度以降入学者用) 教育実践コア科目】

05060310 初等中等教科教育実践 I

(The Practical Teaching of Primary and Secondary School Subjects I)

担当教員・所属 ○草原 和博(社会系教育講座・A212)
 ・研究室番号 青葉 暢子, 立岡 裕士, 田村 隆宏, 稲井 智義, 坂田 大輔
 標準履修 学部1年 開講時期 後期 水 1
 単位区分 授業形態 演習
 単位数 2

備考

キーワード 学習指導要領 同心円拡大 地域学習 努力, くふう 自覚, 愛情

連絡先・オフィスアワー

授業全体の運営に関する質問は, 草原が受け付けます。水曜日 10:40~12:10
 個々の授業内容に関する質問は, 担当の先生にお願いします。

【授業の目的及び主旨・到達目標】

小学校社会科の授業を展開するための基礎的力量を, 第3・4学年社会科の教科内容の把握と指導過程の分析を通して習得させる。

(到達目標)

1. 小学校社会科の性格・意義を, 幼稚園や生活科との接続を踏まえて説明できる。
2. 第3・4学年の教科内容を形つくる基本概念を, 検定教科書に示された事例をもちいて説明できる。
3. 授業分析の視点と方法を習得し, その成果を応用して, 1時間の授業(計画書)を開発できる。
4. 子どもの先行知や発達特性をふまえて, また適切な指導技術を駆使して, 授業をシミュレートできる。

【授業計画】

週	授 業 の 内 容
1	幼稚園教育の特質と意義 (1)
2	幼児期教育の特質と意義 (2)
3	幼稚園教育の特質と意義 (3)
4	中学年社会科の教科指導の実際 (1) ……坂田
5	中学年社会科の教科指導の実際 (2) ……坂田
6	中学年社会科の目標とカリキュラム (1) -同心円拡大カリキュラム ……草原
7	中学年社会科の目標とカリキュラム (2) -環境拡大カリキュラム ……草原
8	中学年社会科の教科内容 (1) -地理学: 地域の土地利用- ……立岡
9	中学年社会科の教科内容 (2) -地理学: 空間的見方と地図の特性- ……立岡
10	中学年社会科の教科内容 (3) -経済学: 政治の経済的役割- ……青葉
11	中学年社会科の教科内容 (4) -経済学: 公企業の供給する財とサービス- ……青葉
12	中学年社会科の教科指導 (1) -地域の特色を理解させる ……草原
13	中学年社会科の教科指導 (2) -警察・消防の社会的意味を理解させる- ……草原
14	中学年社会科の教科指導 (3) -地理学の視点から地域の分化・変容を説明させる- ……草原
15	中学年社会科の教科指導 (4) -経済学の視点から警察・消防の仕事を説明させる- ……草原

【履修上の注意事項】

授業の性格上, 欠席は認めない。特段の理由なく3回以上欠席したものには, 単位を認めないことがある。授業の受け手(子ども)から授業の作り手(教師)への視点の転換をはかって欲しい。

【成績評価方法】

持ち時間に比例して, 草原(40点), 立岡(20点), 青葉(20点), 坂田(20点)の持ち点で採点する。各教員の評価方法(レポート・試験・プレゼン等の有無, 評価基準など)については, 個別に指示があります。

【テキスト・参考文献】

授業時に適宜プリントを配布する。
 参考書としては, 原田智仁編『社会科教育へのアプローチ社会教育法』現代教育社, を推薦する。

(出典 「平成19年度学部授業概要」)

貼付資料5-2-②-1 「平成19年度学部・大学院授業概要作成要領」

貼付資料5-2-②-2 「平成19年度学部授業概要」(教育実践コア科目/初等中等教科教育実践I 抜粋)

別添資料5-2-②-3 「授業評価アンケート調査票」

【分析結果とその根拠理由】

シラバスは作成要領に基づき、授業に関する工夫・改善点や学生によるアンケート調査の結果等を踏まえた上で適切に作成し、ウェブページ・授業概要により公表している。また、履修時や学習準備、ガイダンスの際に用いるなど、学生・教員ともに適切な形で活用している。

観点5-2-③： 自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点到る状況】

自主学习及び基礎学力不足の学生に対する配慮については、環境面では実技教育研究指導センターをはじめ、高度情報研究教育センター及びその情報端末（人文棟端末室等における学内ネットワーク、無線LAN設備）、図書館、専修室等を整備している。

指導面においては、実技教育研究指導センター所属教員が初等・中等教育に関わる実技能力（音楽・美術・体育・言語）の補習授業を設け、学生の状況に応じた補充的指導を行っている（貼付資料5-2-③-1～2）。全学的な自主学习への対応としては、各教員がオフィスアワーを設定し、授業内容や学習全般に係る指導・相談に当たり、クラス担当教員等が担当クラス学生の学習相談に当たる体制を設けている。

資料5-2-③-1 「鳴門教育大学実技教育研究指導センター規則」（第1～3条抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第20条の規定に基づき、鳴門教育大学実技教育研究指導センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定める。

（目的）

第2条 センターは、学部及び大学院における教育研究と密接な関連を保ち、主として学生の自学自習により、教育に関する実際の・技術的能力、実技指導能力等の涵養を図ることを目的とする。

（分野）

第3条 センターに実技教育研究分野を置く。

（出典 ウェブページ〔広報・公開 規則集 鳴門教育大学実技教育研究指導センター規則〕）

URL <http://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/10center/1005.pdf>

資料5-2-③-2 「実技教育研究指導センター活動状況」(抜粋)

6. 活動状況

(1) 音楽教育分野

① 音楽実技担当指導教員

職名	氏名	領域
助教授(専任)	木村正邦	声楽、(ピアノ)

② グレード認定とその基準

音楽教育分野では個々の学生の実技能力に応じてピアノと声楽のグレード認定を行っている。グレードは5級～1級までの5段階とし、1級を最高のグレードとする。学生は卒業までに各グレード3級以上を取得することが望ましい。なお、グレードテストは年間4回実施している。

- グレード5級：初心者がはじめに目標とするよう設定されたロー・グレード
- グレード4級：グレード3級を達成するためのステップとして設定されたロー・グレード
- グレード3級：初等教員に最低限必要な実技能力として設定されたグレード
- グレード2級：初等教員として望ましい実技能力として設定されたグレード
- グレード1級：専任教員としても通用する程度の高水準の実技能力を要求されるグレード

グレードテストの内容

	ピ ア ノ	声 楽
5 級	バイエル：49, 59, 62, 82, 96 (1曲選択, 暗譜)	小学校共通教材1年～6年 (1曲選択, 階名唱)
4 級	バイエル：100, 101, 102, 103 (1曲選択, 暗譜)	小学校共通教材1年～6年 (1曲選択, 弾き歌い)
3 級	バイエル：104, 105, 106 (当日1曲指定, 暗譜)	小学校共通教材1年～6年 (3曲選択, 当日1曲指定, 弾き歌い)
2 級	ソナチネ・アルバム (I, II) から第1楽章か終楽章又は同程度の曲 (1曲選択, 暗譜)	世界の愛唱歌や日本歌曲か, 同レベルの古典イタリア歌曲 (1曲選択, 暗譜, 弾き歌いも可)
1 級	ソナタ・アルバム (I, II) から第1楽章か終楽章又は同程度の曲 (1曲選択, 除くソナチネアルバム掲載曲, 暗譜)	3分程度以上の芸術歌曲全般 (1曲選択, 暗譜, 伴奏者同伴のこと, オペラリアも含む)

(出典 「実技教育研究センター活動報告書」(6) 活動状況 (抜粋))

貼付資料5-2-③-1 「鳴門教育大学実技教育研究指導センター規則」(第1～3条抜粋)

貼付資料5-2-③-2 「実技教育研究指導センター活動状況」(抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

補充的授業の開設, 学生の質問や相談のための担当教員の連絡先の明示及び自主的学習のための図書館やインターネットなど環境設備の充実にも努めており, 自主学習への配慮, 基礎学力不足の学生への配慮等を組織的に行っている。

自主学習及び基礎学力不足の学生に対する配慮については, 環境面では実技教育研究指導センターをはじめ, 高度情報研究教育センター及びその情報端末, 図書館, 専修室等を整備しており, 学生はその環境を授業の合間等に有効に活用している。

指導面においては, 実技教育研究指導センターにおける実技系を中心とした指導の他, オフィスアワーやクラス担当教員等が相談に当たる体制を設け, それらが機能していることから, 自主学習及び基礎学力不足の学生等に対する組織的配慮はなされている。

観点5-2-④： 通信教育を行う課程を置いている場合には, 印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。), 放送授業, 面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され, 適切な指導が行われているか。

【観点到に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点5-3-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

【観点に係る状況】

成績評価基準については、学則第49条に基づく学部履修規程第11条において定めており、S(100点～90点)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)、及びD(59点以下)の5段階で評定のうえ、S、A、B、Cを合格と設定している。このことは、年度毎に学部学生全員に配付している「履修の手引」及び本学のウェブページにおいて明示している(貼付資料5-3-①-1)。

また、卒業認定基準すなわち卒業の要件についても、学則第54条に基づく学部履修規程第4条において定めており、「履修の手引」及び本学のウェブページにおいて、専修ごとに取得すべき単位数を一覧表示するとともに、各専修・コースごとに、具体的な履修内容について詳細かつ明瞭に記載している。

さらに、それぞれの専修の卒業認定基準(貼付資料5-3-①-2)に基づく各学年の履修計画については、入学後まもなく実施している1年次学生合宿研修においても指導するとともに、ウェブページにおいても周知している。

当該の合宿研修においては、学生支援担当理事、クラス担当教員及び教務担当事務職員等によって、個々の学生の取得希望免許状に応じた履修計画を個別に指導している(貼付資料5-3-①-3～4)。

資料5-3-①-1 「成績評価」

(4) 成績評価

成績評価は、担当教員が定期試験の結果及び受講状況等を総合して行います。

評価	評価基準	摘 要
S	100点～90点	合格
A	89点～80点	合格
B	79点～70点	合格
C	69点～60点	合格
D	59点以下	不合格とし、単位を与えない。

(注) 再試験の結果合格した場合の評価は、「C」(69点～60点)となる。

(出典 「平成19年度学部履修の手引」成績評価)

資料5-3-①-2 「卒業の要件」

5 卒業の要件, 学位の授与

(1) 卒業の要件

本学を卒業するための要件は、本学に4年以上在学し、下表の区分に従い、128単位以上を修得することとなっています。

課程	専修	教養 基 礎 目	教育実 践 ア リ 目	教 育 共 同 目	職 業 目	専 修 目	卒 業 研 究	計
学校教育 教員養成 課程	幼児教育専修	20単位以上	5単位以上	65単位以上	34単位以上	4単位	128単位以上	
	小学校教育専修	22単位以上	8単位以上	51単位以上	32単位以上	4単位	128単位以上	
	中学校教育専修	22単位以上	8単位以上	45単位以上	38単位以上	4単位	128単位以上	
	障害児教育専修	22単位以上	12単位以上	49単位以上	36単位以上	4単位	128単位以上	

(出典 「平成19年度学部履修の手引」)

資料5-3-①-3 「平成19年度新入生オリエンテーション日程」(抜粋)

平成19年度新入生オリエンテーション(学部)

4月 6日(金)

- 合宿研修の荷物置き場・・・B208(講義棟2階)
9:00~13:30まで施設します。

- 9:00~11:00 専修・教育コース別オリエンテーション

(1) 場所

専修・教育コース	場 所
幼児教育専修	地域連携センター 教授スキル演習室
学校教育コース	人文棟 A107 講義室
国際科教育コース	講義棟 B103 講義室
英語科教育コース	講義棟 B306 講義室
社会科教育コース	講義棟 B207 講義室
算数科教育コース	自然棟 C106 講義室
理科教育コース	自然棟 C105 講義室
音楽科教育コース	芸術棟 D201 講義室
園児工作科教育コース	芸術棟 D202 演習室
体育科教育コース	健康棟 F202 視聴覚室
技術科教育コース	自然棟 C104 講義室
家庭科教育コース	講義棟 B304 講義室

専修・教育コース	場 所
国際科教育コース	講義棟 B103 講義室
英語科教育コース	講義棟 B306 講義室
社会科教育コース	講義棟 B207 講義室
数学科教育コース	自然棟 C106 講義室
理科教育コース	自然棟 C105 講義室
音楽科教育コース	芸術棟 D201 講義室
美術科教育コース	芸術棟 D202 演習室
保健体育科教育コース	健康棟 E202 視聴覚室
技術科教育コース	自然棟 C104 講義室
家庭科教育コース	講義棟 B304 講義室
障害児教育専修	人文棟 A519 実習室

- (2) 内 容 授業内容、履修方法等について(各専修・教育コース教員)

- 11:10~11:50 奨学金・授業料免除関係オリエンテーション

- (1) 場 所 講義棟B-201講義室
- (2) 内 容 奨学金・授業料免除申請手続等について(学生生活支援チーム)

- 13:00~13:40 教務課関係オリエンテーション

- (1) 場 所 講義棟B-101講義室
- (2) 内 容 教務課関係オリエンテーション(教育支援チーム)

- 14:00~ 新入生合宿研修

- (1) 場 所 休暇村南淡路(兵庫県南あわじ市)
- (2) 内 容 1泊2日の合宿研修を実施
学生証等交付
- (3) 備 考 13時50分本部棟前集合

(出典 「平成19年度新入生オリエンテーション日程」)

資料5-3-①-4 「平成19年度学部新入生合宿研修日程表」(抜粋)

平成19年度学校教育学部新入生合宿研修日程表

於:休暇村南淡路

期日	時間	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00
第1日目 4月6日(金)									大学発 移動(借上バス)	移動・休憩 クラス担当教員紹介 開講式・オリエンテーション		(履修・学生生活について) 担当教員とクラス別交流会	夕食	(履修・学生生活について) 担当教員とクラス別交流会		入浴・自由時間	就寝(厳守)
第2日目 4月7日(土)			起床・部屋片付け	体操	朝食	講演「今、教員に求められているもの」 藤倉 栄 教頭	鳴門市立撫養小学校	履修相談等	閉講式	昼食 (クラス担当教員とともに)	移動(借上バス)	大学着・解散					

(出典 平成19年度学部新入生合宿研修資料「合宿研修日程表」)

- 貼付資料5-3-①-1 「成績評価」
- 貼付資料5-3-①-2 「卒業の要件」
- 貼付資料5-3-①-3 「平成19年度新入生オリエンテーション日程」(抜粋)
- 貼付資料5-3-①-4 「平成19年度学部新入生合宿研修日程表」(抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準及び卒業認定基準を関係規則に定めており、その内容も「履修の手引」に簡潔に示していることから、教育の目的に応じた成績評価基準及び卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されている。

観点5-3-②： 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価、単位認定及び卒業認定については、前観点5-3-①で策定している関係規程等に基づき、実施している。

成績評価については、試験、レポート、授業への出席状況及び授業態度等を総合して行うこととしており、その旨は、シラバスに「成績評価方法」として明示している(貼付資料5-3-②-1)。

単位認定については、成績評価基準S、A、B、C及びDの5種類の評語を以て表し、S、A、B、Cを合格、Dを不合格としている。授業担当教員が評価を行い、合格者には所定の単位を与えることとしている。

卒業認定については、学部教務委員会で、単位取得状況が卒業要件を満たしているか確認し、その後、教授会

の議を経て学長が行うこととしている。また、卒業研究については、「卒業研究に関する申合せ」に基づき、指導教員が評価を実施する（貼付資料5-3-②-2~3）。

資料5-3-②-1 「成績評価方法」

【履修上の注意事項】

講義形式を主とするが、演習課題に対する口頭発表、討議やビデオ視聴などの学習形態を適宜取り入れる。欠席5回で学期末試験の受験資格を与えない。

【成績評価方法】

成績評価は、出席状況2割、演習課題への取り組み状況4割、学期末試験の到達状況4割を配分し、それらの到達状況を総合的に勘案して行う。

(出典 「平成19年度学部授業概要」 中等社会科教育論 (成績評価方法抜粋))

資料5-3-②-2 「鳴門教育大学卒業研究に関する申合せ」

8. 鳴門教育大学卒業研究に関する申合せ

第1 学生は、学部における修業を集約発展させた卒業研究を行い、卒業論文を提出するものとする。ただし、卒業論文を課さない場合は、卒業研究の業績（研究報告、演奏、制作等）をもってこれに代えることができる。

第2 卒業論文等は、個々に作成又は制作するものとする。

第3 卒業研究の指導教員は、専任の教授、助教授又は講師とする。

第4 卒業論文等は、卒業予定年次の1月31日（その日が日曜日に当たるときはその翌日とし、土曜日に当たるときはその翌々日とする。）の17時までに教務部教務課に提出するものとする。

第5 鳴門教育大学学校教育学部の卒業認定に関する規程（以下「卒業認定に関する規程」という。）第3条の規定による学年の途中の卒業認定の申出は、卒業認定願（別記様式第1号）によるものとする。

第6 卒業認定に関する規程第5条ただし書きに規定する日に卒業を希望する者の卒業論文等は、当該年度の8月31日（その日が日曜日に当たるときは、その翌日とし、土曜日に当たるときは、その翌々日とする。）の17時までに教務部教務課に提出するものとする。

第7 卒業研究の評価は、指導教員が行う。

第8 卒業論文等の様式・体裁・保管及び公開等は、専修・教育コース・専攻ごとに定める。

(出典 「平成19年度学部履修の手引」 鳴門教育大学卒業研究に関する申合せ)

資料5-3-②-3 「鳴門教育大学学校教育学部の卒業認定に関する規程」

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第54条の規定に基づき、卒業認定について、必要な事項を定める。

(認定の時期)

第2条 卒業認定は、原則として学年末に行うものとする。ただし、8月31日までに学則第53条に規定する卒業要件を満たした場合は、9月中に行うことができる。

(学年の途中の卒業認定の申出)

第3条 前条ただし書の卒業認定を希望する学生は、学長にその旨を申し出るものとする。

(卒業認定)

第4条 卒業認定は、教授会の議を経て、学長が行う。

(卒業の日)

第5条 卒業の日は、学年暦で定めた日とする。ただし、第2条ただし書きに該当する場合は、9月30日（その日が日曜日に当たるときは、その前々日とし、土曜日に当たるときは、その前日とする。）とする。

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、卒業認定手続等に関し必要な事項は、学校教育学部教務委員会が別に定める。

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 学務規程 卒業認定に関する規程])

URL <https://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/07gakumu/708.pdf>

貼付資料5-3-②-1 「成績評価方法」

貼付資料5-3-②-2 「鳴門教育大学卒業研究に関する申合せ」

貼付資料5-3-②-3 「鳴門教育大学学校教育学部の卒業認定に関する規程」

【分析結果とその根拠理由】

成績評価及び単位認定については、成績評価基準及び成績評価方法を定め、評価基準及び適切な判定項目により、評価・認定しているほか、卒業認定についても卒業認定基準に則り、然るべき審議を経ることにより認定している。

したがって、成績評価基準や卒業認定基準に則り、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されている。

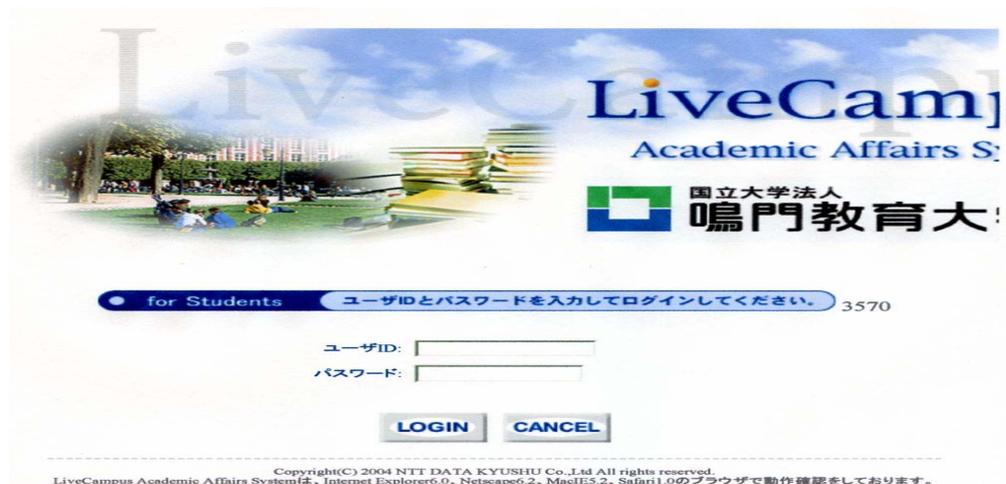
観点5-3-③： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点到係る状況】

本学では、教職基礎科目、教職共通科目及び専修専門科目の「教職専門科目」のうち、授業方法が「講義」の科目については、学年暦に示した期間で「定期試験」を課している。

成績は、授業担当教員が Live Campus (ライブ・キャンパス) 上で入力し、学生がリアルタイムでウェブページを通して閲覧する事が可能である。また、ライブ・キャンパスは得点分布図表示が可能であり、自身の成績がどの位置にあるかを確認できる。その際、成績内容に異議等がある場合には教務課職員又は授業担当教員に申し立てることができ、申し立てを受けた職員は速やかに対応することとしている (貼付資料5-3-③-1)。

資料5-3-③-1 「ライブ・キャンパス (在学生専用)」 (Live Campus Academic Affairs System)



出典 ウェブページ [在学生の方へ [ライブ・キャンパス \(在学生専用\)](#)]

貼付資料5-3-③-1 「ライブ・キャンパス (在学生専用)」 (Live Campus Academic Affairs System)

【分析結果とその根拠理由】

「定期試験週間」において筆記試験を課すことにより、レポート等の点数化が難しい判定項目に傾倒することなく、客観性・正確性のある成績評価を実施している。

また、ライブ・キャンパスが非常に有効に機能しており、学生はライブ・キャンパスを活用することで、24時間、いつでも、どこからでもウェブページ上で成績の確認ができるようになっている。また、学生からの異議申し立てに対しても職員が速やかに対応しており、常に正確な成績評価に努めている。

したがって、成績評価の正確さを担保するために必要な措置が講じられている。

＜大学院課程＞

観点5-4-①： 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

【観点に係る状況】

大学院教育課程は貼付資料5-4-①-1～2及び別添資料5-4-①-3に示すとおり、教員として幅広く、高度な専門性を身につけるための基盤となる教職基礎科目（各専攻共通）、また各専攻・コースについての高度な専門性を身につけるための専門科目、さらに教員として高度な教育実践能力の養成を目的とし、分野ごとに開設する教育実践研究、そして修士論文に発展させる課題研究により編成している。

資料5-4-①-1 「授業科目の区分と内容」

1 授業科目の区分と内容

大学院学校教育研究科（修士課程）の授業科目の区分とその内容は、次の表のとおりです。

区 分		内 容
教職基礎科目	教育課題探究A	教員として幅広く、高度な専門性を身に付けるための基盤として、「学校教育」「特別支援教育」関係における現代の教育課題を把握するための概論的な科目を各分野にわたって開設する。
	教育課題探究B	教員として幅広く、高度な専門性を身に付けるための基盤として、「教科・領域教育」関係における現代の教育課題を把握するための概論的な科目を各分野にわたって開設する。
専門科目	学校教育関係	各専攻・コースの専門分野について、高度の専門性を身に付けるとともに理論的・実践的な研究能力を高めることを目的として開設する。
	特別支援教育関係	
	教科・領域教育関係	
	教科専門	
	教科教育	
教育実践研究		教員としての高度な教育実践能力を養成することを目的とし、分野ごとに開設する。
課題研究		学生の興味・関心がある研究課題を考慮して開設し、修士論文に発表させる。

(出典 「平成19年度大学院履修の手引」第3 授業科目、履修方法等 1. 授業科目の区分と内容)

資料5-4-①-2 「授業科目の区分別の単位」

2 授業科目の区分別の単位

修士課程の修了の要件を満たすために修得を必要とする授業科目の区分別の単位は、次表のとおりです。

区分	授業科目	学校教育専攻	特別支援教育専攻	教科・領域教育専攻	
				日本語教育分野を除く	日本語教育分野
教職基礎科目	教育課題探究A	2単位	2単位	2単位	2単位
	教育課題探究B	2単位	2単位	2単位	2単位
専門科目	学校教育関係	8単位	—	—	—
	特別支援教育関係	—	8単位	—	—
教科・領域教育関係	教科専門	—	—	4単位	10単位
	教科教育	—	—	2単位	
教育実践研究		2単位	2単位	2単位	2単位
課題研究 (I・II)		6単位	6単位	6単位	6単位
小計		20単位	20単位	22単位	30単位
自由選択科目		10単位	10単位	8単位	—
合計		30単位	30単位	30単位	30単位

備考 自由選択科目は、各専攻の専門科目の授業科目のうちから選択すること。

(出典 「平成19年度大学院履修の手引」第3 授業科目、履修方法等 2. 授業科目の区分別の単位)

貼付資料5-4-①-1 「授業科目の区分と内容」

貼付資料5-4-①-2 「授業科目の区分別の単位」

別添資料5-4-①-3 「平成19年度大学院学校教育研究科時間割表」

【分析結果とその根拠理由】

本学の教育課程は、授与する学位や優れた教員を養成するという教育目的に照らして、授業科目を教職基礎科目、専門科目、教育実践研究及び課題研究と体系的に編制しており、大学院全体として期待に応えられるものに

なっている。

観点5-4-②： 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

授業の内容は、「教育に関する専門職として必要な資質や能力の向上を図り、学校教育の創造に主体的に取り組むことのできる高度な実践的力量を涵養する」という「大学院の目標」、すなわち趣旨に則し、講義科目、演習科目、実験・実習科目により構成している。その中から区分ごとに代表的な授業科目例を貼付資料5-4-②-1のとおり示す。

資料5-4-②-1 「授業の目的及び主旨」(抜粋)

区 分	授 業 科 目	授 業 の 目 的 及 び 主 旨
教職基礎科目	教育課題探究A (学校改善の課題)	学校が直面している諸課題（教育病理的現象の解決や、総合的な学習の時間を活用した主体的な学校教育の創造など）に応じていくためには、地域、家庭、子ども等と学校ならび教師の諸関係の実態と問題を掘り起こし、その再編に向けた方法論を構想していくことが不可欠である。本講義では、学校内外の連携構築の必要性とその可能性についての理解を深めることを目的として、教師-学習者、教師-教師、学校-地域・家庭、の諸関係における改善課題を分析し、それをふまえてこれからの教師のあり方を探究する。
専 門 科 目	教科・領域教育関係 教科教育分野 (数学科授業研究)	1 数学科の教育目標を検討し、授業構成の方法や指導内容の解釈などを具体的な教材により考察する。このことを通して、数学科の授業展開等における実践的指導力の向上を図る。 2 数学科の指導内容・指導方法等の授業構成の考え方についての理論研究とそれに基づく授業実践の力量向上を目指す。
教育実践研究	教育実践研究 (総合学習)	本授業のねらいは、「総合的な学習の時間」について学校を基盤としたカリキュラム開発に求められる高度な教育実践能力を養成することにある。カリキュラム開発を進めている学校現場と共同研究体制を確立し、対象校のニーズや課題を十分に理解し、緊密な連携の下に、総合的な学習に関するカリキュラム開発、教材開発および評価法開発等を行い、授業実践を通してその改善を図る。その過程を通して総合的な学習のカリキュラム開発に求められる実践力を養う。

(出典 平成19年度大学院授業概要 教育課題探究他)

貼付資料5-4-②-1 「授業の目的及び主旨」(抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

授業の内容は、貼付資料5-4-②-1に示したとおり、大学院の目標に沿ったものであり、すなわち編成の趣旨に沿ったものになっている。

観点5-4-③： 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものであるか。

【観点に係る状況】

本学は、目的としている優れた学校教員の養成を達成するために、学校教育に関する諸科学を総合的、専門的に研究する教員を数多く擁し、貼付資料5-4-③-1に示すように、それぞれの研究成果は、様々な形で授業に反映している。

資料5-4-③-1 「研究の成果を授業に反映した例」 (抜粋)

コース	授業科目名	研究の成果を授業に反映した例
学校改善	教師職能開発演習	参考文献：佐竹勝利他編『新世紀の教職論』コレール社
臨床心理士養成	学校臨床心理学研究	テキスト：山下一夫「生徒指導の知と心」(日本評論社)
総合学習開発	総合学習カリキュラム開発特論	テキスト：村川雅弘・小林毅夫編著『小学校学習指導要領の展開・総合的学習編』明治図書、 村川雅弘編著『子どもたちのプロジェクトS』NHK出版、 酒井達哉・村川雅弘編著『総合的な学習の時間 充実化のための具体的な方略』日本文教出版 参考文献：村川雅弘編著『「生きる力」を育むポートフォリオ評価』ぎょうせい、 村川雅弘編著『「確かな学力」としての学びのスキル』 日本文教出版、村川雅弘編著『授業にいかす 教師がいきる ワークショップ型研修のすすめ』ぎょうせい
社会教育	社会科教材開発演習Ⅰ (地理領域)	参考文献：草原和博『地理教育内容編成論研究—社会科地理の成立根拠—』風間書房
音楽教育	音楽科授業研究	テキスト：西園芳信著『音楽科カリキュラムの研究—原理と展開—』音楽之友社 参考文献：西園芳信著『音楽科の学習指導と評価』日本書籍

(出典 平成19年度大学院授業概要 教師職能開発演習他)

貼付資料5-4-③-1 「研究の成果を授業に反映した例」 (抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

授業については、各専攻の学習・教育目標や特性に応じて、研究活動の成果が反映されており、また教員が行っている研究活動の成果を著書としてまとめたものを、テキストや参考文献として使用している。

したがって、授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっている。

観点5-4-④： 単位の実質化への配慮がなされているか。**【観点に係る状況】**

本学では単位の実質化に鑑み、「学習指導体制」、「授業目的等の明確化」、「成績評価の具体化」を指向している。「学習指導体制」では研究指導教員・授業担当教員による直接的指導や教務課職員による間接的教育支援を行っている。「授業目的等の明確化」、「成績評価の具体化」については、シラバスに各授業の目的や趣旨、さらに到達目標を明示し、各単元の授業内容を提示するとともに授業形態、成績評価の方法、評価配分率、履修上の留意点、使用するテキストや参考文献を明記し、学生の学習の方法（事前・事後学習）や姿勢を示す一方、各学期に試験を実施している（貼付資料5-4-④-1）。この結果、授業の到達目標を示すことにより、学生の努力目標が明確となり、学生の自主学習意欲を促すとともに、教員は評価の判定を適切に行っている。

資料5-4-④-1 「平成19年度大学院授業概要」(学校教育関係/発達健康心理学研究抜粋)

【学校教育関係 人間形成】

30116000 発達健康心理学研究
(Studies in Development Health Psychology)

担当教員・所属 山崎 勝之(人間形成講座・A608)
・研究室番号

標準履修年次 大学院1・2年

単位区分 選択必修

開講時期 前期 火 4

授業形態 講義

単位数 2

備考

キーワード 心(性格、認知、感情、行動) 健康・適応 学校予防教育 実証的研究 生涯発達

連絡先・オフィスアワー

木曜日 5:00 - 6:00

連絡先 ky341349@naruto-u.ac.jp

【授業の目的及び主旨・到達目標】

心(性格、認知、感情、行動)は、心身の健康や適応に多大な影響を及ぼすという。果たして本当なのか? この授業は、その答えを出すとともに、もし本当ならどうするのかという問題に切り込んでいく。それにはまず、心の発達過程について、その形成因を強調しながら詳述する必要がある。その後、この心の特徴から健康や適応への影響の詳細を心身両面にわたり実証的なデータをもとに考察する。そして最後に、学校教育の場で問題となる特徴を教育・変容させる予防的教育方法を、背景となる理論や技法を幅広く踏まえた上で紹介する。【到達目標】単なる知識の獲得ではなく、科学的に考える力の育成のもと、予防教育の重要性の理解とその実践力を高めたい。

【授業計画】

心の発達と心身の健康ならびに社会的適応

1. 発達健康心理学研究室が目指すもの(第1週)
2. 心が育つ道すじ(第2週)
3. 健全な心の発達過程が生涯の健康を約束する(第3、4週)
4. 健康を守る心、健康をそこねる心(第5、6週)
5. 目からうろこが落ちる新予防健康教育 - フィークス・プログラム(第7週)
6. 子どもの攻撃・暴力と予防プログラム(第8、9週)
7. 子どもの生活習慣病と予防プログラム(第10、11週)
8. 子どものうつ病と予防プログラム(第12、13週)
9. プログラム効果を科学的に評価するには(第14週)
10. アメリカは健康教育のお手本になるのか?(第15週)

授業は、視聴覚機器を駆使した講義が中心であるが、教育ならびに発達上の現代的な課題について発表・討議する時間を随時設定する。また、授業外においてもインターネット上での討議や実験参加など多彩な授業要素が盛り込まれ、実にしんどい授業となる。

【履修上の注意事項】

授業への積極的な参加が必須であり、授業構成員ならびに教員間の積極的な討議が可能となる準備と姿勢がもたれられる。とにかく、積極的に取り組むべき課題が多い授業となる。安易な態度では受講できない。

【成績評価方法】

日常の授業参加態度を中心として評価し、補足的に学期末の試験を参考にして、総合的に評価する。

【テキスト・参考文献】

参考図書(テキストではないので必携ではない)

山崎勝之編著「心の健康教育」 星和書店 ・山崎勝之・島井哲志編著「攻撃性の行動科学 - 発達・教育編」 ナカニシヤ出版 ・島井哲志・山崎勝之編著「攻撃性の行動科学 - 健康編」 ナカニシヤ出版 ・山崎勝之他著「学校でできる心理学を取り入れた生活習慣病予防プログラム」 東山書房 ・山崎勝之他著「うつ病予防教育」 東山書房(6月刊行予定)

(出典 「平成19年度大学院授業概要」)

貼付資料5-4-④-1 「平成19年度大学院授業概要」(学校教育関係/発達健康心理学研究抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

本学では、「学習指導体制」、「授業目的等の明確化」、「成績評価の具体化」を指向し、学生の学習上の取り組みやシラバスにおける授業目的、到達目標、評価方法等の明示及び試験を実施し、単位の実質化に配慮している。

観点 5-4-⑤： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

【観点に係る状況】

教育方法の特例として、大学院設置基準第 14 条を適用し、昼夜開講制を希望する学生に対しては、入学時に履修ガイダンスを設け、個別に履修指導を行い、それぞれの状況に応じた適切な授業計画を立てるようにしている（貼付資料 5-4-⑤-1）。この場合、夜間以外にも特定の時間又は時期においても指導が受けられるようになっており（貼付資料 5-4-⑤-2）、学生が自らの学習目標を設定し、必要な学習時間を確保できるように、指導教員と相談の上、時間割を作成している。

昼夜開講制に伴う夜間開講科目は、教職基礎科目及び教育実践研究については毎年開講し、専門科目については原則隔年ごとに開講しており、2年間で希望する授業がすべて受講できるようになっている（別添資料 5-4-⑤-3）。

資料5-4-⑤-1 「個人時間割表」

時 間 割

学科：
コース：
前期

通常講義		月	火	水	木	金
1限	9:00 10:30					
2限	10:40 12:10					
3限	13:00 14:30					
4限	14:40 16:10					
5限	16:20 17:50					
6限	18:30 20:00	*教育課程研究(幼年発達支援論) 櫻川 直美・浜崎 健司		*幼年発達と幼児教育内容 堀路 晶子		*教育課程研究(造形教育の基盤論) 長岡 西田・松島・橋本他
7限	20:10 21:40	*国語科教材開発研究 高野 昌次		*こころの発達支援研究 浜崎 健司		*発達障害児支援・病態生 堀本 辰雄

集中講義/時間外講義等			
科目名	開講期間	担当教員	講義室
*課題研究Ⅰ		田村・浜崎・櫻川・堀路他	
*教育実践研究(幼年発達支援)		田村・堀路・木村	

	教養基礎科目	専門科目	教育実践研 究	課題研究						修了要件
卒業所要単位数	4	18	2	6						30
修得単位数	0	0	0	0						0.0
修得見込単位数	4	18	2	4						28.0

(出典 「個人時間割表」)

資料 5-4-⑤-2 「国立大学法人鳴門教育大学学則」(第 67 条抜粋)

(教育方法の特例)

第 6 7 条 大学院において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 学則 国立大学法人鳴門教育大学学則])

URL <http://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/01gakusoku/101.pdf>

貼付資料 5-4-⑤-1 「個人時間割表」

貼付資料 5-4-⑤-2 「国立大学法人鳴門教育大学学則」(第 67 条抜粋)

別添資料 5-4-⑤-3 「平成 19 年度大学院授業概要」(目次抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

昼夜開講制希望者には、適切な履修ガイダンスを行い、また研究指導教員の指導のもと、履修方法、授業の実施時間帯等の履修計画を作成させており、個々の学生に配慮した取扱いとなっている。

したがって、昼夜開講制を希望者する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされている。

観点 5-5-①：教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論形式授業、フィールド型授業、情報機器の活用等が考えられる。)

【観点到に係わる状況】

大学院の授業科目については、「講義」、「演習」等の明確な区分は設けておらず、授業の内容に応じて適宜、有効且つ多様な授業形態をとることとしている(貼付資料 5-5-①-1)。

大学院の授業の多くが受講生 10 人以下の対話・討論形式授業である。

「課題研究」では、学生の学習成果を修士論文に結びつけるため、指導教員が少人数の学生に対し指導を行っている。

「教育実践研究」では、教育現場に向いて現場の教師とともに課題解決に取り組むフィールド型の授業を行っている。

「教育課題探究」では、研究課題によっては小グループを編制するなど、少人数教育を実施している。

「教育実践研究方法論」では、SCS (Space Collaboration System) を活用した他大学との共同授業を実施している(貼付資料 5-5-①-2)。

資料5-5-①-1 「鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程」 (別表第2第3条関係)

別表第2 (第3条関係)

区 分		内 容
教職基礎科目	教育課題探究A	教員として幅広く、高度な専門性を身に付けるための基盤として、「学校教育」「障害児教育」関係における現代の教育課題を把握するための概論的な科目を各分野にわたって開設する。
	教育課題探究B	教員として幅広く、高度な専門性を身に付けるための基盤として、「教科・領域教育」関係における現代の教育課題を把握するための概論的な科目を各分野にわたって開設する。
専門科目	学校教育関係	各専攻・コースの専門分野について、高度の専門性を身に付けるとともに理論的・実践的な研究能力を高めることを目的として開設する。
	障害児教育関係	
	教科・領域教育関係	
	教科専門	
	教科教育	
教育実践研究		教員としての高度な教育実践能力を養成することを目的とし、分野ごとに開設する。
課題研究		学生の興味・関心がある研究課題を考慮して開設し、修士論文に発展させる。

(出典ウェブページ [広報・公開 規則集 鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程])

URL <https://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/07gakumu/709.pdf>

資料5-5-①-2 「平成18年度大学院授業概要」 (学校教育関係/教育実践研究方法論抜粋)

【学校教育関係 授業開発】

30335000 教育実践研究方法論
(Research on Methodology for Studies on Educational Practices)

担当教員・所属 ○川上 綾子(授業開発講座・A414) (授業開発講座)伊東 正貴・A705/小野瀬 雅人・A706
・研究室番号 (地域連携センター)梅澤 実・セ210 (非常勤講師)南部 昌敏/益子 典文

標準履修年次 大学院1・2年 **開講時期** 後期 月 4・5

単位区分 選択必修 **授業形態** 講義

備考 **単位数** 2

キーワード 教育実践研究 研究方法論 授業開発・改善 研究事例報告

連絡先・オフィスアワー
E-mail: kawakami@naruto-u.ac.jp, A414研究室 (川上)

【授業の目的及び主旨】

現在、学校に基盤を置いた教育実践研究の蓄積とそのための研究方法論の確立が強く求められている。そこで本科目では、特に授業開発・授業改善を目的とした教育実践研究に焦点をあて、専門的立場の異なる複数の授業担当者による講義ならびに大学院生による研究事例報告等を通して、実践研究のあり方やその方法論について検討を行うことを目的とする。この目的のため、本科目はSCS (Space Collaboration System: 全国の大学などを結ぶ衛星通信ネットワーク) の利用により他大学と共同で実施する。

(出典 「平成18年度大学院授業概要」)

貼付資料 5-5-①-1	「鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程」(別表第2第3条関係)
貼付資料 5-5-①-2	「平成18年度大学院授業概要」(学校教育関係/教育実践研究方法論抜粋) (SCSシステムを採用する授業例)

【分析の結果とその根拠理由】

大学院の授業形態を授業内容に応じたものにするなど、柔軟な教育方法をとっていることや、少人数教育、対話・討論型授業、フィールド型授業、SCS等を活用していることから、大学院の授業形態のバランスは適切であり、それぞれの教育内容に応じた学習指導法の工夫はなされている。

観点 5-5-②： 教育課程の編成の主旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。**【観点到に係わる状況】**

本学はシラバス作成要領(前掲貼付資料 5-2-②-1)を策定しており、個々の教員は、それに従い授業計画を作成している。その構成は「授業の目的及び主旨・到達目標」、「授業計画」、「履修上の注意事項」等の項目で統一している(貼付資料 5-5-②-1)。

シラバスは、全学生に配付するとともに、ウェブページに紹介している。

活用については、学生は履修、授業科目選択及び学習準備の際に、教員はガイダンス及び授業の評価の際に、それぞれ活用している。

また、シラバスは学生によるアンケート調査結果を踏まえ、毎年12月に次年度版を作成している。

資料5-5-②-1 「平成19年度大学院授業概要」(学校教育関係/学校臨床心理学研究抜粋)

【学校教育関係 臨床心理士養成】

30441000 学校臨床心理学研究
(Studies in School Clinical Psychology)

担当教員・所属 山下 一夫(教育臨床講座・A709)
・研究室番号

標準履修年次 大学院1・2年
単位区分 選択必修

開講時期 前期 木 2
授業形態 講義
単位数 2

備考

キーワード 依存と自立のサイクル 生徒指導 カウンセリング

連絡先・オフィスアワー

連絡先 A709 山下研究室
オフィスアワー 火曜・金曜の昼休み

【授業の目的及び主旨・到達目標】

生徒指導(教育相談を含む)やスクールカウンセリングを行ううえで実際に役立つ根本的な考え方や態度を、臨床心理学の観点から論ずる。

【授業計画】

1. オリエンテーション
 2. 構成的エンカウンター・グループ
 3. カウンセリングの基本(手のひら論、ロールプレイ)
 4. 依存と自立のサイクル
 5. 生徒指導のための心の理解
 6. 生徒指導における3つの立場
 7. 生徒指導の力量とリーダーシップ
 8. 不登校・いじめ・非行などの生徒指導上の要点
- 注:授業の順番を変えることがある。

【履修上の注意事項】

受講者が多人数であっても、できるだけ教員からの一方向的な講義にならぬよう、適宜、受講者に質問・感想を求め、さらに、そこから話題を発展させていきたい。換言すれば、生(ライブ)の授業であることを大事にし、応用問題や教養としての脱線を目指している。その為に、テキストや配付資料を事前に目を通しておくように。

なお、4月19日、26日は、多目的広場で行うので、軽装の用意をするように。雨天の時は体育館で行う予定。

【成績評価方法】

毎回出席をとる。欠席4回で不可。テストを実施する予定。
ちなみに、平成17年度の成績は、S30人、A38人、B7人であった。

【テキスト・参考文献】

テキスト:山下一夫 『生徒指導の知と心』 日本評論社
参考書:倉光修(編)『臨床心理学全書 第12巻 学校臨床心理学』 誠信書房
参考資料は、授業中に配布する。

(出典 「平成19年度大学院授業概要」)

前掲貼付資料5-2-②-1 「平成19年度学部・大学院授業概要作成要領」

貼付資料5-5-②-1 「平成19年度大学院授業概要」(学校教育関係/学校臨床心理学研究抜粋)

【分析の結果とその根拠理由】

シラバスは作成要領に基づき、授業に関する工夫・改善点や学生によるアンケート調査の結果等を踏まえた上

で適切に作成し、ウェブページ・大学院授業概要により公表している。また、履修時や学習準備、ガイダンスの際に用いるなど、学生・教員ともに適切な形で活用している。

観点5-5-③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点到に係わる状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点5-6-①： 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

【観点到に係わる状況】

本研究科では、「教育に関する専門職として必要な資質や能力の向上を図り、学校教育の創造に主体的に取り組むことのできる高度な実践的力を涵養」させることを目標として、入学時に提出する研究指導調書を基に、学生自身の研究テーマに沿った研究指導教員を決定している（貼付資料5-6-①-1）。

さらに、専門分野に関して高度の専門性を深化させるとともに、理論的・実践的な教育研究の能力を習得させるために、個別指導を行う体制をとっている。

なお、研究指導については、教授、准教授、講師、助教の内、「研究科授業担当教員の認定に関する手続き」によって認定を受けた教員があたり、その業務内容については「研究指導教員の業務に関する要項」のとおりである（貼付資料5-6-①-2）。

また、研究指導が教育課程の主旨に沿っていることの証左は「学位論文内容の要旨」のとおりである（別添資料5-6-①-3）。

資料5-6-①-1 「教育、研究指導」

1 教育、研究指導

- (1) 大学院修士課程における教育は、専攻に応じ、教育上必要なものとして開設する授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行われます。
- (2) 学位論文及び修学その他学生生活上の指導・助言を行うために指導教員が置かれます。

（出典 「平成19年度大学院履修の手引」）

資料5-6-①-2 「鳴門教育大学大学院学校教育研究科研究指導教員の業務に関する要項」

（趣旨）

第1 この要項は、鳴門教育大学学位規程（平成16年規程第51号。以下「規程」という。）第8条に規定する研究指導教員の業務について、必要な事項を定める。

（研究指導教員の業務）

第2 研究指導教員は、規程第8条に規定する論文審査委員会委員の業務の他、学生の個別指導に係る次の各号に掲

げる業務を行う。

- (1) 研究計画及び授業履修に関すること
- (2) 学位論文又は特定の課題についての研究の成果に関すること
- (3) 身分（退学、休学等）に関すること
- (4) 生活指導に関すること
- (5) その他学生の修学・就職に関すること

（研究指導教員の期間）

第3 研究指導教員の期間は、別に定めがある場合を除いて、当該学生が在籍する期間とする。

（研究指導教員の報告）

第4 講座主任は、学生の研究指導教員を決定したときは、研究指導教員届（別記様式第1号）により、研究科長に報告するものとする。

2 講座主任は、学生の研究指導教員を変更したときは、研究指導教員変更届（別記様式第2号）により、研究科長に報告するものとする。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

（出典 「鳴門教育大学大学院学校教育研究科研究指導教員の業務に関する要項」）

貼付資料5-6-①-1 「教育、研究指導」

貼付資料5-6-①-2 「鳴門教育大学大学院学校教育研究科研究指導教員の業務に関する要項」

別添資料5-6-①-3 「平成18年度 学位論文内容の要旨」（抜粋）

【分析結果とその根拠理由】

大学院では、研究指導教員は学生の研究テーマに沿って決定される。その研究指導教員のもと、学生は自身の研究テーマについて、高度な専門性を深化させるとともに、理論的・実践的な教育研究能力を習得し、学位論文へと展開させる。

したがって、教育課程の主旨に沿った研究指導が行われている。

観点5-6-②： 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

【観点到に係わる状況】

大学院では、入学時に提出された研究志望調書に基づき、学生と教員の面談により指導教員を決定し、その指導教員との協議及び指導の上、学生の意思によって研究テーマを決定している。

TA等に関しては、主に演習、実習の科目における活動を通じて、教育に関する資質・能力の育成を図っている（前掲別添資料3-4-①-5）。

前掲別添資料3-4-①-5 「平成19年度ティーチング・アシスタント採用計画」

【分析結果とその根拠理由】

研究テーマ・指導教員の決定に際しては、指導教員との協議及び指導のもと、学生の意思を尊重する体制をとっている。

研究指導・修士論文作成指導等については、内容によっては指導教員以外にも複数の教員から指導を受けることにより、多角的な指導を行っている。

また、TA等については授業・研究を通じて培った知識や技能を学部・大学院の授業において反映させる機会を作り、自己の研究を整理し、具体化するとともに、教育的能力を育成することに役立てていることから、研究指導に対する適切な取組がなされている。

観点 5-6-③： 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

【観点に係わる状況】

学位論文は、研究指導教員が指導に当たっている。また、これに関する授業科目として「課題研究Ⅰ」（1年次）、「課題研究Ⅱ」（2年次）を設け、個別の研究指導・論文指導の機会を保障している。さらに、各講座が主催する修士論文の中間発表会等を通して、当該コースやコース外の教員の指導を受けられるという指導体制を整備している。また、学位論文の精度をより確かなものとするため、学生に研究の成果を学術誌や学会で発表するように指導している（別添資料5-6-③-1、前掲別添資料5-6-①-3、貼付資料5-6-③-2～4）。

資料 5-6-③-2 「鳴門教育大学学位規程」

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項並びに国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第55条第2項及び第75条の規定に基づき、鳴門教育大学（以下「本学」という。）が行う学位の授与に関し、必要な事項を定める。

第2章 学位の種類及び授与要件等

(学位の種類)

第2条 本学が授与する学位は、学士及び修士とする。

(学位授与の要件)

第3条 本学学部を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 本学大学院の課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

(専攻分野の名称)

第4条 学士及び修士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称として「教育学」と付記するものとする。

(修士の学位論文の提出)

第5条 修士の学位論文の審査を受けようとするときは、学校教育研究科長（以下「研究科長」という。）に学位論文を提出しなければならない。

2 学則第73条第2項の規定による特定の課題についての研究の成果は、実技又は作品とする。

3 提出する修士の学位論文は、1編に限る。ただし、参考論文その他の資料を添付することができる。

(受理論文)

第6条 受理した修士の学位論文は、返還しない。ただし、前条第2項に規定する作品については、この限りでない。

(審査の付託)

第7条 研究科長は、修士の学位論文を受理したときは、その審査を学校教育研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）に付託する。

（論文審査委員会）

第8条 研究科委員会は、前条の規定により審査を受託したときは、当該学位論文ごとに論文審査委員会を設置し、その審査及び試験を行わせるものとする。

2 論文審査委員会は、研究指導教員（当該学位論文作成等に関して、直接指導に当たった教授、准教授、講師又は助教をいう。以下同じ。）を含む大学院担当の教員3人以上（教授1人以上を含む。）の審査委員をもって組織するものとする。

3 論文審査委員会に主査1人及び副査2人以上を置く。主査は審査委員のうち当該学位論文に密接に関連する教授をもって充て、副査はその他の審査委員をもって充てるものとする。

4 論文審査委員会は、修士の学位論文の審査のため必要があるときは、当該学位論文に関係する資料の提出を求めることができる。

5 論文審査委員会が当該学位論文の審査に当たり、必要があると認めるときは、研究科委員会の議を経て、審査協力者として他の大学院その他の研究機関等の教員等の協力を得ることができる。

（試験）

第9条 試験は、当該学位論文を中心として、その関連する分野について、口述又は筆記により行うものとする。ただし、論文審査委員会が必要があると認めるときは、他の試験方法を併用することができる。

（審査及び試験の実施）

第10条 論文審査委員会における審査及び試験の実施については、当該委員会が定めて行うものとする。

（審査結果の報告）

第11条 論文審査委員会は、修士の学位論文の審査及び試験が終了したときは、その結果を研究科委員会に報告しなければならない。

（研究科委員会の審議）

第12条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、修士の学位授与の可否を審議する。

2 前項の学位授与を可とする判定は、構成員（休職中の者及び公務出張中の者を除く。）の3分の2以上の者が出席し、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

（学長への報告）

第13条 研究科委員会は、前条の修士の学位授与の可否を議決したときは、その結果を速やかに学長に報告しなければならない。

（学位記等の交付）

第14条 学長は、第3条に規定する要件を満たした者に学位を授与し、学部を卒業した者にあつては、学位記（別記様式第1号）を、大学院の課程を修了した者にあつては、学位記（別記様式第2号）を交付する。

（修士の学位の取消し）

第15条 学長は、修士の学位を授与された者が次の各号の一に該当するときは、研究科委員会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

（1）不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

（2）学位の授与を受けた者が、その名誉を汚辱すると認められる行為を行ったとき。

2 前項に規定する学位の授与の取消しの公表は、国立大学法人鳴門教育大学学報に掲載し、又は学内に掲示して行う。

3 第12条第2項の規定は、研究科委員会において第1項の議決を行う場合に準用する。この場合において、同条同項中「前項の学位授与」とあるのは、「修士の学位授与の取消し」と読み替えるものとする。

(学位名称の使用)

第16条 学位を授与された者は、当該学位の名称を使用するときは、「鳴門教育大学」と付記しなければならない。

(細目)

第17条 この規程に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 学務 鳴門教育大学学位規程])

URL <http://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/07gakumu/705.pdf>

資料5-6-③-3 「鳴門教育大学学位授与手続きに関する細則」(第2~3条抜粋)

(趣旨)

第1条 この細則は、鳴門教育大学学位規程(平成16年規程第51号。以下「学位規程」という。)第16条の規定に基づき、学位授与の手續に関し、必要な事項を定める。

(学位論文題目の届出)

第2条 大学院の学生は、入学した年度の11月30日(その日が日曜日に当たるときはその前々日とし、土曜日に当たるときは前日とする。以下本細則中、期日を定める場合は同じ。)までに研究指導教員の承認を得て、学位論文題目届(変更届)(別記様式第1号)を学校教育研究科長(以下「研究科長」という。)に提出するものとする。

2 学位論文の題目を変更するときは、修了を予定する年度の11月30日までに研究指導教員の承認を得て、学位論文題目(変更届)(別記様式第1号)に理由書を添えて研究科長に提出するものとする。

(学位論文の提出)

第3条 学位規程第5条の規程による学位論文の提出の時期は、修了を予定する年度の1月20日とし、研究指導教員の承認を得て、研究科長に提出するものとする。

2 学位規程第5条第1項の規定による学位論文の提出は、学位論文審査願(別記様式第2号の1)に学位論文1編(正本1部、副本2部)及びその要旨を添えて提出するものとする。

3 学位規程第5条第2項の規定による実技又は作品の提出は、芸術コースに限るものとし、学位論文審査願(別記様式第2号の2)に実技については実技に係る解説(正本1部、副本2部)を、作品については作品(1点)及び作品に係る解説(正本1部、副本2部)を添えて提出するものとする。

4 学位論文の提出に当たっては、所定の用紙を用いるものとする。

(審査委員の選出)

第4条 研究指導教官は、審査委員候補者及び審査の必要に応じて審査協力者を選出するに当たっては、論文審査委員会委員候補者名簿(別記様式第3号)にその候補者を記入し、研究科長に提出するものとする。

(実技又は作品の審査)

第5条 学位規程第5条第2項の規定による実技又は作品の審査は、実技にあつては実技及び実技に係る解説、作品にあつては作品及び作品に係る解説をもって行うものとする。

(審査結果の報告)

第6条 論文審査委員会の主査は、学位規程第10条の規定により学位論文の審査及び試験が終了したときは、その結果を学位論文審査及び試験結果報告書(別記様式第4号)により2月末日までに研究科長に提出するものとする。

(事務)

第7条 学位授与に関する事務は、教務部教務課において処理する。

(実施細目)

第8条 この細目に定めるもののほか、学位授与に関し必要な細目は、その都度研究科委員会が定める。

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 学務 鳴門教育大学学位授与の手続きに関する細則])

URL <http://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/07gakumu/706.pdf>

資料5-6-③-4 「学位授与の手続きに関する特例について」

鳴門教育大学学位授与の手続きに関する細則(平成16年細則第6号。以下「細則」という。)第8条の規定に基づき、修業年限を超えて在学する者の学位授与の手続等の特例について次のとおり定める。

(定義)

第1 この特例において、「修業年限を超えて在学する者」とは、修業年限内に所定の単位を修得したにもかかわらず、細則第3条第1項に定める期日までに学位論文を提出することができなかつた者並びに学位論文の審査及び試験の結果、否と判定された者をいう。

(学位論文の提出)

第2 修業年限を超えて在学する者は、当該年度の8月20日(その日が日曜日に当たるときはその前々日とし、土曜日に当たるときは前日とする。)までに学位論文を提出することができる。

(審査結果の報告)

第3 前項の規定により提出のあつた学位論文の審査及び試験の結果の報告については、論文審査委員会設置後1週間以内に行うものとする。

(修了の日)

第4 この特例による修了の日は、当該年度の9月30日(その日が日曜日に当たるときはその前々日とし、土曜日に当たるときは前日とする。)とする。

(出典 「学位授与の手続きに関する特例について」)

別添資料5-6-③-1 「平成18年度 言語系(国語)コース修士論文中間発表会プログラム」

前掲別添資料5-6-①-3 「平成18年度 学位論文内容の要旨」

貼付資料5-6-③-2 「鳴門教育大学学位規程」

貼付資料5-6-③-3 「鳴門教育大学学位授与手続きに関する細則」(第2～3条抜粋)

貼付資料5-6-③-4 「学位授与の手続きに関する特例について」

【分析結果とその根拠理由】

学位論文に係る指導については、教員、講座が組織的に連携する体制を構築しており、研究の成果についても、学術誌や学界で発表するよう指導している。したがって、学術論文に係る指導体制が整備され、機能している。

観点5-7-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

【観点到に係る状況】

成績評価基準においては学則第49条及び学校教育研究科履修規程第11条で定め、S(100～90点)、A(89～80点)、B(79～70点)、C(69～60点)、D(59点以下)の5段階を設定し、S、A、B、Cを合格としてい

る（貼付資料5-7-①-1）。

修了認定においては、学則第73条及び学校教育研究科履修規程第4条・第5条に定め、大学院に2年以上在学し、所定の30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び試験に合格することを要件としている（貼付資料5-7-①-2、別添資料5-7-①-3）。また、芸術系コースに所属する学生に限り、学則第73条の2に基づき、実技又は作品をもって修士論文に代えることができ、論文審査委員会が評価を実施する。

これらの基準は「履修の手引」に明記し、4月の入学時のガイダンスで全学生に配付し説明するとともに、ウェブページでも公表している。

資料5-7-①-1 「鳴門教育大学学則」（第49・73条抜粋）

（成績の評価）

第49条 授業科目の試験の成績は、S、A、B、C及びDの5種の評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

（修了要件）

第73条 修了要件は、大学院に2年（長期履修学生にあつては3年）以上在学し、所定の30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び試験に合格することとする。

2 前項の場合において、適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。

（出典 ウェブページ〔広報・公開 規則集 学則 国立大学法人鳴門教育大学学則〕）

URL <http://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/01gakusoku/101.pdf>

資料5-7-①-2 「鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程」(第4・5・11条抜粋)

(修了に必要な単位数)

第4条 本研究科の修了に必要な単位数は、別表第3のとおりとする。

(開設授業科目、単位数及び履修方法等)

第5条 本研究科において開設する授業科目、単位数及び履修方法等は、別表第4のとおりとする。

別表第3 (第4条関係)

区分	授業科目	学校教育専攻	特別支援教育専攻	教科・領域教育専攻		
				日本語教育分野を除く	日本語教育分野	
教職基礎科目	教育課題探究A	2単位	2単位	2単位	2単位	
	教育課題探究B	2単位	2単位	2単位	2単位	
専門科目	学校教育関係	8単位	—	—	—	
	特別支援教育関係	—	8単位	—	—	
	教科・領域教育関係	教科専門	—	—	4単位	10単位
		教科教育	—	—	2単位	
教育実践研究	2単位	2単位	2単位	2単位		
課題研究(I・II)	6単位	6単位	6単位	6単位		
小計	20単位	20単位	22単位	30単位		
自由選択科目	10単位	10単位	8単位	—		
合計	30単位	30単位	30単位	30単位		

備考 自由選択科目は、各専攻の専門科目の授業科目のうちから選択すること。

◇別表第4は「別添資料5-7-①-3」参照◇

(成績評価の基準)

第11条 成績の判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告、論文及び試験等によって行うものとする。

- 2 学則第49条に規定する成績評価の基準は、S(100点から90点まで)、A(89点から80点まで)、B(79点から70点まで)、C(69点から60点まで)及びD(59点以下)とする。
- 3 学生は、一度合格と判定された授業科目については、取り消すこと又は再履修することができない。

(出典 ウェブページ[広報・公開 規則集 学務 鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程])

URL <http://www.naruto-u.ac.jp/ki-soku/img/07gakumu/709.pdf>

貼付資料5-7-①-1 「鳴門教育大学学則」(第49・73条抜粋)

貼付資料5-7-①-2 「鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程」(第4・5・11条抜粋)

別添資料5-7-①-3 「鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程」(別表第4抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準及び修了認定基準は、学校教育研究科履修規程の第4条、第5条及び第11条に記されている。それらの内容を「履修の手引」及びウェブページ上に明記し、全学生に周知している。

以上のことから、教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されている。

観点5-7-②： 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価、単位認定及び修了認定については、前観点5-7-①で策定している関係規程等に基づき、実施している。

成績評価については、試験、レポート、授業への出席状況及び授業態度等を総合して行うこととしており、その旨は、シラバスに「成績評価方法」として明示している（貼付資料5-7-②-1）。

単位認定については、成績評価基準S、A、B、C、Dの5種類の評語を以て表し、S、A、B、Cを合格、Dを不合格としている。授業担当教員が評価を行い、合格者には所定の単位を与えることとしている。

修了認定については、学位論文について学位論文審査委員会の審査を受け、大学院教務委員会では、単位取得状況等が修了要件を満たしているか確認し、その後、研究科委員会の議を経て学長が行うこととしている（前掲貼付資料2-2-②-2、前掲貼付資料5-6-③-2）。

資料5-7-②-1 「平成19年度大学院授業概要」(教科専門/体育・スポーツ心理学研究抜粋)

【教科専門 生活・健康系】

36119000 体育・スポーツ心理学研究 (Studies in Physical Education and Sports Psychology)	
担当教員・所属 ・研究室番号	賀川 昌明(生・健系保体講座・E414)
標準履修	大学院1・2年
単位区分	選択必修
備考	
キーワード	体育・スポーツ活動 心理学的事象 研究課題と研究方法 実践への応用 討議
連絡先・オフィスアワー	Email:kagawama@naruto-u.ac.jp オフィスアワーの設置 毎週金曜日 14時40分～16時10分

【授業の目的及び主旨・到達目標】

学校や社会での体育・スポーツ活動における心理学的事象に関連する研究事例を取り上げ、そこで設定された問題意識や研究方法・研究成果について討議する中から心理学的な研究手法やデータ分析方法に対する理解を深める。

また、本授業を受講することによって期待される到達目標は以下の通りである。

1. 体育・スポーツ活動における心理学的事象に関わる概念が理解できる。2. 体育・スポーツ活動における心理学的課題の研究方法が理解できる。3. それぞれの研究事例における問題点や今後の課題を指摘することができる。4. 研究事例の検討を通じて新たな実践方法を提示できる。

【授業計画】

授業方法

第2週～第11週では下に記したテーマに対して授業者が解説を加えた後、それらの内容に関して受講者全員で討議を行う。

第12週～第14週では、それまでに取り扱った内容の中から受講生がもっとも関心のある課題を選択し、自己の体験や指導経験に基づいた問題提起を行った後、受講者全員で討議を行う。

週	授業の内容
1	授業概要の説明と参考文献の紹介
2	体育・スポーツにおける心理学的課題と研究方法
3	同上
4	体育授業における心理学的課題
5	同上
6	同上
7	同上
8	同上
9	スポーツ活動における心理学的課題
10	同上
11	同上
12	体育・スポーツ教育における心理学的課題と指導実践
13	同上
14	同上
15	まとめと最終課題提示

【履修上の注意事項】

事前に講義内容に関する参考文献等を下調べし、各時間での討議に積極的に参加することを期待する。

【成績評価方法】

全授業数の70%以上出席した者のみ、成績評価の対象とする。

評価の観点担当部分の発表状況(20%)、各授業における討議への参加状況(30%)、最終課題に対するレポート内容(50%)とし、各評価点を合計したものが60点以上の者を合格とする。

【テキスト・参考文献】

テキストは使用しない。

参考文献については、第1週の授業において紹介する。

授業内容に関連する資料は、適宜プリントして配布する。

(出典 「平成19年大学院授業概要」)

貼付資料5-7-②-1 「平成19年度大学院授業概要」(教科専門/体育・スポーツ心理学研究抜粋)

前掲貼付資料2-2-②-2 「鳴門教育大学大学院学校教育研究科教務委員会規程」(第2・5条抜粋)

前掲貼付資料5-6-③-2 「鳴門教育大学学位規程」(第3・14条抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

成績評価及び単位認定については、成績評価基準及び成績評価方法を定め、評価基準及び適切な判定項目により、これらを実施しているほか、修了認定についても修了認定基準に則り、然るべき審議を経ることにより実施している。

したがって、成績評価基準や修了認定基準に則り、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されている。

観点5-7-③： 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

学位論文の審査体制については、学則第75条に基づく学位規程8条から第12条に従い、研究科委員会の議を経て論文審査委員会（主査1人・副査2人以上）を組織している。論文審査委員会は口述又は筆記試験を実施・審査した上で合否判定を行い、判定結果は、研究科委員会で審議・学位授与の可否の判定の後、学長に報告している（前掲貼付資料5-6-③-2）。

前掲貼付資料5-6-③-2 「鳴門教育大学学位規程」（第8～13条抜粋）

【分析結果とその根拠理由】

論文審査委員会の設置、審査方法は、「鳴門教育大学学位規程」の第8条から第12条に定めており、それらの規定に基づき適切に構成・運営している。

したがって、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能している。

観点5-7-④： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

成績は、授業担当教員がライブ・キャンパス上で入力し、学生がリアルタイムでウェブページを通して閲覧する事が可能である。また、ライブ・キャンパスでは得点分布図表示が可能であり、自身の成績がどの位置にあるかを確認できる。その際、成績内容に異議等がある場合には教務課職員又は授業担当教員に申し立てることができ、申し立てを受けた職員は速やかに対応することとしている（貼付資料5-7-④-1）。

また、学期末には「定期試験」を実施している。

資料5-7-④-1 「在学生の方へ」ライブ・キャンパス (在学生専用) Academic Affair System

科目名	担当教員名	科目区分	単位数
教育課程探究(現代社会と総合学習)	太田 直世	教育課程探究	必修
教育課程探究(社会科教育の基礎論)	立河 裕士	教育課程探究	選択
学級経営改善研究	早瀬 洋子	学校教育関係	選択
心理学法研究	井上 和臣	学校教育関係	選択
臨床心理学実習Ⅰ	佐藤 亨	学校教育関係	選択
総合学習/リキウム開発特論	村川 雅弘	学校教育関係	選択
情報教育特論Ⅱ(教材・授業開発論)	藤村 裕一	学校教育関係	選択
環境教育特論Ⅰ(基礎)	西村 宏	学校教育関係	選択
現代日本誌研究	茂木 健伸	教科専門	選択
経済学演習	香葉 暢子	教科専門	選択
教育実践研究(総合学習)	村川 雅弘	教育実践研究	必修
課程研究Ⅰ	藤村 裕一	課程研究	必修
教育課程論	村川 雅弘	査定外	査定外
特別活動指導論	葛上 秀文	査定外	査定外
カウンセリング論	小坂 浩明	査定外	査定外
体育科教育論Ⅰ	吉本 佐雅子	査定外	査定外
総合演習	太田 直世	査定外	査定外
基礎情報教育	藤村 裕一	査定外	査定外
発達心理学	浜崎 隆司	査定外	査定外
初等国語科教育論	余野 裕次	査定外	査定外
初等社会科教育論	西村 公孝	査定外	査定外
算数科教育論	藤原 昇	査定外	査定外
初等理科教育論	本田 亮	査定外	査定外
初等音楽科教育論	西園 秀信	査定外	査定外

(出典 ウェブページ [「在学生の方へ」ライブ・キャンパス (在学生専用) Academic Affair System])

URL <https://kyoumu-wserver.jim.naruto-u.ac.jp/UI/jsp/login/loginStudent.jsp>

資料5-7-④-1 「在学生の方へ」ライブ・キャンパス (在学生専用) Academic Affair System

【分析結果とその根拠理由】

「定期試験」において筆記試験等を課すことにより、レポート等の点数化が難しい判定項目に傾倒することなく、客観性・正確性のある成績評価を実施している。

また、ライブ・キャンパスが非常に有効に働いており、学生はライブ・キャンパスを活用することで、24時間、いつでも、どこからでもウェブページ上で成績の確認ができるようになっている。また、学生からの異議申し立てに対しても職員が速やかに対応しており、常に正確な成績評価に努めている。

したがって、成績評価の正確さを担保するために必要な措置が講じられている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

<学士課程>

【優れた点】

- ・ 授業科目は教養基礎科目，教育実践コア科目，教職共通科目，専修専門科目，卒業研究に区分し，また，教養教育及び専門教育のバランス，必修科目，選択科目も適切に配当しており，総合的志向と専門的志向が調和

するように配置している。特に教育実践の中核となる科目として、教育実践能力の育成を重視する教育実践コア科目を1年次から3年次まで系統的に展開し、さらに教職共通科目に実地教育（学年進行における旧カリキュラム）・ふれあい実習等（同新カリキュラム）を体系的な計画の下に1年次から4年間にわたって実施している。

- ・ 「教育実践コア科目」では、平成18年度「特色ある大学教育支援プログラム」に採択された『教育実践の省察力をもつ教員養成－教育実践力自己開発・評価システムを組み込んだ教員養成コア・カリキュラムの展開を通して－』における「鳴門プラン」の成果を反映している。
- ・ シラバスは作成要領に基づき、授業に関する工夫・改善点や学生によるアンケート調査の結果等を踏まえた上で、毎年12月に次年度版を適切に作成し、ウェブページ・授業概要により公表している。また、履修時や学習準備、ガイダンスの際に用いるなど、学生・教員ともに適切な形で活用している。
- ・ 成績は、授業担当教員がライブ・キャンパス上で入力し、学生がリアルタイムでウェブページを通して閲覧する事が可能である。また、ライブ・キャンパスでは得点分布図表示が可能であり、自身の成績がどの位置にあるかを確認できる。その際、成績内容に異議等がある場合には教務課職員又は授業担当教員に申し立てることができ、申し立てを受けた職員は速やかに対応する。

【改善を要する点】

- ・ 特になし。

<大学院課程>

【優れた点】

- ・ 大学院教育課程は、教員として幅広く、高度な専門性を身につけるための基盤となる「教職基礎科目」、各専攻・コースについての高度な専門性を身につけるための「専門科目」、さらに教員として高度な教育実践能力の養成を目的とした、分野ごとに開設する「教育実践研究」、そして修士論文に発展させる「課題研究」により教育課程を体系的に編成している。
- ・ 教育方法の特例として、大学院設置基準第14条を適用し、昼夜開講制を希望する学生に対しては、入学時に履修ガイダンスを設け、個別に履修指導を行い、履修方法、授業等の実施時間帯等の履修計画を作成させており、個々の学生に配慮した取扱いとなっている。
- ・ シラバスは作成要領に基づき、授業に関する工夫・改善点や学生によるアンケート調査の結果等を踏まえた上で、毎年12月に次年度版を適切に作成し、ウェブページ・授業概要により公表している。また、履修時や学習準備、ガイダンスの際に用いるなど、学生・教員ともに適切な形で活用している。
- ・ 成績は、授業担当教員がライブ・キャンパス上で入力し、学生がリアルタイムでウェブページを通して閲覧する事が可能である。また、ライブ・キャンパスでは得点分布図表示が可能であり、自身の成績がどの位置にあるかを確認できる。その際、成績内容に異議等がある場合には教務課職員又は授業担当教員に申し立てることができ、申し立てを受けた職員は速やかに対応する。

【改善を要する点】

- ・ 特になし。

(3) 基準5の自己点検評価の概要

<学士課程>

本学では、「広い学問領域にわたる基礎知識の上に、幼稚園・小学校・中学校及び特別支援学校教員としての総合的な能力を修得させること」を目的に教育課程を体系的に編制している。4年間を通した授業科目では教養基礎科目、教育実践コア科目、教職共通科目、専修専門科目、卒業研究を配置するとともに、授業担当教員の研究成果がそれぞれの授業内容に関連づけられており、研究の成果を反映したものとなっている。授業実施にあたっては、教育内容に応じて討論、少人数教育や附属学校園・近隣の幼・小・中学校及び特別支援学校等との連携等によるフィールド型授業など、指導方法も工夫している。

また、他大学との単位互換、教員インターンシップによる単位認定や保育士、図書館司書教諭、学芸員の資格取得を可能とするなど、学生や社会からの要請に対応した教育課程の編成となっている。

自主学习への配慮としては、実技教育研究指導センター、高度情報研究教育センター及びその情報端末、図書館、専修室等を整備しており、学生はその環境を授業の合間等に有効に活用している。基礎学力不足の学生に対する配慮については、補充的授業の開設、学生の質問や相談のためにオフィスアワーやクラス担当教員等が相談に当たる体制を整え、担当教員の連絡先をシラバスに明示している。

成績評価基準及び卒業認定基準を関係規則に定めており、その内容も「履修の手引」に明示し、学生に周知されている。成績は評価基準及び適切な判定項目により、評価・認定しているほか、卒業認定についても卒業認定基準に則り、然るべき審議を経ることにより認定している。学生はライブ・キャンパスを活用することで、24時間、いつでも、どこからでもウェブページ上で成績の確認ができるようになっている。また、学生からの異議申し立てに対しても職員が速やかに対応しており、常に正確な成績評価に努めている。

<大学院課程>

大学院教育課程は、「教育に関する専門職として必要な資質や能力の向上を図り、学校教育の創造に主体的に取り組むことのできる高度な実践的力量を涵養する」という「大学院の目標」、すなわち趣旨に則し、教員として幅広く、高度な専門性を身につけるための基盤となる「教職基礎科目」、各専攻・コースについての高度な専門性を身につけるための「専門科目」、さらに教員として高度な教育実践能力の養成を目的とした、分野ごとに開設する「教育実践研究」、そして修士論文に発展させる「課題研究」により教育課程を体系的に編成している。その授業内容は教員が行っている研究活動の成果を反映したものとなっている。授業実施にあたっては、研究科の授業形態を授業内容に応じたものにするなど、柔軟な教育方法をとっていることや、少人数教育、対話・討論型授業、フィールド型授業、SCS等を活用するなど、それぞれの教育内容に応じた学習指導法の工夫を行っている。また、単位の実質化への配慮として、「学習指導体制」、「授業目的等の明確化」、「成績評価の具体化」を指向し、学生の学習上の取り組みやシラバスにおける授業目的、到達目標、評価方法等を明示するとともに試験を実施している。

教育方法の特例として、大学院設置基準第14条を適用し、昼夜開講制を希望する学生に対しては、入学時に履修ガイダンスを設け、個別に履修指導を行い、履修方法、授業の実施時間帯等の履修計画を作成させており、個々の学生に配慮した取り扱いとなっている。

また、指導教員は学生の研究テーマに沿って決定される。その研究指導教員のもと、学生は自身の研究テーマについて、高度な専門性を深化させるとともに、理論的・実践的な教育研究能力を習得し、学位論文へと展開させることができるよう研究指導が行われている。

成績評価基準及び修了認定基準は、「鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程」の第4条、第5条及び第11条に記されている。それらの内容を「履修の手引」及びウェブページ上に示し、全学生に周知している。

成績評価及び単位認定については、成績評価基準及び成績評価方法を定め、評価基準及び適切な判定項目により、これらを実施しているほか、修了認定についても修了認定基準に則り、然るべき審議を経ることにより実施している。また、学位論文の審査体制についても、学則第75条に基づく学位規程8条から第12条に従い、研究科委員会の議を経て論文審査委員会を組織している。論文審査委員会は口述又は筆記試験を実施・審査した上で合否判定を行い、判定結果は、研究科委員会で審議・学位授与の可否の判定の後、学長に報告している。

成績は、授業担当教員がライブ・キャンパス上で入力し、学生がリアルタイムでウェブページを通して閲覧する事が可能である。また、ライブ・キャンパスでは得点分布図表示が可能であり、自分の成績がどの位置にあるかを確認できる。その際、成績内容に異議等がある場合には教務課職員又は授業担当教員に申し立てることができ、申し立てを受けた職員は速やかに対応することとしている。また、学期末には「定期試験」を実施し、単位の実質化を志向している。

基準 6 教育の成果

(1) 観点ごとの分析

観点 6-1-①： 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

【観点到る状況】

大学の目的等（前掲貼付資料 1-1-②-1～2，1-1-③-1～2）に沿って、教養教育、教職教育、専門教育等において、各コースに応じて学生が身に付けるべき学力、資質・能力や養成しようとする人材像を各種資料（貼付資料 6-1-①-1～2）により示している。またこれらの内容については、大学案内、ウェブページ、大学院紹介DVD等を作成し、学外にはオープンキャンパス、各種大学・大学院説明会等で、学内には専修・専攻ガイダンス等で明示している。

本学では少人数教育が主体となっており、各学生に対する教育の達成状況を検証・評価するための取組については、各専修コースのクラス担当教員と卒業研究指導教員、課題研究指導教員を中心に各講座できめ細かく行っている。検証のための全学的な取組については、教授会、研究科委員会、学部及び大学院の教務委員会が成績評価、卒業及び修了認定、実地教育の受講資格における評価を行っており、日々の検証としては、学部学生においては原則として2年次まではクラス担当教員が、3年次からは研究指導教員が行っている。実地教育については学部教務委員会のもと、実地教育専門部会において附属学校園等との連携を図りつつ行っている。

資料 6-1-①-1 「学部の教育について」

学校教育学部

学校教育学部には、幼児・児童・生徒の成長・発達に関わる学校教育という全体のスパンの中で、包括的な人間理解と人間像の把握ができる教員、また、いつの時代・社会にも必要な教師としての資質能力と変化の激しい時代・社会に求められる教師としての資質能力の養成を図る目的で、平成 12 年度から、初等教育教員養成課程と中学校教員養成課程を統合し、学校教育教員養成課程が設置されました。

学校教育教員養成課程には、幼児教育専修、小学校教育専修、中学校教育専修及び障害児教育専修の 4 専修が置かれ、各専修の目的は次のとおりです。

(1) 幼児教育専修

人間の生涯発達の基礎期にあたる幼児に関わる幼児教育学、幼児心理学、保育内容の研究の諸分野、ならびに児童福祉学についての専門的知識を学び、幼児教育の実践力を伴った幼稚園教員及び保育士の養成にあたります。

(2) 小学校教育専修

学生の実践的経験（教育実習）や具体的な教育課題に対する探求を重視しながら、各教科、道徳、特別活動の指導、生徒指導、学級指導などの学校教育実践における基礎的で不可欠な知識や技術の習得をねらいとし、実践力を伴った小学校教員の養成にあたります。

(3) 中学校教育専修

教員にとって必要と考えられる各教科内容に関する実践的・専門的知識を深く学び、教科内容の高度化に対応するとともに、各教科の教科指導、生徒指導、学級指導などの実践力を伴った中学校教員の養成にあたります。

(4) 障害児教育専修

小学校教員としての基礎的知識や技術を習得した上で、特別支援教育（知的障害・肢体不自由・病弱を主に重複・LD等、視覚障害、聴覚障害を含む）に関して、教育学、心理学、医学領域からなる専門的知識を学び、障害児指導の実践体験を重ね、実践力を有した特別支援学校教員の養成にあたります。

（出典 ウェブページ〔在学生の方へ 本学の教育について 学部〕）

URL http://www.naruto-u.ac.jp/05_kyoumu/0502_gakubu-kyoumu/kyoikumokuteki-gakubu.htm

資料6-1-①-2 「大学院の教育について」

大学院学校教育研究科

大学院学校教育研究科（修士課程）には、次の各専攻・コースが設置されています。

各専攻・コースの目的は、次のとおりです。

学校教育専攻

人間形成コース

今日の教育問題の根本的解決のため、教育を人間形成の本源にまで遡及してとらえ、精神的、社会的、歴史的存在としての人間について基礎的にして包括的な探究を行います。このため本コースには、人間形成の本来のあり方を問い、歴史をたどりながら省察する「人間形成の歴史と哲学」、人間の内面理解から個々人を生かす人間教育を探る「心の発達と教育」、将来の学習社会を見据えながら現代の教育を再考する「学習社会と人間」という三つの分野を置きます。これら3分野の学際・総合的な教育研究によって得られる知見は、学校教育の諸問題の抜本的解決に寄与し、学問的基盤を有する教育実践の実現をもたらすものとなります。

学校改善コース

学校内外の協働関係によって学校教育の諸問題を解決し、教育の改善・創造を自律的にすすめていくことのできる学校づくりに資するために、実践的かつ理論的な研究を推進します。具体的には本コースに、学級経営・学校経営の改善に関する開発的研究を行う分野、学校と地域・家庭との連携構築や学校を支援する教育政策・制度のあり方に関する研究を行う分野、教職の専門性と職能の実態分析とその開発に関する研究を行う分野をおき、学級経営の改善、特色ある学校づくり、学校内外の連携構築及び教師の専門的職能開発など、学校に求められている今日的な課題に相應する研究をすすめます。

（以下ウェブページ参照）

（出典 ウェブページ〔在学生の方へ 本学の教育について 大学院〕）

URL http://www.naruto-u.ac.jp/05_kyoumu/0501_daigakuin-kyoumu/kyoikumokuteki-daigakuin.html

前掲貼付資料 1-1-②-1	「国立大学法人鳴門教育大学学則」(第 29 条抜粋)
前掲貼付資料 1-1-②-2	「学部の目標」
前掲貼付資料 1-1-③-1	「国立大学法人鳴門教育大学学則」(第 57 条抜粋)
前掲貼付資料 1-1-③-2	「大学院の目標」
貼付資料 6-1-①-1	「学部の教育について」
貼付資料 6-1-①-2	「大学院の教育について」

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的に沿って、学部及び大学院において、育成すべき学生の学力、資質・能力や養成しようとする人材像等を大学案内、ウェブページ、履修の手引等で学内外に明示し、各種大学及び大学院紹介、ガイダンス等で明らかにしている。検証については、教授会、研究科委員会、学部・大学院教務委員会、クラス担当教員及び指導教員等を中心に、単位の取得や、実地教育受講資格、卒業・修了の認定により実施している。

したがって、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われている。

観点 6-1-②：各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

教員養成大学としての本学における教育の成果を、学部の実地教育受講資格判定、学部・大学院における単位取得、卒業・修了及び学位取得、教育職員免許状一括申請件数の状況から判断する。本学における附属学校園実習の受講資格は、教養基礎科目、教育実践コア科目ならびに教職共通科目、専修専門科目の各単位取得に一定の基準を設け、これを取得した者とし、学部3年次の前期に学部教務委員会の資格判定を経て、受講者を決定している(貼付資料6-1-②-1)。

過去5年間における実地教育受講資格判定状況では、各年度とも約96%の学生が附属学校園実習の受講資格を得ている(貼付資料6-1-②-2)。平成18年度学部・大学院における各授業科目区分の成績評価は貼付資料6-1-②-3に示す。学部・大学院における単位認定では、平成18年度から5段階評価に改めた。C判定以上が合格で単位を取得でき、D判定が不合格である。学部における不合格は、教職基礎科目、自由選択科目に多い。大学院における不合格の割合は、学部と比較して全体的に低い。A以上の判定は学部と大学院の両者で高いが、特に後者の大学院の方が高い。

次に学部と大学院の平成18年度教育職員免許状一括申請件数を示す(貼付資料6-1-②-4～5)。学部では複数の免許状を取得させるための教育課程を編制している。申請人数は100人で教育職員免許状一括申請件数は延べ340件、大学院では申請人数は122人で教育職員免許状一括申請件数257件であり、殆どが専修免許であった。1人が複数免許を申請する場合があり、単純平均では学部の方が大学院よりも多い。

平成18年度学位取得率は、学士課程では93%、修士課程では85%以上であった(貼付資料6-1-②-6)。

教員免許状以外の資格については、保育士、図書館司書、学芸員、臨床心理士の受験資格(資格認定の申請資格)を取得する者もいる(貼付資料6-1-②-7)。

資料6-1-②-1 「主免教育実習、副免教育実習、特別支援教育実習及び教員インターンシップの受講資格に関する申合せ」

7 主免教育実習、副免教育実習、特別支援教育実習及び教員インターンシップの受講資格に関する申合せ

1 主免教育実習の受講資格は、第3年次の8月初めにおいて、原則として次の表に定める単位数を修得している者とし、学校教育学部教務委員会において受講者を決定するものとする。

専修	授業科目等の区分 教養基礎科目	教育実践 コア科目 教職共通科目	専修専門科目	総単位数
幼児教育専修	12単位	40単位	22単位	74単位
小学校教育専修	12単位	30単位	16単位	58単位
中学校教育専修	12単位	24単位	14単位	50単位
障害児教育専修	12単位	30単位	10単位	52単位

- 2 副免教育実習の受講資格は、主免教育実習を履修した者とする。
- 3 特別支援教育実習の受講資格は、特別支援教育科目の授業科目の中から、12単位以上を修得している者とする。
- 4 教員インターンシップの受講資格は、主免教育実習を履修し、教員を志望する者とする。
- 5 この申合せは、平成19年度入学者から適用する。

(出典 「平成19年度学部履修の手引き」)

資料6-1-②-2 「実地教育受講資格判定結果調査」 (学部)

	対象学生数	合格者	不合格者	合格率(%)
平成18年度	118	114	4	96.61
平成17年度	115	110	5	95.65
平成16年度	121	116	5	95.86
平成15年度	116	110	6	94.82
平成14年度	119	116	3	97.47

(出典 「実地教育受講資格判定調査」)

資料6-1-②-3 「平成18年度各授業科目区分の成績評価」 (学部・大学院)

平成18年度各授業科目区分の成績評価(%)

		評定				
		S	A	B	C	D
学部	教養基礎科目	19	34	21	11	14
	教育実践コア科目	29	52	13	5	1
	教職共通科目	19	37	29	11	5
	専修専門科目	19	46	19	8	7
	自由選択科目	13	41	22	9	16
大学院	教職基礎科目	35	51	12	1	1
	専門科目	42	46	7	1	4
	教育実践科目	74	21	2	0	2
	課題研究	70	27	2	0	2

(出典 「平成18年度各授業科目区分の成績評価」)

資料6-1-②-4 「平成18年度教育職員免許状一括申請一覧表」 (学部)

平成18年度教育職員免許状一括申請件数一覧表

大学名 鳴門教育大学

学部・学科・コース	申請人数	免許教科	左の免許教科に係る免許状種別申請件数														計					
			幼稚園			小学校			中学校			高等学校			養護			養護学校				
			専修	1種	2種	専修	1種	2種	専修	1種	2種	専修	1種	専修	1種	2種		専修	1種	2種		
学校教育学部 学校教育教員養成課程	100			28			91	9			13	2		11						14	142	
		国語								13	2		11								26	
		社会								11											11	
		地理歴史												8							8	
		公民												8							8	
		数学								15	2		14								31	
		理科								8			7								15	
		音楽								7	1		7								15	
		美術								4	1		4								9	
		保健体育								9			7								16	
		技術								6	1										7	
		家庭								10			6								16	
		英語								9	2		8								19	
		工業											4								4	
		情報											13								13	
計	100		0	28	0	0	91	9	0	92	9	0	97	0	0	0	0	0	0	14	0	340

(出典 「平成18年度教育職員免許状一括申請一覧表」 (学部))

資料6-1-②-5 「平成18年度教育職員免許状一括申請一覧表」(大学院)

平成18年度教育職員免許状一括申請件数一覧表

大学名 鳴門教育大学

学部・学科・コース	申請人数	免許教科	左の免許教科に係る免許状種別申請件数															計			
			幼稚園		小学校		中学校		高等学校		養護			養護学校							
			専修	1種 2種	専修	1種 2種	専修	1種 2種	専修	1種 2種	専修	1種 2種	専修	1種 2種	専修	1種 2種					
学校教育研究科 学校教育専攻	48	国語	6		22				10				9					1	1	30	
		社会							12											12	
		地理歴史											10							10	
		公民											9							9	
		数学							2				3							5	
		理科							2				2							4	
		書道											3							3	
		保健体育							2				2							4	
		保健							1				1							2	
		職業指導							2				2							4	
		家庭							1											1	
		看護											1							1	
		英語								3			4							7	
		工業											1							1	
商業											1							1			
																			0		
障害児教育専攻	1		1		1												1		3		
																			0		
																			0		
教科・領域教育専攻	73	国語	2		23				7			7								25	
		社会							6											6	
		地理歴史											3							3	
		公民											6							6	
		数学							3				2							5	
		理科							3				2							5	
		音楽							9				7							16	
		美術							5				6							11	
		保健体育							3				2							5	
		技術							2				2							4	
		家庭							5				5							10	
		英語							16				15							31	
		工業											1							1	
		情報											1							1	
計	122		9	0	0	46	0	0	94	0	0	105	0	0	0	0	0	2	1	0	257

(出典 「平成18年度教育職員免許状一括申請一覧表」(大学院))

資料6-1-②-6 「平成18年度学位取得率」(学士・修士)

平成18年度学位取得率(修士課程) 平成18年度学位取得率(学士課程)

2年次生(人)	228
修了生(人)	212
学位取得率(%)	92.98

4年次生(人)	118
卒業生(人)	100
学位取得率(%)	84.75

※ 長期履修学生(40人)を除く。

(出典 「平成18年度学位取得率」(学士・修士))

資料6-1-②-7 「教員免許以外の資格取得状況」

平成18年度

保育士資格		学校図書館司書教諭資格		学芸員資格	
学部生 (幼児教育専修学生)	大学院生	学部生	大学院生	学部生	大学院生
5人	-	24人	2人	9人	2人

(出典 「教員免許以外の資格取得状況」)

貼付資料6-1-②-1	「主免教育実習，副免教育実習，特別支援教育実習及び教員インターンシップの受講資格に関する申合せ」
貼付資料6-1-②-2	「教育実習受講資格判定結果調査」(学部)
貼付資料6-1-②-3	「平成18年度各授業科目区分の成績評価」(学部・大学院)
貼付資料6-1-②-4	「平成18年度教育職員免許状一括申請一覧表」(学部)
貼付資料6-1-②-5	「平成18年度教育職員免許状一括申請一覧表」(大学院)
貼付資料6-1-②-6	「平成18年度学位取得率」(学士・修士)
貼付資料6-1-②-7	「教員免許以外の資格取得状況」

【分析結果とその根拠理由】

学部及び大学院の学位取得率は、それぞれ 93%、85%であることから、きめ細かな教育と指導を行っている。また、保育士、図書館司書等の教員免許状以外の資格を取得する者もいることは、本学が教職のみならず教育に関する幅広い教育の成果を挙げていることの証左とも言える。

したがって、各学年や卒業(修了)時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、教務及び就職関連資料並びに各種データから判断して、教育の成果や効果が上がっている。

観点6-1-③： 授業評価等，学生からの意見聴取の結果から判断して，教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到に係る状況】

教育上の効果等達成状況を点検し改善するために、本学では平成8年度から学生による授業評価の試験的な取り組みを開始し、平成12年度から全学規模で実施して報告書にまとめ学内外に公表している(貼付資料6-1-③-1～2)。これらはアンケート調査によるもので、学部では、教養基礎科目、教育実践基礎科目、教職科目、専修専門科目の中から、各教員が原則として前期・後期それぞれ1授業科目以上を選択して実施している。教員の授業実施の方法等については、貼付資料6-1-③-3に示すとおり、学生から概ね高い評価を得ている。大学院生による授業評価では、教員自らが回答を分析し授業の成果と今後の課題についての考察を加えたものを報告し、「大学院生による授業評価実施報告書」としてまとめ、これらの成果を各教員が共有し授業改善に生かしている。また、授業評価の英訳版を作成し、留学生に対しても授業評価を実施している。

なお、平成15年3月に大学院を修了した現職教員に対して実施した、本学の教育研究についてのアンケート調査「鳴門教育大学大学院の教育研究についての調査」によれば、「大学院で学んだ授業内容が、教育現場に役立つと思うか」という問いに対し、「思う」、「やや思う」との回答が97.2%であった(貼付資料6-1-③-4)。

資料6-1-③-1 「平成17年度学生による授業評価実施報告書—学部授業評価の結果報告書」(抜粋)

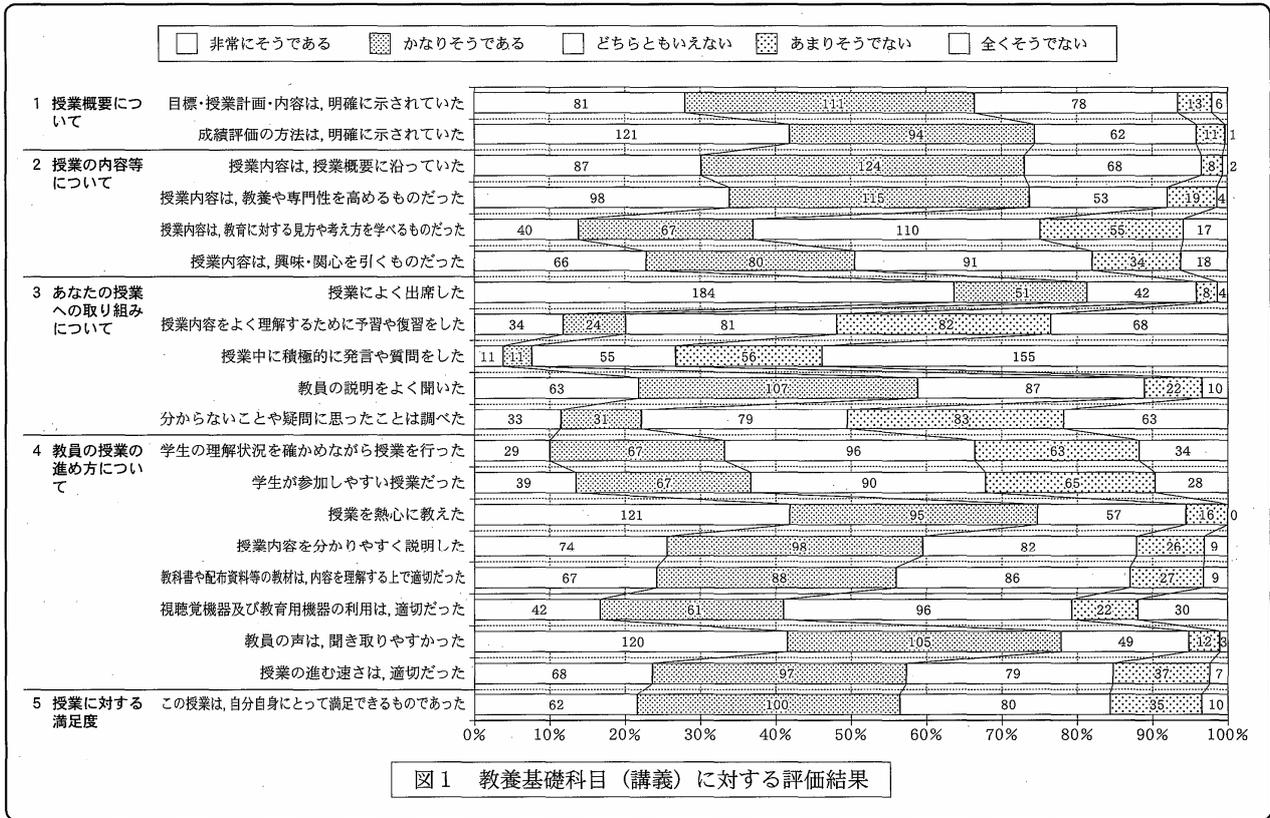


図1 教養基礎科目(講義)に対する評価結果

(出典 「平成17年度学生による授業評価実施報告書」)

資料6-1-③-2 「平成17年度大学院生による授業評価実施報告書（評価結果の集計・分析事例）（抜粋）

大学院授業評価アンケート調査結果の集計・分析

		評価実施日	平成 17年 7月 25日		
授業科目名	音楽劇総合演習	学期・曜日・時限	前期	月曜日	4時限
授業区分	1. 共通科目 2. 専攻科目（専門分野・教科教育分野）				
担当教官名	草下 實	回答者数	15名		

- 1 アンケート [1] の集計と分析について
 (5 まったくそう思う 4 かなりそう思う 3 どちらともいえない)
 (2 あまりそう思わない 1 まったくそう思わない 無 --- 未記入)

番号	評 価 項 目	評 価 番 号					
		5	4	3	2	1	無
1	授業概要で紹介された授業計画は理解しやすく、適切であった。	6	7		2		
2	授業概要や授業中に紹介されたテキスト・参考書は役に立った。	3	6	5	1		
3	授業の内容には一貫性があった。	9	2	1	3		
4	教師の実践力の育成に役立つ内容であった。	10	4	1	1		
5	授業開始時や途中の成績評価の方法は、具体的であった。	5	5	4	1		
6	授業をよく準備し、熱心に教えた。	11	4				
7	授業の進む速さは適切であった。	6	4	3	2		
8	受講生の理解度を確認しながら授業を進めた。	7	4	2	2		
9	受講生に授業への参加（質問、発言、討議など）をよく促した。	9	3	2			
10	教科書や参考書の使い方は適切であった。	—					
11	視聴覚機器の使用は適切であった。	—					
12	配布された資料・文献等は、授業内容を理解する上で役に立った。	8	5	1	1		
13	受講生に分かりやすく説明した。	10	1	2	2		
14	教官の声は聞き取りやすかった。	10	4	1			
15	板書の文字は見やすかった。	2	7	4			2
16	授業に主体的・積極的に取り組んだ。	8	4	2	1		
17	この授業は、自分自身にとって満足できるものであった。	8	5	1	1		

<分 析>

概ね5, 4の評価を得ている。しかしながらその一方で3, 2と評価するものが全体の1/3を占める項目が多い。授業の進め方に多少の問題があることがわかる。その要因となったのは本年の発表教材を〈オズの魔法使い〉と〈葛葉小町伝〉の2作品を設定したこと。また、授業の性質上、履修者の人数と個々の表現能力をみた上で扱う作品を決めなければならないことの二点にある。限定された授業時間の中で二つの作品を作り上げることが困難であるという結論に至った。特に設問項目3の回答をみると授業の内容には一貫性があったに対して一貫性があったとは思わないと回答するものが3名いる。この要因はわからないが次年度への課題として検討したい。

(出典 「平成17年度大学院生による授業評価実施報告書」)

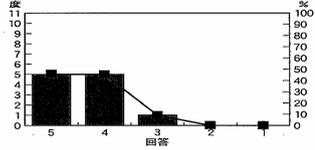
資料6-1-③-3 「平成17年度学生による授業評価実施報告書—学生による授業評価の結果と考察」

(抜粋)

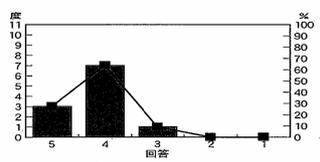
授業科目名：「声楽（合唱を含む。）」
 評価実施日：平成17年7月28日
 担当教員名：草下 實，頃安 利秀

(有効な合計11)

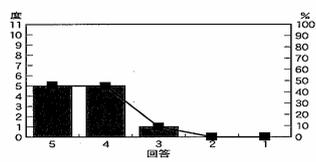
項目分析：(1)
 目標・授業計画・内容は、明確に示されていた。



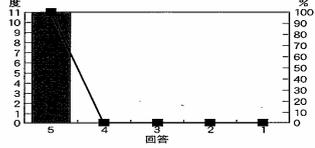
項目分析：(2)
 成績評価の方法は、明確に示されていた。



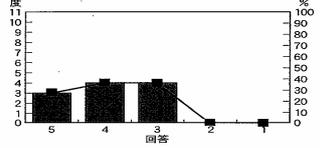
項目分析：(3)
 授業内容は、授業概要に沿っていた。



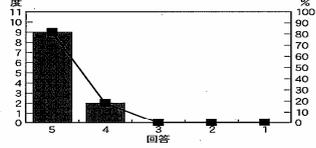
項目分析：(4)
 授業内容は、教養や専門性を高めるものだった。



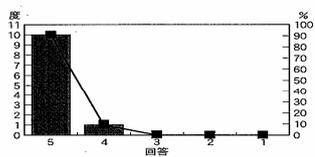
項目分析：(5)
 授業内容は、教育に対する見方や考え方を学べるものだった。



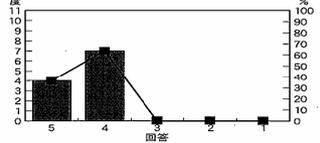
項目分析：(6)
 授業内容は、興味・関心を引くものだった。



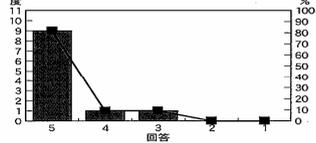
項目分析：(7)
 授業によく出席した。



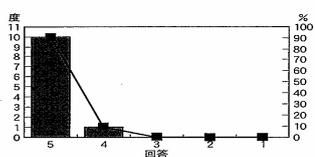
項目分析：(8)
 授業内容をよく理解するために予習や復習をした。



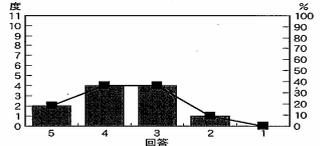
項目分析：(9)
 積極的に実験、実習、実技等に取り組んだ。



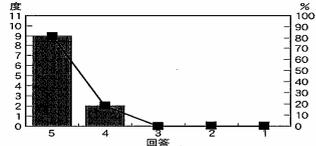
項目分析：(10)
 教員の説明をよく聞いた。



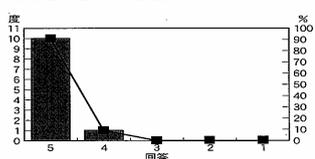
項目分析：(11)
 分からないことや疑問に思ったことは調べた。



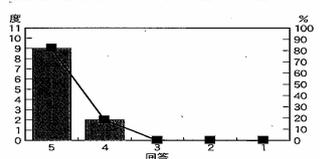
項目分析：(12)
 学生の理解状況を確かめながら授業を行った。



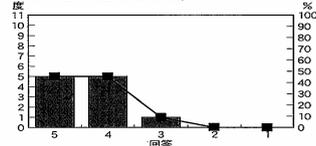
項目分析：(13)
 授業を熱心に教えた。



項目分析：(14)
 授業内容を分かりやすく説明した。



項目分析：(15)
 教科書や配布資料等の教材は、内容を理解する上で適切だった。



(出典 「平成17年度学生による授業評価実施報告書」)

資料6-1-③-4 「鳴門教育大学大学院の教育研究についての調査」集計結果のまとめ (抜粋)

■ あなたが大学院で学ばれた内容についておたずねします。

Q1

本大学院で学んだ授業内容(修士論文、課題研究を除く)は、全体として、学校の教育現場に役立つと思いますか。次のア～エのなかから該当するものを1つ選んで記号に○を付けてください。

- ア 役立つと思う
- イ どちらかといえば役立つと思う
- ウ どちらかといえば役立つと思う
- エ 役立つと思う

(単位:人)

コース等	全 体	人 間	学 校	授 業	教 育	幼 年	総 合	障 害	言 語	社 会	自 然	芸 術	生 活
回答者数	73	4	4	3	12	8	6	3	10	3	6	9	5
ア 思う	46 (63.0%)	4	3	3	8	6	5	2	2	0	3	8	2
イ やや思う	25 (34.2%)	0	1	0	3	2	1	1	8	3	3	1	2
ウ やや思わない	2 (2.7%)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
エ 思わない	0 (0.0%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(出典 平成16年度「鳴門教育大学大学院の教育研究についての調査」)

- 貼付資料6-1-③-1 「平成17年度学生による授業評価実施報告書—学部授業評価の結果報告書」(抜粋)
- 貼付資料6-1-③-2 「平成17年度大学院生による授業評価実施報告書(評価結果の集計・分析事例)」(抜粋)
- 貼付資料6-1-③-3 「平成17年度学生による授業評価実施報告書—学生による授業評価の結果と考察」(抜粋)
- 貼付資料6-1-③-4 「鳴門教育大学大学の院教育研究についての調査」集計結果のまとめ(抜粋)(別添あり)

【分析結果とその根拠理由】

学部と大学院の教育上の効果等達成状況を点検し改善するために、授業実施方法、内容、進め方、授業に対する取り組み、満足度等について、学生に対するアンケート調査を実施している。教員は授業において熱心に指導し、学生も授業に真面目に出席し学習に取り組んでいると評価しており、また教養基礎科目や教職科目に比較して専修専門科目の評価が高くなるなど、概括すると年次進行に伴って授業の評価が高くなることは歓迎すべき側面である。一方、授業における積極的な発言や質問、予習や復習など自発的な取り組み等に欠ける傾向があり、改善が必要である。

また、平成15年3月に実施した、大学院を修了した現職教員に対する本学の教育研究についてのアンケート調査において、「大学院で学んだ授業内容が、教育現場に役立つと思うか」という問いに対し、「思う」、「やや思う」との肯定的回答が97.2%であったことは、教育の成果・効果が上がっていることの証左の一つといえる。

したがって、授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっている。

観点 6-1-④： 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

学校教育学部卒業者の過去3年間の就職率については、約91%、教員採用率は約63%であり、現職教員大学院生を除く大学院修了者の就職率は約81%、教員採用率は約39%であり（貼付資料6-1-④-1）、全国の教員養成学部の採用者数順位も比較的高い状況にある。

修了者の教職への就職率については、学部卒業者と比較して低い状況にあるが、連合大学院博士課程等への進学及び保育士、図書館司書、臨床心理士等、教職以外への就職が見られる（貼付資料6-1-④-2、前掲貼付資料6-1-②-7）。

資料 6-1-④-1 「学校教育学部卒業者の進路状況」

学 校 教 育 学 部 卒 業 者 の 進 路 状 況

（毎年9月30日現在）

区 分	卒業者数	教 員 就 職 者							教員以外 の就職者	進学者	その他	教 員 就 職 率		順 位
		小学校	中学校	高等学校	幼稚園	盲・聾・ 養護学校	小 計	進学者数を除く				就職率		
平成17年3月卒業	101	33(16)	12(7)	6(6)	6(4)	6(2)	63(35)	14	16	8	62.4%	74.1%	10	
平成18年3月卒業	118	46(11)	11(8)	2(1)	10(2)	5(1)	74(23)	20	15	9	62.7%	71.8%	9	
平成19年3月卒業	100	38(14)	15(10)	2(2)	4(1)	5(2)	64(29)	12	18	6	64.0%	78.0%	—	

- 注 ①（ ）内の数は、期限付教員を内数で示す。
 ② 盲・聾・養護学校は、平成19年度から特別支援学校に名称変更している。
 ③ 平成19年3月卒業者については、6月25日現在の数字である。
 ④ この状況報告は、毎年度3月卒業者を対象としており、年度卒業者の全体数を対象者としていない。

（出典 「学校教育学部卒業者の進路状況」）

資料 6-1-④-2 「大学院修了者の進路状況」

大 学 院 修 了 者 の 進 路 状 況

（毎年9月30日現在）

区 分	修了者数	教 員 就 職 者							教員以外 の就職者	進学者	その他	教 員 就 職 率	
		小学校	中学校	高等学校	幼稚園	盲・聾・ 養護学校	その他	小 計				進学者数を除く	就職率
平成17年3月修了	159	33(29)	6(4)	9(6)	1(1)	8(5)	11(7)	68(52)	60	2	29	42.8%	43.3%
平成18年3月修了	150	28(18)	18(11)	8(4)	1(1)	6(6)	4(2)	65(42)	48	9	28	43.3%	46.1%

（平成19年6月25日現在）

区 分	修了者数	教 員 就 職 者							教員臨 時待ち	教員以外 の就職者	進学者	その他	教 員 就 職 率	
		小学校	中学校	高等学校	幼稚園	特別支 援学校	その他	小 計					進学者数を除く	就職率
平成19年3月修了	138	19(16)	12(8)	7(6)	1(0)	1(1)	1(0)	41(31)	6	63	8	20	29.7%	31.5%

- ① 修了者数は、現職教員を除く。
 ②（ ）内の数は、期限付教員を内数で示す。
 注）この状況報告は、毎年度3月修了者を対象としており、年度修了者の全体数を対象者としていない。

（出典 「大学院修了者の進路状況」）

貼付資料6-1-④-1	「学校教育学部卒業者の進路状況」
貼付資料6-1-④-2	「大学院修了者の進路状況」
前掲貼付資料6-1-②-7	「教員免許以外の資格取得状況」

【分析結果とその根拠理由】

教員採用率を60%以上に引き上げることは、本学の中期目標・中期計画、年度計画においても謳っている全学挙げての目標であり、過去3年の学部卒業者の教職への就職状況が平均63%であること及び教員採用率の全国順位が比較的高い事など、教育の成果が上がっている。また、大学院修了者の教職への就職割合が学部と比較して低い状況にあるが、修了者は連合大学院博士課程等への進学に加え、教職以外にも保育士、図書館司書、臨床心理士等、多様な職に就いていることは、社会のニーズに沿った教育の成果ともいえる。

したがって、教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっている。

観点6-1-⑤：卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到に係る状況】

平成17年1月に、徳島県下の各教育委員会教育長及び徳島市・鳴門市の小・中学校の校長に対して、本学の教育の成果や効果についてアンケート調査を実施した。教育長等からの回答（貼付資料6-1-⑤-1）では、「鳴門教育大学を卒業した教員を総合的に評価すると、満足できるかどうか」についての質問に対し「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」が合わせて76.2%であった。

また、観点6-1-③で述べた平成15年3月に実施した、大学院を修了した現職教員に対する「鳴門教育大学大学院の教育研究についての調査」のアンケート項目「大学院で学んだ授業内容が教育現場に役立つと思うか」についての質問に対して、「思う」、「やや思う」が合わせて97.2%であった（前掲貼付資料6-1-③-4）。

このほか、学長、理事、学長補佐等が、例年本学に派遣実績のある四国各県の教育長をはじめ、都道府県教育委員会を訪問（平成18年度実績36件）し、卒業・修了生に対する意見を聞く取組を実施している。

資料6-1-⑤-1 「鳴門教育大学の教育についてのアンケート」集計結果のまとめ (抜粋)

Ⅱ 鳴門教育大学を卒業した教員についてお尋ねします。

問1 鳴門教育大学を卒業した教員の印象について、次の①～⑤のうち当てはまるものに○をつけて下さい。

- ① そう思う
- ② どちらかといえばそう思う
- ③ どちらとも言えない
- ④ どちらかと言えばそうは思わない
- ⑤ そうは思わない

(単位:人)	①そう思う		②どちらかと言えばそう思う		③どちらとも言えない		④どちらかと言えばそうは思わない		⑤そうは思わない		無回答
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
合計	93	16.4%	254	44.8%	197	34.7%	19	3.4%	4	0.7%	
(1)教育者としての使命感や自覚がある。	21	33.3%	29	46.0%	12	19.0%	0	0.0%	1	1.6%	17
(2)生徒(幼児・児童を含む)に対する教育的愛情がある。	24	38.1%	27	42.9%	10	15.9%	2	3.2%	0	0.0%	17

問2 鳴門教育大学を卒業した教員と、その教員と同世代の教員を思い浮かべて下さい。そして、鳴門教育大学を卒業した教員は、同世代の教員と比べて、どのような印象があるか、①～⑤のうち当てはまるものに○をつけて下さい。

- ① そう思う
- ② どちらかといえばそう思う
- ③ どちらとも言えない
- ④ どちらかと言えばそうは思わない
- ⑤ そうは思わない

(単位:人)	①そう思う		②どちらかと言えばそう思う		③どちらとも言えない		④どちらかと言えばそうは思わない		⑤そうは思わない		無回答
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
合計	51	9.0%	207	36.5%	291	51.3%	18	3.2%	0	0.0%	
(1)教育者としての使命感や自覚がある。	12	19.0%	24	38.1%	26	41.3%	1	1.6%	0	0.0%	17
(2)生徒(幼児・児童を含む)に対する教育的愛情がある。	13	20.6%	22	34.9%	26	41.3%	2	3.2%	0	0.0%	17

(出典 「鳴門教育大学の教育についてのアンケート」集計結果のまとめ)

貼付資料6-1-⑤-1 「鳴門教育大学の教育についてのアンケート」集計結果のまとめ (抜粋) (別添あり)
 前掲貼付資料6-1-③-4 「鳴門教育大学大学院の教育研究についての調査」集計結果のまとめ (抜粋) (別添あり)

【分析結果とその根拠理由】

県下の教育委員会教育長、小・中学校長及び修了者からのアンケート結果から本学の教育の成果に対して高い評価を得ている。

また、学長、理事、学長補佐等が都道府県教育委員会を訪問して、卒業・修了生に対する意見を聞く取組を実施している。

したがって、卒業生・修了生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果は

上がっている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 本学における附属学校園実習の受講資格は、教養基礎科目、教育実践コア科目及び教職共通科目、専修専門科目の各単位取得に一定の基準を設け、これを取得した者とし、学部3年次前期に学校教育学部教務委員会において受講者を決定している。過去5年間における実地教育受講資格判定状況では各年度とも約96%の学生が附属学校園実習の受講資格を得ている
- ・ 平成18年度の学位取得率は、学士課程は93%、修士課程は85%であり、きめ細かな教育と指導を行っている。
- ・ 平成15年3月に実施した、その年に大学院を修了した現職教員に対する「鳴門教育大学大学院の教育研究についての調査」のアンケート項目「大学院で学んだ授業内容が教育現場に役立つと思うか」についての質問に対して、「思う」、「やや思う」が合わせて97.2%と高い評価を得ている。

【改善を要する点】

- ・ 授業における積極的な発言や質問、予習や復習など自発的な取り組み等に欠ける傾向があることから、授業において、それらを改善する工夫や取り組みを行う必要がある。

(3) 基準6の自己評価の概要

育成すべき学生の学力、資質・能力や養成しようとする人材像等は、大学の目的に沿って、学部及び大学院ともに、大学案内、ウェブページ、履修の手引等で学内外に明示するとともに、各種大学・大学院紹介、ガイダンス等で明らかにしている。検証については、教授会、研究科委員会、学部・大学院教務委員会、クラス担当教員及び指導教員等を中心に、単位の取得や、実地教育受講資格、卒業・修了の認定により実施している。

各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力については、学士課程は93%、修士課程は85%であり、きめ細かな教育と指導を行っている。また、保育士、図書館司書等の教員免許以外の資格を取得する者もいることは、本学が教職のみならず教育に関する幅広い教育の成果を上げていると言える。

学部と大学院の教育上の効果等達成状況を点検し改善するために、授業実施方法、内容、進め方、授業に対する取り組み、満足度等について、学生に対するアンケート調査を実施している。教員は授業において熱心に指導し、学生も授業に真面目に出席し学習に取り組んでいると評価しており、また教養基礎科目や教職科目に比較して専修専門科目の評価が高くなるなど、概括すると年次進行に伴って授業の評価が高くなることは歓迎すべき側面である。しかし、授業における積極的な発言や質問、予習や復習など自発的な取り組み等に欠ける傾向があり、改善が必要である。

また、平成15年3月に実施した、その年に大学院を修了した現職教員に対する本学の教育研究についてのアンケート調査において、「大学院で学んだ授業内容が、教育現場に役立つと思うか」という問いに対し、「思う」、「やや思う」との肯定的回答が97.2%であった。

教員採用率を60%以上に引き上げることは、本学の中期目標・中期計画、年度計画においても謳っている全学挙げての目標であり、過去3年の学部卒業生の教職への就職状況が平均63%であること及び教員採用率の全国順位が比較的高い事など、教育の成果が上がっている。また、大学院修了者の教職への就職割合が学部と比較して

低い状況にあるが、修了者は連合大学院博士課程等への進学に加え、教職以外にも保育士、図書館司書、臨床心理士等、多様な職に就いていることは、社会のニーズに沿った教育の成果ともいえる。

県下の教育委員会教育長、小・中学校長及び修了者からのアンケート結果から本学の教育の成果に対して高い評価を得ている。

また、学長、理事、学長補佐等が都道府県教育委員会を訪問して、卒業・修了生に対する意見を聞く取組を実施している。

基準 7 学生支援等

(1) 観点ごとの分析

観点 7-1-①: 授業科目や専門, 専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

学部及び大学院入学生には、入学時に2日間にわたり教育課程、履修手続、学生生活等に関してのガイダンスを実施している。その中で、各専修・教育コース（学部）、各専攻コース（大学院）においてもオリエンテーションを行い、授業科目や専門、専攻についてのガイダンスを行っている（前掲貼付資料5-3-①-3）。さらに学部新入生を対象に1泊2日の学外合宿研修を行い、担当理事、クラス担当教員、教務部職員による説明、講演やクラス別交流会（各コースにおける履修計画の説明・履修指導、学生生活指導）、履修・学生生活相談などを通して、大学での学習生活に速やかに溶け込めるよう、きめ細やかな履修ガイダンスを実施している（前掲貼付資料5-3-①-4）。また、学外合宿研修については、終了後にアンケート調査を実施し、研修内容のさらなる充実に努めている。さらに在学生に関しても4月に新入生とは別枠で各講座教員による各専修・教育コース・専攻コース別ガイダンスを行っている。

前掲貼付資料5-3-①-3 「平成19年度新入生オリエンテーション日程」（抜粋）

前掲貼付資料5-3-①-4 「平成19年度学部新入生合宿研修日程表」（抜粋）

【分析結果とその根拠理由】

授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスは、学部学生及び大学院生に向けて、大学全体及び講座ごとに実施しており、さらに、学部新入生には合宿研修において徹底させている。

これらのガイダンスを実施することにより、学生からの履修手続きが滞りなく行われていることから、適切な時期に適切な内容で実施されている。

観点 7-1-②: 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

学部では、各専修・教育コース・学年別にクラスを編成し、各クラスにはクラス担当教員を置き、学生の学習相談や助言を行っている（別添資料7-1-②-1）。卒業研究の指導教員が決定した時点からは、主としてその指導教員が、学習相談、その他学生生活に関する事項等についての指導助言を行っている。大学院生については入学後速やかに研究指導教員が定められ、学習相談・助言に当たっている。オフィスアワーは、全学的に各教員が授業ごとに週1回以上設けており、授業概要（冊子）及びウェブページ上に教員の電子メールアドレスとともに学生に周知している（前掲貼付資料5-1-②-1）。また学生総合相談室を設け、教員や事務職員が学生生活の様々な問題について相談を受けるシステムを整備しており、学生の相談に当たっている（貼付資料7-1-②-2）。

資料 7-1-②-2 「学生総合相談室」(平成 19 年度学生生活案内抜粋)

■ 学生総合相談室

キャンパスライフのあらゆる問題、疑問、悩み事については、教務課・学生課の各窓口へ気軽にご相談ください。

本部棟 1 階(教務課・学生課内)に学生総合相談室を設置しています。秘密は絶対に厳守しますので、安心して利用してください。

なお、相談は電話、電子メール等でも受け付けます。

○電話番号 088-687-6117, 088-687-6118

○電子メール kg.gakusei@jim.naruto-u.ac.jp

○意見箱を就職支援室、附属図書館 2 階、大学会館 2 階に設置していますので、大学に対する要望等がある場合は投函ください。

◇学生相談窓口の利用は次のとおりです。

① 受付時間

- ・平日(月～金) 8:30～18:30(祝日除く。)
- ・休業期間中(月～金) 8:30～12:00, 13:00～17:30
- ・8/13～8/15 及び年末年始(12/29～1/3)は休業します。

② 教員又は事務職員が対応します。



(出典 平成 19 年度「学生生活案内」学生総合相談室)

別添資料 7-1-②-1 「鳴門教育大学クラス制度に関する要項」

前掲貼付資料 5-1-②-1 「平成 19 年度学部授業概要」(教養基礎科目/科学と環境抜粋)

貼付資料 7-1-②-2 「学生総合相談室」(平成 19 年度学生生活案内抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

教員ごとにオフィスアワーを設定しているほか、電子メールを利用した学習相談や、学生とクラス担当教員や指導教員(学部)、研究指導教員(大学院)との間での適切な学習相談・助言を行っている。さらに学生総合相談室を設けており、大学全体としても学習相談をはじめ、学生の様々な問題に対し適切に指導・助言を行っている。

したがって、学習相談、助言が適切に行われている。

観点 7-1-③: 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

【観点到る状況】

学生の生活や修学の実態、意識、意見などについて、アンケートによる学生生活実態調査を、これまでに概ね隔年で計 9 回実施しており、最近では平成 17 年度に実施している(別添資料 7-1-③-1)。また、学生の各年次・専攻の代表者と学長をはじめとする大学執行部との懇談会を毎年開催し、学生の最新のニーズを把握するように努めている(貼付資料 7-1-③-2)。それ以外にも学内各所に設置された意見箱や、ウェブページ上の専用のメールアドレス、学生総合相談室での相談により、学生の様々な意見や希望が直接聴取できる体制になっている(前掲貼付資料 7-1-②-2)。

資料7-1-③-2 「平成19年度学長と2年次・3年次クラス代表者との懇談実施要項」

- 1 目的 学部学生の中心的学年である第2年次生及び第3年次生の代表者と学長が直接話合う機会を設けることにより、学生のキャリアプランや大学の授業内容・方法、大学生活に関する事項などについて希望や意見を聞いて、それらを取り入れる機会を設けることにより、学生サービスの向上を図る。また、学生に大学運営に関心を持たせることにより、大学構成員としての自覚を促し、今後の大学運営並びに学生生活の充実を図る。
- 2 実施日 平成19年7月18日（水）14時40分～
- 3 実施場所 特別会議室（本部棟2階）
- 4 参加者 学校教育学部2年次・3年次の代表者 8人
学生会会長 1人
学長・理事（中川理事含む。） 4人
事務局（教務部長、教務課長、学生課長、教育企画チーム・
チームリーダー、教育支援チーム（学部）・リーダー、
学生生活支援チーム・リーダー、
学生生活支援チーム・チーフ 9人
計 22人
- 5 テーマ (1) 学生生活の充実について
(2) 教職に対する思い
- 6 その他

(出典 平成19年度「学長と2年次・3年次クラス代表者との懇談実施要項」)

別添資料7-1-③-1 「鳴門教育大学学生の生活と意識－平成17年度学生生活実態調査報告書－」

貼付資料7-1-③-2 「平成19年度学長と2年次・3年次生クラス代表との懇談会実施要項」

前掲貼付資料7-1-②-2 「学生総合相談室」（平成19年度学生生活案内抜粋）

【分析結果とその根拠理由】

学生生活実態調査におけるアンケート調査及びその報告書や、学生代表と大学執行部との懇談会における懇談内容などを通して、学習支援に関する学生のニーズを適切に把握している。また電子メールや意見箱、学生総合相談室での相談による意見聴取も行っている。

したがって、学習支援に関する学生のニーズは適切に把握されている。

観点7-1-④： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

【観点到る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 7-1-⑤： 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

本学は教育・研究の国際化に力を入れており、現在、16カ国34人の留学生が在籍し、全学生の3.3%を占めている（別添資料7-1-⑤-1）。国際交流や留学生支援を目的とした国際交流チームを設けており、常時6人のスタッフが留学生の支援に当たっている。留学生には、英語・中国語・日本語で「外国人留学生の手引き」を配付し、本学における学生生活に関わる諸事項を確認することができるようになっている。またこれはウェブページ上でも見ることができる（貼付資料7-1-⑤-2）。留学生の入学当初の不便さを緩和するために、日本人学生によるチューター制度を設けているほか（貼付資料7-1-⑤-3）、留学生担当教員を1人配置することにより、生活・学習の両面からサポートしている。留学生に対する学習支援として、「日本語補講」、「日本の教育と文化」があり、さらに外国人留学生見学旅行（日帰り）や、日本文化体験等の支援プログラムを用意している（貼付資料7-1-⑤-4）。留学生用の研究室としてインターナショナルルームがあり、研究用のパソコン、テレビ、ビデオ等を設置している。

障害を持つ学生については、学生支援室及び教務課が窓口として対応し、その学生が不利益を被ることなく学習できるように支援を行う体制を整えている。また、キャンパス・バリアフリー計画による学内各棟のバリアフリー化、エレベータ設置工事を進めており、障害を持つ学生への設備面からの支援も実施している。

社会人学生に対しては、昼夜間授業を開講するほか、電子メールやウェブページで常時必要な事項を周知している。

資料7-1-⑤-2 「外国人留学生の手引き」表紙（抜粋）



資料7-1-⑤-3 「外国人留学生の手引き」チューター制度（抜粋）

(3) チューター制度

入学当初の留学生が不便なく学習や日常生活ができるように、日本人学生によるチューターが個別に課外指導・援

助を行います。チューターによる指導を受けられる期間は、原則として、学部学生は入学後2年間、大学院学生及び研究生は渡日後1年間です。

(出典 「外国人留学生の手引き」)

資料7-1-⑤-4 「平成19年度(前期)日本語関連授業時間割」

2007年(平成19年度)前期 日本語関連授業 時間割 (The First Semester 2007)

時限・曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1 9:00-10:30			日本語 II Japanese II 安田 Ms. YASUDA	日本の教育と文化 Japanese Education and Culture	
2 10:40-12:10	日本語 I Japanese I 永田 Prof. NAGATA		日本語補講 初級 Supplementary Japanese Class for Beginners Level 青木 Ms. AOKI		
3 13:00-14:30		日本語補講 上級 Supplementary Japanese Class for Advanced Level 林 Mr. HAYASHI		日本語補講 中級 Supplementary Japanese Class for Intermediate Level 山木 Ms. YAMAKI	日本語補講 初級 Supplementary Japanese Class for Beginners Level 石田 Ms. ISHIDA
4 14:40-16:10					
5 16:20-17:50					

- * 受講希望者は、言語系(国語講座)小野教授(687-6116, ono@naruto-u.ac.jp)まで申し出てください。
- * Please contact Prof. Ono at 6330 or ono@naruto-u.ac.jp for inquiry and placement consultation.
- * 多くの日本語補講は地域連携センター3階、実技教育演習室で行います。詳細は、国際交流チーム(687-6116)まで確認してください。
- ** Most of Supplementary Japanese classes are conducted in Jitsugikyoku Enshushitsu(Room 306) on 3rd Floor of Center for Collaboration in Community. Please ask more detail to International Services Office. (687-6116).

 は、大学院の正規の授業です。(2単位取得可): Regular Japanese Class (2 credits)
 は、単位取得不可の講義です。: No Credit Awarded

(出典 「平成19年度(前期)日本語関連授業時間割」)

- 別添資料7-1-⑤-1 「平成19年度外国人留学生名簿」
- 貼付資料7-1-⑤-2 「外国人留学生の手引き」表紙(抜粋)
- 貼付資料7-1-⑤-3 「外国人留学生の手引き」チューター制度(抜粋)
- 貼付資料7-1-⑤-4 「平成19年度(前期)日本語関連授業時間割」

【分析結果とその根拠理由】

留学生に対しては、国際交流チームを中心に、「外国人留学生の手引き」やチューター制度、また各種の支援プログラムにより、適切な学習支援を行っている。障害を持つ学生に対しては、学内各棟のバリアフリー化のほか、必要に応じて速やかに対応できるように適切な支援体制を整備している。

社会人学生に対しては、昼夜間授業を開講、また、電子メールやウェブページで常時必要な事項を周知するなど、学習支援を実施している。

したがって、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援を適切に行うことができる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われている。

観点 7-2-①： 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

学部学生には専修室、大学院生には院生室があり、情報端末については貼付資料 7-2-①-1 に示すとおり、高度情報研究教育センターをはじめ各棟に端末室を設置し、十分な数を配備している。高度情報研究教育センターの端末室は講義で使用している時間帯以外であれば、また、講義棟以下の各端末室についても、それぞれ ID カードの所持により、利用が可能である（貼付資料 7-2-①-2、別添資料 7-2-①-3）。

各棟内と附属図書館には無線 LAN を整備しているほか、図書館には、研究個室（12 室）・セミナー室（2 室）を設置しており、学生の利用頻度が高い（貼付資料 7-2-①-4～5）。また、視聴覚室は平日以外の土曜日、日曜日、祝日（学生休業期間中を除く）も利用可能である。さらに芸術棟には 40 室を超えるピアノ練習室があり、常時自主練習が可能となっている。

資料 7-2-①-1 「各端末室における端末台数」

端末室名	端末台数	合計
共同利用端末室	6	129
教育用端末室	51	
マルチメディア教育実習室	28	
人文棟特殊端末室	16	
自然棟特殊端末室	14	
芸術棟特殊端末室 A	3	
芸術棟特殊端末室 B	2	
健康棟特殊端末室	4	
附属図書館	5	

（出典 高度情報研究教育センター「各端末室における端末台数 2006」）

資料 7-2-①-2 「鳴門教育大学高度情報研究教育センター利用規程」(第 4 条・7 条・8 条抜粋)

(利用の手続)

第 4 条 センターを利用しようとする者は、所定の利用申請書をセンター所長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 センター所長は、前項の承認をしたときは、申請者にその旨を通知するものとする。

3 利用の期間は、在職・在籍期間とする。ただし、前条第 3 号に該当する者については当該年度を超えない範囲とする。

(利用時間)

第 7 条 前条第 1 号から第 3 号に規定する施設及び設備等は、保守及びセキュリティのために使用を制限する時間帯を除き、利用できる。

2 センター所長は、利用者に対し必要に応じ利用時間帯を制限し、又は指定することができる。

(ネットワークへの接続)

第8条 利用者が、センターの管理するネットワークに利用者の所有する機器等を接続するときは、所定の接続申請書をセンター所長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 センター所長は、前項の承認をしたときは、申請者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の利用者の所有する機器等とは、別に定める。

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 センター 鳴門教育大学高度情報研究教育センター利用規程]
URL <http://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/10center/1007.pdf>

資料7-2-①-4 「附属図書館利用状況」(平成18年度抜粋)

3. 開館日数及び入館者数

平 間 内	時	開館日数	240 日	土 曜 日	開館日数	36 日	計	開館日数	325 日
	間	入館者数	76,625 人		入館者数	4,962 人		入館者数	105,018 人
	内	1日平均	319.3 人		1日平均	137.8 人		1日平均	323.1 人
日 間 外	時	開館日数	192 日	日・ 祝	開館日数	49 日	計	開館日数	325 日
	間	入館者数	17,327 人		入館者数	6,104 人		入館者数	105,018 人
	外	1日平均	90.2 人		1日平均	124.6 人		1日平均	323.1 人

※時間外開館日数は時間内開館日数の内数である。

(出典 「附属図書館利用状況」)

資料7-2-①-5 「利用サービス業務関係統計表」(平成18年度抜粋)

区 分	教職員	院 生	学部生	学外者	合 計
視聴覚室	32 人	479 人	155 人	46 人	712 人
研究個室	28 人	2,326 人	383 人	—	2,737 人
セミナー室	34 人	1,874 人	348 人	—	2,256 人
特別資料室	32 人	48 人	3 人	72 人	155 人
合 計	126 人	4,727 人	889 人	118 人	5,860 人

(出典 利用サービス業務関係統計表(平成18年度)より館内施設利用)

- 貼付資料7-2-①-1 「各端末室における端末台数」
- 貼付資料7-2-①-2 「鳴門教育大学高度情報研究教育センター利用規程」(第4・7・8条抜粋)
- 別添資料7-2-①-3 「高度情報研究教育センター活動報告」(鳴門教育大学情報教育ジャーナル抜粋)
- 貼付資料7-2-①-4 「附属図書館利用状況」(平成18年度抜粋)
- 貼付資料7-2-①-5 「利用サービス業務関係統計表」(平成18年度抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

高度情報研究教育センター等の端末室に関しては、詳細な利用状況分析を行っており、効果的に利用されている。その他の自主的学習環境として、専修室、院生室、ピアノ練習室、図書館における研究個室、セミナー室が有効に利用されている。

したがって、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されている。

観点 7-2-②： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学生の課外活動及び課外活動団体等の組織的活動に対しては、学生生活支援チームがその支援に当たっている。学生サークルは、課外活動団体・同好会をあわせて、文科系が 18 団体、体育系が 26 団体あり、団体名及び活用施設等は貼付資料 7-2-②-1、別添資料 7-2-②-2 に示すとおりである。

各サークルには顧問教員を置き、指導助言にあたっている。課外活動に関する情報は、ウェブページでも公開している (http://www.naruto-u.ac.jp/06_gakusei/0601_gakusei/gakusei-kagai.htm)。学生による課外活動団体会議と、課外活動連絡会議を設けており、連絡調整や意見交換を行っている(貼付資料 7-2-②-3)。また、毎年サークル・リーダーシップ・セミナーを開催し、課外活動の発展向上を図っている(貼付資料 7-2-②-4)。課外活動認定団体に対しては、器具等の購入による活動支援を行っている(別添資料 7-2-②-5)。加えて、課外活動等において社会的に高い評価を得た学生個人や学生サークルに対し、表彰する制度を設けている(貼付資料 7-2-②-6)。

資料 7-2-②-1 「課外活動団体及び活用施設等一覧」

文化系		体育系		
	学生団体名		活動施設等	
課外活動団体	茶道部	学生会館和室	野球部	野球場
	児童文化研究会	児童図書室(附属図書館内)	剣道部	剣道場
	フィルハーモニー管弦楽団	クラブハウス	創作ダンス部	ダンス室(健康棟2階)
	軽音楽部	クラブハウス	陸上競技部	陸上競技場
	写真部	自然棟6階暗室	バドミントン部	体育館
	人形劇団「ころぼっくる」	クラブハウス	水泳部	プール
	書道部	芸術棟書道実習室	ラグビーフットボール部	サッカー・ラグビー場
	花道部	学生会館和室	サッカー部	サッカー・ラグビー場
	合唱団「tadpole」	クラブハウス	タッチフットボール部	陸上競技場
	漫画・アニメーション研究会	学生会館2階第3集会室	弓道部	弓道場
	手話サークル「はびぶべほ」	学生会館2階第2集会室	バスケットボール部(男子・女子)	体育館
	BBS(ボランティアサークル)	クラブハウス	硬式テニス部(男子・女子)	テニスコート
	E. S. S	学生会館2階第3集会室	バレーボール部(男子・女子)	体育館
	総合学習研究会	自然棟C105	ハンドボール部(男子・女子)	体育館
	ボランティア団体「friends」	人文棟5階訓練室	柔道部	柔道場
ロボティクス同好会	自然棟C104	うずしおスポーツ同好会	体育館	
吹奏楽団「Cantabile」	クラブハウス	空手道・古武道同好会	剣道場	
劇団「どや!!」	学生会館2階第2集会室	卓球同好会	体育館	
		阿波踊りサークル	剣道場	
		テアリーディングサークル	剣道場	
		フットサル同好会	体育館	
		Departure's	ウチノ海公園	

(出典 ウェブページ「教育・キャンパスライフ 課外活動 サークル活動」)

URL http://www.naruto-u.ac.jp/06_gakusei/0601_gakusei/gakusei-kagai.htm

資料 7-2-②-3 「鳴門教育大学学生会会則」(第 18~22 条抜粋)

第 5 章 課外活動団体会議

第 18 条 課外活動団体会議は、各課外活動団体の代表者 1 名をもって組織する。ただしその選出人員は、課外活動団体の数を超えてはならない。

第 19 条 課外活動団体会議は、互選により議長及び副議長各 1 名を選出する。

第 20 条 課外活動団体会議は、次の場合に議長が招集する。

- (1) 議長が必要と認めるとき。

- (2) 学生会長が要請したとき。
- (3) 構成員の3分の1以上の要請があるとき。

第21条 課外活動団体会議において議事を決しようとするときは、構成員の2分の1以上が出席し、その過半数の同意がなければならない。

第22条 課外活動団体会議は、次の事項を協議する。

- (1) 課外活動の施設等の利用に関すること。
- (2) 課外活動団体の認定に関すること。
- (3) 課外活動団体が、共同して行う行事に関すること。
- (4) 学生会長が必要と認めた事項。
- (5) その他課外活動に関すること。

(出典 「鳴門教育大学学生会会則」)

資料7-2-②-4 「平成18年度サークル・リーダーシップ・セミナー日程表」

平成18年度サークル・リーダーシップ・セミナー日程表

[1月27日(土)]

時間	行事内容	備考
9:35	集合	多目的教室
9:45	開講式・オリエンテーション	多目的教室
10:00～12:00	自動体外式除細動器(AED)について (1) 講演「心肺機能と蘇生術」(10:00～11:00) 講師:心身健康研究教育センター所長 廣瀬政雄教授 (2) 除細動器使用実習(11:00～12:00)	多目的教室
12:00～13:00	昼食	第一食堂
13:00～14:30	全体討議「リーダーの役割」について (1) グループ討議(13:00～14:00) (2) 全体討議(14:00～14:30)	多目的教室・教授スキル演習室 多目的教室
14:30～14:50	休憩	
14:50～16:00	講演「リーダーシップについて」 講師:教育臨床講座 山下一夫教授	多目的教室
16:00～16:30	閉講式	多目的教室
16:30	解散	

(出典 「平成18年度サークル・リーダーシップ・セミナー日程表」)

資料 7-2-②-6 「鳴門教育大学学生表彰規程」(第1～4条抜粋)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学学則(平成16年学則第1号)第85条に規定する表彰(以下「表彰」という。)に関し必要な事項を定める。

(被表彰者)

第2条 表彰を受ける者(以下「被表彰者」という。)は、鳴門教育大学(以下「本学」という。)の学生又は本学の学生を構成員とする団体で、次の各号の一に該当し、かつ、本学の名誉を高めたと認められるものとする。

- (1) 学業及び研究活動等において、学会又は社会的に高い評価を得たもの
- (2) 課外活動において、全国大会等のスポーツ競技会で優秀な成績を収めたもの又は芸術・文化活動で作品・公演等が全国規模の審査等で賞を受けたもの
- (3) 社会活動(ボランティア活動、人命救助等)で公的機関等において表彰されたもの
- (4) その他前3号に準ずると認められる功績等があったもの

(被表彰者の決定)

第3条 被表彰者の決定は、指導教員又は顧問教員等の申出に基づき、学生支援委員会の議を経て学長が行う。

(表彰)

第4条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

- 2 前項の表彰状にあわせて、記念品を贈呈することができる。

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 厚生補導 鳴門教育大学学生表彰規程])

URL <http://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/08kousei/810.pdf>

貼付資料 7-2-②-1 「課外活動団体及び活用施設等一覧」

別添資料 7-2-②-2 「課外活動」(平成19年度学生生活案内抜粋)

貼付資料 7-2-②-3 「鳴門教育大学学生会会則」(第18～22条抜粋)

貼付資料 7-2-②-4 「平成18年度サークル・リーダーシップ・セミナー日程表」

別添資料 7-2-②-5 「課外活動認定団体活動援助金配分に係る運用基準」

貼付資料 7-2-②-6 「鳴門教育大学学生表彰規程」(第1～4条抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

課外活動団体支援に関しては、学生生活支援チームが学生との直接的な窓口となり、また顧問教員については課外活動連絡協議会を通して、学生からの要望や意見を聴取しながら適切な支援を行っている。課外活動団体の活動の場として課外活動共用施設(クラブハウス)があり、その他にも体育施設等を使用することができ、さらに学生のための集会室等を整備している。また、器具等の購入による活動支援や、課外活動の発展向上のためのセミナー等も開催している。さらに学生表彰制度を設け、学生の課外活動に対する意欲の向上に資している。

したがって、学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう、支援が適切に行われている。

観点 7-3-①： 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

【観点到に係る状況】

学生の健康相談・生活相談に関しては、教務課・学生課内に設置している「学生総合相談室」及び「心身健康研究教育センター」において、学生のあらゆる問題、疑問、悩み事の相談に応じている（貼付資料 7-3-①-1）。相談員は「学生総合相談室」担当の教員や事務職員が勤めており（貼付資料 7-3-①-2）、「心身健康研究教育センター」では、専門の医師と看護師が 1 人ずつ（常勤）、専門カウンセラー（非常勤）と臨床心理士または医師の資格をもつ教員 10 人が対応している（別添資料 7-3-①-3）。なお、学生の利用状況については、「健康相談及び疾病」、「心理相談」はそれぞれ平成 17 年度 981 人、136 人、平成 18 年度 1,085 人、157 人である（貼付資料 7-3-①-4）。

セクシュアル・ハラスメントに関しては、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程を制定し、心身健康研究教育センターの相談員及び学長の指名する相談員等が相談にあたる体制を整えている。また、このことはパンフレット等の配付等により、学生に周知している（貼付資料 7-3-①-5、別添資料 7-3-①-6、貼付資料 7-3-①-7）。

アカデミック・ハラスメントの防止に関しては、教育研究指導等の行動指針を制定している（別添資料 7-3-①-8）。

学生の進路相談に関しては、就職委員会委員 19 人と、平成 16 年度に設置された「就職支援室」内の教員就職支援チーフアドバイザー（常勤）と大学院生就職支援アドバイザー（非常勤）が担当している（別添資料 7-3-①-9）。「就職支援室」では学生の教職への就職を目指し、県別に教育委員会等の担当者を招き、教員採用説明会を開催するほか、模擬筆記試験、模擬面接等を毎月実施している。その参加者は、延べ 3,129 人（平成 17～18 年）である（貼付資料 7-3-①-10～11）。また、「就職支援室」の利用者や相談者は平成 18 年度それぞれ 4,744 人、955 人であり、広く学生が利用していることが伺える（貼付資料 7-3-①-12）。

資料 7-3-①-1 「鳴門教育大学学生総合相談室規程」(第 1～3 条抜粋)

(趣旨)

第 1 条 学生（留学生等を含む。以下同じ。）の修学、生活等に関する相談に応じ、助言及び指導を行うため、鳴門教育大学学生総合相談室（以下「相談室」という。）を置く。

(業務)

第 2 条 相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生生活上の相談に関すること。
- (2) 心身健康研究教育センターとの連絡調整に関すること。
- (3) その他学生相談に関すること。

(組織)

第 3 条 相談室に次に掲げる者を置く。

- (1) 室長
- (2) 相談員（アドバイザー）（以下「相談員」という。）

(3) その他学長が必要と認めた者

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 厚生補導 鳴門教育大学学生総合相談室規程])

URL <http://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/08kousei/809.pdf>

資料7-3-①-2 「学生総合相談室」(ウェブページ)

キャンパスライフのあらゆる問題、疑問、悩み事については、教務課・学生課の各窓口へ気軽にご相談ください。本部棟1階(教務課・学生課内)に学生総合相談室を設置しています。**秘密は守られます**ので、安心して利用してください。

なお、相談は電話、電子メール等でも受け付けます。

○電話番号 088-687-6117, 088-687-6118

○電子メール kg.gakusei@jim.naruto-u.ac.jp

○意見箱を設置しています。大学に対する要望等がある場合は投函ください。

設置場所 : 就職支援室, 附属図書館2階, 大学会館2階

(クリックすると大学の建物等の配置図が開きます。)

▼学生相談窓口

・受付時間

・平日(月～金曜日)の8時30分から18時30分まで

・休業期間中(月～金曜日)の8時30分から17時30分まで(12時～13時除く)

・8月13～15日及び年末年始(12月29日～1月3日)は休業

・教員又は事務職員が対応します。

(出典 ウェブページ [教育・キャンパスライフ 学生総合相談室])

URL http://www.naruto-u.ac.jp/06_gakusei/0601_gakusei/gakusei-soudan.html

資料7-3-①-4 「心身健康研究教育センター利用状況」(学生延べ人数)

心身健康研究教育センター利用状況(学生延べ人数)

平成17年度		平成18年度	
健康相談及び疾病	心理相談	健康相談及び疾病	心理相談
981	136	1,085	157

(出典 「自己評価結果報告書」)

資料7-3-①-5 「国立大学法人鳴門教育大学セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規程」

(第1・6条抜粋)

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学(以下「本学」という。)のすべての職員、学生、幼児・児童・生徒及びその保護者並びに関係者(以下「職員等」という。)が個人として尊重され、修学、就労、教育及び研究上(以下「修学上等」という。)の環境を保護し維持するため、セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)(以下「セクシュアル・ハラスメント」という。)の防止とその対応等について必要な事項を定めることを目的とする。

(セクシュアル・ハラスメントに関する相談体制等)

第6条 セクシュアル・ハラスメントに関する相談と救済に対処するため、第1部から第5部までの各部、心身健康研究教育センター、学生総合相談室、事務局及び各附属学校に次の各号のとおり相談員を配置する。

- (1) 第1部から第5部 各3人(原則としてそれぞれ男女各1人以上、学生総合相談室相談員(アドバイザー)を含めるものとし、学長が指名する。)
- (2) 心身健康研究教育センター 2人(原則として男女各1人とし、心身健康研究教育センター相談員のうちから、学長が指名する。)
- (3) 事務局 4人(総務部、教務部各2人、原則としてそれぞれ男女各1人とし、事務局長が指名する。)
- (4) 附属学校 各2人以上(原則としてそれぞれ男女各1人以上とし、各附属学校長(幼稚園にあっては園長とする。)が指名する。)

2 前項各号に定める相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 相談者が、相談員以外の職員等(学生等職員以外の者も含む。)に相談を行った場合、相談を受けた職員等は、相談者の同意を得て第1項各号に定める相談員のいずれかに報告するとともに、相談員の円滑な業務遂行に協力するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、職員等から直接学長に報告することができる。

4 相談者から相談を受けた学生又はセクシュアル・ハラスメントに係る被害事例を見聞きした者は、相談員に相談を行うことができる。

(出典 ウェブページ [教育・キャンパスライフ ハラスメントについて ハラスメント等の防止のために 防止規程])

URL http://www.naruto-u.ac.jp/01_soumu/0101_soumu/harasumentonituite/kitei.pdf

資料7-3-①-7 「セクシャル・ハラスメント等の防止のための教育研究指導等の行動指針」

平成17年10月14日

学長裁定

本学において、学生や職員が安心して教育研究活動ができるように、職員は健全な教育研究環境づくりに主体的に努めなければならない。セクシュアル・ハラスメント等は、行為者の意図にかかわらず発生することもあり、職員の教育研究指導上のモラルの向上が不可欠である。

そこで、セクシュアル・ハラスメント等の防止に努めるために、職員一人一人が、常に本学職員としての立場を自覚し、共通の認識を持って行動するための基本的な指針を定める。

1 学生への教育研究指導等における留意点

- ① 学生への教育研究指導等を行う場合で、1対1の指導を行う必要があるときは、研究室等のドアを開けるなど密室の状況を避け、開放された空間となるようにする。ただし、授業科目等の特殊性がある場合には、この限りではない。
- ② 学内で可能な教育研究指導等については、学外では行わない。学外で行う必要がある場合でも、密室となる場所では行わない。
- ③ 学生への教育研究指導等は、原則として午後8時までとする。やむを得ず、午後8時以降に指導を行う

必要がある場合は、学生の同意を得るとともに講座主任又は所属部長に申し出る。ただし、夜間の授業（7時限目）においては、この限りではない。

- ④ 週休日又は休日に指導を行う必要がある場合は、学生の同意を得るとともに講座主任又は所属部長に申し出る。

2 学外における学生との交流上の留意点

- ① 学生と1対1で行動することは、原則として行わない。
- ② 職員と学生間の送迎行為は、原則として行わない。

(出典 ウェブページ [教育・キャンパスライフ セクシャル・ハラスメント等の防止のための教育研究指導等の行動指針])

URL http://www.naruto-u.ac.jp/01_soumu/0101_soumu/harasumentonituite/koudousisin.html

資料 7-3-①-10 「就職支援行事参加者数」

行事名	平成16～17年	平成17～18年
3年次合宿研修	102	99
教職ガイダンス	1,602	2,083
各県・市による教員採用試験説明会	418	419
本学出身者教職関係者との情報交換会	38	65
教員採用模擬試験	137	142
就職ガイダンス(公務員を含む)	174	166
臨時講師説明会		13
「就職の手引き」説明会(大学院生)		11
教員採用試験対策説明会		131
合計	2,471	3,129

(出典 「就職支援行事参加者数」)

資料 7-3-①-11 「平成 18・19 年度就職支援行事」

平成 18・19 年度就職支援行事

年 月	日 時	行事名等	内 容	講 師 等	備 考
平成 18 年 7 月	5 日(木) 19 日(木)	教採対策ガイダンス(準備編)	教職実習と教員採用試験との関連・学習方法について	本学教員 (榑)	
10 月	23, 24 日(月, 火) 25 日(木)	3 年次生合宿研修 公務員ガイダンス(1)	3 年次生への進路指導・就職活動体験談等 公務員試験対策について	本学教員 学外教職等関係者 東京アカデミー高松校関係者	
11 月	※ 1 1 日(木) 8 日(木) 15 日(木) 22 日(木)	教採対策ガイダンス(基礎編) 就職ガイダンス(1) 就職ガイダンス(2) 教採対策ガイダンス(論作文編) 就職ガイダンス(2)	教員採用試験対策 企業への就職活動について 面接試験対策(全般)① 論文文指導 I (入門・実践コース①) 面接試験対策(全般)②	本学教員 (榑) リクルート関係者 オフィス・リプルの代表者 本学教員 (榑) オフィス・リプルの代表者	
12 月	6 日(木) 9 日(木) 13 日(木) 20 日(木)	就職ガイダンス(2) 教採実技ガイダンス(1) 教採対策ガイダンス(論作文編) 就職ガイダンス(2)	面接試験対策(全般)③ 模擬個人面接・模擬授業(1 回目) 論文文指導 I (入門・実践コース②) 面接試験対策(全般)④	オフィス・リプルの代表者 本学教員及び学外教職関係者 本学教員 (榑) オフィス・リプルの代表者	
19 年 1 月	10 日(木)	就職ガイダンス(2)	面接試験対策(全般)⑤	オフィス・リプルの代表者	
2 月	上 旬 17 日(土) 中 旬 28 日(木)	教員採用試験説明会(大阪府) 本学出身教職関係者との情報交換会 公務員ガイダンス(2) 教員採用模擬試験	大阪府の教員採用について(予定) 本学出身教職関係者による教採採用状況等について 公務員採用試験制度について 受験希望者(1 回目) 8:50~13:00	大阪府教委関係者 本学出身の教職就職者 人事院四国事務局関係者 時事通信社の問題	
3 月	3 日(土)	教採実技ガイダンス(2)	模擬集団面接(1 回目)	本学教員	
4 月	※ 2 11 日(木) 18 日(木) 下 旬 28 日(土)	教採対策ガイダンス(実践編) 教員採用試験対策説明会 教員採用試験説明会(大阪市) 教員採用試験説明会(神奈川県) 教員採用模擬試験	一般・教職教養科目等 教員志望学生への指導・助言 大阪市教採について(予定) 神奈川県教採について(予定) 受験希望者(2 回目) 8:50~13:00	本学教員 (榑) 本学教員 (榑) 大阪市教委関係者 神奈川県教委関係者 時事通信社の問題	
5 月	上 旬 中 旬 中 旬 19 日(土) 下 旬	教員採用試験説明会(京都市) 教員採用試験説明会(徳島県) 教員採用試験説明会(兵庫県) 教採実技ガイダンス(1) 教員採用試験説明会(神戸市)	京都市教採について(予定) 徳島県教採について(予定) 兵庫県教採について(予定) 模擬個人面接・模擬授業(2 回目) 神戸市教採について(予定)	京都市教委関係者 徳島県教委関係者 兵庫県教委関係者 本学教員及び学外教職関係者 神戸市教委関係者	
6 月	9 日(土) 上旬~ 下旬~	教採実技ガイダンス(2) 教採実技ガイダンス(3) 教採実技ガイダンス(4)	模擬集団面接(2 回目) 音楽実技(弾き歌い: 2 回実施) 体育実技(ボール・器械運動・水泳: 6 回実施)	本学教員及び学外教職関係者 本学教員(木村) 本学教員(坂本, 梅野, 藤田, 南)	
7 月	※ 3 上 旬 下 旬	教採対策ガイダンス(直前編) 教採実技ガイダンス(5) 教採 2 次対策ガイダンス	教員採用試験直前講座 図画実技(鉛筆素描: 1 回実施) 神奈川県・東京都等対策	本学教員 (榑) 本学教員(武市, 山田) 本学教員	
8 月	中 旬	教採 2 次対策ガイダンス	徳島県・大阪府・兵庫県等対策	本学教員	

備考 ※ 1 平成 18 年 11 月 1 日から平成 19 年 3 月 1 日までの間に実施
 ※ 2 平成 19 年 4 月 11 日から平成 19 年 6 月 28 日までの間に実施
 ※ 3 平成 19 年 7 月 4 日から平成 19 年 7 月 12 日までの間に実施

(出典 「就職の手引き 2007」)

資料 7-3-①-12 「平成 18 年度就職支援室利用状況」

	利用者数	相談件数
4月	798	144
5月	760	147
6月	415	87
7月	353	140
8月	302	96
9月	105	38
10月	285	68
11月	455	68
12月	275	31
1月	335	48
2月	561	54
3月	100	34
合計	4,744	955

(出典 「平成 18 年度就職支援室利用状況」)

- 貼付資料 7-3-①-1 「鳴門教育大学学生総合相談室規程」(第 1～3 条抜粋)
- 貼付資料 7-3-①-2 「学生総合相談室」(ウェブページ)
- 別添資料 7-3-①-3 「心身健康研究教育センターのしおり」
- 貼付資料 7-3-①-4 「心身健康研究教育センター利用状況」(学生延べ人数)
- 貼付資料 7-3-①-5 「国立大学法人鳴門教育大学セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規程」
(第 1・6 条抜粋)
- 別添資料 7-3-①-6 「なくそう!ハラスメント!!」(パンフレット)
- 貼付資料 7-3-①-7 「セクシュアル・ハラスメント等の防止のための教育研究指導等の行動指針」
- 別添資料 7-3-①-8 「アカデミック・ハラスメント等の人権侵害のない快適な学習・教育研究・職場環境のために」
- 別添資料 7-3-①-9 「就職支援室組織図」
- 貼付資料 7-3-①-10 「就職支援行事参加者数」
- 貼付資料 7-3-①-11 「平成 18・19 年度就職支援行事」
- 貼付資料 7-3-①-12 「平成 18 年度就職支援室利用状況」

【分析結果とその根拠理由】

本学では学生の日常生活や健康などについて様々な面での問題や悩みに関心を持っており、学生生活に関する相談の窓口は電話や投書、メール等、広く多様な方法で対応できるようになっている。また、より深い悩みや問題にも対応できるように専任のスタッフや教員が随時対応することとしている。そして、職員・学生の様々な意識や生活の向上のためにハラスメントに関する規定やガイドラインを制定し、周知徹底している。また、教員採用試験を目指した学生の就職支援のための専門の支援室を設置し、その利用者も多い。このように学生の健康

相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制を整備し、機能している。

観点 7-3-②： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

【観点到に係る状況】

学生全体からの学生生活実態調査において、家庭状況、経済状況、学生生活、進路・修学、課外活動、健康面等について調査し、学生生活の実態を把握し、学生支援に役立てている（貼付資料 7-3-②-1）。

また、学生代表者と学長との懇談会を毎年、学年を分けて 4 回実施し、学年に応じて、学生生活の充実について、教職に対する思い、大学に要望すること等について話し合いを行っている（貼付資料 7-3-②-2）。また、観点 7-3-①でも述べた「学生総合相談室」の他にも「意見箱」を設け、生活一般に関する学生のニーズを把握するために広く学生からの相談を受け付けている。また、留学生に対するニーズを把握するために、別個に留学生アンケートを実施している（貼付資料 7-3-②-3）。

資料 7-3-②-1 「鳴門教育大学学生の生活と意識—平成 17 年度学生生活実態調査報告書—」

(調査実施の概要抜粋)

第 1 部 調査実施の概要

I 調査目的

鳴門教育大学学生の生活の実態を把握し、よりよい学生生活を送ることに役立つ基礎資料を得ることを目的とする。

II 調査対象と方法

1. 学部

(1) 調査対象

調査対象は、2005 年 11 月 1 日の時点での休学者・留学者を除く学部学生全員（1 年次～4 年次）である。

学年別、男女別、専修別の在籍学生数を表 1-1 に示した。

表 1-1 調査対象〈学部学生〉(2005.11.1 現在)

区 分	1 年次			2 年次			3 年次			4 年次			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
幼児教育専修		6	6	1	5	6	2	4	6		7	7	3	22	25
小学校教育専修	26	28	54	18	38	56	20	33	53	24	36	60	88	135	223
中学校教育専修	24	27	51	21	29	50	21	23	44	24	27	51	90	106	196
障害児教育専修		5	5	1	4	5	2	3	5	1	5	6	4	17	21
合 計	50	66	116	41	76	117	45	63	108	49	75	124	185	280	465

(2) 調査方法

調査方法は質問紙方式であり、A～Kでの大項目と、大項目ごとに 2～13 の小項目を設け、各小項目には 2～14 の選択肢を設定してある。

(3) 調査時期と回収方法

調査用紙の配付は、2005 年 11 月上旬にクラス担当教員を通じて全学生に配付された。無記名回答を指示してある。

回答用紙の回収は、回収用封筒に入れ、配付されたクラス担当教員を通じて提出された。

2. 大学院

(1) 調査対象

調査対象は、2005 年 11 月 1 日の時点での休学者・留学者を除く大学院学生全員（1 年次・2 年次）である。

学年別、男女別、専攻別の在籍学生数を表 1-2 に示した。

表 1-2 調査対象〈大学院学生〉(2005.11.1 現在)

区 分	1 年次			2 年次			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
学校教育専攻	50	66	116	43	64	107	93	130	223
障害児教育専攻	8	13	21	3	9	12	11	22	33
教科・領域教育専攻	50	70	120	64	67	131	114	137	251
合 計	108	149	257	110	140	250	218	289	507

(出典 「平成 17 年度学生生活実態調査報告書」)

資料7-3-②-2 「4年次生代表者と学長との懇談会実施要項」

- 1 目的 卒業を控えた第4年次生の代表者と学長が直接話し合える機会を設けることにより、大学構成員として自覚を持って学長と対話することで、学生生活を振り返った希望や意見を今後の大学運営に反映させる。
- 2 実施日 平成19年10月上旬 14時40分～
- 3 実施場所 特別会議室（本部棟2階）
- 4 参加者
- | | |
|--|-----|
| 学校教育学部4年次生の代表者 | 6人 |
| 学長・理事（中川理事含む。） | 4人 |
| 事務局（教務部長，教務課長，学生課長，教育企画チーム・
チームリーダー，教育支援チーム（学部）・リーダー，
学生生活支援チーム・リーダー，
学生生活支援チーム・チーフ | 9人 |
| 計 | 19人 |
- 5 テーマ 学生生活を振り返って
ー特に教採・就職に関して大学へ希望することー
- 6 その他

(出典 「4年次生代表者と学長との懇談会実施要項」)

資料 7-3-②-3 「平成 16 年度留学生アンケート結果」(抜粋)

留学生の学業及び生活を把握し、今後の改善に役立てるため、学生課国際交流室ではアンケート(無記名)を実施し、次のとおり結果をまとめた。

実施期間：平成 17 年 2 月 4 日(金)～2 月 18 日(金)

1. 学生課国際・留学生係における窓口対応について

窓口での対応について

良い(81%)とまあまあ良い(15%)を合計すると、96%の留学生が窓口対応を良いと考えている。

2. 学業について

授業等の出席について

必ず出席する(79%)とだいたい出席する(17%)を合計すると、96%の留学生が授業等には出席している。

授業等の内容について

理解できる(37%)とだいたい理解できる(54%)を合計すると、91%の留学生が授業等の内容を理解している。

日本語の理解について

理解できる(24%)とだいたい理解できる(46%)を合計すると、70%の留学生が授業等の内容を理解している。

日本語の学習について

毎日勉強している(39%)と時々勉強している(42%)を合計すると、81%の留学生が日本語の勉強をしている。

3. 生活について(学業を除く)

留学生活について

充実している(71%)とまあまあ充実している(27%)を合計すると、98%の留学生が充実した留学生活を送っている。

生活費はどのようにしていますか(複数回答可)

母国からの送金(9名)、預金(6名)、奨学金(29名)、アルバイト(8名)、その他(1名)である。

留学生活での悩み事について

全くないと回答した留学生は56%であり、少し悩みがある(32%)と悩みが多い(10%)を合計すると42%の留学生が何らかの悩みを抱えている。

留学生活での悩みごとは、誰に相談しますか(複数回答可)

指導教員(20名)、チューター(11名)、国際・留学生係(15名)、留学生友達(26名)、日本人友達(17名)、その他(5名)、記入なし(3名)で、友達や指導教員に相談する留学生の多いことがわかる。

友人について(日本人の友達を含む)

多い(61%)と少しいる(25%)を合計すると、86%の留学生に友達がいることがわかる。

学生宿舍生活について

満足(22%)及びだいたい満足(54%)を合計すると、76%の留学生が満足していることがわかる。

(出典 「平成 16 年度留学生アンケート結果」)

貼付資料 7-3-②-1 「鳴門教育大学学生の生活と意識—平成 17 年度学生生活実態調査報告書—」

(調査実施の概要抜粋)

貼付資料 7-3-②-2 「4 年次生代表者と学長との懇談会実施要項」

貼付資料 7-3-②-3 「平成 16 年度留学生アンケート結果」(抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

学生生活実態調査において学生からの現状や満足度を多岐に渡り把握し、その結果を学生の支援に役立てている。また留学生に対しては別に英語と日本語の二カ国語での調査を実施し、ニーズを十分把握していると言える。また、学長や執行部と学生の代表との懇談会を、学年を分けて行い、生活支援等に関する学生のニーズを適切に

把握している。

観点 7-3-③： 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等行われているか。

【観点に係る状況】

留学生に対する日常生活、学習環境等に関する対応は、国際交流チームが中心になって行っている。また、外国人留学生チューター制度を設けており、日常生活に必要な援助や情報提供を積極的に行っている（前掲貼付資料 7-1-⑤-2～3）。観点 7-1-⑤でも述べたように新入生（留学生）には日本語教育担当教員をはじめ、研究指導教員、留学生チューター等が、学業、生活など行政的な手続き等も含めた様々な側面から支援を行っている。

留学生研修プログラムにおいて、日本の伝統的な文化に触れる機会として茶道、着付け等のプログラムを提供し、多くの参加者があった。課外活動としてホームステイや国際交流パーティ等にも参加し、学内学外を問わず、一年を通じて、地域住民とのふれあいの機会も設けている。また、本学の職員による留学生を支援する国際交流基金を設けており、国際交流パーティや研修プログラムの支援、奨学金、授業料の補助等を行っている。

その他にも寄付自転車の貸し出しを行っている（貼付資料 7-3-③-1）。

また、留学生について学業・生活面等におけるアンケートを実施している（前掲貼付資料 7-3-②-3）。

障害をもつ学生に対しては、学内での円滑なアクセスが行えるよう、エレベータ、身障者用トイレ、身障者優先駐車場、自動ドア、スロープ等の設備によるキャンパス・バリアフリー計画を進めている（貼付資料 7-3-③-2）。

資料 7-3-③-1 「寄付自転車貸出一覧」(抜粋)

寄付自転車貸出一覧				
番号	防犯登録番号	形状	鍵番号	備考
1	C21S4122	色:シルバー カゴ:有り(黒)	1663	鍵は、チェーンタイプ
3	Y7341946	色:シルバー カゴ:有り(黒)	6124	廃棄予定
4	M8E50800	色:藤色 カゴ:無し	6124	廃棄予定
5	無し	色:シルバー カゴ:有り(黒)		車体に、Wendycycle 鍵はチェーンタイプ
6	Q-72721	色:ワインレッド カゴ:有り(黒)		24インチ カギ(3つ)は、後部 車体に、Re-oice
7	Q-72719	色:シルバー カゴ:有り(黒)		24インチ カギ(3つ)は、後部 車体に、PATIO BOX
8	E79066	色:黒 カゴ:有り	4115	10月31日 鳴門市国際交流協会より
9	Q-72722	車体:水色(パール入り) カゴ:有り(黒)		24インチ カギ(3つ)は、後部 車体に、All Are One
10	無し	色:ワインレッド カゴ:有り		ミニチャリタイプ

(出典 「寄付自転車貸出一覧」(抜粋))

観点 7-3-④： 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学生の経済面の援助として、まず本学では、入学料、授業料及び寄宿料免除等に関する規程等（貼付資料 7-3-④-1）を定めており、平成 18 年度授業料免除は申請者が 199 人に対し、免除者が前・後期学部と大学院を合わせ 168 人であった。これは、申請者の約 84.4%にあたる（貼付資料 7-3-④-2）。また、平成 19 年度入学料免除は申請者が 21 人に対し、免除者は 13 人であった（貼付資料 7-3-④-3）。これは、申請者の 61.9%であった。

奨学金に関しては、鳴門教育大学日本学生支援機構奨学生推薦選考基準等を定め（貼付資料 7-3-④-4）、日本学生支援機構に推薦等を行っており、平成 18 年度の日本学生支援機構の第一種、第二種それぞれの受給の合計は、学部が 197 人、大学院が 146 人となっている（貼付資料 7-3-④-5～6）。授業料免除・奨学金申請については、掲示板及び電子掲示板を通じ学生に周知するほか、ウェブページでその時期等の概要について掲載している。

民間奨学制度等については掲示板で情報提供している。特に私費外国人留学生については大学独自の「鳴門教育大学留学支援金」のほか、「三木武夫国際育英基金」、「鳴門ゾンタクラブ女子奨学金」等の民間団体による奨学金を受給している。

アルバイトの情報については、電子掲示板に掲載し、学生が閲覧できるようになっている。

また、本学の職員による留学生を支援する国際交流基金を設けており、国際交流パーティや研修プログラムの支援、奨学金、授業料の補助等を行っている。

その他、学生宿舎も設備しており、入居状況は、平成 19 年度 5 月現在で 86%（単身用が 88%、世帯用 78%）であった（貼付資料 7-3-④-7）。本学では、規程を定め寄宿料の免除も行っている（前掲貼付資料 7-3-④-1）。

資料 7-3-④-1 「鳴門教育大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規程」 (第 1・2 条抜粋)

(趣旨)

第 1 条 鳴門教育大学学則(平成 16 年学則第 1 号。以下「学則」という。)第 9 6 条第 2 項の規定に基づく入学料の免除及び徴収猶予、授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除（以下「入学料、授業料及び寄宿料の免除等」という。）の取扱いについては、他に別段の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(免除等の対象者)

第 2 条 入学料の免除及び徴収猶予の対象となる者は、鳴門教育大学（以下「本学」という。）に入学する者とし、授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除の対象となる者は、本学学生とする。ただし、研究生、科目等履修生等については、第 1 9 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 2 5 条に規定する免除を除き、対象としない。

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 厚生補導 鳴門教育大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規程])

URL <http://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/08kousei/812.pdf>

資料 7-3-④-2 「授業料免除実施結果」

授業料免除実施結果一覧(学部・大学院)

年度	申請者数	全額免除	半額免除	不許可
平成16年度	174	55	68	51
平成17年度	173	82	25	66
平成18年度	199	21	147	31
平成19年度前期	111	13	75	23

(出典 「授業料免除実施結果」)

資料 7-3-④-3 「入学料免除実施結果」

入学料免除実施結果(大学院のみ。学部は該当なし。)

年度	申請者数	全額免除	半額免除	不許可
平成16年度	32	6	0	26
平成17年度	31	1	12	18
平成18年度	26	0	14	12
平成19年度	21	1	12	8

(出典 「入学料免除実施結果」)

資料 7-3-④-4 「鳴門教育大学日本学生支援機構奨学生推薦選考基準」 (抜粋)

鳴門教育大学 (以下「本学」という。)における日本学生支援機構奨学生の推薦・選考については、日本学生支援機構の推薦選考基準によるほか、この基準の定めるところによる。

(推薦・選考方法)

第1 日本学生支援機構奨学生の推薦・選考は、申請者の学力及び家計について評定し、それぞれの評価基準を充たす者のうちから行うものとする。ただし、現職教員については、大学院修学休業制度による在学者を除き、対象としない。

(学力の評価)

第2 学力の評価は次のとおりとする。ただし、第2年次以上の学生については、別表の標準修得単位数を修得していない者は、対象としない。

(出典 「鳴門教育大学日本学生支援機構奨学生推薦選考基準」)

資料 7-3-④-5 「平成18年度日本学生支援機構奨学金受給状況」 (学部)

平成18年度 日本学生支援機構奨学金受給状況 (学部)

区分		1年次	2年次	3年次	4年次	合計
奨学生数	第一種	27	21	21	26	95
	第二種	27	22	39	26	114
	併用(上記内数)	5	1	3	3	12
	合計(実人数)	49	42	57	49	197
在籍者数(人)		116	116	114	118	464
受給率(%)		42.2	36.2	50.0	41.5	42.5

※H19. 3. 1現在(年度途中の辞退者及び途中満期者を除き、休止中の者を含む。)

(出典 「平成18年度日本学生支援機構奨学金受給状況」 (学部))

資料 7-3-④-6 「平成 18 年度日本学生支援機構奨学金受給状況」 (大学院)

平成 18 年度 日本学生支援機構奨学金受給状況 (大学院)

区 分		1 年次	2 年次	合 計
奨学生数	第一種	46	41	87
	第二種	30	34	64
	併用 (上記内数)	2	3	5
	合計 (実人数)	74	72	146
在籍者数 (人)		179	186	365
受給率 (%)		41.3	38.7	40.0

※H19. 3. 1現在 (年度途中の辞退者及び途中満期者を除き、休止中の者を含む。)

※大学院の在籍者数は、現職教員 (休業制度利用除く) 及び外国人留学生を除く。

(出典 「平成 18 年度日本学生支援機構奨学金受給状況」 (大学院))

資料 7-3-④-7 「学生宿舎入居状況調」

5 月 1 日 現在

区 分	棟数	入居室数	1 7 年度	1 8 年度	1 9 年度
男子 単身棟	2	1 6 0 室	1 5 5	1 4 9	1 4 3
		入居率	9 7 %	9 3 %	8 9 %
女子 単身棟	3	2 4 0 室	2 4 0	2 1 6	2 0 8
		入居率	1 0 0 %	9 0 %	8 7 %
単身棟 (合計)	5	4 0 0 室	3 9 5	3 6 5	3 5 1
		入居率	9 9 %	9 1 %	8 8 %
世帯棟	2	8 0 戸	4 4	6 9	6 2
		入居率	5 5 %	8 6 %	7 8 %
合 計	7	4 8 0 室	4 3 9	4 3 4	4 1 3
		入居率	9 1 %	9 0 %	8 6 %

(出典 「学生宿舎入居状況調」)

貼付資料 7-3-④-1 「鳴門教育大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規程」

(第 1・2 条抜粋)

貼付資料 7-3-④-2 「授業料免除実施結果」

貼付資料 7-3-④-3 「入学料免除実施結果」

貼付資料 7-3-④-4 「鳴門教育大学日本学生支援機構奨学生推薦選考基準」 (抜粋)

貼付資料 7-3-④-5 「平成 18 年度日本学生支援機構奨学金受給状況」 (学部)

貼付資料 7-3-④-6 「平成 18 年度日本学生支援機構奨学金受給状況」 (大学院)

貼付資料 7-3-④-7 「学生宿舎入居状況調」

【分析結果とその根拠理由】

授業料・入学料・寄宿料免除、入学料徴収猶予は、本学の選考基準に基づき、学内の学生支援委員会で審議・選考し、決定している。申請者数も多く適切に周知している。

日本学生支援機構奨学金についても、本学日本学生支援機構奨学生推薦選考基準に基づき、学生支援委員会の審議を経て推薦等を行い、適正に処理している。

本学職員による国際交流基金を設けており、奨学金、授業料の補助等に有効に活用している。

宿舎は、学生が希望すれば入居できるだけの余裕を持たせている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 学長と各年次・専攻代表者との懇談会を毎年度実施し、学生の最新のニーズを把握するよう努めている。
- ・ 国際交流チームが留学生に対する学習・生活面全般にわたり支援しているほか、本学職員による「国際交流基金」を設け、経済的支援も行っている。
- ・ 学生総合相談室、就職支援室等を設けており、専門家が、学生からのあらゆる相談に適切に対応できる体制を整備している。

【改善を要する点】

- ・ 特になし。

(3) 基準7の自己評価の概要

学習を進める上での履修指導や学生相談・助言体制の整備については、本学では、授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスを、学部学生及び大学院生に向けて大学全体及び講座ごとに実施しており、さらに、学部新入生には合宿研修において徹底させている。入学後、学生の履修手続きが滞りなく行われていることから、これらのガイダンスが有効であるといえる。学習相談等については、教員ごとにオフィスアワーを設定しているほか、電子メール等の活用による適切な相談体制を整備している。また、学生総合相談室を設けており、学習相談をはじめ、学生の様々な問題に対し適切に指導・助言を行っている。

学生の学習ニーズを把握するため、アンケートによる学生生活実態調査を隔年で実施しているほか、学長と学年の各年次・専攻代表者との懇談会を毎年度実施している。

特別な支援を要する学生における学習・生活支援のうち、留学生に対しては、国際交流チームが主体的に対応するほか、本学職員による「国際交流基金」を設け、外国人留学生研修旅行をはじめ、奨学金として給付する等、学習・生活両面において支援を行っている。障害を持つ学生に対しては、バリアフリー化による施設・設備面で、また社会人学生については、昼夜開講の開設のほか、電子メール等による必要事項の連絡体制を整えることにより、支援を行っている。

学生の自主的学習環境については、専修室・院生室をはじめ、学内各棟の端末室、図書館研究個室等の整備により対応している。学生の各サークル活動には顧問教員を置き、助言指導に当たるほか、器具等の購入による活動支援を行っている。

学生の相談体制のうち、生活面については、学生総合相談室及び心身健康研究教育センターが、就職面については、就職委員会及び就職支援室がそれぞれ対応している。

基準 8 施設・設備

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①: 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

【観点到る状況】

本学は「実践的指導力のある優れた教員の養成に資する」という目的を実現する場として、238,207 m²の校地と延べ43,404 m²の校舎を保有している。この数値は大学設置基準の校地・校舎面積を上回っている（貼付資料 8-1-①-1）。

教育研究用の諸室は、高島地区校舎別室数一覧表にある各建物の室配置に示すように、それぞれの目的に沿って分散配置している（貼付資料 8-1-①-2）。

全ての講義室に冷暖房設備を設置しており、大学院と学部共用で効率的に使用されている。また、各講義室の使用状況は、講義室使用状況調査表のとおりである（別添資料 8-1-①-3）。

本学の基本理念に基づき、施設設備の整備・充実を推進するため、キャンパスマスタープラン（別添資料 8-1-①-4）、設備マスタープラン（貼付資料 8-1-①-5）を策定し、教育研究の活性化に資する環境整備に取り組んでいる。

施設・設備のバリアフリー化への配慮として、前掲貼付資料 7-3-③-2のとおり、キャンパス・バリアフリー計画に基づき整備するとともに整備計画を定めている。

附属図書館は、全面開架方式を採用し、全学共同利用を図っており総面積 3,137 m²、188 の閲覧席と 12 の研究個室を有する。同図書館内設置の個室については、利用統計にある利用状況（研究個室等）に示すような用途に有効活用されている（貼付資料 8-1-①-6）。

資料8-1-①-1 「土地・建物等一覧表」(抜粋)

土地・建物等 Land and Buildings

区分 Description	土地 (m ²) Land (m ²)	建物 (延面積 m ²) Building (Total area m ²)	
学校教育学部 College of Education	238,207	人文棟 Humanities Hall	7,245
		自然棟 Sciences Hall	7,475
		技術棟 Technical Service Center	208
		健康棟 Health Education Hall	2,546
		芸術棟 Arts Hall	5,774
		講義棟 Lecture Hall	3,691
		附属図書館 University Library	3,137
		本部棟 Administration Hall	2,451
		地域連携センター Center for Collaboration in Community	2,424
		体育館 Gymnasium	2,450
		課外活動共用施設 Club House	505
		講堂 Auditorium	1,084
		大学会館 University Hall	1,794
		非常勤講師宿泊施設 Guest House	426
		駐車場 Rearhouse	99
		設備棟 Maintenance Building	594
		高度情報研究教育センター Advanced Informa Research Education Center	479
弓道場 Archery Range	172		
その他 Others	850		
計 Total		43,404	
学生宿舎 Dormitories	26,413	学生宿舎 Dormitories	11,079
		その他 Others	84
		計 Total	11,163
職員宿舎 Residence for faculty and staff	11,754	職員宿舎 Residence	8,250
		その他 Others	58
		計 Total	8,308



庭園
Garden

(出典 「鳴門教育大学概要」)

資料8-1-①-2 「高島団地校舎別室数」

高島団地 校舎別室数

(単位: 室)

	院生研究室	演習室	実習室	研究室	実験室	資料室	教員研究室	講義室	会議室	事務室	設備室	共用部分	計
人文棟	13	13	18	3	12	13	74	1	3	4	27	70	251
講義棟	0	1	1	0	0	1	0	18	0	2	12	22	57
自然棟	3	6	10	3	79	11	40	3	2	2	31	62	252
芸術棟	2	54	16	1	0	2	25	0	1	2	23	48	174
健康棟	1	6	5	1	5	7	14	0	0	1	8	21	69
技術棟	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
地域連携センター	0	19	0	1	1	8	8	1	1	4	13	26	82
高度情報研究教育センター	0	0	2	0	0	0	2	0	1	1	1	8	15
本部棟	0	0	0	0	0	0	0	0	4	41	7	24	76
計	19	102	52	9	97	42	163	23	12	57	122	282	980

(出典 「高島団地校舎別室数一覧表」)

資料 8-1-①-5 「鳴門教育大学設備マスタープラン」(抜粋)

教育・研究大型設備整備計画表

法人番号:69 法人名:鳴門教育大学

設備名称	導入年度	購入額(円)	利用形態	経過年数	所有講座	更新計画の有無	更新年度	財源等
レーザーラマン分光測定装置	H2	31,000,000	学内共同	18	自然系(理科)教育講座	有	H20	化学系研究設備有効活用ネットワークに参加し、大学内外での相互利用と最先端機器へのアップグレードを行い、教育研究水準の一層の向上を図る。
フーリエ変換核磁気共鳴装置	H5	30,900,000	学内共同	15	自然系(理科)教育講座	有	H21	概算要求
電子ビーム極短波領域測定システム	H5	226,000,000	学内共同	15	生活・健康系(技術)教育講座	無	-	
全自動岩石主成分微量成分分析装置	H5	30,650,000	学内共同	15	自然系(理科)教育講座	有	H21	概算要求
X線光電子分光装置	H5	42,050,000	学内共同	15	自然系(理科)教育講座	有	H21	概算要求
電子線鉱物・結晶組成解析装置	H7	38,850,000	学内共同	13	自然系(理科)教育講座	有	H23	概算要求
スペース・コラボレーション・システム	H7	78,825,000	学内共同	13	地域連携センター	有	H23	概算要求
電子スピン共鳴装置	H8	46,500,000	学内共同	12	自然系(理科)教育講座	有	H24	概算要求
高分解能質量分析計システム	H10	38,800,000	学内共同	10	自然系(理科)教育講座	無	-	
X線回析装置	H16	13,500,000	学内共同	4	自然系(理科)教育講座	有	H32	学内負担(学長裁量経費)
3次元造形装置	H18	3,000,000	学内共同	2	生活・健康系(技術)教育講座	有	H29	学内負担(学長裁量経費)
液体窒素発生装置	H18	3,650,000	学内共同	2	自然系(理科)教育講座	有	H29	学内負担(学長裁量経費)

(出典 鳴門教育大学設備マスタープラン「教育・研究大型設備整備計画表」)

資料 8-1-①-6 「図書館内個室利用統計」

図書館内個室利用統計

平成18年度

室名	開館日数	利用者数	備考
視聴覚室(1室)	325	712	
セミナー室(2室)		2,256	
研究個室(12室)		2,737	
合計		5,705	

(出典 「図書館内個室利用統計」)

- 貼付資料 8-1-①-1 「土地・建物等一覧表」(抜粋)
- 貼付資料 8-1-①-2 「高島団地校舎別室数」
- 別添資料 8-1-①-3 「講義室使用状況調査」(平成18年度)
- 別添資料 8-1-①-4 「キャンパスマスタープラン」(抜粋)
- 貼付資料 8-1-①-5 「鳴門教育大学設備マスタープラン」(抜粋)
- 前掲貼付資料 7-3-③-2 「鳴門教育大学キャンパス・バリアフリー計画」
- 貼付資料 8-1-①-6 「図書館内個室利用統計」

【分析結果とその根拠理由】

本学の校地面積及び校舎面積は、大学設置基準に規定される基準面積を大幅に上回っている。また、全ての講義室に冷暖房設備を設置しており、大学院と学部共用で効率的に使用している。さらに、本学の基本理念に基づ

き、キャンパスマスタープラン、設備マスタープラン、キャンパス・バリアフリー計画を策定し、それに基づき整備している。

したがって、大学において編成された教育研究組織及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されている。また、施設・設備バリアフリー化への配慮も行われている。

観点 8-1-②： 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

平成 18 年度より 100Mbps の広域イーサネット網へ接続している。各教員研究室、講義室及び実験室等にはギガビットイーサネットを基幹ネットワークに無線 LAN アクセスポイントを導入し、研究室等のパソコンから学術情報の検索や収集等の研究用システムの利用ができる快適なネットワーク環境を整備している（別添資料 8-1-②-1）。

平成 19 年 4 月現在、高度情報研究教育センター利用登録者数は 1,448 人、接続端末台数は約 700 台である。50 人が一斉に実習可能な端末室をはじめとして各棟に端末室を設置しており、合計 129 台のパソコンを配置（前掲貼付資料 7-2-①-1）し、情報処理教育や自習室として整備している。また、附属図書館を除く各端末室の入室にはカード（学生証対応）解錠システムによりセキュリティ対策を行っているため 24 時間の利用が可能であり、利便性に配慮している。

利用者からの相談に対応するため、窓口対応に加えてメールでの相談にも応じている。相談件数は平成 18 年度では約 700 件であった。また、利便性向上のための講習会を行う等、利用者に対するサポート体制の充実にも努めている（貼付資料 8-1-②-2）。

高度情報研究教育センターの各種サーバー・システムの管理・運用及びセキュリティ管理は、同センター所長と 1 人の専任教員が主に担当している。機器のメンテナンスはメーカー担当者が毎月実施しているが、日々生じる些細な障害については同センター職員が対応している。

セキュリティについては、保有する情報やシステムを保護・管理し、継続的かつ安定的に確保する必要から「鳴門教育大学情報セキュリティポリシーに関する規程」を制定している（貼付資料 8-1-②-3）。

資料 8-1-②-2 「高度情報研究教育センター 利用相談件数及び利用講習会 2006」

○利用相談

利用者からのパソコン利用相談に対応するために、平日 11:00～12:00, 13:00～17:00 の間に相談時間を設けている。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	102	60	71	70	44	21	70	54	59	86	42	16

○利用講習会

新入学の大学院生へのオリエンテーションや、相談の多いノートパソコンのネットワーク接続やダイアルアップ接続、希望講習会を行っている。平成 18 年度は次の表のような講習会を実施した。

講習会等名称	日時	出席者数
新入生（留学生）端末利用講習会	平成18年4月6日	11名
新入生（大学院・研究生）端末利用講習会	平成18年4月10日～18日（計8回）	177名
オープンキャンパス（英語科教育コース）	平成18年7月29日	30名
コンピュータを利用した地図表現	平成18年7月31日	20名
図書館司書教諭講習会	平成18年8月7日～11日	42名
平成18年度産業技術、情報技術等に関する指導者の養成を目的とした研修会	平成18年8月7日～11日	12名
鳴門教育大学情報教育研究会主催研修会	平成18年8月28日～29日	36名
高度情報研究教育センター利用説明会（留学生）	平成18年10月5日	10名
無線LAN設定に関する講習会	平成18年10月20日, 23日	15名
南アフリカ共和国「理数科教員養成者研修」参加者のための利用講習会	平成18年11月15日	12名
EBS CO host 利用講習会	平成18年11月15日	20名

(出典 高度情報研究教育センター「利用相談件数及び利用講習会 2006」)

資料 8-1-②-3 「鳴門教育大学情報セキュリティポリシーに関する規程」(第 1・2 条抜粋)

(基本方針)

第 1 条 鳴門教育大学（以下「本学」という。）は、情報システムを利用した学校教育に係る教育研究を推進するに当たり、教育・研究活動の際に得た情報システム上の情報資産を重要なものと位置付け、社会的な信頼のもとにこれを保護・管理し、継続的かつ安定的な大学運営を確保する必要がある。

同時に、情報システムを安全に利用するために、本学及び他機関の情報資産を故意又は偶然に関わらず改竄、破壊、漏洩等から保護するため、本学情報システムに関連する本学内外の関係者に対して積極的に啓発活動を実

施する必要がある。

そのため、物的、人的、技術的な側面から全学的な対策を講じるとともに、恒常的にこれを改善する体制を維持し、すべての本学情報システムに関連する本学内外の関係者は本学が定める情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) この規程において「情報セキュリティポリシー」(以下「ポリシー」という。)とは、本学の運営に係る情報資産について分類・管理を行い、情報資産に対する危機の対処方法等の基本方針とともに、情報セキュリティを確保するための体制、組織、運用、評価及び改善を含めた総合的・体系的に取りまとめたものをいう。
- (2) この規程において「情報資産」とは、電磁的に記録された情報と情報を管理する仕組みの総称をいう。
- (3) この規程において「情報セキュリティ」とは、情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (4) この規程において「情報システム」とは、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、記録媒体で構成されるものであって、これら全体で処理を行うものをいう。
- (5) この規程において「部局等」とは、第1部、第2部、第3部、第4部、第5部、地域連携センター、実技教育研究指導センター、高度情報研究教育センター、小学校英語教育センター、教員教育国際協力センター、心身健康研究教育センター、各附属学校(園)及び事務局をいう。
- (6) この規程において「本学構成員」とは、役員及びすべての職員(パートタイム職員、外国人客員研究員及び再任用職員を含む。)並びに学生(附属学校園の児童等を含む。)をいう。
- (7) この規程において「外部公開サーバー」とは、ネットワーク(モデムを経由する電話回線を含む。)によって学外へ情報を提供している機器を指し、単にデータを中継するルーター等の機器は除く。

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 管理運営 鳴門教育大学情報セキュリティポリシーに関する規程])

URL <http://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/02kanriunei/219.pdf>

別添資料 8-1-②-1 「ネットワーク構成図」

前掲貼付資料 7-2-①-1 「各端末室における端末台数」

貼付資料 8-1-②-2 「高度情報研究教育センター 利用相談件数及び利用講習会 2006」

貼付資料 8-1-②-3 「鳴門教育大学情報セキュリティポリシーに関する規程」(第1・2条抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

情報ネットワークの通信速度の高速化や無線LAN化に努めるとともに、端末室の入室を学生証によるカードシステムで24時間の利用を可能としている。また、利用相談に対応するための環境を有する等、教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されるとともに、設備保守及びセキュリティの管理が適切に行われていると判断できる。

したがって、教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークは適切に整備され、有効に活用されている。

観点 8-1-③： 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。**【観点に係る状況】**

教育研究活動の活性化に資することを目的として、学内の全施設の有効活用について施設マネジメントの実施及び施設整備・運営面での「体制づくり」、「ルールづくり」を行うため、「鳴門教育大学施設整備委員会規程」、「鳴門教育大学の施設活用の実態把握及びその是正勧告に関する規定」及び「鳴門教育大学における施設の有効活用に関する規程」を制定している。これらの規程はウェブページに掲載し周知している。（貼付資料 8-1-③-1～3）。

大学会館や体育施設・課外活動施設などの共用施設及び学生宿舍等の概要や利用案内等は、本学のウェブページに掲載している（貼付資料 8-1-③-4～5）。これらは学生全員に配付する「学生生活案内」にも記載し、周知を図っている。また、各センター及び附属図書館等は施設利用案内をそれぞれ冊子にして、同様に周知を図っている（別添資料 8-1-③-6～8，前掲別添資料 7-3-①-3）。

高度情報研究教育センターでは、情報資源の適正な管理・運用及び利用を図るために諸規則を制定（貼付資料 8-1-③-9～10）し、新任職員にあつてはオリエンテーション時に、入学生にあつてはオリエンテーション時及び授業の中で周知を行っている。

資料 8-1-③-1 「国立大学法人鳴門教育大学施設整備委員会規程」（第 5 条抜粋）

（審議事項）

第 5 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 施設整備の建設計画に関する事項
- (2) 実験廃液・廃棄物及び生活廃水の処理に関する事項
- (3) 緑化計画に関する事項
- (4) 環境保全に関する事項
- (5) その他施設に関し、学長が必要と認める事項

（出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 施設 国立大学法人鳴門教育大学施設整備委員会規程]

URL <http://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/06shisetsu/601.pdf>

資料 8-1-③-2 「国立大学法人鳴門教育大学の施設活用の実態把握及びその是正勧告に関する規程」

（第 1～6 条抜粋）

（目的）

第 1 条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）の施設の活用状況の実態を把握し、適時適切に使用方法の見直しを行い、時代の変化に即応した教育研究活動を円滑に進めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程において「部局等」とは、大学院学校教育研究科，学校教育学部，附属図書館，地域連携センター，実技教育研究指導センター，高度情報研究教育センター，心身健康研究教育センター，小学校英語教育センター，教員教育国際協力センター，附属小学校，附属中学校，附属養護学校，附属幼稚園及び事務局をいう。

（調査）

第 3 条 国立大学法人鳴門教育大学施設整備委員会（以下「委員会」という。）は、本学の施設の活用状況の実態を把握するため、施設を随時調査することができる。

(勧告)

第4条 委員会は、前条に規定する調査の結果、当該施設の使用方法について見直しが必要と判断した場合は、関係部局等の長に使用方法の是正を勧告することができるものとする。

(報告)

第5条 前条に規定する勧告を受けた部局等の長は、速やかに委員会に対し、是正の方法について報告しなければならない。

(協議)

第6条 部局等の長は、前条に規定する報告を行う際は、是正に必要な方法等について、事前に施設課と協議するものとする。

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 施設 国立大学法人鳴門教育大学の施設活用の実態把握及びその是正勧告に関する規程])

URL <http://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/06shisetsu/603.pdf>

資料8-1-③-3 「国立大学法人鳴門教育大学における施設の有効活用に関する規程」(第1～7条抜粋)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学(以下「本学」という。)における教育研究上必要な施設の弾力的な活用を行うためのスペース(以下「共用スペース」という。)を確保し、有効利用を図ることについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「部局等」とは、大学院学校教育研究科、学校教育学部、附属図書館、地域連携センター、実技教育研究指導センター、高度情報研究教育センター、心身健康研究教育センター、小学校英語教育センター、教員教育国際協力センター、附属小学校、附属中学校、附属養護学校、附属幼稚園及び事務局をいう。

(共用スペースの確保等)

第3条 校舎等の施設の新築・増築及び大型改修・見直しを行う場合は、時代に即応した新たな教育研究の推進を図ることを目的として、共用スペースを確保し、これを選定された施設利用者に時限をつけて提供するものとする。

(面積規模)

第4条 共用スペースの面積規模は、新築・増築することとなる全体整備面積の20%を原則とする。ただし、全体整備面積が小規模、又は特殊な用途を目的とする場合はこの限りでない。

2 大型改修・見直しにおける共用スペースとして確保する面積規模は、当該部局等の長と協議の上、鳴門教育大学施設整備委員会(以下「委員会」という。)が別に定める。

(施設利用者の選定)

第5条 施設利用者の選定は、委員会において行うものとする。

(使用期間)

第6条 施設利用者が共用スペースを使用する期間は、原則として3年を上限とし、委員会が施設利用者の使用内容に応じて決定するものとする。

(管理運営)

第7条 共用スペースの監守者は、当該共用スペースを使用する部局等のものとする。

(出典 ウェブページ [広報・公開 施設 国立大学法人鳴門教育大学における施設の有効活用に関する規程])

URL <https://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/06shisetsu/604.pdf>

資料8-1-③-4 「大学会館」(ウェブページ) (抜粋)



Naruto University of Education
 トップページへ
 教育の一環礼所
 大学院受験生の方へ
 学部受験生の方へ
 教育関係者の方へ
 一般の方へ
 卒業・修了生の方へ
 在学生の方へ

国立大学法人
鳴門教育大学
 お問い合わせ | 交通アクセス | サイトマップ | English | 携帯サイト

大学会館

TOP > 教育・キャンパスライフ > 大学会館

▼大学会館

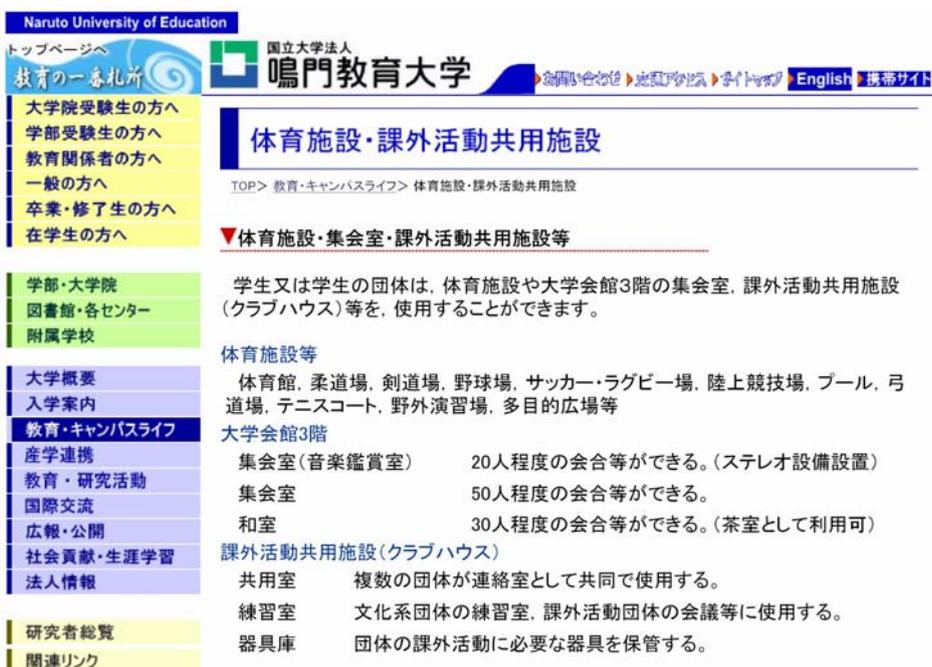
学生及び教職員の福利厚生に資するとともに、学生の課外活動を促進するための大学会館が設置されています。大学会館は、在学生及び教職員とも全員加入していただいている「鳴教振興会」の事業により、食堂(第1食堂、第2食堂、喫茶室)、売店、書店及び理容室を低料金で利用していただけるようになっています。また、集会室を備え、学生の課外活動等に利用できます。館内の施設は、次のとおりです。(営業時間については、変更になる場合があります。)

☆ 食 堂
 ○第1食堂 朝・昼・夕の食事提供(304席)
 朝 食 8:15~ 9:00
 昼 食 11:30~14:00
 夕 食 17:00~18:30

(出典 ウェブページ [教育・キャンパスライフ キャンパスライフ 大学会館])

URL http://www.naruto-u.ac.jp/06_gakusei/0602_kousei/gakuseikaikann.html

資料8-1-③-5 「体育施設・課外活動施設」(ウェブページ) (抜粋)



Naruto University of Education
 トップページへ
 教育の一環礼所
 大学院受験生の方へ
 学部受験生の方へ
 教育関係者の方へ
 一般の方へ
 卒業・修了生の方へ
 在学生の方へ

国立大学法人
鳴門教育大学
 お問い合わせ | 交通アクセス | サイトマップ | English | 携帯サイト

体育施設・課外活動共用施設

TOP > 教育・キャンパスライフ > 体育施設・課外活動共用施設

▼体育施設・集会室・課外活動共用施設等

学生又は学生の団体は、体育施設や大学会館3階の集会室、課外活動共用施設(クラブハウス)等を、使用することができます。

体育施設等
 体育館、柔道場、剣道場、野球場、サッカー・ラグビー場、陸上競技場、プール、弓道場、テニスコート、野外演習場、多目的広場等

大学会館3階
 集会室(音楽鑑賞室) 20人程度の会合等ができる。(ステレオ設備設置)
 集会室 50人程度の会合等ができる。
 和室 30人程度の会合等ができる。(茶室として利用可)

課外活動共用施設(クラブハウス)
 共用室 複数の団体が連絡室として共同で使用する。
 練習室 文化系団体の練習室、課外活動団体の会議等に使用する。
 器具庫 団体の課外活動に必要な器具を保管する。

(出典 ウェブページ [教育・キャンパスライフ キャンパスライフ 体育施設・課外活動共用施設])

URL http://www.naruto-u.ac.jp/06_gakusei/0601_gakusei/gakusei-kagaisupport.htm

資料 8-1-③-9 「鳴門教育大学高度情報研究教育センター利用規程」(第 2・3 条抜粋)

(利用目的)

第 2 条 センターの利用は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 研究利用
- (2) 教育・学習利用
- (3) 業務利用
- (4) その他高度情報研究教育センター所長（以下「センター所長」という。）が特に適当と認めた利用

第 3 条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 鳴門教育大学（以下「本学」という。）の役員及び職員（パートタイム職員、外国人客員研究員及び再任用職員を含む。）
- (2) 本学の学生、研究生、特別研究学生及び外国人留学生
- (3) その他センター所長が特に適当と認めた者

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 センター 鳴門教育大学高度情報研究教育センター利用規程])

URL <http://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/10center/1007.pdf>

資料 8-1-③-10 「鳴門教育大学高度情報研究教育センター利用細則」(第 2～4 条抜粋)

(利用手続)

第 2 条 高度情報研究教育センター（以下「センター」という。）を利用する場合は、別記様式第 1 号の高度情報研究教育センター利用申請書（以下「センター利用申請書」という。）を高度情報研究教育センター所長（以下「センター所長」という。）に提出しなければならない。ただし、規程第 3 条第 1 号および第 2 号に掲げる者の利用目的が規程第 2 条第 1 号から第 3 号までの一に該当する場合は、センター利用申請書を提出したものとみなす。

- 2 規程第 6 条第 3 号に規定する施設を専有して利用する場合は、原則として各学期の開始時に別記様式第 2 号の高度情報研究教育センター施設利用申請書をセンター所長に提出しなければならない。

(プロジェクト利用)

第 3 条 センターの利用を承認された者（以下「利用者」という。）で、特別の目的をもってセンターを利用する場合は、高度情報研究教育センタープロジェクト（以下「センタープロジェクト」という。）として利用することができる。

- 2 利用者は、前項による場合は、別記様式第 3 号の高度情報研究教育センタープロジェクト申請書を、センタープロジェクトが終了した場合は、速やかに別記様式第 4 号の高度情報研究教育センタープロジェクト報告書をセンター所長に提出しなければならない。

(利用制限)

第 4 条 利用者は、別表第 1 に定める制限のもとで利用しなければならない。

- 2 磁気ディスクの利用制限を越えて利用する場合は、センタープロジェクトとして申請することにより、利用制限が条件付きで緩和されることがある。
- 3 プリンタの利用制限を越えて使用する場合は、別記様式第 5 号の高度情報研究教育センタープリンタ利用ポイント数追加申請書をセンター所長に提出し、制限の緩和を受けなければならない。
- 4 共同利用端末室の大型カラープリンタの利用を必要とする場合は、その都度別記様式第 6 号の高度情報研究教育センター大型カラープリンタ利用報告書をセンター所長に提出しなければならない。
- 5 特別の理由により追加ユーザー ID の発行を必要とする場合は、別記様式第 7 号の高度情報研究教育センター

追加ユーザーID申請書をセンター所長に提出しなければならない。

6 特別の理由によりメーリングリスト用メールアドレスの発行を必要とする場合は、別記様式第8号の高度情報研究教育センターメーリングリスト申請書をセンター所長に提出しなければならない。

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 センター 鳴門教育大学高度情報研究教育センター利用細則])

URL <http://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/10center/1008.pdf>

貼付資料8-1-③-1	「国立大学法人鳴門教育大学施設整備委員会規程」(第5条抜粋)
貼付資料8-1-③-2	「国立大学法人鳴門教育大学の施設活用の実態把握及びその是正勧告に関する規程」 (第1～6条抜粋)
貼付資料8-1-③-3	「国立大学法人鳴門教育大学における施設の有効活用に関する規程」 (第1～7条抜粋)
貼付資料8-1-③-4	「大学会館」(ウェブページ) (抜粋)
貼付資料8-1-③-5	「体育施設・課外活動施設」(ウェブページ) (抜粋)
別添資料8-1-③-6	「図書館利用案内」
別添資料8-1-③-7	「実技教育研究ノート えぼっく」(抜粋)
別添資料8-1-③-8	「高度情報研究教育センター (案内)」
前掲別添資料7-3-①-3	「心身健康研究教育センターのしおり」
貼付資料8-1-③-9	「鳴門教育大学高度情報研究教育センター利用規程」(第2・3条抜粋)
貼付資料8-1-③-10	「鳴門教育大学高度情報研究教育センター利用細則」(第2～4条抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

学内の全施設の有効活用について施設マネジメントの実施及び施設整備・運営面での「体制づくり」, 「ルールづくり」を行うため、関係規程を制定し、ウェブページで公開している。

大学会館等施設の概要や利用案内、利用申請書等は本学のウェブページに掲載するとともに冊子として配付し周知している。

したがって、施設・整備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されている。

観点8-2-①： 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効活用されているか。

【観点到る状況】

附属図書館の総面積は3,137㎡であり、188の閲覧席と12の研究個室を備えている。図書・雑誌を集中管理し、学術資料を有効活用する基盤になっており、開館時間は、平日8:45～22:00、土・日・祝日11:00～18:00である(貼付資料8-2-①-1)。

蔵書・資料としては、教員養成大学としての教育研究組織及び教育課程に応じた教育実践資料、教科書、児童図書、視聴覚資料、雑誌、電子ジャーナル等を備え、学生及び教員のニーズに基づき、附属図書館運営委員会で選定し、系統的に整備している。(貼付資料8-2-①-2)

教育実践資料の一つに故大村はま氏寄贈資料(約13,000点)があり、それを収める「大村はま文庫」を設けている。中でも学習の記録2,000冊は、世界的にも超一級の資料である。また、本学の元学長である野地潤家氏寄贈の国語教育学をはじめとする関係文献30,000冊を収める「野地潤家文庫」を設け、それぞれ有効に活用され

ている。

平成19年4月1日現在の蔵書は315,606冊,所蔵雑誌は5,915種類,利用可能電子ジャーナルは約3,500誌で,平成18年度の図書受入数は,6,595冊である。平成18年度の入館者は105,018人であった(貼付資料8-2-①-3)。また,「日本の図書館2006(日本図書館協会)」によれば学生1人あたり蔵書数は291冊(貼付資料8-2-①-4),年間図書貸出数は24冊である。(貼付資料8-2-①-5)

国立大学の中でも稀有な児童図書室(貼付資料8-2-①-6)を設置し,学生のボランティア活動や実地教育の場として活用すると共に,当初から地域の子どもや一般市民にも開放している。開室時間は水,土,日曜及び祝日の13:00~16:00,平成18年度の延べ入室者は4,004人で貸出図書は6,112冊であった。

資料8-2-①-1 「開館時間・休館について」(ウェブページ)

利用案内

貸出/返却/予約 本学附属教職員非来館貸出 コピーサービス レファレンス
オンライン情報検索 学内に無い資料の入手方法 他大学の図書館利用 マナー

開館時間・休館について

<開館時間>

	通常期	休業期
平日	8:45~22:00	8:45~17:30
土・日曜, 祝日	11:00~18:00	休館
児童図書室	水・土・日曜日, 祝日 13:00~16:00	水曜日 13:00~16:00

休業期とは春期(4/1-4/10),夏期(8/1-9/11),冬期(12/26-1/7),学年末(3/1-3/31)の期間のことです。

<休館日>

- 休業期間中の土曜日, 日曜日, 祝日
- 本学の創立記念日(10月1日)
- 12月27日から翌年1月5日まで

この他にも臨時休館する場合があります。
開館カレンダーもご参考ください。

(出典 ウェブページ [図書館・各センター 附属図書館 サービスガイド 利用案内])

URL <http://www.lib.naruto-u.ac.jp/guide/riyo/riyo.html>

資料8-2-①-2 「鳴門教育大学附属図書館運営委員会規程」(第5条抜粋)

(審議事項)

第5条 委員会は,次に掲げる事項を審議する。

- (1) 附属図書館の運営の基本方針に関する事項
- (2) 図書館システムの企画立案及び実施計画に関する事項
- (3) 附属図書館に係る規則, 規程等に関する事項
- (4) 附属図書館に係る予算及び概算要求の基本方針に関する事項
- (5) 教育及び研究の活動と図書館活動との関係に関する事項
- (6) 他の関係機関との相互協力に関する事項
- (7) 図書館資料の選定及び調整に関する事項
- (8) 児童図書室の運営及び児童図書選定等に関する事項
- (9) その他附属図書館長が必要と認める事項

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 附属図書館 鳴門教育大学附属図書館運営委員会規程])

URL <http://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/09library/901.pdf>

資料8-2-①-3 「附属図書館統計」(鳴門教育大学概要)

利用サービス状況
Overview of library use

(平成18年度)
(in 2006)

開館日数 Yearly open days		325
入館者数 Yearly admissions		105,018
貸出人数 Yearly checkout by personnel	教職員 Faculty and staff	1,014
	学生 Students	10,838
	一般利用者 Visitors	916
	計 Total	12,768
貸出冊数 Yearly checkout by volumes	教職員 Faculty and staff	2,586
	学生 Students	27,392
	一般利用者 Visitors	2,743
	計 Total	32,721
文献複写 Photoduplication service requests	受付 Form inside	6,767
	依頼 Form outside	2,056

蔵書数

Number of Books

(平成19年4月1日現在)
(April 1, 2007)

和書 Japanese books	265,003
洋書 Books written in other languages	50,603
計 Total	315,606

雑誌種類数

Number of Periodicals

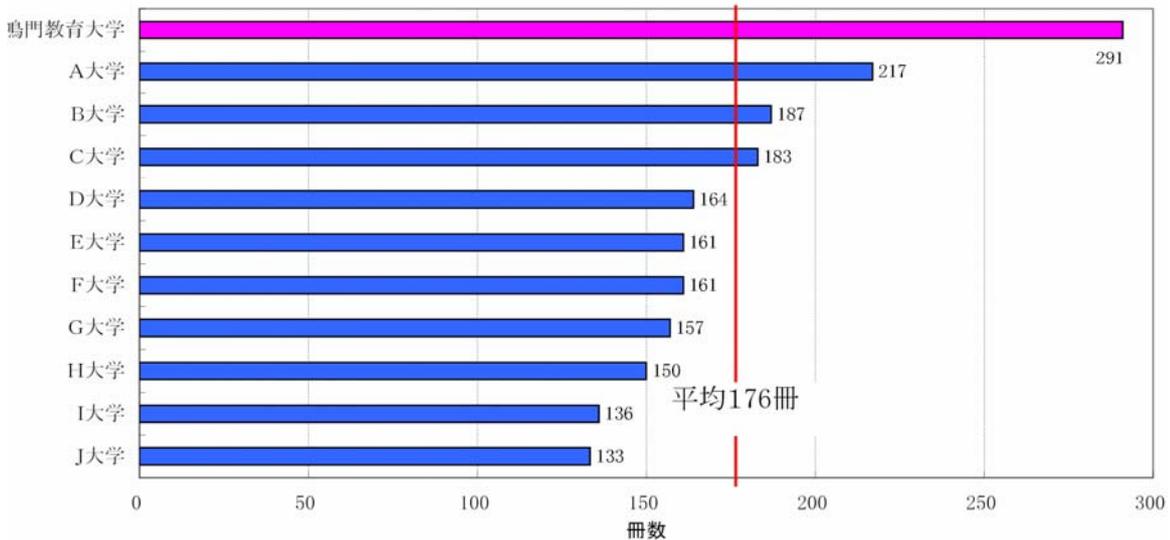
(平成19年4月1日現在)
(April 1, 2007)

和雑誌 Japanese periodicals	4,863
洋雑誌 Periodicals written in other languages	1,052
計 Total	5,915

(出典 「鳴門教育大学概要」)

資料8-2-①-4 「学生1人当り蔵書冊数」(日本の図書館2006 抜粋)

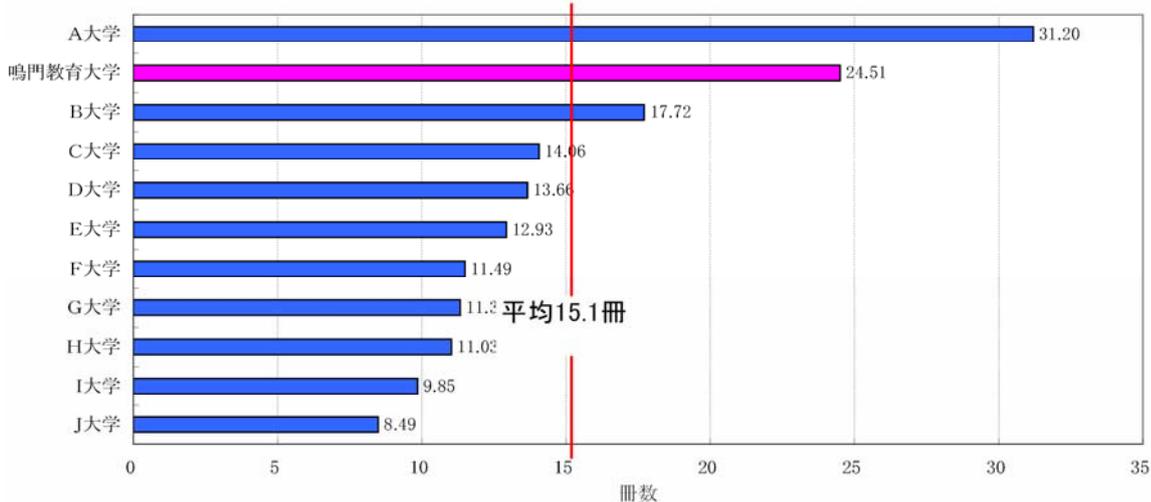
学生1人当り蔵書冊数



(出典 「日本の図書館2006 (日本図書館協会)」)

資料8-2-①-5 「学生1人当り年間図書貸出冊数」(日本の図書館2006 抜粋)

学生1人当り 年間図書貸出冊数



(出典 「日本の図書館2006 (日本図書館協会)」)

資料8-2-①-6 「じどうとしょしつ」(ウェブページ)



(出典 ウェブページ [図書館・各センター 児童図書室])

URL <http://www.lib.naruto-u.ac.jp/jidou/jidou.html>

貼付資料8-2-①-1 「開館時間・休館について」(ウェブページ)

貼付資料8-2-①-2 「鳴門教育大学附属図書館運営委員会規程」(第5条抜粋)

貼付資料8-2-①-3 「附属図書館統計」(鳴門教育大学概要抜粋)

貼付資料8-2-①-4 「学生1人当り蔵書冊数」(日本の図書館2006 抜粋)

貼付資料8-2-①-5 「学生1人当り年間図書貸出冊数」(日本の図書館2006 抜粋)

貼付資料 8-2-①-6 「じどうとしょしつ」(ウェブページ)

【分析結果とその根拠理由】

教員養成大学としての教育研究組織及び教育課程に応じた教育実践資料、教科書、児童図書、視聴覚資料、雑誌、電子ジャーナル等学生及び教員のニーズに基づき、附属図書館運営委員会で選定し系統的に整備している。

学生 1 人あたり蔵書数は 291 冊であり国立教育系大学図書館で最多である。また、利用状況も学生 1 人あたり年間図書貸出数の 24 冊は同 2 番目である。

したがって、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効活用されている。

(2) 優れた点及び改善を要する点**【優れた点】**

- 全ての講義室に冷暖房設備を設置しており、大学院と学部共用で効率的に使用している。
- 教育実践資料の一つに故大村はま氏寄贈資料(約 13,000 点)があり、それを収める「大村はま文庫」を設けている。中でも学習の記録 2,000 冊は、世界的にも超一級の資料である。また、本学の元学長である野地潤家氏寄贈の国語教育学をはじめとする関係文献 30,000 冊を収める「野地潤家文庫」を設け、それぞれ有効に活用されている。
- 平成 18 年度の入館者は 105,018 人であった。また、「日本の図書館 2006 (日本図書館協会)」によれば学生 1 人あたり蔵書数は 291 冊であり国立教育系大学図書館で最多である。また、利用状況も学生 1 人あたり年間図書貸出数の 24 冊は同 2 番目である。

【改善を要する点】

- 特になし。

(3) 基準 8 の自己評価の概要

本学の校地面積及び校舎面積は、大学設置基準に規定される基準面積を大幅に上回っている。また、全ての講義室に冷暖房設備を設置しており、大学院と学部共用で効率的に使用している。さらに、本学の基本理念に基づき、キャンパスマスタープラン、設備マスタープラン、キャンパス・バリアフリー計画を策定し、それに基づき整備している。

情報ネットワークの通信速度の高速化や無線 LAN 化に努めるとともに、端末室の入室を学生証によるカードシステムで 24 時間の利用を可能としている。また、利用相談に対応するための環境を有する等、教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークを適切に整備し、有効に活用されるとともに、設備保守及びセキュリティの管理が適切に行われている。

学内の全施設の有効活用について施設マネジメントを実施すべく、施設整備・運営面での「体制づくり」、「ルールづくり」を行うため、関係規程を制定し、ウェブページで公開している。

大学会館等施設の概要や利用案内、利用申請書等は本学のウェブページに掲載するとともに冊子として配付し周知している。

教員養成大学としての教育研究組織及び教育課程に応じた教育実践資料，教科書，児童図書，視聴覚資料，雑誌，電子ジャーナル等学生及び教員のニーズに基づき，附属図書館運営委員会で選定し系統的に整備している。

学生1人あたり蔵書数は291冊であり国立教育系大学図書館で最多である。また，利用状況も学生1人あたり年間図書貸出数の24冊は同2番目である。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(1) 観点ごとの分析

観点 9-1-①： 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

【観点到係る状況】

教育の状況に係わる活動の実態を示すデータや資料については、学生の成績・在籍状況等については教務課が管理・保管し、学生の試験答案、レポート等は、各教員が蓄積し管理している。卒業論文・修士論文については、卒業論文は指導教員が保管し、修士論文については、製本の上、附属図書館で管理・蓄積している。また、本学ウェブページ上に学位論文要旨データベースを構築し、検索することができるシステムとなっている（貼付資料 9-1-①-1）。

教員個々の教育に関するデータ・資料に基づき実施した自己点検・評価（前掲貼付資料 3-2-②-1、貼付資料 9-1-①-2）の結果をまとめた自己評価結果報告書を作成し、そのデータについては総務課が蓄積・管理している（前掲別添資料 3-3-①-3）。また、学生による授業評価アンケートのデータについては、教務課が管理している。

資料 9-1-①-1 「学位論文要旨データベース検索」(ウェブページ)

資料9-1-①-2 「国立大学法人鳴門教育大学評価委員会規程」(第1～6条抜粋)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学評価規則(平成16年規則第36号)第4条の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営等について、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 部長(国立大学法人鳴門教育大学部組織運営規則第3条に規定する部の長をいう。)
- (4) センター部長
- (5) 附属学校部長
- (6) その他学長が指名する者 若干人

(任期等)

第3条 前条第6号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者が委員長の職務を代理する。

(業務及び審議事項)

第5条 委員会は、本学の業務並びに中期目標・中期計画及び年度計画について点検・評価を行うとともに、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 自己評価及び外部評価に関する年度点検・評価計画の策定に関すること。
 - (2) 文部科学大臣に提出する事業報告書の作成及び公表に関すること。
 - (3) 各事業年度における業務の実績報告に関すること。
 - (4) 自己評価結果報告書の作成及び公表に関すること。
- 2 委員会は、前項第2号、第3号及び第4号に規定する各報告書並びに実績報告の作成に当たっては、大学運営に関し識見を有する者から意見を聴することができる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 管理運営 国立大学法人鳴門教育大学評価委員会規程])

URL <http://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/02kanriunei/212.pdf>

貼付資料9-1-①-1 「学位論文要旨データベース検索」(ウェブページ)

前掲貼付資料3-2-②-1 「国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価実施要領」(抜粋)

貼付資料9-1-①-2 「国立大学法人鳴門教育大学評価委員会規程」(第1～6条抜粋)

前掲別添資料3-3-①-3 「鳴門教育大学自己評価結果報告書」(平成17年度版)

【分析結果とその根拠理由】

本学においては、学生の学習・研究の状況及び教員の教育活動の実態を示す資料・データを、蓄積・管理するとともに、情報提供に努めている。

したがって、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積している。

観点9-1-②： 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

【観点到に係る状況】

毎年、学部及び大学院教務委員会の下に、学生による授業評価専門部会及び大学院生による授業評価専門部会を組織し、学生による授業評価を毎学期実施し、アンケート結果を各教員にフィードバックするとともに、その分析・評価と授業改善のための具体策を「学生による授業評価実施報告書」等にまとめ公表している（別添資料9-1-②-1～2）。

また、学生支援委員会を推進組織として、修学・課外活動・生活・健康・進路等の視点から、これまでに9回の学生生活実態調査を行い、その結果を「学生生活実態調査報告書」としてまとめ、学生の学習環境の実態把握とそれらの改善に努めてきた（貼付資料9-1-②-3）。

このほか、観点7-1-②で述べたように専攻・コースごとに学部4年間にわたるクラス担任制度を整備し、学生の修学及び生活全般についての意見の聴取と指導に当たっている（前掲別添資料7-1-②-1）。また、全教員がオフィスアワーを設け、シラバスに明記することにより、学生の相談に対応している（前掲貼付資料5-1-②-1、前掲貼付資料5-4-④-1）。

資料9-1-②-3 「鳴門教育大学学生の生活と意識—平成17年度学生生活実態調査報告書—」
(修学状況抜粋)

(G) 修学等について

Q 24. 授業以外で1日平均どのくらい勉強していますか。

1. 全くしていない	2. 30分未満
3. 30分～1時間未満	4. 1時間～2時間未満
5. 2時間～3時間未満	6. 3時間以上

回答項目	実数	割合
1	94	24.4%
2	105	27.3%
3	72	18.7%
4	76	19.7%
5	24	6.2%
6	14	3.6%
回答合計	385	100.0%
回答数	385	—
無回答数	2	—
合計(人)	387	—

(出典 「鳴門教育大学学生の生活と意識—平成17年度学生生活実態調査報告書—」)

別添資料 9-1-②-1	「平成 17 年度学生による授業評価実施報告書」(抜粋)
別添資料 9-1-②-2	「平成 17 年度大学院生による授業評価実施報告書」(抜粋)
貼付資料 9-1-②-3	「鳴門教育大学学生の生活と意識－平成 17 年度学生生活実態調査報告書－」 (修学状況抜粋)
前掲別添資料 7-1-②-1	「鳴門教育大学クラス制度に関する要領」
前掲貼付資料 5-1-②-1	「平成 19 年度学部授業概要」(教養基礎科目／科学と環境抜粋)
前掲貼付資料 5-4-④-1	「平成 19 年度大学院授業概要」(学校教育関係／発達健康心理学研究抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

本学では、学部及び大学院教務委員会の下に、学生による授業評価専門部会及び大学院生による授業評価専門部会を組織し、学生による授業評価を毎学期実施し、アンケート結果を各教員にフィードバックするとともに、その分析・評価と授業改善のための具体策を「学生による授業評価実施報告書」等にまとめ公表している。また、修学・課外活動・生活・健康・進路等多様な観点から学生生活に関する意見を聴取し実態を把握するための制度を整えている。これらの聴取した意見や情報を分析し、報告書等を通じて自己点検・評価に活用している。

したがって、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映している。

観点 9-1-③： 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

【観点に係る状況】

平成 15 年 3 月に、本学大学院を修了した現職教員を対象に、鳴門教育大学大学院の教育研究についてのアンケート調査を実施し、本学における修学環境について広く意見を聴取した(前掲貼付資料 6-1-③-4)。そして、平成 17 年 1 月には、徳島県下の各教育委員会の教育長、徳島市と鳴門市の小学校と中学校の校長、合わせて 118 人に対して本学を卒業・修了した教員への評価に係るアンケート調査を行い、その特色・成果と改善点に関する意見を収集した(前掲貼付資料 6-1-⑤-1)。

また、平成 17 年 9 月に徳島県下の現職教員 200 人に対して教員養成専門職大学院のニーズに関するアンケート調査を実施(貼付資料 9-1-③-1)し、これらアンケートの集計結果を分析し、評価している。

さらに、教育委員会等を訪問し、教育に係る多様な意見を聴取し、教授会等を通じて報告している。

資料 9-1-③-1 「教員養成専門職大学院（教職大学院）に対するニーズ調査のためのアンケート（集計結果）」（抜粋）

教員養成専門職大学院(教職大学院)に対するニーズ調査のためのアンケート(集計結果) H17.9.7現在

【校種・男女別集計】 (人)

校種	性別	回答者数	問1. 希望専攻・コース等(複数回答)				
			ア(学校診断・経営)	イ(カリキュラム・コーディネーター)	ウ(授業実践スペシャリスト)	エ(心の教育)	その他
小学校	男	21	7	5	13	17	・国際(言語習得、文化・教育等の研究)。(英語だけでなく中国語も、一日本ではめずらしい)(40歳未満) ・学校経営のための専門的なコースあるいは、養成コース(40歳以上) ・実質的な経営(学校)に関する講座があれば(学校MBAのような)(40歳以上)
	女	55	6	11	30	42	・全て良いと思うが、院を出られた方(先生)が現場でどれ程貢献されているのか、実感がない。(40歳以上) ・理解を得にくい保護者に対応できる力量養成コース(40歳以上)
	未回答	2		1	1	2	
小計		78	13	17	44	61	
中学校	男	45	13	9	23	20	・必要を感じない。(ア～エ全てに×)(40歳以上)
	女	46	6	7	22	31	・人権教育の授業実践についてのコース(40歳未満) ・実質を持った人がうけなければ、あんまり意味がないように思う。(40歳未満) ・教員のスキルアップや資質向上のための養成コース(育成方法開発)(40歳以上)
小計		91	19	16	45	51	
合計		169	32	33	89	112	

(回収率 84.5% (配付数200))

【年齢別集計】 (人)

年齢	回答者数	問1. 希望専攻・コース等(複数回答)				
		ア(学校診断・経営)	イ(カリキュラム・コーディネーター)	ウ(授業実践スペシャリスト)	エ(心の教育)	
40歳未満	54	4	7	32	37	
40歳以上	113	28	25	55	74	
未回答	2		1	2	1	
合計		169	32	33	89	112

(出典 平成17年度「教員養成専門職大学院（教職大学院）に対するニーズ調査のためのアンケート調査結果」)

前掲貼付資料 6-1-③-4 「鳴門教育大学大学院の教育研究についての調査」集計結果のまとめ（抜粋）
（別添あり）

前掲貼付資料 6-1-⑤-1 「鳴門教育大学の教育についてのアンケート」集計結果のまとめ（抜粋）（別添あり）

貼付資料 9-1-③-1 「教員養成専門職大学院（教職大学院）に対するニーズ調査のためのアンケート（集計結果）」（抜粋）（別添あり）

【分析結果とその根拠理由】

本学は、修了生、教育委員会、学校現場からアンケート調査等を通じて様々な意見を聴取し分析・評価しており、その結果を、新たな教育課程の編成等に活用した。

したがって、学外関係者の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映している。

観点 9-1-④： 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

【観点に係る状況】

本学は、学生による授業評価アンケートの結果や卒業生・修了生及び徳島県下の教育委員会からの意見聴取の

内容を踏まえ、教育実践力を身に付けた教員の養成という目的を一層自覚して、教育課程を改善してきた。

それらの意見聴取結果は冊子により「学生による授業評価実施報告書」(前掲貼付資料6-1-③-1~3)、「鳴門教育大学におけるこれまでの教育研究の実施状況及び地域社会との連携状況等報告書」(別添資料9-1-④-1)としてまとめ職員に公表し、それに基づく教育の質の向上及び改善については、組織面については改革推進委員会で、教育面においては教務委員会で検討を行い、教育研究評議会の審議を経て、役員会で決定している。

改善の具体的内容等としては、新たな教育内容の編制(大学院における総合学習開発コース、管理職養成分野、特別支援教育コーディネーター養成分野、教育実践研究)、現場のニーズに対応するための教育実践学を中核としたコア・カリキュラム(鳴門プラン)、複数免許状取得を可能とした教育課程、大学院における教育課程のコアとなる授業等を創出した(貼付資料9-1-④-2~5)。

資料9-1-④-2 「資格・免許」教育職員免許状(抜粋)

1. 卒業の要件を満たすことによって取得することができる教育職員免許状

学校教育教員養成課程

専 修	教育職員免許状の種類
幼児教育専修	幼稚園教諭1種免許状及び小学校教諭2種免許状
小学校教育専修	小学校教諭1種免許状及び所属するコースに応じた教科の中学校教諭2種免許状(ただし学校教育コースではいずれかのコースを選択します)
中学校教育専修	所属するコースに応じた教科の中学校教諭1種免許状と高等学校教諭1種免許状(ただし社会科教育コースの学生が高等学校教諭1種免許状を取得するためには卒業要件のほかに所定の単位を修得する必要があります)及び小学校教諭2種免許状
障害児教育専修	小学校教諭1種免許状及び特別支援学校教諭1種免許状

2. 上記1. のほかに単位を修得することによって取得することができる教育職員免許状

- ・小学校教諭(1種・2種)免許状
- ・中学校教諭(1種・2種)免許状(国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語)
- ・高等学校教諭1種免許状(国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 家庭, 情報, 工業, 英語)
- ・特別支援学校教諭免許状(1種・2種)免許状(知的障害, 肢体不自由, 病弱)
- ・幼稚園教諭(1種・2種)免許状

(出典 ウェブページ [教育・キャンパスライフ 資格・免許])

URL http://www.naruto-u.ac.jp/05_kyoumu/0504_jitti/menkyo-gakubu.html

資料9-1-④-3 「学部教育課程」教育実践コア科目(抜粋)

教育実践コア科目

教科の成立と人間理解を通して、教師という職業について様々な側面から理解し、あるべき教師像を考える「教育実践基礎演習」と、学習指導要領を基盤とする教科内容の柱立ての理解、授業構成や指導方法、子ども理解など、教師として必要な実践的指導力を育成する「教科教育実践」で構成したもので、「教育実習」と並ぶ教育実践のためのコアとなる科目として開設する。

(出典 ウェブページ [教育・キャンパスライフ 学部教育課程])

URL http://www.naruto-u.ac.jp/05_kyoumu/0502_gakubu-kyoumu/kyoikukatei-gakubu.html

資料 9-1-④-4 「大学院教育課程」

区分	内容	修了要件単位数						
		学校教育専攻	特別支援教育専攻	教科・領域教育専攻				
				日本語教育分野を除く	日本語教育分野			
教職基礎科目	教育課題探究A 教員として幅広く、高度な専門性を身に付けるための基盤として、「学校教育」「特別支援教育」関係における現代の教育課題を把握するための概念的な科目を各分野にわたって開設する。	2単位	2単位	2単位	2単位			
	教育課題探究B 教員として幅広く、高度な専門性を身に付けるための基盤として、「教科・領域教育」関係における現代の教育課題を把握するための概論的な科目を各分野にわたって開設する。	2単位	2単位	2単位	2単位			
専門科目	各専攻・コースの専門分野について、高度の専門性を身に付けるとともに理論的・実践的な研究能力を高めることを目的として開設する。	学校教育関係	8単位	—	—	—		
		特別支援教育関係	—	8単位	—	—		
		教科・領域教育関係	教科専門	—	—	4単位	10単位	14単位
			教科教育	—	—	2単位		4単位
教育実践研究	教員として高度な教育実践能力を養成することを目的とし、分野ごとに開設する。	2単位	2単位	2単位	2単位			
課題研究	学生の興味・関心がある研究課題を考慮して開設し、修士論文に発展させる。	6単位	6単位	6単位	6単位			
小計		20単位	20単位	22単位	30単位			
自由選択科目		10単位	10単位	8単位	—			
合計		30単位	30単位	30単位	30単位			

(出典 ウェブページ [教育・キャンパスライフ 大学院教育課程])

URL http://www.naruto-u.ac.jp/05_kyoumu/0501_daigakuin-kyoumu/kyoikukatei-daigakuin.html

資料 9-1-④-5 「鳴門教育大学授業実践研究 2007」(表紙)

鳴門教育大学授業実践研究

— 学部・大学院の授業改善をめざして —

第6号

Naruto University of Education Forum for Classroom Research

(出典 「鳴門教育大学授業実践研究 2007」表紙)

前掲貼付資料 6-1-③-1	「平成 17 年度学生による授業評価実施報告書—学部授業評価の結果報告書」 (抜粋)
前掲貼付資料 6-1-③-2	「平成 17 年度大学院生による授業評価実施報告書(評価結果の集計・分析事例)」 (抜粋)
前掲貼付資料 6-1-③-3	「平成 17 年度学生による授業評価実施報告書—学生による授業評価の結果と考 察」(抜粋)
別添資料 9-1-④-1	「鳴門教育大学におけるこれまでの教育研究の実施状況及び地域社会との連携状況 等報告書」(抜粋)
貼付資料 9-1-④-2	「資格・免許」教育職員免許状(抜粋)
貼付資料 9-1-④-3	「学部教育課程」教育実践コア科目(抜粋)
貼付資料 9-1-④-4	「大学院教育課程」
貼付資料 9-1-④-5	「鳴門教育大学授業実践研究 2007」(表紙)

【分析結果とその根拠理由】

学生や学校現場、地域社会の評価結果に基づき、それらを踏まえた全学的組織の取り組みとして、組織面については改革推進委員会で、教育面においては教務委員会で検討を行い、教育研究評議会の審議を経て、役員会で決定するという継続的体制を整備し、平成 12 年度・13 年度・17 年度と学部・大学院の教育課程や授業を改善してきた。これらのことから、評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組や教育課程の見直しについて、具体的かつ継続的な方策を講じている。

観点 9-1-⑤： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

【観点到に係る状況】

個々の教員の教育指導の過程で集積されたデータ、毎学期実施している学生による授業評価アンケートの結果、学外者からの評価結果等で得たデータや評価は、個々の教員にフィードバックされ、個々に分析・評価した後に、授業評価結果報告書(前掲貼付資料 6-1-③-1~3)や自己評価結果報告書(前掲別添資料 3-3-①-3)として公表する一方、次年度のシラバスにおいて授業の内容・方法改善を具体的に示し、授業展開等に反映させ、教育上の質の向上を図る目的で授業改善に役立てている。

前掲貼付資料 6-1-③-1	「平成 17 年度学生による授業評価実施報告書—学部授業評価の結果報告書」 (抜粋)
前掲貼付資料 6-1-③-2	「平成 17 年度大学院生による授業評価実施報告書(評価結果の集計・分析事例)」(抜粋)
前掲貼付資料 6-1-③-3	「平成 17 年度学生による授業評価実施報告書—学生による授業評価の結果と 考察」(抜粋)
前掲別添資料 3-3-①-3	「鳴門教育大学自己評価結果報告書」(平成 17 年度版)

【分析結果とその根拠理由】

本学では、個々の教員の授業評価及び自己点検・評価を実施するとともに、その結果を具体的な教育改善につなげていく体制を整えている。したがって、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っている。

観点9-2-①： ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

【観点に係る状況】

学部教務委員会の下にファカルティ・ディベロップメント（FD）推進事業専門部会を設置して、「FDワークショップ」、「学部の公開授業週間」、「特別公開授業」及び「授業研究会」を開催している（貼付資料9-2-①-1）。「FDワークショップ」では、5グループによりワークショップを実施し、1グループの参加者構成は教育委員会関係者1人、学生4人、教員5人及び当日参加者としている。また、これらの事業は実施報告書として刊行するとともに、FD改善のための提言を行っている。

資料9-2-①-1 「学部の公開授業週間と特別公開授業実施要項」(抜粋)

学部の公開授業週間と特別公開授業実施要項

主 旨
 学生による授業評価及び講演会で培ったFDに関する認識の深化・拡充及び授業改善に取り組む意欲の高まりを、具体的な事例をふまえて学部授業改善に寄与する。

公開授業週間 平成18年10月16日(月)～平成18年10月27日(金)
 ① 原則として学部全授業科目を対象とする。ただし、非公開の表示のある授業科目は除く。
 ② 公開されている授業科目を、すべての教員が参観できる。
 ③ 参観者は、教室への授業途中の入退室はできない。参観者は、参観中は静観する。
 ④ 授業研究会は行わず、意見交換は授業担当教員と直接、時と場所を選んで行う。
 ⑤ 公開授業週間は、特別公開授業を含むすべての中から、原則1授業科目以上を参観し、所定の「授業観察記録」に記入し教務課学部教務係まで提出する。
 ⑥ 提出された「授業観察記録」は取りまとめの上、授業担当教員に送付する。
 ⑦ 授業担当教員は、「授業観察記録」に基づき、授業改善を行う。

特別公開授業
 特別公開授業は、授業公開を行ったあと、授業研究会を実施する。
 ① 授業担当教員は、授業開始前に、授業の目的及び主旨、当日の授業内容等(指導案のようなもの)を参加教員に配布する。
 ② 授業研究会では、最初に授業担当教員が授業の目的・ねらい、授業で工夫したことなどを説明し、参観者は「授業観察記録」を基に質疑応答を行う。
 ③ 一般的な話題として授業改善の工夫などについて議論する。

特別公開授業及び授業研究会時間割

授業科目名	教室	公開授業時間		授業担当者	対象年次
		授業研究会時間	司会者		
学校と人間形成	B206	10/16 (月)	3時限(13:00～)	木内陽一教授	4年次生対象
	B207		4時限(14:40～)		
英語基礎研究	B304	10/17 (火)	5時限(16:20～)	夫明美講師	1年次生対象
			6時限(18:00～)		
確率・統計学特論	B302	10/23 (月)	4時限(14:40～)	鳥巢伊知郎助教授	4年次生対象
			5時限(16:20～)		
初等中等教科教育実践I(音楽科)	D201	10/25 (水)	1時限(9:00～)	西園芳信教授	1年次生対象
			2時限(10:40～)		
生理学I	E202	10/19 (木)	4時限(14:40～)	田中弘之教授	1年次生対象
			5時限(16:20～)		

(出典 平成18年度ファカルティ・ディベロップメント推進事業実施報告書)

貼付資料9-2-①-1 「学部の公開授業週間と特別公開授業実施要項」(抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

教務委員会の下にFD推進事業専門部会を設け、全学で取り組んでいる。FDワークショップでは、教育委員会関係者、学生及び職員から授業改善についての現状と問題点の提起がなされており、FDについて、学生や職員のニーズが反映され、組織として適切な方法で実施している。

観点9-2-2②： ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

FDワークショップ、公開授業及び授業研究会の実施後に全学的な視点から授業改善のための提言（別添資料9-2-2-1）がなされている。教員は、FD、授業評価及びこれらの提言や観察記録に基づいて授業の改善に努めている。さらに、FDの一環として、より学校教育に密着した教育実践に資するため、学部・大学院の授業実践研究を実施した成果を研究論考集として「鳴門教育大学授業実践研究」にまとめた（貼付資料9-2-2-2）。これにより、授業科目として学部では「コア・カリキュラム」を、大学院では「授業実践研究」をそれぞれ開設した。

資料9-2-2-2 「鳴門教育大学授業実践研究 2007」(目次)	
鳴門教育大学授業実践研究 一学部・大学院の授業改善をめざして 第 6 号 目 次	
第6号の刊行にあたって ……『鳴門教育大学授業実践研究』誌編集専門部会 主査 頃 安利 秀 (1)	
I 学部における授業実践研究	II 大学院における授業実践研究
教職共通科目「教育心理学」における自己生成精緻化課題導入による授業構成の試み …… 皆川 直 凡 (3)	高等学校における英語スピーキング指導の実験的試み ー Show&Tell の授業実践を通してー …… 伊 東 治 己, 川 村 亜 紀 黒 木 太 太, 島 田 良 子 炭 山 あ ず み, 西 原 美 幸 船 戸 詩 織, 宮 井 麻 記 子 (43)
学部基礎教育と留学生教育の共同授業の試み …… 茂 木 俊 伸, 古 賀 美 千 留 (9)	植物への関心を高めるための野外観察の工夫 ー 樹木検索表を用いて樹木名を調べる試みー …… 片 山 隆 志, 佐 藤 尚 子 高 嶋 め ぐ み, 中 山 唯 藤 本 順 子, 森 下 哲 司 米 澤 義 彦 (51)
実践的指導力を養成するためのふれあい活動の展開 ー 活動範囲と内容を充実するための方策ー …… 近 森 憲 助, 安 藤 幸 賀 川 昌 明, 南 隆 尚 松 井 敦 典, 小 澤 大 成 香 西 武 武, 村 田 守 亮 武 田 清 本 田 亮 佐 藤 勝 幸, 米 澤 義 彦 梅 澤 実 (15)	体育学習を支援するデジタル教材の開発と評価 ー 『虫のくへいこう』のソフト作成と授業実践ー …… 安 藤 幸, 賀 川 昌 明 木 原 資 裕, 田 中 伸 幸 松 下 亮, 多 田 美 穂 藤 川 正 志, 佐 藤 由 典 原 妃 斗 美, 藤 木 雄 介 田 中 直 樹 (59)
体育学習を支援するデジタル教材の開発と評価 ー 「初等体育I (表現運動)」における「ソフトと動画遅延装置」の授業実践ー …… 安 藤 幸, 賀 川 昌 明 藤 田 雅 文 (29)	大学院「家庭教育学演習」における特産物・郷土料理・行事食の調理実習教材の作成 ー 「徳島の郷土料理 特産物を使った創作料理」「すだちの創作料理レシピ集」「中国・四国地方のお雑煮」ー …… 鳥 井 葉 子, 米 田 翔 真 鍋 奈 月, 山 田 徹 子 中 山 智 栄 子, 吉 兼 悠 子 齊 藤 良 子, 以 西 真 弓 大 山 郁 美 (69)
保育者の「ナラティブ」を教材とした学生の観察力の育成 ー 鳴門教育大学附属幼稚園の「ナラティブ」による事例研究の導入ー …… 梅 澤 実, 佐 々 木 晃 庄 野 由 美, 近 藤 慶 子 木 下 光 二, 堀 江 眞 理 子 藤 原 伸 彦 (35)	教育実践研究「住生活と環境教育」 ー 中学校における「住まいのI (あい) 地球博」の3つの授業展開ー …… 金 貞 均, 鳥 井 葉 子 黒 川 衣 代, 元 木 康 代 真 鍋 奈 月, 山 田 徹 子 米 田 翔 (77)
(出典 「鳴門教育大学授業実践研究 2007」 目次)	

別添資料9-2-2-1 「本学におけるFD推進事業の改善のための提言」
 貼付資料9-2-2-2 「鳴門教育大学授業実践研究 2007」(目次)

【分析結果とその根拠理由】

FDの提言や授業評価の結果に基づき、授業改善に努めている。さらに、授業実践研究を実施した成果として、学部では「コア・カリキュラム」を、大学院では「授業実践研究」といった新たな授業科目を開設するに至った。したがって、FDが教育の質の向上や授業の改善に結び付いている。

観点 9-2-③： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。**【観点に係る状況】**

教育支援者については、学外の厚生補導研修に毎年数人を参加させており、教育補助者については、授業担当教員が、あらかじめ業務内容や教育活動の支援方法についてのガイダンスを行っている（貼付資料9-2-③-1）。実験を伴う授業科目では、授業開始前に予備実験を一緒に行い、実験方法や学生の指導方法についての指導を行っている。授業終了時に、教育活動の支援方法について随時アドバイスを行っている。また、TAについては当該授業担当教員による授業補助に関する指導を行っている。

資料9-2-③-1 「ティーチング・アシスタントの実施に関する申合せ」(抜粋)

ティーチング・アシスタントの実施に関する申合せ

平成16年	4月28日
教 授 会	
研 究 科 委 員 会	

改正 平成17年 3月14日

改正 平成18年 3月31日

本学のティーチング・アシスタント（以下「T・A」という。）の実施に関し、次のとおり申し合わせる。

第1 授業担当教員は、T・Aの制度の目的に照らした円滑な運用を図るため、当該業務に関する適切なオリエンテーション、継続的かつ適切な指導助言及びT・Aの従事者との密接な連絡調整等を行うものとし、恣意的な雇用や単なる雑務処理に終始することのないよう留意する。

第2 T・Aの採用は、1授業科目につき2人までとし、採用できる時間数は合算して30時間以内とする。ただし、班分けをして行う授業については、それぞれ班分け数の倍数とすることができ、1授業科目として取り扱うものとする。

第3 非常勤講師の担当する授業科目は、T・A実施の対象外とする。

第4 T・Aが従事する授業は、T・Aが研究科又は連合研究科において受講している時限と重複してはならない。

第5 T・Aの年度当初の実施については、各講座、地域連携センター及び高度情報研究教育センター（以下「講座等」という。）ごとに1授業科目（30時間）を限度とする。ただし、T・Aの採用を希望しない講座等があった場合は、その分について、第7及び第8の順位に従って繰り上げて実施するものとする。

なお、実施状況等を勘案して後期に、当初に希望のあった授業科目のうち未実施の授業科目を実施することがある。

第6 講座主任等は、研究科学生の採用を申請する場合は別記様式第1号、連合研究科学生の採用を申請する場合は別記様式第2号のティーチング・アシスタント申請書にそれぞれ推薦順位を付して、教務部教務課に提出するものとする。

第7 研究科学生を採用する場合の学部の授業科目は、各講座等で順位を付された第1位の授業科目を講座等の官制順に、第2位の授業科目を逆官制順に、第3位の授業科目を官制順にとする作業を繰り返して決定するものとする。ただし、学校教育学部教務委員会にて特にT・Aの実施が必要と認めた授業科目がある場合は、これを優先することができる。

なお、次年度以降は、前年度に官制順で第2位とした講座等を第1位として、同じ作業を繰り返して決定するものとする。

(出典 「ティーチング・アシスタントの実施に関する申合せ」)

貼付資料9-2-③-1 「ティーチング・アシスタントの実施に関する申合せ」(抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

授業担当教員は、教育支援者や教育補助者に対して、あらかじめ業務内容や教育活動の支援方法についてガイダンスを行っている。また、授業終了時には、教育活動の支援方法についての指導を随時行っている。

したがって、教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修やその資質の向上を図るための取組が適切になされている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 卒業論文、修士論文を適切に保管・管理しており、学位論文要旨を検索することが可能なシステムを構築している。
- ・ 教育委員会及び修了生等に対する本学への意見聴取結果を踏まえ、新たな教育内容の編制等の改善を実施した。

【改善を要する点】

- ・ 特になし。

(3) 基準9の自己評価の概要

教育の状況における点検・評価体制についてはデータの種別に応じ、それぞれの担当者が適切な形で蓄積・管理している。また、学位論文においては、その要旨を「学位論文要旨データベース」上にて検索できるシステムを構築している。

学生の意見聴取として、「学生による授業評価」及び「学生生活実態調査」を実施しており、学習面から生活・健康にわたる、学生の大学生活全般の調査を実施し、その結果をそれぞれの改善に活用している。

学外関係者の意見聴取としては、修了生には修学環境について、教育委員会等には本学を卒業・修了した教員への評価に係るアンケート調査をそれぞれ実施し、その結果を、教授会等を通じて報告するとともに報告書にまとめており、教育の質の向上等を図るため、有効に活用している。

また、FD活動の一環として学部・大学院の授業実践研究を実施し、その成果をまとめた「鳴門教育大学授業実践研究」により学部・大学院でそれぞれ新たなカリキュラムを開設するなどの成果をあげた。

教育支援者については、学外の厚生補導研修へ参加させ、教育補助者については業務内容や教育活動の支援方法等について適宜適切な形で実施しており、教育活動の質の向上を図っている。

基準10財務

(1) 観点ごとの分析

観点10-1-①: 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

貸借対照表（貼付資料10-1-①-1）における、平成19年3月31日現在の資産は15,326,017千円（固定資産13,968,871千円、流動資産1,357,146千円）、負債は2,593,959千円（固定負債1,540,730千円、流動負債1,053,228千円）である。固定資産のうち、土地は325,713㎡（大学238,207㎡、附属学校49,339㎡、学生宿舍及び職員宿舍38,167㎡）、建物等（延面積）は80,862㎡（大学43,404㎡、附属学校17,987㎡、学生宿舍及び職員宿舍19,471㎡）であり、固定負債のうち長期未払金は64,031千円（コンピュータ等リース料残高）である。

図書館における蔵書数は315,606冊（和書265,003冊、洋書50,603冊）である。

平成16年度から平成18年度の過去3年間における年度末の資産等の状況は次のとおりであり、大きな変動はない。

資料10-1-①-1 「貸借対照表（平成16～18年度）」

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	比較増△減
	A 千円	B 千円	C 千円	C-A 千円
資産	14,971,280	15,291,997	15,326,017	354,737
固定資産	14,031,710	13,954,238	13,968,871	△62,839
流動資産	939,570	1,337,759	1,357,146	417,576
負債	2,281,807	2,607,156	2,593,959	312,152
固定負債	1,416,177	1,504,766	1,540,730	124,553
うち長期未払金	13,484	97,674	64,031	50,547
流動負債	865,630	1,102,389	1,053,228	187,598
土地	㎡	㎡	㎡	
大学	326,527	325,713	325,713	△ 814
附属学校	238,207	238,207	238,207	0
学生宿舍、職員宿舍	50,153	49,339	49,339	△ 814
建物等	38,167	38,167	38,167	0
大学	81,441	80,666	80,862	△ 579
附属学校	43,404	43,404	43,404	0
学生宿舍、職員宿舍	18,566	17,791	17,987	△ 579
	19,471	19,471	19,471	0

（出典 「貸借対照表（平成16～18年度）」）

貼付資料10-1-①-1 「貸借対照表（平成16～18年度）」

【分析結果とその根拠理由】

本学は、大学設置基準等に定める基準以上の校地、校舎等を有し、資産合計は15,326,017千円で借入金はなく、長期未払金は毎年度支払が可能であり、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有している。

また、債務については、国立大学会計基準の特有な会計処理により計上される運営費交付金債務等があるが、実質的な負債ではなく、債務が過大ではない。

観点10-1-②：大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点に係る状況】

本学の経常的収入は、決算報告書（貼付資料10-1-②-1）のとおり、運営費交付金のほか、学生納付金等の自己収入及び外部資金で構成されており、平成16年度から平成18年度の収入実績は次のとおりであり、過去3年間の平均では運営費交付金3,798,469千円、学生納付金等の自己収入745,370千円、外部資金143,071千円となっている。このうち、学生納付金については、大学院の定員充足のため、各都道府県教育委員会への現職教員派遣要請、全国十数会場での大学院説明会の開催など、学生確保による授業料等の収入の増加に努めている。

また、外部資金については、国際協力機構（JICA）がアフガニスタンで進める教育支援事業を民間企業との共同による競争入札で受注するなど、資金の増加に努めている。

資料10-1-②-1 「決算報告書（平成16～18年度）」

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平均
	千円	千円	千円	千円
運営費交付金	3,944,634	3,890,331	3,560,441	3,798,469
自己収入	714,216	837,789	684,106	745,370
外部資金	145,986	134,056	149,172	143,071

（出典 「決算報告書（平成16～18年度）」）

貼付資料10-1-②-1 「決算報告書（平成16～18年度）」

【分析結果とその根拠理由】

大学院における学生定員が充足されていないが、学生確保の取組みを積極的に行い、外部資金の獲得にも努めており、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されている。

観点 10-2-①： 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

平成 16 年度から平成 21 年度に係る予算、収支計画及び資金計画（別添資料 10-2-①-1）は、本学の中期計画の一部として、経営協議会、役員会の議を経て学長が決定のうえ、文部科学大臣に申請し、認可を受けている。また、年度に係る予算、収支計画及び資金計画（別添資料 10-2-①-2）は、経営協議会、役員会の議を経て学長が決定し、文部科学大臣に届出後、中期計画と合わせて、本学のウェブページに掲載している。

別添資料 10-2-①-1 「中期計画」(別紙) 予算、収支計画及び資金計画 (平成 16~21 年度) URL http://www.naruto-u.ac.jp/01_soumu/0102_kikaku/tyuukikeikaku-1.pdf
別添資料 10-2-①-2 「年度計画」(別紙) 予算、収支計画及び資金計画 (平成 16~18 年度) URL http://www.naruto-u.ac.jp/01_soumu/0102_kikaku/16nenndokeikaku.htm

【分析結果とその根拠理由】

予算、収支計画及び資金計画については、中期計画の一部として、経営協議会、役員会の議を経て学長が決定のうえ、文部科学大臣の認可を受けており、また、年度に係る予算、収支計画、資金計画も同様の手続きを経て学長が決定しており、大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されている。

観点 10-2-②： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

収入については、大学院における学生定員の充足のための取り組みに基づく授業料等の収入の確保及び国際協力機構（JICA）がアフガニスタンで進める教育支援事業の受託や外国人受託研修員の受入など、外部資金の確保に努めている。

また、支出については、定員管理計画に基づく人件費の削減や毎年度における対前年度比 1%の管理経費の削減及び図書契約事務、附属小学校給食調理業務、旅費計算業務等の業務外部委託など、業務コストの削減を図っている。このため、平成 16 年度から平成 18 年度の収支状況については、損益計算書（別添資料 10-2-②-1）のとおり、いずれの年度においても当期総利益を計上している。

別添資料 10-2-②-1 「損益計算書」(平成 16~18 年度)

【分析結果とその根拠理由】

平成 16 年度から平成 18 年度において、毎年度、当期総利益を計上しており、収支の状況において、過大な支出超過となっていない。

観点10-2-③： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設、設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

本学では、学内予算編成方針（別添資料10-2-③-1）及び講座等経費「大学分」配分方針（別添資料10-2-③-2）に基づき、教育研究活動に必要な予算を「講座等経費」として配分しており、その額は、平成16年度166,675千円、平成17年度159,827千円、平成18年度149,112千円である。

講座等経費においては、教育研究等に関する業績評価に基づく「業績主義的傾斜配分経費」や公募型の「教育研究支援プロジェクト経費」などを設けており、教育研究等の活性化を図っている。また講座等経費とは別に学長裁量経費（別添資料10-2-③-3）を設け、学長裁量経費活用方針（別添資料10-2-③-4）に基づき、「研究プロジェクト経費」（公募型）、「教育研究基盤設備充実費」（公募型）、「教育研究環境整備費」などに当該経費を活用し、教育研究活動の活性化及び施設・設備の充実を図っている。なお、学長裁量経費の額は、平成16年度92,203千円、平成17年度67,096千円、平成18年度69,938千円である。

別添資料10-2-③-1	「学内予算編成方針」
別添資料10-2-③-2	「講座等経費『大学分』配分方針」
別添資料10-2-③-3	「学長裁量経費編成方針」
別添資料10-2-③-4	「学長裁量経費活用方針」（平成16～18年度）

【分析結果とその根拠理由】

教育研究活動に要する経費については、講座等経費、学長裁量経費による研究プロジェクト経費、教育研究基盤設備充実費及び教育環境整備費などの競争的な配分を行っており、大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設、設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされている。

観点10-3-①： 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

【観点に係る状況】

本学の毎年度の財務諸表は、文部科学大臣の承認後、国立大学法人法の規定に基づき官報に公示し、かつ財務諸表、事業報告書、決算報告書、監事及び会計監査人の意見を記載した書面を一般の閲覧に供している。また、財務諸表等については、学内のウェブページ（貼付資料10-3-①-1）に掲載し、公表している。

資料10-3-①-1 「財務諸表」(ウェブページ)

Naruto University of Education
国立大学法人
鳴門教育大学

トップページへ
教育の一歩先へ

大学院受験生の方へ
学部受験生の方へ
教育関係者の方へ
一般の方へ
卒業・修了生の方へ
在学生の方へ

学部・大学院
図書館・各センター

財務諸表

TOP> 法人情報> 財務諸表

平成17年度財務諸表(PDF)

平成16年度財務諸表(PDF)

(出典 ウェブページ〔法人情報 財務に関する情報 財務諸表〕)

URL http://www.naruto-u.ac.jp/01_soumu/0102_kikaku/zaimusyohyo.html

貼付資料10-3-①-1 「財務諸表」(ウェブページ)

【分析結果とその根拠理由】

財務諸表等については、法令の規定に基づき官報に公示し、一般の閲覧に供するとともに学内のウェブページに掲載しており、法人の財務諸表等が適切な形で公表されている。

観点10-3-②： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

【観点到に係る状況】

会計監査については、監事による監査、会計監査人による監査のほか、監査室の職員による監査を実施している。監事による監査については、監事監査規程（貼付資料10-3-②-1）、監事監査実施基準（貼付資料10-3-②-2）及び監事監査計画（別添資料10-3-②-3）に基づき、定期監査及び臨時監査を実施している（別添資料10-3-②-4）。会計監査人による監査については、文部科学大臣から選任された会計監査人により、国立大学法人法の規定に基づき、毎事業年度の財務諸表、事業報告書（会計に係る部分のみ）、決算報告書について、独立監査人の監査報告書（別添資料10-3-②-5）のとおり、監査を受けている。監査室の職員による監査については、会計内部監査実施要項（貼付資料10-3-②-6）に基づき、毎事業年度、実施し、会計内部監査実施報告書（別添資料10-3-②-7）のとおり、学長に報告している。

資料10-3-②-1 「国立大学法人鳴門教育大学監事監査規程」

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第11条第4項の規定に基づく監事が行う国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）の監査及び法第11条第5項の規定に基づく意見の提出に関し必要な事項を定める。

(監査の目的)

第2条 監査は、本学の業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を期することを目的とする。

(監査の対象)

第3条 監査は、本学の業務及び会計について行う。

(監査の種類)

第4条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

2 定期監査は、業務の監査を毎年度1回行い、会計の監査を毎年度決算時に行う。

3 臨時監査は、監事が必要と認める場合に行う。

(監査の方法)

第5条 監査は、書面監査及び実地監査により行う。

(監査の事務補助)

第6条 監事は、総務課及び会計課の職員に監査に関する事務を補助させることができる。

2 監事は、必要と認める場合、学長の承認を得て、前項の課の職員以外の職員に臨時に監査の事務を補助させることができる。

(監査計画)

第7条 監事は、毎年度4月に当該年度の監査計画を作成し、学長に提出するものとする。ただし、臨時監査については、この限りでない。

(監事に回付する文書)

第8条 次の各号に掲げる文書は、監事に回付しなければならない。

- (1) 主務大臣に提出する認可又は承認の申請書その他重要な文書
- (2) 前号以外の官公庁に提出する重要な文書
- (3) 契約に関する重要な文書
- (4) 訴訟に関する重要な文書
- (5) その他業務に関する重要な文書

(事故又は異例事態の報告)

第9条 業務上の事故又は異例の事態が発生したときは、速やかにその旨を口頭又は文書で監事に報告しなければならない。

(重要な会議等への出席)

第10条 監事は、役員会、教育研究評議会及び経営協議会に出席し、意見を述べることができる。

(役員及び職員への質問等)

第11条 監事は、役員及び職員に対して必要に応じ、質問又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

2 役員及び職員は、監事が行う監査に協力しなければならない。

(監査後の措置)

第12条 監事は、監査を実施したときは、速やかに監査結果報告書を作成し、学長に提出するものとする。

2 前項の規定する監査結果報告書の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 監査結果の概要
- (2) 是正又は改善を要する事項
- (3) その他必要と認める事項

3 監事は、監査結果報告書に関して、必要に応じ、学長に対して、その措置状況等について文書又は口頭による報告を求めることができる。

(文部科学大臣への意見の提出)

第13条 法第11条第5項の規定に基づき、文部科学大臣に意見を提出する場合は、あらかじめ学長にこの旨を通知しなければならない。

(監査実施基準)

第14条 監査の手続き、その他この規程の実施に関し必要な事項は、監事が学長と協議し別に定める。

(出典 ウェブページ [法人情報 監事監査 監事監査規程])

URL http://www.naruto-u.ac.jp/01_soumu/0102_kikaku/kansakitei.pdf

資料10-3-②-2 「国立大学法人鳴門教育大学監事監査実施基準」

(趣旨)

第1条 この基準は、国立大学法人鳴門教育大学監事監査規程（平成16年規程第1号）第14条の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学の監査の実施に関する基準等について定める。

(監査計画)

第2条 監査計画に記載する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 監査の基本方針
- (2) 監査の実施期間
- (3) 監査の方法
- (4) 監査の重点事項
- (5) 監査の補助者

(監査事項)

第3条 監査事項は、次に掲げるとおりとする。

業務監査

- (1) 関係法令、業務方法書、規則等の整備状況及び実施状況
- (2) 中期計画及び年度計画の実施状況
- (3) 組織運営及び人事管理状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

会計監査

- (1) 決算の状況
- (2) 予算の執行及び資金運用の状況
- (3) 収入及び支出の状況
- (4) 物品及び不動産の管理状況
- (5) 契約の状況

- (6) 人件費の支出状況
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
(監査の実施通知)

第4条 監事は、監査計画に基づき監査を実施するときは、あらかじめ学長に監査事項及び監査場所その他監査に必要な事項を通知する。

(監査の手順等)

第5条 監事は、原則として次の各号に掲げる手順により監査を実施する。

- (1) 概況聴取
- (2) 担当者からの個別聴取
- (3) 帳票その他証拠書類の原本確認
- (4) 書類と現物との照合確認
- (5) 現地の調査
- (6) 監査終了後の講評

2 監事は、必要があると認めるときは、資料の作成を求めることができる。ただし、可能な限り既存資料の活用を図るよう努める。

(監査記録)

第6条 監査の事務を補助する職員は、監査終了後、監査結果の概要を記した監査記録を作成し、監事に提出する。

(出典 ウェブページ [法人情報 監事監査 監事監査実施基準])

URL http://www.naruto-u.ac.jp/01_soumu/0102_kikaku/kansakizyun.pdf

資料10-3-②-6 「国立大学法人鳴門教育大会計内部監査実施要項」

国立大学法人鳴門教育大会計内部監査実施要項

平成16年 4月 1日
学 長 裁 定

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）の会計経理に関する内部監査（以下「監査」という。）を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定める。

(監査の目的)

第2 監査は、本学の運営状況を公正かつ客観的に検討し、財産の保全及び経営効率の向上を図ることを目的とする。

(監査の範囲)

第3 監査の範囲は、会計処理の適否、会計記録の正否及び財産の保全状況の適否等についての監査とする。

(監査の実施)

第4 監査は、原則として毎事業年度において1回行うものとする。ただし、学長が必要と認めるときは、臨時に行うことができる。

(監査員)

第5 学長は、会計課総務・監査係所属の職員のうちから学長が指名した者（以下「監査員」という。）がこれを行う。

2 学長は、業務上特に必要があると認めるときは、前項に定める監査員の他に会計課に所属する職員のうちから監査員を指名し、監査に当たらせることができる。

(監査の方法)

第6 監査は、帳簿、証拠書類又は実地監査により行うものとする。ただし、監査内容によっては、担当職員から提出された関係書類等による書面審査をもって監査に代えることができる。

2 監査に際しては、担当職員及び関係職員は、これに立ち会わなければならない。また、必要があるときは、担当職員に説明又は調書の作成を求めることができる。

3 監査員は、監査の結果に基づく意見については、監査中は原則として述べてはならない。ただし、軽微かつ明確な事項で、業務改善のためのものであれば、担当職員又は関係職員に意見を述べるることができる。

(監査報告)

第7 監査員は、監査を終了したときは、監査結果を会計内部監査報告書（別記様式）にまとめ、学長に報告するものとする。

2 前項の内部監査実施報告書は、監事に回付するものとする。

(雑則)

第8 この要項に定めるもののほか、監査に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

(出典 「国立大学法人鳴門教育大会計内部監査実施要項」)

貼付資料 10-3-②-1	「国立大学法人鳴門教育大学監事監査規程」
貼付資料 10-3-②-2	「国立大学法人鳴門教育大学監事監査実施基準」
別添資料 10-3-②-3	「監事監査計画」(平成 16~18 年度) URL http://www.naruto-u.ac.jp/01_soumu/0102_kikaku/kansakeikaku.htm
別添資料 10-3-②-4	「監事監査結果報告書」(平成 16~18 年度) URL http://www.naruto-u.ac.jp/01_soumu/0102_kikaku/kansakekkahoukoku.html
別添資料 10-3-②-5	「独立監査人の監査報告書」(平成 16~18 年度) URL http://www.naruto-u.ac.jp/02_kaikei/0201_soumu/kansahoukoku.htm
貼付資料 10-3-②-6	「国立大学法人鳴門教育大学会計内部監査実施要項」
別添資料 10-3-②-7	「会計内部監査実施報告書」(平成 16~18 年度)

【分析結果とその根拠理由】

財務に対する会計監査については、法令及び監査規程等に基づき、監事、会計監査人、監査室職員により、それぞれ監査が実施されており、財務に対して、会計監査等が適正に行われている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 教育研究活動に対する資源配分において、教育研究等の業績評価に基づく傾斜配分、学長裁量経費による「研究プロジェクト経費」などの競争的な配分を行い、教育研究の活性化を図っている。

【改善を要する点】

- ・ 大学院における学生定員の充足がなされていないため、授業料等が収入不足となっており、収入改善のため、一層の努力が必要である。

(3) 基準10の自己評価の概要

本学は、大学設置基準等に定める基準以上の校地、校舎等を有し、借入金や過大債務はなく、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有している。収入については、大学院における学生定員が充足されていないため、授業料等の収入が不足しているが、学生確保の取組みを積極的に行い、外部資金の獲得にも努めており、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入が継続的に確保されている。

予算、収支計画、資金計画については、経営協議会、役員会等の諸手続きを経て、学長が決定し、本学のウェブページに掲載しており、関係者に明示されている。収支の状況については、毎年度、当期総利益を計上しており、過大な支出超過となっていない。

予算配分については、講座等経費、学長裁量経費による研究プロジェクト経費、教育研究基盤設備充実費及び教育環境整備費などの競争的な配分が行われており、大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設、設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされている。財務諸表等については、法令の規定に基づき官報に公示し、一般の閲覧に供するとともに本学のウェブページに掲載しており、法人の財務諸表等が適切な形で公表されている。財務に対する会計監査については、法令及び監査規程等に基づき、実施されており、財務に対して会計監査等が適正に行われている。

基準 11 管理運営**(1) 観点ごとの分析**

観点 11-1-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

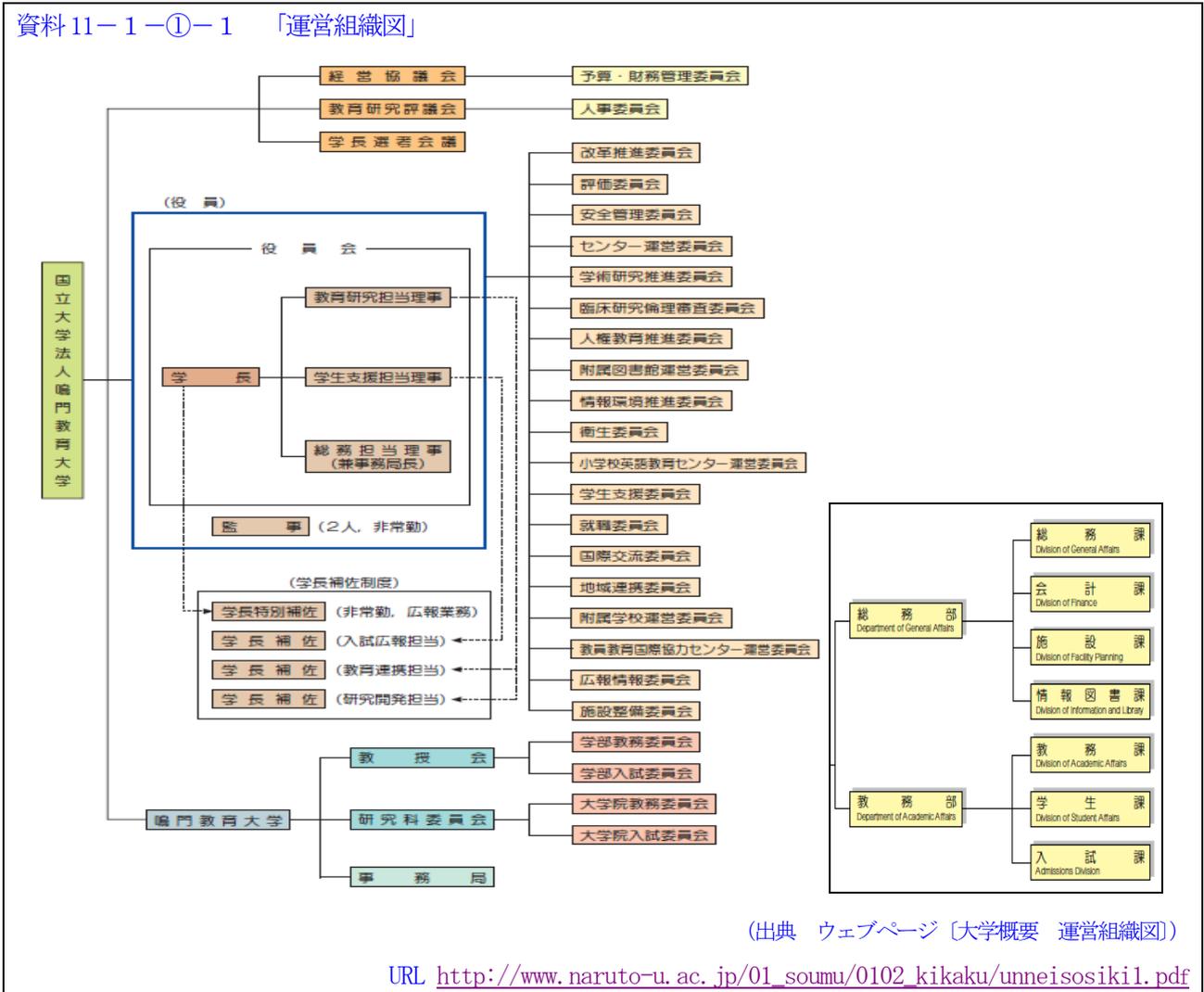
【観点到係る状況】

本学は、役員として学長、理事（3人）及び監事（2人）を置いており、管理運営組織の構成については貼付資料 11-1-①-1 に示すとおり、国立大学法人法に基づき役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考会議を設置している。また、事務組織として、事務分掌を司るために総務担当理事（事務局長兼任）を置き、事務局は総務部及び教務部の2部から成る（貼付資料 11-1-①-2・4、別添資料 11-1-①-3・5）。

また、事務組織についてはフラット化、組織編制の柔軟化及び組織変更への迅速化を図るため、係組織を廃止し、段階的にチーム制を導入した（教務部：平成 19 年 4 月導入、総務部：平成 19 年 7 月導入予定）（別添資料 11-1-①-6）

これらの組織が縦横に連携を保ち、その運営を円滑に遂行できるように学長補佐制度を設け、学長特別補佐 1 人（非常勤、広報担当）と学長補佐 3 人（入試広報、教育連携、研究開発担当）を置いており、学長の命により各理事管轄の当該業務を補佐する役割を担っている（貼付資料 11-1-①-7～8）。

資料11-1-①-1 「運営組織図」



資料11-1-①-2 「役員・職員数」

役員数
 学長 1名 理事 3名 監事(非常勤) 2名
 職員数
 (平成19年5月1日現在)

区分	教授	准教授	講師	助教	計	附属学校教員					事務局職員	合計
						副校(園)長	教頭	教諭	養護教諭	栄養教諭		
学校教育学部	68	60	6	5	139							139
地域連携センター	1	3			4							4
実技教育研究指導センター	3	2			5							5
高度情報研究教育センター	1	2			3							3
小学校英語教育センター		1	1		2							2
教員教育国際協力センター	1	1	1		3							3
心身健康研究教育センター	1		1		2						(1)	2
附属小学校						1	1	21	1	1	(3)	25
附属中学校						1	1	18	1		(2)	21
附属養護学校						1	1	26	1		(4)	29
附属幼稚園						1		5	1		(1)	7
事務局											108	108
合計	75	69	9	5	158	4	3	70	4		108	348

備考:()内は再掲である。

(出典 ウェブページ [大学概要 役員・職員数])

URL http://www.naruto-u.ac.jp/01_soumu/0104_jinji/yakusyokuinsu.html

資料 11-1-①-4 「国立大学法人鳴門教育大学事務局事務分掌細則」(抜粋)

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人鳴門教育大学事務局組織規程(平成16年規程第87号)第17条の規定に基づき、事務局各課の事務分掌等について定める。

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 国立大学法人鳴門教育大学事務局事務分掌細則])

URL <https://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/02kanriunei/209.pdf>

資料 11-1-①-7 「国立大学法人鳴門教育大学学長特別補佐に関する規程」(第1～3条抜粋)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学学則(平成16年学則第1号)第24条第4項の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学学長特別補佐(以下「学長特別補佐」という。)の職務、選考方法及び任期等について、必要な事項を定める。

(職務)

第2条 学長特別補佐は、学長を補佐し、学長の指示する特定分野の重要事項について指導・助言を行う。

(選考等)

第3条 学長特別補佐の選考は、学長が行う。

- 2 学長特別補佐は、教授又は本法人の職員でない者から選考する。
- 3 本法人の職員でない者から選考された学長特別補佐は、非常勤とする。

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 管理運営 国立大学法人鳴門教育大学学長特別補佐に関する規程])

URL <http://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/02kanriunei/226.pdf>

資料 11-1-①-8 「国立大学法人鳴門教育大学学長補佐に関する規程」(第1～4条抜粋)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学学則(平成16年学則第1号)第24条第4項の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学学長補佐(以下「学長補佐」という。)の職務、選考方法及び任期等について、必要な事項を定める。

(職務)

第2条 学長補佐は、学長の指示する特定分野に係る事項について、理事の下で情報の収集及び企画・立案等を行う。

(人数)

第3条 学長補佐は、若干人とする。

(選考)

第4条 学長補佐の選考は、学長が行う。

- 2 学長補佐は、教授のうちから選考する。

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 管理運営 国立大学法人鳴門教育大学学長補佐に関する規程])

URL <http://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/02kanriunei/227.pdf>

貼付資料 11-1-①-1 「運営組織図」

貼付資料 11-1-①-2 「役員・職員数」

別添資料 11-1-①-3 「部局別職員別人員表」

貼付資料 11-1-①-4	「国立大学法人鳴門教育大学事務局事務分掌細則」(抜粋)
別添資料 11-1-①-5	「役職員」
別添資料 11-1-①-6	「チーム制の導入について」
貼付資料 11-1-①-7	「国立大学法人鳴門教育大学学長特別補佐に関する規程」(第1～3条抜粋)
貼付資料 11-1-①-8	「国立大学法人鳴門教育大学学長補佐に関する規程」(第1～4条抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

管理運営組織としては、「学長選考会議」、「役員会」、「経営協議会」、「教育研究評議会」、「教授会」及び「研究科委員会」を設置するとともに、学長のリーダーシップのもとに法人と大学の一体的運営を推進するための体制及び学長を補佐する体制等を整備している。事務組織としては、法人に事務局を置き、総務担当理事(事務局長)が学長の監督のもとに事務を掌理し、統括・調整している。事務局は、管理運営・教育研究の円滑な遂行のための支援を行うとともに、大学運営にも参画している。

したがって、管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っている。

観点 11-1-②：大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点到に係る状況】

大学管理運営に関する事項の審議については、役員会が学長のリーダーシップのもと、審議・決定する。その下に、教育研究に関する重要事項については教育研究評議会が、経営に関する重要事項については経営協議会が審議・検討している(前掲貼付資料 2-2-①-1、貼付資料 11-1-②-1～2)。また、各部との円滑な連絡調整のため、部長等連絡会を設置している。

各種委員会の委員長は、学長または3人の理事それぞれが努め各委員会を掌理しており、委員長を通じて学長の意向等を委員会に反映するとともに、学内の意見調整を図ることをも視野に入れた運営を行っている。

資料 11-1-②-1 「国立大学法人鳴門教育大学役員会規則」(第3条抜粋)

(議決事項)

第3条 役員会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 中期目標についての意見(本法人が国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対して述べる意見をいう。)及び年度計画に関する事項
- (2) 国立大学法人法の定めるところにより文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) その他役員会が定める重要事項

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 管理運営 国立大学法人鳴門教育大学役員会規則])

URL <http://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/02kanriune/201.pdf>

資料11-1-②-2 「国立大学法人鳴門教育大学経営協議会規則」(第4条抜粋)

(審議事項等)

第4条 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、本法人の経営に関するもの
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、本法人の経営に関するもの
- (3) 学則(本法人の経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は廃止に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) その他本法人の経営に関する重要事項

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 管理運営 国立大学法人鳴門教育大学経営協議会規則])

URL <http://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/02kanriunei/202.pdf>

前掲貼付資料2-2-①-1 「国立大学法人鳴門教育大学教育研究評議会規則」(第4条抜粋)

貼付資料11-1-②-1 「国立大学法人鳴門教育大学役員会規則」(第3条抜粋)

貼付資料11-1-②-2 「国立大学法人鳴門教育大学経営協議会規則」(第4条抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

管理運営に関する事項は、各種委員会及び人事委員会の審議結果を踏まえて、教育研究評議会、経営協議会において審議され、役員会の議を経て学長が意思決定している。また、各種委員会の委員長には理事を充て、学長の意向を反映できる体制を整えるとともに、機動性の高い業務を遂行している。この意思決定途上のプロセスについては理事の掌理により、学長との密な連携を図った上、各委員会や部組織間の連携強化も行っている。

したがって、大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップのもとで、効果的な意思決定が行える組織形態となっている。

観点11-1-③： 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

教育実習等に関する実践面での具体的業務については、教育委員会教育長・各校長の出席を得た専門委員会を設置し、教員養成に関わる教務事項の審議における外部委員の発言を通して意見を徴することが可能な体制を組んでいる。

学生については、教務委員会による「学生による授業評価」及び学生支援委員会(貼付資料11-1-③-1)による「学生生活に関するアンケート調査」の実施、「就職支援室」による教職への就職問題の相談(貼付資料11-1-③-2)、懇談会による学長の学生代表者に対する直接の意見聴取(前掲貼付資料7-1-③-2)、「意見箱」の設置等により、学生の意見・ニーズを聴取する機会を設けている。

職員を対象とした「学内説明会」を随時開催し、意見・希望等を徴する機会を設けている。また、職員の過半数を代表する者との懇談会の意見を聴取する機会を設け、福利厚生等に関する意見を組み入れる制度を設けている。

学外関係者については、「21世紀の教員養成・教員研修の在り方に関する検討会議」、「実地教育専門部会」及び「地域連携協議会」等により、それぞれのニーズの把握に努めている（貼付資料11-1-③-3～5）。

資料11-1-③-1 「鳴門教育大学学生支援委員会規程」(第5条抜粋)

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 学生指導に関する事項

- ア 学生の賞罰に関すること。
- イ 学生及び学生団体の課外教育活動並びに指導に関すること。
- ウ 学生に対する広報活動に関すること。
- エ その他学生指導に関すること。

(2) 学生相談に関する事項

- ア 学生総合相談室の運営の基本方針に関すること。
- イ 学生総合相談室室長が必要と認めること。

(3) 学生の福利厚生に関する事項

- ア 入学科及び授業料の免除等に関すること。
- イ 奨学金に関すること（外国人留学生に係るものを除く。）。
- ウ 大学会館使用許可の基準及び年間利用計画等に関すること。
- エ 学生宿舎の入居者選考基準及び施設・設備の整備計画等に関すること。
- オ その他大学会館及び学生宿舎の運営に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 厚生補導 鳴門教育大学学生支援委員会規程])

URL <http://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/08kousei/801.pdf>

資料11-1-③-2 「鳴門教育大学就職委員会規程」(第5条抜粋)

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる全学的事項を審議する。

- (1) 就職についての方針に関する事項
- (2) 就職相談、指導、紹介、あっせんに関する事項
- (3) 就職先の開拓に関する事項
- (4) 就職活動の連絡調整に関する事項
- (5) その他就職に関する事項

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 厚生補導 鳴門教育大学就職委員会規程])

URL <http://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/08kousei/803.pdf>

資料11-1-③-3 「21世紀の教員養成・教員研修等の在り方に関する検討会議要項」

(第2・3・6条抜粋)

(目的)

第2 会議は、教育委員会と大学が一体となって、学校教育が抱える諸問題を解決するための諸方策について検討することを目的とする。

(組織)

第3 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 教育委員会等から推薦された委員 10人

イ 徳島県総合教育センターから3人

ロ 阿南市教育委員会、阿波市教育委員会、小松島市教育委員会、徳島市教育委員会、鳴門市教育委員会、美馬市教育委員会及び吉野川市教育委員会から各1人

(2) 国立大学法人鳴門教育大学の委員 10人

イ 理事2人

ロ 各部に属する教授のうちから各1人

ハ 地域連携センターに属する教授のうちから1人

ニ その他学長が指名する者2人

(検討事項)

第6 会議は、第2の目的を達成するために、次に掲げる事項について検討する。

(1) 大学のカリキュラムの点検・評価について

(2) 教員研修について

(3) その他、学校教育に関する諸問題について

(出典 「21世紀の教員養成・教員研修等の在り方に関する検討会議要項」)

資料11-1-③-4 「鳴門教育大学学校教育学部教務委員会実地教育専門部会要項」(第2・3条抜粋)

(検討事項)

第2 専門部会は、鳴門教育大学における実地教育の企画、実施及び評価等に関する事項を検討する。

(組織)

第3 専門部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学校教育学部教務委員会委員長

(2) 地域連携センター所長及び地域連携センターの実地教育分野担当の教授、准教授、講師及び助教

(3) 学校教育学部教務委員会及び大学院学校教育研究科教務委員会の副委員長

(4) 人間形成講座、学校改善講座、授業開発講座、教育臨床講座、幼年発達支援講座及び障害児教育講座に属する教員のうちから3人

(5) 言語系教育講座及び社会系教育講座に属する教員のうちから3人

(6) 自然系教育講座に属する教員のうちから2人

(7) 芸術系教育講座に属する教員のうちから2人

(8) 生活・健康系教育講座に属する教員のうちから3人

(9) 附属学校の校長(附属幼稚園にあつては園長とする。)及び副校長(附属幼稚園にあつては副園長とする。)

(10) その他学校教育学部教務委員会委員長の推薦に基づき学長が指名する者

2 前項第4号から第8号の委員のうち少なくとも1人は、鳴門教育大学学校教育学部教務委員会規程第2条第1項第2号の委員をもって充てるものとする。

(出典 「鳴門教育大学学校教育学部教務委員会実地教育専門部会要項」)

資料11-1-③-5 「国立大学法人鳴門教育大学地域連携協議会規程」(第2・3・5条抜粋)

(目的)

第2条 協議会は、本学がこれまで蓄積してきた教育・研究資源を活用し、地域の要請に応え、自治体等と緊密に連携・協議し、一体となって地域の教育・文化及び国際交流等に貢献する事業（以下「連携事業」という。）を推進することを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(鳴門教育大学)

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 事務局長

(徳島県関係)

- (4) 徳島県企画総務部総合政策室長
- (5) 徳島県教育委員会教育次長
- (6) 徳島県立総合教育センター所長

(鳴門市関係)

- (7) 鳴門市企画調整部政策調整課長
- (8) 鳴門市教育委員会教育次長

(市町村関係)

- (9) 徳島県市長会事務局長
- (10) 徳島県町村会事務局長

(企業関係)

- (11) 徳島県商工会連合会事務局長
- (12) 徳島県中小企業団体中央会会長

(国際交流・ボランティア団体関係)

- (13) (財) 徳島県国際交流協会専務理事
- (14) 鳴門市ボランティア連絡協議会会長

(婦人団体関係)

- (15) 徳島県婦人団体連合会会長

(報道機関関係)

- (16) (社) 徳島新聞社論説委員

(協議事項)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 連携事業のニーズに係る情報収集に関すること。
- (2) 連携事業の企画・調整に関すること。

- (3) 連携事業の実施計画に関すること。
- (4) 連携事業の広報に関すること。
- (5) その他地域連携の推進に関すること。

(出典 「国立大学法人鳴門教育大学地域連携協議会規程」)

- 貼付資料 11-1-③-1 「鳴門教育大学学生支援委員会規程」(第5条抜粋)
- 貼付資料 11-1-③-2 「鳴門教育大学就職委員会規程」(第5条抜粋)
- 前掲貼付資料 7-1-③-2 「平成19年度学長と2年次・3年次生クラス代表者との懇談会実施要項」
- 貼付資料 11-1-③-3 「21世紀の教員養成・教員研修等の在り方に関する検討会議要項」
(第2・3・6条抜粋)
- 貼付資料 11-1-③-4 「鳴門教育大学学校教育学部教務委員会実地教育専門部会要項」(第2・3条抜粋)
- 貼付資料 11-1-③-5 「国立大学法人鳴門教育大学地域連携協議会規程」(第2・3・5条抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

学生については、アンケート調査の結果や、学長が直接学生の代表者の意見を聴くための懇談会等を実施し、学生からの大学に対する意見・要望について聴取を行っている。その結果の反映例としては、就職支援チームアドバイザーの配置や就職ガイダンスの開催等が挙げられる。

職員については、「学内説明会」により、広く意見を聴取している。

学外関係者のニーズの反映については「21世紀の教員養成・教員研修の在り方に関する検討会議」等により、管理職養成分野、特別支援教育コーディネーター養成分野の設置をはじめ、教職大学院設置のための準備を推進させている。

したがって、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映している。

観点 11-1-④： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点到る状況】

監事は、監事監査規程(前掲貼付資料 10-3-②-1)及び監事監査実施基準(前掲貼付資料 10-3-②-2)に従い、当該年度に係る監査計画を策定し(前掲別添資料 10-3-②-3)、年度ごとに1回定期監査を実施するとともに、必要に応じて臨時監査も実施している(貼付資料 11-1-④-1)。監事は、定期監査において、当該年度の業務実施状況、諸会議の実施状況及び監査計画に掲げる監査の重点事項について、書面及び実地による確認・調査を行い、学長に監査結果として報告している(前掲別添資料 10-3-②-4)。また、役員会、経営協議会及び教育研究評議会などの会議に出席し、この結果について意見を述べるとともに、業務等の実施状況の確認作業も行っている。

資料11-1-④-1 「平成18年度臨時会計監査実施要項」(抜粋)

臨時会計監査実施要項

国立大学法人鳴門教育大学監事監査規程，国立大学法人鳴門教育大学監事監査実施基準及び平成18年度国立大学法人鳴門教育大学監事監査計画に基づき，臨時会計監査を下記のとおり実施する。

記

- 1 目的 国立大学法人鳴門教育大学監事監査規程第2条に基づき，会計業務について監査する。
- 2 日時 平成19年1月12日(金) 10時00分～12時00分
- 3 場所 鳴門教育大学本部棟2階監事室
- 4 監査の種類 臨時会計監査
- 5 監査対象 会計業務(未収金の管理状況)
- 6 監査員 長地孝夫監事
- 7 監査事項
 - (1) 授業料及び職員宿舍料等1月11日現在における未収金の管理状況
 - (2) 受託事業の契約状況及び1月11日現在における未収金の管理状況
 - (3) その他必要な事項
- 8 実施方法
 - (1) 監査事項に対する1月1日現在の試算表について書面監査により行う。
 - (2) 契約内容についての確認
 - (3) その他必要な事項
- 9 監査結果

監査結果は，会計監査終了後，直ちに学長に報告する。
 なお，速やかに改善を必要とする事項があると認められるときは，直ちに学長に意見を申し出る。

(出典 「平成18年度臨時会計監査実施要項」)

- 前掲貼付資料10-3-②-1 「国立大学法人鳴門教育大学監事監査規程」
 前掲貼付資料10-3-②-2 「国立大学法人鳴門教育大学監事監査実施基準」
 前掲別添資料10-3-②-3 「監事監査計画」(平成16～18年度)
 貼付資料11-1-④-1 「平成18年度臨時会計監査実施要項」
 前掲別添資料10-3-②-4 「監事監査結果報告書」(平成16～18年度)

【分析結果とその根拠理由】

監事は，法人法及び本法人で定めた監査規程，監事が定めた監査計画に従い，業務監査を適切に実施するとともに，会計監査については会計監査人の報告に基づき，財務諸表，予算・決算報告書の監査を行っている。さらに，必要に応じて役員会などの重要会議に出席し意見を述べるほか，業務及びその実施状況の調査・確認を行い，監事として適切な役割を果たしている。

観点 11-1-⑤： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点到係る状況】

学外では、国立大学協会が開催する課長級研修に出席したほか、中国四国地区においては、労務管理・マネジメントセミナー、労働安全衛生協議会、労務担当職員研修会など種々の研修会に参加し、徳島地区でのリーダーシップ・マネジメント研修などにも積極的に参加した。さらに労働基準局主催の公正採用選考人権啓発推進員研修会等にも出席している。学内では、人事・労務に関する講習会、職場におけるメンタルヘルス講習会及び人権教育推進講演会を開催し、多数の管理職員が出席した（別添資料 11-1-⑤-1）。

別添資料 11-1-⑤-1 「平成 18 年度研修等実施実績」

【分析結果とその根拠理由】

労務管理・マネジメントセミナーへの参加をはじめ、地域密着型で開催されているリーダーシップ・マネジメント研修など、年間 10 以上の研修会やセミナーに参加し、管理運営に関わる職員の資質向上のための取組を組織的に実施している。

したがって、管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われている。

観点 11-2-①： 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点到係る状況】

管理運営に関する基本方針として中期目標において、「Ⅲ-1 運営体制の改善に関する目標」として、

- 1) 学長を中心とするダイナミックで機動的な運営体制を確立する。
- 2) 役員及び経営協議会の構成員に学外者を積極的に登用し社会に開かれた運営システムを確立する。
- 3) 教員、事務職員の一体化を目指した積極的業務連携を推進する。
- 4) 運営体制の効率化を図る。

の 4 項目を掲げている（別添資料 11-2-①-1）。この方針を踏まえ、本学学則に管理運営に係る組織等を規定し（貼付資料 11-2-①-2）、それらの組織等に係る規則・規程等（前掲貼付資料 2-2-①-1, 前掲貼付資料 11-1-②-1～2）を整備している。また、管理運営に関わる学長、理事、部長、学長特別補佐及び学長補佐の職務、権限、選考等については、（貼付資料 11-2-①-3～5, 前掲貼付資料 11-1-①-7～8）のとおり規定している。

資料11-2-①-2 「国立大学法人鳴門教育大学学則」(第2～8条抜粋)

(役員)

第2条 本法人に、役員として学長、理事及び監事を置く。

2 役員に関し必要な事項は、別に定める。

(役員会)

第3条 本法人に、役員会を置く。

(経営協議会)

第4条 本法人に、経営協議会を置く。

(教育研究評議会)

第5条 本法人に、教育研究評議会を置く。

(学長選考会議)

第6条 本法人に、学長選考会議を置く。

(教授会)

第7条 本学に、学部の教育研究に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。

(研究科委員会)

第8条 本学に、大学院の教育研究に関する重要事項を審議するため、学校教育研究科委員会を置く。

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 学則 国立大学法人鳴門教育大学学則])

URL <http://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/01gakusoku/101.pdf>

資料11-2-①-3 「国立大学法人鳴門教育大学学長選考等規則」(第5・6・9条抜粋)

(選考の方法)

第5条 学長候補者の選考の方法は、推薦及び選考によって行う。

(推薦資格者)

第6条 学長候補者を推薦する資格を有する者(以下「推薦資格者」という。)は、推薦の公示の日に在職する次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学長、理事及び監事
- (2) 経営協議会委員のうち、法第20条第2項第3号の規定により任命された者
- (3) 教授、准教授及び専任の講師
- (4) 副校(園)長及び教頭
- (5) 事務局長、部長、課長、室長及び課長補佐及びチームリーダー

2 前項の規定にかかわらず、推薦の公示の日において休職又は停職中の者及び海外渡航中の者は、推薦資格を有しない。

(学長候補者の選考)

第9条 学長選考会議は、前条に基づく被推薦者と、学長選考会議が学長候補者を広く学内外から調査し、適任として選出した者(以下「適任者」という。)のうちから、学長候補者を選考する。

出典 ウェブページ (広報・公開 規則集 人事 国立大学法人鳴門教育大学学長選考等規則)

URL <https://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/03jinji/302.pdf>

資料11-2-①-4 「国立大学法人鳴門教育大学理事選考規則」(第1・2条抜粋)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第13条から第16条の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学理事(以下「理事」という。)の選考及び任期等について定める。

(選考)

第2条 理事の選考は、学長が行う。

2 理事は、鳴門教育大学の内外を問わず、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから選考する。

3 学長は、理事を選考するに当たっては、その選考の際現に本法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 人事 国立大学法人鳴門教育大学理事選考規則]

URL <https://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/03jinji/304.pdf>

資料11-2-①-5 「鳴門教育大学部長選考規則」(第1・2条抜粋)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則(平成16年学則第1号)第24条第3項の規定に基づき、鳴門教育大学部長(以下「部長」という。)の選考及び任期等について定める。

(選考)

第2条 部長の選考は、当該部の意見を聴いて、学長が行う。

2 部長は、当該部の教授のうちから選考する。

(出典 ウェブページ [広報・公開 規則集 人事 鳴門教育大学部長選考規則])

URL <https://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/03jinji/305.pdf>

別添資料11-2-①-1 「国立大学法人鳴門教育大学の中期目標」(抜粋)

URL http://www.naruto-u.ac.jp/01_soumu/0102_kikaku/tyukimokuhyou.pdf

貼付資料11-2-①-2 「国立大学法人鳴門教育大学学則」(第2～8条抜粋)

前掲貼付資料2-2-①-1 「国立大学法人鳴門教育大学教育研究評議会規則」(第4条抜粋)

前掲貼付資料11-1-②-1 「国立大学法人鳴門教育大学役員会規則」(第3条抜粋)

前掲貼付資料11-1-②-2 「国立大学法人鳴門教育大学経営協議会規則」(第4条抜粋)

貼付資料11-2-①-3 「国立大学法人鳴門教育大学学長選考等規則」(第5・6・9条抜粋)

貼付資料11-2-①-4 「国立大学法人鳴門教育大学理事選考規則」(第1・2条抜粋)

貼付資料11-2-①-5 「鳴門教育大学部長選考規則」(第1・2条抜粋)

前掲貼付資料11-1-①-7 「国立大学法人鳴門教育大学学長特別補佐に関する規程」(第1～3条抜粋)

前掲貼付資料11-1-①-8 「国立大学法人鳴門教育大学学長補佐に関する規程」(第1～4条抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

管理運営に関する方針は、中期目標、中期計画に明確に定め、それらを踏まえるかたちで管理運営に関する諸規則を整備し、それに関わる役員等の選考、責務、権限等も規則・規程として制定し、文書として明確に示している。

したがって、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されている。

観点 11-2-②： 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

【観点到係る状況】

大学の目的、計画については中期目標、中期計画、年度計画として、大学のウェブページ上の「法人情報」に掲載・公表し、また、業務遂行状況についても「業務の実績に関する報告書」として「評価結果」とともに掲載している（貼付資料 11-2-②-1～2）。また、学内に対する諸活動情報については、「教職員向け情報」ページ中の教職員掲示板により公表している（別添資料 11-2-②-3）。

なお、これらのデータ・情報は、総務課において一括管理している。

資料 11-2-②-1 「業務の実績に関する報告書」(ウェブページ)



(出典 ウェブページ [法人情報 業務の実績に関する報告書])

URL http://www.naruto-u.ac.jp/01_soumu/0102_kikaku/16houkoku.html

資料11-2-②-2 「法人情報」(ウェブページ)

(出典 ウェブページ「法人情報」)

URL <http://www.naruto-u.ac.jp/menu/corporation.html>

貼付資料11-2-②-1 「業務の実績に関する報告書」(ウェブページ)

貼付資料11-2-②-2 「法人情報」(ウェブページ)

別添資料11-2-②-3 「教職員掲示板(お知らせ)」(ウェブページ)

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的、計画は中期目標、中期計画、年度計画として、また、業務遂行状況については「業務の実績に関する報告書」として「評価結果」とともにウェブページに掲載・公表している。

学内に対する諸活動情報については、「教職員向け情報」としてウェブページ上の教職員掲示板により公表しており、職員はこれにより学内事務連絡等を行っている。

したがって、適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能している。

観点11-3-①：大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点到る状況】

法人化以前から、本学では、大学の総合的な活動状況や業務遂行状況を自己点検・評価することを目的として、毎年1回鳴門教育大学年次報告書を刊行してきた。法人化以降も、「評価委員会」(前掲貼付資料9-1-①-2)

のもとで自己点検・評価実施要領（前掲貼付資料3-2-②-1）に基づき、以下に示した観点から実施している。

- (1) 年度計画に基づく事業の実施に関する自己点検・評価
- (2) 講座・教員に係る自ら設定した目標に対する当該年度の自己点検・評価
- (3) 公的業務に対する理事及び監事による自己点検
- (4) 学長による教育研究活動の業績評価項目に基づく教員の業績相対評価

前掲貼付資料9-1-①-2 「国立大学法人鳴門教育大学評価委員会規程」（第1～6条抜粋）
 前掲貼付資料3-2-②-1 「国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価実施要領」（抜粋）

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価は、「評価委員会」において、上記（1）～（4）の項目ごとに分析を含めて点検・評価を行っており、これらの評価結果等は、「自己評価結果報告書」としてまとめている。

したがって、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われている。

観点11-3-②： 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点到係る状況】

平成15年度までの法人化以前から実施している自己点検・評価については「年次報告書」として刊行し、全学共通の重要部分についてはウェブページを通じて公開してきた。

平成16・17年度の評価結果については、業務の実績に関する評価結果等に加え「自己評価結果報告書」と改め、学内外に印刷物として配付している（貼付資料11-3-②-1）。

平成18年度分からは、自己点検・評価実施要領に基づいて実施した評価結果を「自己評価結果報告書」に掲載し、ウェブページ等を通じて広く公表することとしている（前掲別添資料3-3-①-3）。

また、各年度の業務の実績に関する評価結果は、ウェブページ上に掲載し、広く公表している（前掲貼付資料11-2-②-1）。

資料 11-3-②-1 「自己評価結果報告書配付先一覧」(学外抜粋)

鳴門教育大学自己評価結果報告書(平成17年度版)配付先一覧予定
(平成19年4月1日現在)

配付先	
学 外	経営協議会学外委員6 名誉教授(46) 退職教員等(平成17・18年度末在職者)(名誉教授除く)(15)
	文部科学省(9) 大臣官房総務課広報室 高等教育局高等教育企画課 高等教育局国立大学法人支援課 高等教育局大学振興課 高等教育局学生支援課 高等教育局専門教育課教員養成企画室 研究振興局学術機関課 研究振興局学術研究助成課 研究振興局情報課
	関係諸機関 国立大学法人(教育大学・教育学部) 各都道府県教育委員会(各1部・徳島県教委除く, 指定都市含む) 各都道府県・指定都市教育センター(各1部) 独立行政法人教員研修センター 徳島県教育委員会 県下市町村教育委員会(各1部・鳴門市教委除く) 鳴門市教育委員会 鳴門市 国立大学法人徳島大学 県内私立大学(四国大学・徳島文理大学)各1部 国立国会図書館 徳島県立図書館 鳴門市立図書館

(出典 「自己評価結果報告書送付先・配布先一覧」)

貼付資料 11-3-②-1 「自己評価結果報告書配付先一覧」(学外抜粋)

前掲別添資料 3-3-①-3 「鳴門教育大学自己評価結果報告書」(平成17年度版)

前掲貼付資料 11-2-②-1 「業務の実績に関する報告書」(ウェブページ)

【分析結果とその根拠理由】

年度ごとに自己点検・評価を行い、その結果を「自己評価結果報告書」として公表、ウェブページに掲載し、各年度の業務実績に関する評価結果もウェブページ上に公開している。

したがって、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されている。

観点 11-3-③： 自己点検・評価の結果について、外部者(当該大学の教職員以外の者)による検証が実施されているか。

【観点到に係る状況】

外部者による自己点検・評価については、法人化以前は大学評価・学位授与機構によるいわゆる「試行的評価」を、法人化後は国立大学法人評価委員会による「法人評価」を、また、平成19年度には大学評価・学位授与機構

による「認証評価」を受審することとしている。

受審状況は貼付資料 11-3-③-1 に示すとおりである。さらに、本学独自の取組として、平成 19 年度から学外者を交えた「教育評価部会」により、教育活動内容及び自己点検・評価結果の反映状況等の検証を行うこととしている（貼付資料 11-3-③-2）。

資料 11-3-③-1 「外部者による自己点検・評価の受審状況一覧」

受審年度	評価内容等		受審機関
平成12年度	全学テーマ別評価 (試行的評価)	教育サービス面における社会貢献	大学評価・学位授与機構
		教養教育(実情調査)	
平成13年度	全学テーマ別評価 (試行的評価)	教養教育(継続分)	大学評価・学位授与機構
		研究活動面における社会との連携及び協力	
	分野別研究評価 (試行的評価)	教育学系	
平成14年度	全学テーマ別評価 (試行的評価)	国際的な連携及び交流活動	大学評価・学位授与機構
平成17年度	平成16年度年度計画に係る法人評価		国立大学法人評価委員会
平成18年度	平成17年度年度計画に係る法人評価		国立大学法人評価委員会
平成19年度	平成18年度年度計画に係る法人評価		国立大学法人評価委員会
	大学機関別認証評価		大学評価・学位授与機構

(出典 「外部者による自己点検・評価の受審状況一覧」)

資料 11-3-③-2 「評価委員会教育評価部会設置要項」

(趣旨)

第1 国立大学法人鳴門教育大学における教育の質の向上や改善について、外部者を含めた評価を行うため、評価委員会教育評価部会（以下「教育評価部会」という。）を置く。

(組織)

第2 教育評価部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 評価委員会委員のうちから委員長が指名する者 3 人
- (2) 21 世紀の教員養成・教員研修等の在り方に関する検討会議及び地域連携協議会の外部委員のうちから議長の指名する者 3 人

(業務)

第3 教育評価部会は、次に掲げる事項に基づき、活動内容及び結果の反映状況等について検証を行い、そのシステムが機能しているか評価を行う。

- (1) 講座及び教員の自己点検・評価、教育研究活動等の業績評価
- (2) 学生（大学院生）による授業評価
- (3) ファカルティ・ディベロップメント推進事業
- (4) その他必要と認める事項

(評価結果の反映・活用)

第4 評価結果は、教育評価部会から評価終了後、すみやかに評価委員会に報告するとともに学長に報告する。

(出典 「評価委員会教育評価部会設置要項」)

貼付資料 11-3-③-1 「外部者による自己点検・評価の受審状況一覧」

貼付資料 11-3-③-2 「評価委員会教育評価部会設置要項」

【分析結果とその根拠理由】

国立大学法人評価委員会及び大学評価・学位授与機構による各種自己点検・評価を受審しているほか、平成19年度からは、学外委員を交えた「教育評価部会」により、教育活動内容及び自己点検・評価結果の反映状況等の検証を行うこととしている。

したがって、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されている。

観点 11-3-④： 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

【観点到に係る状況】

学内外における評価結果については、教育研究評議会等において報告し、ウェブページ等により広く学内に周知・公表している。

大学の管理運営全体に係る改善点等については、学長、理事が経営協議会をはじめとする各種会議からの改善・指摘内容を学長室懇談会において検討し、担当理事が委員長を務める当該業務を所掌する各種委員会で検討することとしている。なお、学外における評価の反映状況は別添資料 11-3-④-1 のとおりである。また、学内における自己点検・評価の結果については、各教員にフィードバックするとともに、研究費配分及び給与に反映している。

別添資料 11-3-④-1 「評価結果の反映状況」

【分析結果とその根拠理由】

評価結果については、教育研究評議会等で報告・周知し、改善点の検討も学長をはじめとする執行部のリーダーシップにより、適切な形で実施している。その成果は、これまでの改善状況からも明らかである。

したがって、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 管理運営業務を円滑に遂行させるために、学長特別補佐及び学長補佐を設置している。

【改善を要する点】

- ・ 特になし。

(3) 基準11の自己評価の概要

大学の管理運営については、学長、理事及び監事を役員として置いており、管理運営組織は役員会をはじめとする国立大学法人法に基づく組織を設置している。これらの組織が縦横に連携を保ち、運営を円滑に遂行できるように学長特別補佐及び学長補佐を設けている。

理事3人がそれぞれ各種委員会の委員長として各委員会を掌理し、委員長を通じて学長の意向等を委員会に反映するとともに、学内の意見調整を図ることをも視野に入れた運営を行っている。

学内外のニーズ調査については、学生に対してはアンケート調査や学長との懇談会により、職員に対しては「学内説明会」により、学外関係者に対しては外部委員として参加している各種委員会等により聴取し、適切な形で管理運営に反映している。

監事は年1回の定期監査のほか、必要に応じて臨時監査を実施している。定期監査において、当該年度の業務実施状況、諸会議の実施状況及び監査計画に掲げる監査の重点事項を中心に書面及び実地による確認・調査を行い、学長に監査結果を報告している。

管理運営のための組織的研修については、学外では国立大学協会が開催する課長級研修をはじめ、各ブロックでの研修に参加している。学内では、人事・労務に関する講習会のほか、メンタルヘルス講習会等を実施し、職員の資質の向上に努めている。

管理運営に関する方針については中期目標、中期計画に定め、それらを踏まえ、管理運営に関する諸規則を整備し、それに関わる役員等の選考、責務、権限等も規則・規程として制定・明文化している。

また、中期目標、中期計画、年度計画は大学のウェブページに掲載・公表し、業務遂行状況についても「業務の実績に関する報告書」として「評価結果」とともに掲載している。

大学活動の自己点検・評価としては、法人化以前から、その結果を年次報告書として刊行しており、法人化後も自己点検・評価実施要領に基づき実施しており、その結果を「自己評価結果報告書」としてまとめ、広く公表している。

外部者による自己点検・評価については、法人化以前は大学評価・学位授与機構による「試行的評価」を受審しており、法人化後は国立大学法人評価委員会による「法人評価」を、また、平成19年度には大学評価・学位授与機構による「認証評価」を受審することとしている。さらに、本学独自の取組として、学外者を交えた「教育評価部会」により、教育活動内容及び自己点検・評価結果の反映状況等の検証を行うこととしている。